

平成24年 8月30日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

10番	堀岡敏喜	11番	炭竈ふく代
-----	------	-----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(33名)

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総 務 部 長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	石川敏彦
教 育 部 長	山田英夫	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 財政課長	佐藤勝義	民生部次長兼 健康推進課長	服部 誠
民生部次長兼 介護高齢課長	佐野 隆	開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳
開発部次長兼 土木課長	三輪真士	会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦
教育部次長兼 学校教育課長	服部忠昭	監 査 委 員 長 事務局長	松川保博
秘書企画課長	山口精宏	防災安全課長	伊藤久幸
税 務 課 長	伊藤好彦	収 納 課 長	山守 修
市民課長兼 鍋田支所長	加藤恵美子	十四山支所長	平野 進
保険年金課長	平野宗治	環 境 課 長	鈴木浩二

福祉課長	前野幸代	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
都市計画課長	竹川彰	下水道課長	橋村正則
生涯学習課長	八木春美	十四山スポーツ センター館長	花井明弘
図書館長	奥田和彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第5 同意第4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 議案第39号 弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第40号 弥富市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第9 議案第41号 市道の廃止について
- 日程第10 議案第42号 市道の認定について
- 日程第11 議案第43号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第44号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第45号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第46号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 認定第1号 平成23年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第2号 平成23年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第3号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第4号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第5号 平成23年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第6号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第21 認定第7号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 発議第8号 決算特別委員会の設置について

~~~~~  
午前10時00分 開会

議長（佐藤高清君） ただいまより平成24年第3回弥富市議会定例会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。  
会議規則第81条の規定により、堀岡敏喜議員と炭竈ふく代議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 会期の決定

議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。

第3回弥富市議会定例会の会期を本日から9月21日までの23日間としたいと思いますが、  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から21日までの23日間と決定しました。

~~~~~  
日程第3 諸般の報告

議長（佐藤高清君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、弥富市長から平成23年度の健全化判断比率及び資金不足比率の  
報告書が、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が提出され、その写しを各  
位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~  
日程第4 同意第3号 教育委員会委員の任命について

議長（佐藤高清君） 日程第4、同意第3号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成24年第3回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を  
申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに提案を申し上げ、御審議いただきます議案は、同意 1 件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第 3 号教育委員会委員の任命につきましては、加藤正和氏が平成 24 年 9 月 30 日任期満了のため、その後任者として、弥富市前ヶ須町野方 746 番地、伊藤昭三氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

~~~~~

日程第 5 同意第 4 号 教育委員会委員の任命について

議長（佐藤高清君） 日程第 5、同意第 4 号を議題とします。

下里博昭君の退場を求めます。

〔教育長 下里博昭君 退場〕

議長（佐藤高清君） 服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、同意 1 件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第 4 号教育委員会委員の任命につきましては、下里博昭氏が平成 24 年 9 月 30 日任期満了のため、その後任者として、弥富市鎌島六丁目 23 番地、下里博昭氏を引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくをお願いを申し上げます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

下里博昭君の入場を求めます。

〔教育長 下里博昭君 入場〕

議長（佐藤高清君） 下里教育長から発言を求められておりますので、これより発言を許します。

教育長（下里博昭君） ただいまは教育委員の再任に御同意をいただきまして、まことにありがとうございました。

改めて職責の重さに身の引き締まる思いでございます。微力ではありますが、本市の教育の発展のために、そして将来を担う子供たちのために全力で務めさせていただく所存でございます。

今後とも、皆様方の一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

~~~~~

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（佐藤高清君） 日程第6、諮問第1号を議題とします。

服部市長に推薦理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、諮問1件でございます、その概要につきまして、御説明申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、佐藤浩氏が平成24年12月31日任期満了のため、その後任の候補者として弥富市中山町分水75番地1、平野洋子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） これよりお諮りします。

諮問第1号は、市長の推薦のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦のとおり決しました。

~~~~~

日程第7 議案第39号 弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第40号 弥富市立学校設置条例の一部改正について

日程第9 議案第41号 市道の廃止について

日程第10 議案第42号 市道の認定について

日程第11 議案第43号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第44号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第45号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第46号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第15 認定第1号 平成23年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第2号 平成23年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第3号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第4号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第5号 平成23年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第6号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第7号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（佐藤高清君） この際、日程第7、議案第39号から日程第21、認定第7号まで、以上15件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例議案2件、法定議決議案2件、予算関係議案4件、決算認定議案7件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第39号弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正につきましては、郵政民営化法等の一部改正等に伴い、引用している会社名を日本郵便株式会社に改める必要

があるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第40号弥富市立学校設置条例の一部改正につきましては、弥富市立日の出小学校の設置に伴い、設置に関する規定を改める必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第41号市道の廃止につきましては、道路整備事業に伴い、関係路線を廃止するものであります。

次に、議案第42号市道の認定につきましては、道路整備開発整備事業に伴い、路線の再編成により関係路線を市道として認定するものであります。

次に、議案第43号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億8,054万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を153億9,035万5,000円とし、債務負担行為及び地方債の補正を計上するものであります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費におきまして、防犯灯台帳作成業務委託料1,676万9,000円。

民生費におきましては、児童扶養手当1,000万円。

衛生費におきましては、麻しん等個別予防接種委託料3,910万円。

農林水産業費におきましては、土地改良事業補助金1,100万円、基盤整備促進事業補助金5,964万円。

消防費におきましては、社会資本総合整備基本構想策定委託料650万円。

教育費におきましては、小学校修繕等工事請負費2,100万円であります。

これらに対する主な歳入といたしましては、前年度繰越金2億5,354万5,000円、財政調整基金繰入金5,816万5,000円、国からの児童扶養手当費負担金330万円、県からの基盤整備促進事業補助金4,080万円、緊急雇用創出事業基金事業費補助金1,676万9,000円を増額計上する一方、普通交付税2,569万9,000円、市債の臨時財政対策債1億9,500万円を減額するものであります。

次に、議案第44号平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億4,372万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億3,372万9,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、国民健康保険支払準備基金積立金6,000万円、国庫負担金過年度分返還金5,301万7,000円、退職者医療交付金過年度分返還金2,040万7,000円であります。

これらに対する歳入といたしましては、その他繰越金1億7,375万円を増額計上する一方、退職者医療交付金3,002万1,000円を減額するものであります。

次に、議案第45号平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につつま

しては、前年度保険料等の納付状況に伴い、保険料等負担金過年度分等を計上し、歳入歳出予算の総額を3億7,088万9,000円とするものであります。

次に、議案第46号平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険事業勘定において、介護保険支払準備基金積立金過年度保険料の納付状況に伴い第1号被保険者保険料還付金、前年度保険給付費の額の精算に伴い国庫補助金、県補助金、支基金交付金の返還金等を計上し、歳入歳出予算の総額を23億7,232万4,000円とするものであります。

次に、平成23年度各会計の決算認定であります。

我が国の経済は、東日本大震災により大きく落ち込んだ後、復興関連事業や個人消費等の国内事業が堅調に推移しているほか、輸出にも持ち直しの動きが見られ、全体として緩やかに持ち直しつつあるという見方がされていますが、リスク要因もあり、先行きは決して楽観できるものではありません。本市においても、税収は経済情勢の不透明感から今後大きく好転する要素も見当たりません。

このような状況の中、継続中の基盤整備事業、多様な住民要求に応えるべき課題事業を推進するために、今後とも限られた収入をより効率的に執行してまいります。

平成23年度決算は、弥富市として6回目の決算でございますが、厳しい財政状況の中、所期の目的をほぼ達成することができましたことは、市議会議員の皆様を初めとして、市民の皆様方の御協力、御理解によるものであり、深く感謝申し上げる次第であります。

認定第1号平成23年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、予算規模144億4,129万9,000円に対し、これに対する歳入決算額は145億8,580万5,084円でありまして、収納率は101%、歳出決算額139億9,735万2,147円で、執行率は96.9%となりました。

歳入におきましては、前年度と比べ市税全体では1億6,028万円の増額となりました。その内訳は、法人市民税が5,553万円、固定資産税が1億467万円、軽自動車税が193万円、市たばこ税が3,558万円の増額となる一方、個人市民税が3,745万円の減額となりました。市税以外の主なものでは、普通交付税が6億1,460万円交付され、歳入全体では前年度に比べ3.5%、5億3,159万円の減額となりました。

一方、歳出におきましては、第1次総合計画で定めた事項を政策目標として、市民の一体感の醸成、市民サービスの低下を招くことのないよう努力してまいりました。

総務関係では、22年度に設置した庁舎改築等検討委員会を6回開催し、新庁舎建築基本構想を策定いたしました。また、コミュニティーバスの実証運行を22年度に引き続き実施いたしました。

福祉関係では、中学校卒業までの子供医療費自己負担分の全額助成制度と、妊婦健康診査の公費負担回数14回を継続するとともに、日の出保育所の保育室整備等工事などの保育環境

整備に取り組み、安心して子供を産み育てられる環境づくりを進めてまいりました。また、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種を、県と連携して新たに実施いたしました。

環境関係では、住宅用太陽光発電設備等に対する補助制度を継続し、地球温暖化防止の取り組みや、不法投棄監視用カメラを設置し、環境汚染、環境破壊の未然防止に努めました。また、ごみ袋の不適正な会計処理により、代金支出済みのうち約1,270万円分が回収できていないという問題につきましては、管理体制の強度など再発防止策に取り組むとともに、職員の服務規律と綱紀の肅正を徹底し、私自身が先頭に立って、失った信頼の回復に向けて全力で取り組む覚悟でございます。市政運営の責任者として、市民の皆様に重ねて心からおわびを申し上げます。

基盤整備事業では、排水路、排水機場の整備で、湛水防除、緊急農地防災事業ほか農地・水・環境保全向上対策の推進など農業基盤整備、中央幹線道路などの幹線道路や生活道路の整備に努めるとともに、ひので公園整備事業を完了いたしました。

教育関係では、（仮称）第2桜小学校建築工事、弥生小学校北校舎棟屋上防水、そして給食洗機取りかえ工事、白鳥小学校のユニットシャワー取り付け工事、弥富中学校相撲場建設工事、十四山中学校消防設備改修工事、各小学校の教室の窓ガラスへ飛散防止フィルムを貼付する業務委託など教育環境の整備に努めるとともに、英語教育の充実を図るため、外国人英語指導助手を増員いたしました。

社会教育施設関係では、中央公民館冷温水発生機定期整備工事、図書館等空調機改善工事など、快適で安全な施設の整備を行いました。

次に、認定第2号平成23年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入歳出決算額ともに7万666円でありまして、各事業計画に基づいて公共用地を先行取得するものでありますが、前年度は土地取得特別会計所有の土地を一般会計で買い戻し、その同額を一般会計に組み入れる措置により、例年に比べ増額となっていた関係で、本年度は大幅な減額となりました。

次に、認定第3号平成23年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額42億6,152万6,771円、歳出決算額40億8,777万5,429円であります。

高齢化の進展等によりまして医療費の増大が続く中、国民健康保険税の値上げにより対処しましたが、今後も厳しい財政運営が続くものと考えております。

次に、認定第4号平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額3億5,009万1,265円、歳出決算額3億4,615万526円であります。

次に、認定第5号平成23年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、保険事業勘定において歳入決算額21億4,084万5,859円、歳出決算額20億9,688万273円、サー

ビス事業勘定において歳入決算額4,875万3,298円、歳出決算額3,393万3,100円でありまして、介護保険制度の趣旨が市民の皆様には十分浸透し、認定事業及び施設・住宅等の介護サービスを順調に実施することができました。

次に、認定第6号平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額4億5,231万7,222円、歳出決算額4億1,148万4,467円でありまして、弥富北西部地区、十四山北部地区、十四山南部地区、広大海地区、鍋田地区及び十四山西部地区の施設の維持管理費を執行するとともに、十四山東部地区の道路、管路及び処理施設の設計業務委託、並びに管路工事及び処理施設の建設工事を進めました。

次に、認定第7号平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額8億3,721万2,213円、歳出決算額8億184万5,327円でありまして、前ヶ須、前新田、鎌島、三稻及び繰出地区の管路布設工事等の面整備事業を引き続き積極的に進めました。

平成23年度弥富市決算を、地方自治法233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけ、議会の認定を求めるものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。議長（佐藤高君） 議案は担当部長に説明させ、補正予算及び決算は説明を省略させます。

まず伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議案第39号弥富市財産の交換、譲渡、無償貸与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

第2条は、普通財産の土地建物に限り同一種類の財産と交換できる規定でございますが、郵政民営化法等の一部改正に伴いまして、第2条第1項第2号中の「郵便事業株式会社、郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改めるものでございます。

附則、この条例は平成24年10月1日から施行する。以上でございます。

議長（佐藤高君） 次に、山田教育部長。

教育部長（山田英夫君） 議案第40号弥富市立学校設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

1枚はねていただきたいと思います。

弥富市立学校設置条例の一部を改正する条例、弥富市立学校設置条例（昭和39年弥富町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中、これは学校の設置の表のことでございます。「弥富市立十四山西部小学校、弥富市六條町大山94番地」の次に、「弥富市立日の出小学校、弥富市平島町西新田181番

地」を新たに加えるものでございます。

附則、この条例は平成25年4月1日から施行する。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 次に、石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 議案第41号市道の廃止について御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、廃止路線調書をごらんください。

内容といたしましては、名古屋第3環状線の道路整備事業により道路の起終点を変更するために、市道境114号線を廃止させていただくものでございます。

続きまして、議案第42号市道の認定について御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、認定路線調書をごらんください。

内容といたしましては、名古屋第3環状線及び弥富名古屋線の道路整備事業に伴い、市道鍋田川2号線ほか、2路線の認定をさせていただくものでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案15件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案15件は継続議会で審議することに決しました。

~~~~~

日程第22 発議第8号 決算特別委員会の設置について

議長（佐藤高清君） 日程第22、発議第8号を議題とします。

本案は議員提案でありますので、提出者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 発議第8号決算特別委員会の設置について、提案理由を申し述べます。

地方自治法第110条及び弥富市議会委員会条例第6条に基づきまして、平成23年度一般会計及び各特別会計の決算審査について、お手元に配付されておりますごとく、委員提出9名をもって設置をするものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高君） 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決しました。

なお、正・副委員長も名簿のとおりでありますので、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~

午前10時30分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤高君

同 議員 堀岡敏喜

同 議員 炭竈ふく代



平成24年 9月 6日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井 実	14番	佐藤高清
15番	佐藤 博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原 功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

12番	山口敏子	13番	小坂井 実
-----	------	-----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(33名)

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総 務 部 長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	石川敏彦
教 育 部 長	山田英夫	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 財政課長	佐藤勝義	民生部次長兼 健康推進課長	服部 誠
民生部次長兼 介護高齢課長	佐野 隆	開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳
開発部次長兼 土木課長	三輪真士	会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦
教育部次長兼 学校教育課長	服部忠昭	監 査 委 員 事 務 局 長	松川保博
秘書企画課長	山口精宏	防災安全課長	伊藤久幸
税 務 課 長	伊藤好彦	収 納 課 長	山守 修
市民課長兼 鍋田支所長	加藤恵美子	十四山支所長	平野 進
保険年金課長	平野宗治	環 境 課 長	鈴木浩二

福祉課長 前野幸代  
児童課長 渡辺秀樹  
都市計画課長 竹川 彰  
生涯学習課長 八木春美  
図書館長 奥田和彦

総合福祉センター  
所 長 佐野 隆  
農政課長 半田安利  
下水道課長 橋村正則  
十四山スポーツ  
センター館長 花井明弘

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 伊藤邦夫  
書 記 岩田繁樹

書 記 佐野智雄

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高清君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、山口敏子議員と小坂井実議員を指名いたします。

日程に入る前に、本日、一般質問の予定が入っております三宮十五郎議員、那須英二議員のほうから、皆さんのほうに資料を配付との要望がありまして、これを認め、各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（佐藤高清君） それでは、日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず三宮十五郎議員、お願いします。

5番（三宮十五郎君） 皆さん、おはようございます。

三宮でございます。この議会で最初の質問をさせていただくことになりましたので、よろしく願いいたします。

先日も新聞等で報道されておりましたが、下水道が原因によります道路の陥没が1年間に全国で5,000カ所を超えているなど、財源不足によりまして全国の多くの自治体が下水道問題で頭を悩ましておりますが、当市におきましても市財政の過大な負担とならないように、その合理的な解決を目指すために事業計画と財政計画を改善することについてお尋ねいたします。

市長にお尋ねいたしますが、細部にわたっては担当の方からお答えいただいても結構でございます。

市の公共下水道及びその本体となっております県営の流域下水道事業に対する市の負担額は、平成14年10月の旧町時代の都市計画決定によりまして発足した当時は、20年計画ということでありましたが、表を見ますと22年になっておりますが、町が直接責任を負う建設費と、その借金を返済するための費用は、流域下水道負担金を合わせまして286億5,800万円でしたが、そのうち168億200万円を借入金で賄う。その元利返済の55.8%は国や交付税で負担をするので、建設費と元利償還金の合計374万5,500円のうち、その64.2%は国や県が負担をしてくれる。町と住民の負担は134億3,100万円の35.8%でできるというものでございました。ところが、その後の国によります地方交付税制度の改正と弥富の固定資産税の増収な

どもありまして、この交付税で負担する分が基本的になくなることになり、無理のない計画に変更すべきではという私たちの要望もありまして、市が示された改定案では、現在もその計画で基本的に進んでいるが、国・県の負担は、さきの240億4,200万円が108億4,100万円と大幅に少なくなる一方で、市の負担は134億3,100万円が269億7,600万円と倍増し、建設計画を20年先延ばしし、完成は平成65年度とされました。交付税については多少の変動はあると思いますが、現在も基本的にはこの計画の考え方で進んでいると思いますが、そういう理解でよろしいかどうかということと、またこの計画には、本来想定されなければならない大規模修繕や施設更新のための必要経費、減価償却費と、今後、事業の進展に伴って増加する維持管理費中の人件費等については入っていないという説明が行われておりましたが、それについても、旧町時代の計画も現行計画も変わっていないと思いますが、そういう理解でよろしいか、まず最初に確認をさせていただきます。

議長（佐藤高清君） 橋村下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） おはようございます。

三宮議員の御質問にお答えさせていただきます。

財政計画が変更ないかということでございますが、下水道条例を作成するに当たりまして、平成21年のときに新しく財政計画のほうの見直しをさせていただきました。現在、その財政計画を進めております。

それともう1点、人件費でございますが、人件費につきましては、この財政計画には反映してございません。減価償却費も入ってございません。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） それでは、次の質問に移ります。

国の交付税制度が改正される前の計画では、現在は市であります、当時の弥富町の最大の負担の一つとなります元利返済分の55.8%を交付税で支援されるということがありましたが、それが基本的に期待できない中で、先ほど説明がありましたように、負担額については大幅増の中で年度を繰り延べるという方向で改正をされました。

平成24年度の予算では、一般会計からの負担は1億6,000万円ほどの予定でございますが、平成30年度には年間3億円を超え、44年度には4億9,500万円が予定をされるなど、前後にそれが、44年度の4億9,500万円をピークにして減っていきませんが、子育て支援だとか高齢者福祉をますます強化しなければならない。市の財政を圧迫する大きな要因となってまいりますが、きょうは、そのことよりも、特に今後大きな負担となることが心配される施設の大規模改修や更新の費用が財政計画に全く反映されていないことについてお尋ねいたしたいと思います。

私は、久方ぶりで南部水道企業団議会議員に送り出していただき、これで連続5年目を迎

えさせていただきますが、企業会計という、通常市ではやっていない体系の方式をとっている財政運営が行われておりますので、仕組みを理解するのに少し時間がかかりましたが、水道や下水道事業を運営するときに、施設を安定した、効果的な事業展開を図るためには、借り入れをしてつくった施設の元金を返す費用と、施設更新のための費用の捻出、その一番のかなめが減価償却費だということを知ることができました。

海部南部水道企業団は昭和35年に設立と営業の認可が行われ、23年度で52年目を迎えました。弥富市もこの構成団体の中心的な一つとして参加をしておりますが、旧の弥富、佐屋、十四山、立田、飛島と蟹江町の一部を含む、23年度末では8万8,696人の人口で構成されており、年度末の1人当たりのこれまでの総建設投資額は30万7,000円でございます。

弥富市の下水道は、計画人口は約4万人ですが、実人員で見ますと3万6,000人ほどで、建設費1人当たりに直しますと、先ほど申し上げました建設時の負担金、79万6,000円の建設費が予定されております。これだけ見ても、下水道事業がどれほど高額な事業かわかりいただけると思います。

52年間の南部水道の借金の総額は、今お手元に配付させていただきました海部南部水道企業団の資本費の動向という表の右下の平成23年度のところの一番下にありますが、この間、当初の建設から、最近では石綿管更新事業など、大規模な改修をやったり、庁舎の建設などを行ってきましたが、全ての期間で借り入れた借金の総額は79億4,200万円ほどであります。

区域や人口からいって、2倍を超える海部南部水道が、当初建設をして、しかもその大部分をもう再改修する、庁舎も建てる。こういうことをやっても、総投資額は、その上のほうに書いてありますが、271億8,600万ということで、弥富市の下水道の配管工事と流域下水道の一部負担金の額よりも少ない状態でありますので、いかにこの下水道事業が、実人口で見ると3万6,000ほどでございますので、本当に半分よりも大幅に下回る状態のもとでこれだけの負担をしていく。しかも、南部水道の予定しております借入金につきましては、先ほど申し上げましたが、1人当たりに直すと45万7,472円で、海部南部水道のこの間の庁舎建設も含めた全ての借金の5倍という、こういうレベルになります。

市が現在多額の借金の返しているときだから、あえて減価償却費の試算をしなくても、そういう負担はしているというふうを考えるし、いずれ必要なことではあるがとはしておりますが、なかなか国や県が具体的なモデルやそういうものの根拠を示してもらえないものですから、難しいというふうにおっしゃっておりますが、実際に今の下水道の借金を返し終わるのは平成85年、今から61年先ということになります。借金を返す前から、既に相当大規模な全面的な改修が、下水道事業で言うております建設当時から耐用年数50年ということで考えても発生をしているわけでありませう。

しかし、私は、この耐用年数50年につきましても、水道がはるかに丈夫な管を使いながら、

40年間の耐用年数でやっているということを見ましても、ちょっと先日もお話をしましたら、水道は圧力がかかるから、そういういい管を使っておるだろうというお話なんです、実は地下に埋管すれば、相当外から外圧がありますよね。水道は4気圧あることで、むしろ外圧との、両側から支えて管の状態を良好に維持できますが、下水道はほとんど空洞ですから、ひずみが非常に起こりやすい、相当の圧力がかかりますので。そういう意味でも、50年大丈夫だなんていうのは、実際の土木工学上から見ると私は大変問題があると思いますが、きょうはその各論に入ることは避けて、もう少しこの減価償却費の問題でお尋ねしたいと思います。

下水道事業の危うさというのは、国も県もそうでございますが、行政もそれにつられて、ほとんど借金でやるにもかかわらず、国や県から大丈夫と言われたと。だから、大丈夫だと。

もともとこの事業計画に入るときに、当時の総務大臣が全国の市町村長と議会議長宛てに全ての自治体にファクスニュースを送付しまして、ぜひ首長、議長の方にも読んでいただきたいと。そして、相当全国の市町で下水道事業で大変な財政困難な事態を来していることもありまして、着手するときには、市民の負担や行政の負担が将来どうなるかを具体的に明らかにして、しっかり議論をして進めていただきたいと、こういうことが言われておりまして、私どもも、当時の町長や議長、あるいは議会でも何回も繰り返し申し上げましたが、そのときに皆さんは、国や県が大丈夫だから大丈夫だということで切り返してこられまして、そして多数決でこの計画を進めていくことが決定されました。

しかし、これは、今大きな問題になっております原発の問題でもそうでございますが、日本であんな苛酷な事故は絶対起きないと。発電の単価も原発が一番安いということを実際にマスコミやほとんど全ての政党や政治家が言い続けてきたんですが、今になってみると、国が言っていたことは全く事実と異なるということが明らかになりましたし、このような長期の多額の事業費を伴い、借金をする計画に当たりまして、本当に50年で大丈夫なのかということもございまして、同時に、もう借金を払い終わる前から大規模な更新があるのに、その費用の捻出というのは今のところ考えていない。しかも、市が示されました計画によりまして、たしか着手時から52年目ですね。表をいただいておりますが、そこで一般会計から負担をしなくても、何とかそのときの借金が払える、それから経費が払えるということでありまして、ためるのはそれからということなんです、50年というと、もう既に大規模改修、その前にも必要なところはいろんな地盤や何か、条件でも出てくるとは思いますが、出るときからお金を考え始めると。基本的に補助金なし、自治体の負担でやるというのが原則だと思いますので、そういうことを考えると、将来負担をはっきりさせないで、このまま事業を続けるということについては私ども大変不安を持っておりますが、同時に、やっぱり行政がこんな長期の計画を決めて、しかも行政や市民の多大な負担が想定されるときに、本当にどの程

度の負担があるかということを一日も早く明らかにすることは、行政としては絶対に避けては通れない。そして、しなければならぬ、市民の理解のもとで進めるべき課題であります。こういう格好で着手をしたといっても、今からでもこれはやらなきゃいかん課題だと思っておりますが、その辺のことについてはどのようにお考えになっているか、お尋ねいたします。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

三宮議員に、下水道事業につきましての御質問に対して御答弁申し上げます。

まず最初に、基本的なことを確認させていただきたいわけですが、私ども弥富市の第1次総合計画の中におけるまちづくりの中で、市民、住民の皆様から一番要望が高かったのが下水道管ということでございました。次の時代の環境をいかにつくっていくか。あるいは周辺の水環境の整備ということに対して、しっかりと下水道事業を進めていこうということでございました。

そして、平成21年、いわゆる議会の皆様の御承認をいただきながら条例化をし、22年の3月に第1次の供用開始をしたところでございます。

それ以来、さまざまな形で自然災害等々もあるわけですが、今現在の公共下水道事業の本管工事の耐震性というのは、震度7には耐えられるというような工法で進められておるわけでございます。

また、さまざまな面整備における下水道事業の整備につきましては、計画的に進めさせていただいておりますけれども、これは特別会計でやらざるを得ない、現状としては、まだまだスタートしたばかりでございますので、特別会計でやり、そして収支ということに対しては、相当長い先ではございますけれども、収支のとれるように、市民、住民の皆様の御協力、いわゆる宅内配管の整備というような状況、いわゆる資本金収入をいかにカバーしていくかという形の中で収益を上げていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

また、減価償却費の問題につきましても、先ほど50年という年数を考えておるわけですが、これらの問題につきましても、その都度チェックをしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、我々としては、弥富市の水環境、いわゆる周辺の環境の整備のために肅々とこの公共下水道事業を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

御承知のように、これは弥富市単独ではございません。4市2町という形の中で、いわゆる日光川下流流域下水道事業という形で整備をさせていただいております。まだまだ下水道の整備率がわずか十数%という状況でございます。我々の次の環境という形

の中で、一日も早く環境整備を進めていくのが我々の任務だろうというふうに思っておりますので、これからの下水道事業に対する議員各位の御理解、そして御協力をお願い申し上げますとところでございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） そういう計画で進んでいることは私も承知をしております。しかし、一番私が以前から問題にしておりますのは、実際の費用負担がどれほどかかるかということについては、一度も議会にも、それから市民の前にも明らかにしたことがない。建設費がこれだけかかりますというのは出されておりますが、そして、今、市は、そのための借金を返す負担やそういうものについては、今、市長がおっしゃられたように一定の額で返していく。それも計画時に比べると約2倍ほどの負担になるわけでありますから、それ自身も大変なんです。問題は、減価償却がどの程度投資に対してかかるかということについて、海部南部水道の具体的な事例をもとにして、ちょっとお考えいただきたいと思いますが、今、お手元に配付いたしました一番表の海部南部水道企業団の資本費の動向という表の一番下のところに、創立時から昭和61年までの27年間の総投資額ですね。有形固定資産年度末総額という、このAが、その間の借り入れしたり、いろいろなことをやったわけですが、全部の投資額です。それに対して、減価償却費というのは、89億円余りに対して21億4,000万円ほどであります。ただし、このときは非常に、今とは全く比べ物にならない。要するに当初は非常に物価も安い、人件費も安い。それから、これは人口5万の計画で進んだんですが、大体61年に8万人を超えているというような状況になっていたこともありまして、初めのほうの投資は、物価も上がる、人件費も上がるということがずうっと高度成長で続いていた時期ですから、初めのほうでかなり費用をかけても、最終的にはあとのほうの投資がどんどんどんどん大きくなりますので、この23.8%なんていうのはきょうび考えられないことだということは、皆さん、よく御理解いただけたらと思います。

そして、この23年度というところの下に、一応17年間と書いてありますが、これは17年間ではなくて、全部の累計ですね。間が17年間、61年から23年、17年間あるということですが、投資総額は、先ほどもちょっと言いましたが271億8,600万。これに対して、減価償却費は、これ水道料金で回収した分なんです、経費でね。水道料金の中に経費として含まれて、実際には支出をせずのためおいて、建設投資に回していく、あるいは借入金を払っていくのに充当するという事で集められて、使われたり、あるいは利益剰余金という形で持っているものも含まれておるわけでありまして、事業認可時から52年間の総トータルでも、投資総額の40.12%の減価償却費が発生して、これで運営が成り立っていると。もちろんここは庁舎を建てたり、土地を買ったりというのもありますから、単純に、水道ということもありますので、同じになるというふうには私も思いませんが、傾向としては、そんな安いときにいろん

なものをつくってきたという経緯があっても、全期間を通じて40%を超えるような減価償却費が必要だったと。

さらに、昭和62年から23年までの25年だと思いますが、この25年間に増加した建設投資の額といいますと182億1,400万余り。ですから、この前の27年間よりもこっちの建設投資のほうがはるかに大きいわけですが、それに対して減価償却費という形で、料金で徴収しなければならなかった額が87億6,700万円で、5割近い、48%というような形で減価償却費がかかると。こういう仕組みになっておりますので、この減価償却費の問題は、今、金を払っておるから、払うお金も減価償却費の一部を市が充当しておるということについては私もそれはそのとおりだと思いますが、しかし、実際にどんな規模になるかと。今、どうしても最小限かかる費用については入れておるんですが、将来負担について想定をする準備をしていく。今、集めるかどうかは別にしても、していくということがないと、この事業が本当に、今、市長がおっしゃったような市民の要望に応えられるのか。市のほかの財政を相当圧迫するものになるんじゃないとか、その辺の大丈夫だという説明ができるようなことは市としてやっていただくべきだと思いますし、お願いしたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） あらゆる建設投資の中における、いわゆる減価償却費というのは、例えば下水道事業といえば、宅内配管における使用料という形の中でその減価償却費を見込んでくるわけですね。あるいは水道事業におきましてもそのような形で、1立米当たりに対して減価償却をどのような形で組み込んで、やっていくわけですね。そういうような状況の中で、例えば公共下水道事業の接続率を高めることが減価償却費のパーセンテージを低めるというようなことにつながるわけでございますので、一度そういうような状況の中で、現状における普及率、例えば供用開始したところがございまして、一度そういう試算を、私どもといたしましては、地域における減価償却費がどれぐらいになるだろうということは試算していかなきゃならないだろうと思っております。

しかしながら、私は今、海部南部水道企業団における減価償却費は1立米当たり23から25%前後というふうに思っておりますので、三宮議員がおっしゃる、今までの累計という形の中での総投資額に対する減価償却費とはちょっと違うと思いますけれども、我々としては、1立米当たりの減価償却費というのを見込みながら、水道の使用料という中で組み込んでいくということでございますので、その辺もしっかりと精査をしながら、一度公共下水道事業における減価償却費、供用開始した状況の中で求められるかどうかということを確認していきたいというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 水道の場合は、料金、収益事業で年間20億ほどいただくわけですが、

その中の割合ですね。これは収益事業に対する割合なんです。今、私が申し上げたのは、投資額に対する割合ですね。もともと減価償却というのは、投資額に対して発生する額でありますので、ここは、こういう規模の大型投資をすれば、例えば2%ということでも累積していきますと、以前にも申し上げたことがあります、52年、53年ごろ、最初の初期の投資から投資した額の累計で、それに2%掛けていきますと、平成53年、40年目の時点で105億6,900万ほど、今の水道会計のやり方でいくと、水道はパーセントはもっと高いんですが、下水道の50年という計算でいきますと、それくらい。それから、52年目になりますと174億1,300万。最終的には、この借金を払い終わる時点では280億を超える減価償却費が発生するというものが、もともと投資した資本に対する、耐用年数によって割り出す仕組みですので、ぜひこれについては、国がそういうマニュアルを出さないとかそういうこともありますが、実は私、御一緒に監査委員をやっておりました佐藤会計士さんにお尋ねをしましたら、現在、監査委員をやっておられる片岡監査委員は企業会計問題の専門家らしくて、私、水道のことで佐藤さんに教えてもらいたいといってお邪魔したことがあるんですが、私に聞くより片岡さんに聞いたほうがうんとよくわかるといっておっしゃってくださったような方が市の監査委員にもおられるし、それから、南部水道の今の幹部の皆さんというのはこういう問題に非常に精通しておりますので、本来、減価償却費というのはどういうふうにして出すべきかということをお尋ねしていただければ、そんなに複雑な方法じゃない方法で、今の市の皆さんでもできる方法を教えていただけると思いますんで、ぜひこれは、実際の将来負担が、少々頑張れば何とかなるものなのか、そんなことをやっておいたら本当に市の財政が大変なことになっていくというような問題を含めているのかということも見きわめていく必要があると思いますし、もう一つは、計画そのものは、さっき市長もおっしゃられたように共同でやっている仕事ですから、一抜けたでやめるとか、そういうことは私もすべきじゃないし、できないと思っています。ただ、水道は全戸つながなければ、均質の水は供給できませんが、下水道は、本当に末端の一戸一戸まで全部つながなきゃならんのかという問題があるんですね。

市長や私どもと同年配の人とよくお話をする機会がありますが、その皆さんたちに聞くと、みんな、子供のときは、今の西部下水だとか、そういう下水路で泳いでおったと言われるわけね。泳ぎながら暮らしてきたと。私自身も伊勢湾台風の前にも弥富に少し住んだ経験がありますが、そんなころには、農協の東側の西部下水のところに土地の皆さんがドウビンと言っているカラスガイがいたり、大変きれいな川で、釣った魚を食べることに何の抵抗もない状態だったのが、高度成長でどんどん人口が集中して、要するに自然の浄化能力を超える状態で生活排水が流れるようになったことでこういう状態になっていますから、100%つながなくても、あるいは全域を完全に下水道管でつながなくても、本当に自然との共生の中で以前と似たような川の状態を取り戻すことができれば、そのことで環境もよくなり、費用も

軽減されるなら、そういう方法があれば、一つの選択肢で、しかも、そういうことを皆さん自身がある程度年配の方はみんな経験しておられることでありますので、その辺は、本当に接続をどういうふうにするのか。もともと海部南部水道の費用が高い大きい理由の一つは、大体多くのところは人口1人当たりの水道管の延長が5メートル前後なんですね。南部水道は7メートルをはるかに超えているというようなこともあって、実はそういう投資額が割方高いところになっておって、これもまた原価にいろんな形で反映しておるわけでありますから、そういう工夫というのは市町村の裁量だと思えますし、同時に、もう既に、本当に県や市町で従来の計画ではだめだということを決断した秋田だとか青森みたいな、そういうところは県そのものが下水道計画を大幅に修正して、一定の自然との環境の調和がとれるようなところは、全部つなぐやつじゃなくて、合併浄化槽を初めとした、余り費用のかからないものでやるとか、そういうこともありますので、当然上位計画の変更もあります。同時に、いつまでにつなぐとか、そういうことについて言うと、これはまたつなぐ人の判断にもなりますし、市の財政状況にもよりますので、全部、今、どの市町も同じ計画で用意ドンでやっておるわけじゃないわけですよ。そういうことも含めて、対応の方法はいろいろあると思いますので、ぜひ実際の将来負担がどの程度になるかということも見ていただいて、問題がなければ、少々頑張れば何とかなるなら進めていただきたいし、本当にこれはちょっと見直さないかなあというなら、一度やっぱり市民や議員の皆さんにも御報告いただくということをお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

私ども、第1次供用開始が22年3月末という状況でございます。また23年、24年という形で2年間でございます。こういう状況の中での今の整備率、そして宅内配管の接続率、そういった中において、3年を一つのめどにして、きちっとした数字を出していきたいというふうに思っておりますので、もう1年間、現状の状況につきましては推移をさせていただきたいというふうに思っております。

3年経過した段階でどういう状況になっているのかということについては、また議会のほうに御報告申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 今の市のお出しになっておられる計画が100%予定どおりにいったとしても、相当の負担がずっと続くということではありますが、私どもが心配しておるのは減価償却費、それから実際の回収というのは、投資したときからの年限、あるいはその地域の地盤だとか、いろんな状況によって変わりますので、それに備える費用だとか、元金を払う費用が減価償却費ですよ。そこは、単純に今料金を上乗せするとか、そんなことをやっ

たら、多分誰もつながなくなるぐらいの額ではないかというふうに正直思っています。だけど、同時にそれは、いずれそういう格好で進めば、市が全体として負担しなきゃいかん問題でありますので、ぜひ、今、市長がもう1年と言われるなら、この中でそういう問題も含めて御検討いただくことを強く要望して、次の質問に移らせていただきます。

今、そのお話をさせていただきましたように、実際に下水道が接続されるというのは相当の時間がかかるわけでありまして、工事が最終全市で終わるのは平成55年というふうにいただいた表でもなっておりますので、この間の、やっぱり市長がおっしゃられたように悪臭だとか環境問題の解決について言うと、いろんな市民から要請もありまして、それなりのことがやられておりますが、ヘドロの堆積などによる悪臭は暮らしの質にも環境にも決していいものではないです。そんな費用や負担がかからなければ、不公平是正のためにも、市によるさまざまな取り組みや市民の自主的な活動への支援など、さまざまな方法を取り、より健やかに暮らせるまちにすることは、下水道の整備とあわせて、今できることでやってほしいというのが多くの皆さんの市に対する要望であり、市の仕事でもあると思います。

今、市が行っております木曾川用水の水が時々、排水路に従来よりも多く通水するとか、そういう対応もその一つであります。私が注目している事業の中に、弥生学区と桜学区にまたがりまして鯛浦区が行っております浄化剤の定期的な配布でございます。これまでEM菌などを初め、さまざまな方法が各地で試されましたが、対費用効果とか、手間がかかり過ぎるなどで、これというものがなかなか見当たりませんでした。私が最初にこれに気がつきましたのは、この役所と桜小の間の排水路で数年前から実験的に行われたものでございますが、まず驚いたのは、相当汚い排水路だったんですが、いつの間にか土や砂がむき出しになって、そこに堆積しておったヘドロがフロック状になって、水が流れると流れていくという状態が生まれてきました。これはやっぱりヘドロが分解されてきているということのあかしだと思いますし、とりわけ鯛浦区がやっているのを見ますと、例えば私の町内で、おとし、各戸に200グラムほどのその浄化剤を持たせて、お勝手の流し口と浄化槽から、これは自然界にあります微生物を集めたものでありますので、浄化槽にも影響ないという説明もありましたので使ってみました。そうしたら、特に専念寺のあたりからずうっと流れております福祉センターの北側の昔の用排水路が本当に見事に変わりました。まずそれまでヘドロで覆われておった、もともとあそこは底張りしたところでございますので、コンクリートの上にヘドロが、当然土なんか流れ込んでおりましたが、その覆っておったヘドロがなくなりました。それとあわせて土も入っていましたから、土もむき出しになる。今は水草がかなりいっぱい生えまして、先日は30センチぐらいのナマズが泳いでいた。久しくあの辺で、私たち、ナマズを見るようなことは、コイなんかは時々増水したときに上がってくるわけですが、そういうふうになっております。

もう一つは、悪い結果が出たのは、ジャンボタニシが周りの田んぼからどんどんどん入り込んできまして、真っ赤に卵を産みつけ始めたんですね。去年、鰯浦の区長さんたちが数十キロをたもて捕まえて処分したんです。それを見ておったもんで、私、ことしは、この8月の時期に、四、五日置きぐらいに卵をかき落として、水の中へ落とすとふ化しないそうですので、やったんですが、1,000カ所以上で、今の専念寺の西のほうから下之割の取りつけのところまで何日かでそれぐらい集まってきておるんですね。あれは水の外に卵を産みつけないとふ化しない仕組みになっておりますので、そういうところはないから、みんな、田んぼのやつが集まってくるというのと、どこの田んぼも最近農薬を使わないからそうなんです。タニシがごろごろそういう川にいたり、本当に土と水と、それから空気と太陽がうまく融合して、たくさんそういういろんなものがすんだり、水生植物が繁殖しておりまして、もともとそんなに汚染していなかったところへ、通水もされる、浄化剤も流すということで非常に目立って変わってきておりまして、区長さんたちは、こんなにジャンボタニシが集まってきておったら、ことしもまたとらないかな。とりますと言ってくさっていますが、そういう市民の皆さんの取り組みというのは、やっぱり下水道がすぐ着手できないところで問題のあるところ、あるいは市民の皆さんたちが鰯浦区は全体でやっけていまして、去年は市の補助事業にのせていただいたんですが、ことしは余った自費でやっけておるそうですが、そういう費用対効果のあるようなものについてはきちんと調査をしていただいて、いいものだったら市としても支援もするし、市民の皆さんにもお知らせいただくというんですか、そういうことを要望しておきましたが、この基本になっておるのはアルコール発酵菌というんですか、酵母だとか、そういう類いのものですね。それから、こうじ菌や、そういうもの。大きく分けると3分類ほどの自然の中にある、実際に人間の食料やそういうものの中にも使われておるような菌を水に溶けやすいものに吸着させて、半乾燥させて休眠状態にして、ばらまけばいい、そういう仕組みになっておりますので、大体100グラム入りの袋が200円ぐらいだとか、15キロ入りの袋で買えば2万円だとか、そんな程度の費用ですので、そういうことで本当に川がきれいになれば、あるいは悪臭を抑えることができれば、非常にこれは効果的な方法でもありますので、ぜひ市の環境課のほうでも実際の状況も調査していただいて、やっぱり効果があるものかどうか、あるいは市の補助事業の対象になるかどうかということも含めて御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高君） 鈴木環境課長。

環境課長（鈴木浩二君） 三宮議員にお答えいたします。

今お話のあったのはF U J I - 3だと思いますけれども、今のところ、市としては考えておりませんが、いろいろと研究してまいりたいと思いますので、よろしく願います。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 今考えておるとか考えておらんとかじゃなくて、既に実験もずうっと市の職員の皆さんも立ち会ってやられたり、それからもう一つは、鯛浦区がそうやってやって、市の補助事業としてもやられて、そのときに、私、本当に効果が上がるものかどうか、ぜひ環境課のほうで、行政として、それだけ皆さんが協力してやって、あるいは補助金も出してやったりされたことですので、効果があるものかどうかという、それはやっぱり行政が判断をすることが皆さんが利用しやすい基準になっていくと思いますので、これほど多くの方々が、鯛浦は今ほぼ持ち家だと全戸に配布をするようなこともやっておるわけですが、ぜひ本当に効果があるものなのか、いいかげんにやめたほうがいいことなのかの判断も含めて、こんなにたくさんの人たちがかかわっているやつですので、市としてもそれなりの調査をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今、地域の皆様が水質の浄化対策という形の中で実行していただいていることにつきまして私も理解をしているところでございます。しかし、少し残念なのは、もう少し私ども行政と一体となってやるといいなあというふうに思っているところでございます。最初のうちはそういうようなお話もいただいたわけですが、継続的な形になっていないということに対して、私どもも反省をしておりますけれども、地域の皆さんも、こういうような状況でこういう形で具体的にやるという計画を出していただけて進めていただきたいというふうに思っております。そういったことに対する、市が補助していかなきゃならないというような状況につきましては考えていきたいというふうに思っております。

しかし、ヘドロの堆積はやっぱり悪臭ということにつながっていくと思っておりますので、基本的には、そういう量の多いところにつきましては、私ども市の責任といたしまして浄化策をすべきだろうというふうに思っておりますので、そういうような状況の中においては、優先順位はあるわけですが、市のほうとしてはその対応をしていきたいというふうに思っております。とにかく水が流れないとヘドロが堆積し、悪臭につながるだろうというふうに思っておりますので、その辺も御理解をいただきながら、一緒に考えていきたいと。最終的には、早く公共下水道事業の完備が必要かなあというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） どっちにしてもまだ相当の年数がかかることですので、そういう間のところで、環境改善がそんなに費用や負担をかけずにできるなら、それはそれで、今、市長がおっしゃったような方向で、行政も市民も協力できるような仕組みをつくっていただきたいと思っておりますので、御検討いただきたいと思っております。

それでは、時間がありませんので、もう一つの質問の水道料金の問題についてお尋ねいたします。

私が本当に最近率直に感じたことは、水がなければ人は住めない。家を建てることもできない。水道企業団というのはこれを独占しておるわけですから、この権限を最大限に生かして、徹底して受益者負担をやって、お金をためて、水道事業が進められてきたなあということを驚くほど痛感いたしました。

今の一番頭のところを見ていただくと、例えば昭和61年までのところでいいますと、資本金のうちの自己資本金だとか、これはまあ利益を、借金を払ったりして資本に組み入れていくわけでありますが、そういうものであります。それから、その下の二重じゃない丸がついている受贈財産評価額というのは、団地を造成したときは全部造成者が水道をつくるとか、新たに遠くに引くときは新たに引く人が全部負担をするとか、西部臨海工業地帯は全部名港管理組合がつくって寄贈するとか、こういうふうで、いただいた分が受贈財産評価額ですよ。

それから、工事分担金は、今、私が言ったように、新たに引く、あるいは団地業者が造成するときにつくってしまう。それは受贈財産ですね。新たにどこかへ引く場合の自己負担金がこういう格好で集められております。

加入者分担金は、何ミリ口径で加入すれば幾らというふうに決まっておって、加入者がみんな出すことになっておりますが、とにかくこういう自己負担分、それから水道料金の中で減価償却費だとかということで集めて、あるいは借金を返して、自己資本金に組みかえた。こういうものが73%ある。あとの借金も、利払いも、職員の給料も、庁舎建設も全部水道料金に経費としてのせて集めるわけですね。それは必要なことですからあれなんです、問題は、そうやって集めたお金の、海部南部水道の水道料金の高い、私は工事費やいろんなものが高いからしょうがないかなと思っておったんですが、実は2枚目にありますように、実際に皆さんに買っていただいている値段と原価の間に、愛知県の平均に比べて海部南部水道は1立方メートル当たり18円21銭高いと。この10年のトータルです。それから、同規模団体、市町村の場合でいいますと、交付税なんかを決める、そういう団体の基準がありますが、水道は水道でそういう基準をつくっております、その全国平均ですね。南部水道企業団と似たような状況の全国に比べて18円21銭高い。愛知県平均に比べて16円高い。南部水道は、この間ずうっと相当の黒字でやっておりますが、全国も愛知県も原価割れぐらいで出しておいて、この潤沢な資金を元にしまして、今、排水場なんかはやっと国が補助金を出すようになりましたが、国の補助金がないうちに、立田排水場や弥富排水場は20億近い費用をかけて、そっくりやりかえてしまったりということがされておるほど、実は本当にこの独占的な立場を活用してしっかりと利益を上げております。

ほかの市町がどんな程度ということは、3枚目の縦長のやつを見ていただくといいんですが、例えば海部南部水道は、1番の支払い利息でいいますと、21年度に年間1立方メートル当たり13円96銭負担しておりました。5円未満のところ为爱知県の水道をやっておる団体の半分ぐらいの21団体ありまして、犬山市なんかゼロだとか、要するに利子を負担しておるか、建設投資を大規模に負担して、そんな費用負担がかからない仕組みにしている中で起こっていることですよね。これで、例えば水道企業団では、ここは企業団と一緒にやっておるからなかなかできんなんて言うておりますが、の上から6番目に丹羽広域という、これは南部水道みたいな格好でやっておるところですが、ここも39銭の利子負担で済むような仕組みになっております。さらに、人件費やその他の費用とこの支払い利息を合わせた合計額で見ると、南部水道は料金に59円95銭加算しておりますが、ここでも、40円未満のところは11団体だとか、50円未満のところは13団体だとかというような格好でありまして、海部南部水道が長く市町村長が経営者にならんかったようなこともありまして、本当に末端の、しかもライフラインを担う、市民に奉仕する組織だということについての十分な理解や自覚がなくて、局長が逮捕されたり、それから必要な管理責任を果たしていなかったとか、いろんなことが今起こっておりますが、そういう状態をやっぱり変えていくためにも、やっと数年前から服部市長が管理者になられたり、今、企業長、副企業長という形で市町村が直接名実ともに管理する仕組みになってきた中で、この愛知県で一番高い、やむを得ず高いんじゃないくて、これだけの収益を上げておって高いということ、それから、市町村側からの、地震防災対策なんかを含めた、何もかも金を出せという対応は私もするべきじゃないと思いますが、この時代に必要な一定の筋道の通った支援はやっぱりやっていただく。

最後のほうの、一番頭のほうの表にも出ておりますが、やっと国や県の補助制度ができた中で、今、石綿管更新事業はこれで終わるわけですが、ここでなしにするような動きもありますので、ぜひ続けていく。それから、きちんと名目をつけた支援ができるように、ぜひ企業長、副企業長でも十分御協議いただくよう、市長にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 時間が押し迫っておりますので、三宮議員に要点だけお話をさせていただきたいと思っております。

御承知のように、海部南部水道企業団の企業団経営というのは、いわゆる地方公営企業法という形の中で、いわゆる企業会計でやりなさい。独立採算性をもってやっていくということが全てでございます。我々、もう五十数年間そういう形でやってきているわけでございます。また、その役割をしっかりと今までも示してきたんじゃないかなあというふうに思っております。

しかし、昨今大変厳しい状況、先ほど議員のほうからもお話がございましたように、県水100%という形の中での受水費が非常に高い。あるいは受益面積が非常に大きいわけでございますので、そういったことに対する非効率的な問題もあります。

そしてまた、人口減少社会という形の中で、なかなか収益的な収支ということが大変厳しい状況にあるわけでございます。平成23年度の決算につきましては、先回も議会のほうで報告させていただいておるわけでございますが、1億強の黒字という状況でございます。しっかりと利益が出ているという状況ではございません。1億強の利益でございます。こういった利益をしっかりとっていくことが、企業会計としても安定的な経営基盤だろうというふうにも思っておるわけでございます。

しかしながら、議員のおっしゃる、いわゆる全てのことがその企業会計の中でということについては、資本的な収支の方向も含めて非常に限界もあるなあというふうにも思っております。そうした形の中で、地方公営企業法に基づくところの出資の問題であるとか、あるいは構成市町村の一般会計からの繰り入れをどう考えていくかとか、あるいは長期に対する貸し付けに対する問題をどうしていくかということにつきましては、今まで私どもはそれぞれの首長が議員という立場でもございましたもんですから、今回、それぞれの正副の企業長という状況でございますので、その辺のことにつきまして、どこの自治体も財政が大変厳しいわけでございますけれども、今後の収益的な収支の状況であるとか、あるいは資本的収支の状況ということをよく鑑みながら、それぞれの市町村の役割を考えていかなきゃならないというふうにも思っているところでございます。以上でございます。

5番（三宮十五郎君） これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は11時10分からとします。

~~~~~

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に那須英二議員、お願いします。

4番（那須英二君） 4番 那須英二。通告に従いまして、質問させていただきます。

まずは1つ目、原子力発電所についてです。

これについては、前回の6月議会でも質問させていただきましたが、再度御質問させていただくのは、その6月時点での経過と比べて、今回、大飯原発の再稼働や、この夏を原発なしでも乗り切れたというような事実、また政府のほうの意見公聴会やさまざまな調査によって明らかになったこと。それを受けて、国民の世論がさらに原発ゼロを望む方々がふえてき

たこと。そのもとで、首長の態度が今後の原発のあり方に対して大きく影響していくからです。

前回の市長の御答弁の中で、再生可能エネルギーの工程を保ちながら、原発ゼロに向かっていく。そして、太陽光発電の補助の拡充をする方向で検討していくと御回答いただき、大変心強く思っているところです。

しかし、その一方で、脱原発を目指す首長会議への参加をしてはどうかという御質問の答弁の中で、経済よりも人の命を優先するという考えで、そういったもののところで、なかなか今の時点では検討できないということで、しっかり今後動向を見きわめていくということで御回答をいただきました。

しかし、およそ1年半前の東日本大震災における福島第一原発の事故においても、いまだ福島県民の16万人の方々は避難生活を送っていますし、その被害は、風評被害や補償なども含めて、いまだ解決に至っていない、そんな状況です。経済的な側面においても、被害としては本当に大変甚大なものであったと思っています。

この弥富市でも決してよそごとではなく、静岡県の浜岡原発や、今、再稼働しておる福井県の大飯原発からはおよそ100キロ地点の近くにあって、仮に近く予想されているような、3連動とも、5連動とも言われている東海の大きな地震などが発生して、再び福島のような事故が起これば、もう取り返しのつかない事態になりかねません。例えば大飯原発から放射能が漏れれば、直接的にこの弥富市にも、前回もお話ししましたが、伊吹おろしという風によって、この弥富市にも放射能が降ってくる可能性がありますし、そればかりか、木曾川の上流にもし仮に放射能が散布されるようなことがあれば、生活に欠かせない水までも脅かされるような状況になってしまいます。そして、静岡県の浜岡原発で仮に事故が起これば、東西における流通のルート、これまでも遮断されかねない状況で、経済的にもすごく大きな被害があるということで予想されています。これはもう、前回あったような想定外ではもう済まされないというような、もう待ったなしの課題となっておりますね。

そこで、さまざまな形で、皆さん議論されて、ちょっと今回資料を用意させていただきましたが、用意させていただいた資料の裏面ですね。8月31日付を見てみると、こんな記事が載っております。これは全部中日新聞の社説なんですが、それを使わせていただいております。

静岡県では、浜岡原発再稼働の住民投票条例の制定にもう知事すら賛意を示しています。このように、自治体の首長の役割というのは本当に大きなものと感じております。

そこで、改めて市長のお考えをお聞きしたいと思います。

ぜひとも早急に原発ゼロを目指していけるように、国民、市民、全国の首長などと連携して、住民の命や暮らしを守る仕事に対しての役割を果たしていただきたいと思います。い

かがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 那須議員のほうにお答えを申し上げます。

あの痛ましい災害から1年6カ月が経過しようとしているきょう今日でございます。それに伴う福島第一原発の事故というのは、本当に大変な状況であるということは、もう皆さん御承知のとおりでございます。周辺住民の16万人の方が自分のふるさとに帰れない。あるいは、それに伴うさまざまな風評被害というのが、ある意味では日本国内に蔓延しているだろうというふうにも思っているわけでございます。

そうした国のエネルギー政策という形の中で、原子力発電に対する位置づけが今国民的な大きな議論という形の中で高まっていることも事実でございます。そういうようなことを受けながら、政府としては6月の末にエネルギー環境会議を発足し、先ほど那須議員がおっしゃったように国民的な議論を展開していこうという中で、意見の聴取会であるとか、あるいは世論調査、意見公募というものが行われてきたわけでございます。

そういう状況のものがほぼこのところでまとまってまいりまして、国民的な議論というものが専門会議でも検討されておるところでございます。

そういう状況の中で、9月、近い日時だと思えますけれども、政府としては、しっかりと日本のエネルギー政策に対して方向づけをしていかなきゃならないというふうなときではないかなと思っております。

そういう状況の中においては、原子力発電、いわゆる三択的な問題がありましたけれども、ゼロの問題、あるいは15%の問題、20%から25%の選択の問題等々があるわけでございますけれども、原発ゼロというような回答が約7割から8割近くを占めているという結果でございました。この国民的な世論というか、意見というのは、政府としても無視できないだろうというふうに思っているところでございます。

そうした形の中で、この9月に、多分今の総理のほうも、原発に対する自分の所信表明というか、考え方を新たに示されるだろうというふうにも思っているところでございます。

そんなようなことが今現在の状況ではないかなというふうに思っております。ある意味では、国民の覚悟がしっかりと方向が決められてきたなあというふうに思っております。それは、経済よりも安全が優先すべきではないかというような位置づけではないかと思っております。

そうした形の中において、私個人といたしましても、今、原子力発電における電力のエネルギー構成比は25%強だと思っておりますけれども、早く再生エネルギー、あるいは自然エネルギーという状況の中で代替すべきだろうというふうに思っているところでございます。

そういう状況の中で、生活、あるいは社会的な基盤、経済的な基盤というものがしっかりと

と稼働していくことが前提条件でございますけれども、そういう状況の中においては、原発に対する考え方は、ほぼ皆さんの方向が一致するのではないかというふうに思っているところでございます。

しかし、私、首長といたしまして、このエネルギー政策について個々に話をしていくということについては、議論の中に加わることがあっても、決定をするという立場にはございません。これはあくまでも、最初にも言いましたようにエネルギー政策というのは国策でございます。国のほうがしっかりと決めて、こういう方向で行くんだということに対して、我々は議論し、そしていい方向に定まっていくことを願っているわけでございます。そういった形の中で、運動には参加してまいりません。意見は申し上げていきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高次君） 那須議員。

4番（那須英二君） 大変考え方が、本当に原発ゼロを目指していく方向では一致しているということで、心強く思っております。

今回、資料を用意させていただいたんですが、9月4日付の中日新聞の記事、社説なんですが、今、経済的にもということであったんですが、実は今、政府が試算している2030年度、例えばこれを原発ゼロにしたら、幾ら家庭の電気料金が上がるのかというような調査の中で、現時点より2倍、倍増するような発表があったんですが、しかし、これ、実は、今、市長がおっしゃられたように、現在の原発依存度の25%強を保った状況でも電気料金は7割くらい上がるという試算なんですね。しかも、一方、この記事の中にも書いてあるんですが、独立行政法人である科学技術振興機構戦略センターというのが、2030年度に原発ゼロのときに、じゃあどうなっているかということで試算したら、電気料金が今の半分の可能性があるということで主張しているんですね。これはなぜかということは、今より省エネの対策が進むという形になっています。要は電気料金自体の単価が上がっても、使う電力の消費量が下がるものですから、トータルでは電気料金が安くなるということで試算されていると。

それは、前回御質問させていただいたときに出たLEDの電球のことや、省エネのエアコン、冷蔵庫などを見ても予想されることですが、冷蔵庫などは、1995年から2010年のものを比べた時点でも78%ほどの省エネに今なっているそうなんです。

9月2日の記事も続いて見てほしいんですが、そういった状況の中で、実はこの夏、電力が足りないと大々宣伝された中で、原発を実は再稼働させなくても電力は足りたということで多くの新聞の報道がありまして、それはやっぱり省エネの制度が進んできた結果だと思えますし、もちろん国民の皆さんの意識の省エネをしていこうという形の中で達成できたと思っておりますが、その一方で、原発は今コストが安いというふうに言われておるんですが、実はこの記事の下のほうにも過小評価の原発コストということで書かれておるんですが、原

発のコストの試算の段階で、今回、例えば福島の被災者における賠償の責任だとか、福島の除染の問題、あと廃炉にかかる費用や、あともう一つは核廃棄物の処理、この費用もやっぱり含めて考えていかないと、コストとしては成り立っていかないものになってくるんです、当然。だから、その試算が入っていないからこそ、今、原発が安いと言われていました。これを含めていくと、単価でおよそ12円ほどになってくるそうなんです。火力発電とか水力発電に関しては10円前後なんですけど、だから、決して原発のコストが安いというわけでもないんですね。本当に今、よく新聞のほうでも騒がれておりますが、核のごみなんていうのはもう捨てるどころすらない状況になっています。やはりこういうのは一刻も早く改善していかなくちゃいけないと。もうこれ以上、核のごみは出さんように、原発の再稼働なんていうのはあってはならんと私は思っておりますし、その方向で国のほうにも決定をしていくように、市長からも議論の中で積極的に言っていただければと思っております。

原発は、大体1基5,000億円ほどかかるそうなんですけど、これはほとんど借金をしてつくられるそうなんです。借金を払い終えたころには、その原発自体がもう老朽化してしまっている。しかも、その老朽化した原発を動かさないと元が取れないんです。コストとしては安くない。でも、老朽化した原発を動かせば動かすほど、さらに危険度、リスクは増していきますよね。こういったこともいろんな調査の中でどんどん明らかになってきて、そういったことに国民が気づき始めて、8月24日の記事にも載っておりますが、ただ単純に国民が原発は危険だからやめようじゃなくて、もっと一歩踏み込んで、いろいろ考えた結果、やっぱり原発というのはすぐわないという、ここに「熟慮の民意」と書かれておりますが、本当に試行錯誤した結果の中で国民が下した決定だ、そういう意見だということで、やはりそういった国民の声がふえている状況を踏まえて、ぜひとも早急に対応しなくてはならないと思っております。

あと、もう一方で言われましたのは、市長も先ほどおっしゃっていたとおり、代替エネルギーや再生可能エネルギーの問題です。これは本当に急がなきゃいけないと思うんです。原発ゼロと同時に、早急に対応していく必要があるんです。だからこそ、ここをぜひとも国のほうにもさらに踏み込んで発信していただきたいんですが、再生可能エネルギーにおいては、まだまだ多くの経済的な発展の可能性も十分に秘めているんです。

例えばドイツなんかでは、農家や酪農家がバイオマスの産業を兼ねて行っているんです。これは動物のふんや植物の廃棄物ですね、こういったものからバイオマス発電が見込めるんです。例えば日本でも、こんなような産業がもし仮に起こったとしたら、今の農家の苦しい状況も幾分か改善されていくわけですし、あと、原発のように大がかりなものばかりじゃないもんですから、中小企業の参入が新しく見込めるわけですし、そこで、新たな雇用も生まれてくる。経済的にも活性化していく。そういった日本のすごい発展の可能性を秘めた再生

可能エネルギーであるということを、ぜひとも市長の考えと一致しておるところになります  
もんですから、そういったものを意見として発信していただきたいと思っていますし、国の  
方針が、本当にもう今、脱原発をするんだということで岐路に立たされておる。9月、今、  
方向を示していかなきゃいけないということでありましたが、本当に脱原発を決めて、本当  
に再生可能エネルギーに対して本腰を入れていくと。そういった転換に向けまして、ぜひと  
も国民や弥富市民も含めて守れるように、ぜひとも市長にはイニシアチブを発揮して、役割  
を果たしていただきたいと思っておりますので、ぜひともお願いしたいと思っておりますが、いか  
がでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 脱原発に対して、どのようなことを地域の自治体の中で考えていかな  
きゃならないかというような御質問かなあというふうに思っておるわけでございますけれど  
も、7月の農業委員会で地主さんのほうから、そういったことをしていきたいということの  
中で、弥富市に在住の方から、太陽光パネルの設置を約3,000平米、3反ぐらいの面積で太  
陽光パネルをつくりたいと。枚数にして1,068枚という枚数になるわけでございますが、全  
体の電力は1時間当たり250キロワットでございます。1日では一般家庭400棟分の電力を弥  
富市内でやっていきたいというお話がございました。このことを愛知県のほうにお話しさせ  
ていただき、県下では最初の事業になろうかと思っておりますけれども、多分認可はおりる  
だろうというふうに思っているところでございます。これは農地としては2種という形で、  
比較的除外をしやすい状況にもあるわけでございますけれども、そんなような計画を立てて  
みえる方もあります。

また、行政といたしましては、補助事業というのをここ数年やってきておるわけござい  
ます。1キロワット2万円で、上限4キロワット8万円を上限の形で補助事業を進めさせて  
いただいております。ことしも8月の状況で、件数としてはもう既に7割近くが消化してお  
るような状況でございます。このような状況でいきますと、当初計画した補助事業も補正を  
お願いせざるを得ないかなというふうにも思っております。

しかしながら、この中身については一度きちんと精査しなさいという話で、私も所管のと  
ころには指示をしているわけでございますけれども、今、いろんな形での太陽光パネル設置  
ということが一般的になってまいりまして、いろんな業者もお見えになるようござい  
ます。そういった形の中でしっかりと精査をしながら、補助事業を進めていきたいというふう  
に思っております。

いずれにいたしましても、節電であるということに対しては、これはもう夏冬問わず、や  
はり年間を通じて節電ということについて我々行政としてもやっていかなきゃならないし、  
また一般家庭の中においてもお願いをせざるを得ないというようなことも思っております。

そういう生活の中の基本ということについて、国民の皆様はもう既に定着化してきつつあるなどというふうにも思っております。しっかりと市としてもリーダーシップを発揮しながら、節電対策ということを考えてやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 再生可能エネルギーに対しての計画をされているということで、大変心強く思っております。

また、あわせて、節電対策に関しても、本当に国民が決定したのは、自分たちは多少我慢しても原発に頼らない方向でいくんだというのが今の世論の大勢でありまして、あとは、我慢しなくても、今は本当に省エネの分野で研究が進んで、それが開発されて、それが産業、今後の経済につながっていくということで期待されておりますものですから、ぜひともそういった方向になっていくように、今後ともその意思を貫いていっていただきたいと思っております。

続きまして、2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問は児童クラブについてですが、現代社会において核家族化が進んで、その一方で、雇用悪化のもとで、子供を預けながら働かなきゃいけないような生活が困難な家庭がふえております。

本市では、要綱により、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、児童クラブの運営を行っております。

そこで、児童クラブについて、大きく分けて3点、利用状況と利用が満杯のところに対する対応、今後の小学校4年生以上の利用について質問させていただきます。

まず、1つ目なのですが、現在の児童クラブの利用状況についてお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

現在の児童クラブの定員につきましては、8つの児童クラブで343人でございます。9月1日現在で252人の児童が利用しております。現在のところ待機はございませんが、クラブによっては、定員いっぱいのところもございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今、現時点で定員いっぱいの児童クラブはどこどこどこでしょうか。お答え願います。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 現在、定員いっぱいのところにつきましては白鳥児童クラブでござ

ざいます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今、白鳥の児童クラブが満杯ということでありましたが、逆に待機児童という形で待っていらっしゃる方はいらっしゃるのかどうか、再度確認したいんですが、潜在的なものも含めての形で。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 現在お待ちの待機児童の方はお見えでございません。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今、待機児童のほうがいっぱいじゃないということでしたが、なかなか満杯だから預けられないというようなケースというのはない形ですね。わかりました。

じゃあ3つ目に入ります。3月議会のほうでもこれまた質問させていただいたんですが、現在、児童クラブでは、現行では預けられる児童が小学1年生から3年生といった制限がありまして、4年生以上は預けられない状況になっております。保護者の方々からは、4年生ではやはりまだまだ一人でお留守番というのは心配があると。4年生以上も預けられるようにしてほしいと。安心して親が働けるように助けてくださいと声が上がっておりまして、3月議会のほうで、私、御質問をさせていただいたんですが、事実、その後、3月議会を聞いていた保護者の方や、さらにその保護者の親の方、少なくない市民の方々から、那須さん、ちょっと児童クラブは本当に4年生以上も預けられるようにしてもらわないかんぞというような形で激励を受けたというようなこともありまして、こういった形で、本当に4年生以上のニーズというのが多いということになっているんですね。3月時点の回答は、スペース的や財政的に特段できない条件はなかったと私のほうは認識しておりまして、前回でいいまして、自立という形の中でなかなか踏み切れないでいるよという御回答でしたが、今、それはお変わりございませんでしょうか。スペース的にとりあえず問題ないかということなんですが。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

前回、3月にも御質問いただいております、その際にも御答弁をさせていただいておりますところでございますが、本市におきましては、従来から児童福祉法のおおむね10歳未満の児童という規定がございまして、それに基づいて、小学校3年生までの児童を児童クラブで受け入れしてまいりました。一方、さきの国会で成立いたしました子ども・子育て関連三法では、児童福祉法の規定の中で年齢を定めた規定が削除されまして、児童クラブの設備及び運営に関しましては、国の定める基準を踏まえながら、条例で基準を定めるように制度改正されたところがございます。したがって、本市におきましても、そのような法律改正の趣

旨に基づきまして、今後は利用児童の年齢の拡大についても視野に入れながら進めていきたいと考えております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今、御答弁の中で、児童福祉法の改正の中で小学3年生という枠が消えるということで、今後、4年生以上も受け入れる体制にしていくということで、御回答ということで、確認、よろしいでしょうか。

前回の自立という観点から御不満があるということで、私、伺ったものですから、それに対してもいろいろと検討してきたんですが、例えば私の知り合い、いとこなど、子供たちが家で1人していると何をやっているかなあと思うんですが、よく小ちゃい子は、DSというんですか、ああいうゲームを行っているんですね。もし仮に1人でお留守番してしまうことになると、そういったゲームをして過ごす時間が多くなってしまふ。そういった可能性もあるということですね。もちろんゲームすること自体、別に悪いということではありませんけれども、やっぱり子供が育っていく環境の上で、1人でお留守番してゲームをしているという状況というのはやっぱりあんまりいい環境ではありませんし、ましてや、それで自立が促せるかといったら、そうではないと思うんです。私、児童クラブを見学させていただいたんですが、あそこは集団生活という形の場において、そこにいる指導員さんや、同じ施設へ通う児童たちなどの交流がすごい素晴らしいものだなと実感しておりますし、やっぱりそこで育っていく子供たちというのは、今後の社会においても本当にいい成長を遂げられるんじゃないかなと私は思っております。

今回、4年生以上も受け入れを考えるとということでありまして、例えば高学年が児童クラブに通うようになったら、どんな効果が想定できるかということ、やっぱり先輩が後輩の面倒を見るというような心も育ってくる。中学、高校に行っても、そういった心に関しては生かせると思っておりますし、社会に出たときも、上司が部下の面倒を見る。あと、先輩の役割というものを見ることができると。こういった形で円滑なコミュニケーションもとれるような、そういった本当にプラスのメリットが考えられると思っております。

先ほどもおっしゃったとおり、国のほうでも、4年生以上のニーズがあるということを踏まえて基盤整備を行うということで打ち出して、愛西市でも4年生以上の受け入れを開始されて、今回、弥富市のほうでもそれを検討されているということで、本当に大変心強く思っておりますので、ぜひともお願いしたいところであります。

あと、先ほどのその前の御質問の中で、待機児童がないということですが、今後、4年生以上を仮に受け入れしていく段階で考えていきますと、利用される方々が増加することが見込まれると思います。愛西市などはわざわざ4年生を行うということで施設をふやしてまで、4年生の受け入れをやっていくことに決定してあるんですけれども、この弥富市もそう

いった方向で、必要な方に必要な分だけの支援をできるように御配慮いただけたらと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

今後、利用児童の年齢の拡大も含めて考えますと、現在、既に定員いっぱいの児童クラブにつきましても、年齢の拡大をしても、結果的に定員の関係で利用できないというようなことも予想されますので、施設の規模の拡充や新たな施設の確保も今後検討する必要があると考えております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 定員も今後考えていくということで、本当に大変心強く思っております。

白鳥のほうでいえば、保育所も今回建てかわるということで、今後も子供としてはふえていくことも予想されておりますもんですから、ぜひとも今後の課題として、いい方向に進めたいなと。私どももそういった御提案や調査もさせていただいて、行政一緒になって、住民サービスが拡充できるように努めてまいりたいと思っております。

もう1点なのですが、最近では児童を狙うような犯罪とか、不審者なども増加しております、1人でお留守番というのは、保護者にとっては大変な不安を抱えております。この弥富市でも、少なくない頻度で結構防犯メールが、私、登録しておりますけれども、不審者情報というのが入ってきておるんですね。児童クラブは学校から直接行けるということだもんですから、安全という観点の中においても、本当に市民にとってお役に立てる、保護者にとって本当に安心して働ける、そういった環境を支援していただくものと思っておりますので、大変心強い御回答をいただきまして、本当にありがとうございますとお礼を述べさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（佐藤高清君） 次に大原功議員、お願いします。

18番（大原 功君） では、農業経営について、開発部長、あんたが一番よく知っているから、ちょっとあなたに先に聞きますけれども、食料の自給率については、米だけを言うのか、あるいは麦とか野菜とか、それから肉とか、お魚、こういうのを含めてのことを言うのか。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、大原議員の御質問に対しまして御回答させていただきます。

自給率でございますが、カロリーベースということで、米と麦、そういったものも含めまして、一応全体的なものを、輸入飼料を使って生産された畜産関係も除きまして、そういっ

たものを含めたものが自給率に反映されておるといふふうに聞いております。

議長（佐藤高清君） 大原功議員。

18番（大原 功君） そうすると、弥富市の今の食料自給率は何%なんですか。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 弥富市の自給率でございますが、愛知県までの自給率を出しておりますが、弥富市での単独の自給率というのは今現在出しておりませんので、申しわけありませんが、そのような回答をさせていただきます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 通告の中には書いてあるんだな。議長、注意をせなあかんで、これは。通告以外のことを言ったとって、あなたはこの間、注意したけれども、通告しておいて、答弁がなかったら、これは何もならんと思うんだな。

そうしたら、それはいいにして、専業農家というのは、何町歩以上の方が専業農家で、弥富市に5,000平米以下の人は何人あるか。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 5,000平米以下、以上ということでの農家戸数とか専業農家ということの示しはしてありませんが、農家戸数でいいますと、1,570戸です。総戸数としましては1万5,302戸ございまして、農業を主とした農業者所得でございますが、これにつきましては109戸です。それと、専業農家戸数といたしましては118戸でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 専業農家というのは、国が定めておる、たしか2万3,000平米ぐらいだと思ったんだけど、この数字に今の専業農家はなっておるんですか。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 主たる面積の関係は掌握しておりませんが、専業農家というのは、ほとんどの方が2万3,000平米以上はお持ちであろうという認識はしております。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 細かいことを聞いておると、なかなかあなたも答弁ができんと思うので、海部土地とか、土地改良ね。これは市長も発言されたこともあるし、あなたも発言されたことがあるが、職員に準ずるといふふうになっておるんですけれども、これはそういうふうですか、海部土地と土地改良はなっていますか。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 海部土地改良区の関係でございますが、これは広域の団体でございますが、弥富市に準じておらずに、サービスとか給料関係におきましては愛知県に準じて行っ

ているというふう聞いております。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 愛知県に準ずるといふうだから、当然公務員というか、職員というふうにみなすと、浜田県議が今やめられて、浜田一徳君ですけれども、これが海部土地にも理事長で残っておったり、県会議員もいるわけだけれども、こういうのはやっぱり土地改良にしても、私が思うには、各市町村長、いわゆる首長が農業の中で大きなビジョンをつくらうと思ってもネックになると思うんだわね。こういうのはネックになると思うか、思わないのか、一遍開発部長。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 今の首長方が理事として海部土地改良区のほうに出席させていただいておりますが、これがネックになるかどうかということにつきましては、それぞれの首長さん方の御意見も聞かないかんですが、私のほうは、そういったネックになるということは思ってないと思っております。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 普通からいうと、県会議員とか、市長なんか出席しておる中では、やっぱり農業者がきちとした発言ができない。いわゆるパブリックコメントができないというふうで、市側も聞く耳がなかなか持てないと思うんだ。こういうのも含めて、やっぱりこれからの時代は農業が大事ということでやっていかなきゃいかんわけだ。こういうところにおいて、今、日本の米が、政府米は今何トンぐらいあって、それからアメリカなんかからの輸入の米、それからタイからも来ておりますけれども、タイからは、東京の西友とか、ああいうところで10キロ当たり1,200円ぐらいで売っておるということもテレビで見ました。この辺の部分については、大体約何トンで、何百キロぐらいのものが来ておるかということをお尋ねします。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、お答えします。

最初に、1反当たりの米の出来高とか、そういったものにつきまして報告をさせていただきたいと思っております。

当弥富市におきましては、平均で約8俵から8.5俵。これはJAで確認をしております。弥富市で、年間といたしましては2,580トンが必要ということで、約4万2,900俵となります。

それから、先ほどのタイとか、そういったところの輸入という関係でございますが、まずタイからは、輸入米といたしましては500トンでございます。これは精米についてでございます。それから、中国につきましては、ウルチの玄米としては1,120トン。ウルチの精米といたしましては3,837トンということで、一応確認はさせていただいております。以上でござ

ざいます。

18番(大原 功君) アメリカは。

開発部長(石川敏彦君) アメリカのほうのウルチの精米につきましては180トン、精米につきましては906トンでございます。

議長(佐藤高清君) 大原議員。

18番(大原 功君) アメリカからも米は日本によく来ております。このトン数は約71万2,000トン。これは菓子とか、みそとか、あるいは家畜の餌、こういうのも含めて来ておるわけね。今、あなたが言われるタイなんかだと、この間調べたところだと430トンであります。それからちょっと日にちがたつておるから500トンでもいいんですけれども、こういうふうなんです。

一番問題は米の関税ね。日本が輸入する場合、米の場合は778%ですけれども、小麦とか砂糖、一番高いのはコンニャク芋、こういうのは高いんですけれども、何%くらいだと思いますか、あなた。

議長(佐藤高清君) 石川開発部長。

開発部長(石川敏彦君) 小麦で申しますと、これが無税になりますと、全部で1キロ当たり55円ということでお聞きしておりますが、大麦でいいますと.....。

18番(大原 功君) 関税のあれだけでいいんです。

開発部長(石川敏彦君) 関税率は、ちょっと申しわけありません。小麦についてでございますが、ちょっと資料を今持ち合わせておりませんので、また後ほど御報告させていただきます。

18番(大原 功君) 砂糖とコンニャクなんかのコンニャク芋ね。こういうのも今保護されておるんだけど。

開発部長(石川敏彦君) 申しわけありません。ちょっとそこまで詳しく調べておりませんので、後ほど御報告させていただくということで、よろしく願います。

議長(佐藤高清君) 大原議員。

18番(大原 功君) 私が調べると、小麦なんかだと、今、80%近く外国から逆に輸入しなきゃ、日本のパンとかスパゲッティ、いろんな麺に使うやつについて生産ができないというふうにも聞いております。実際に小麦のほうに関税が少なく、米のほうに関税が多い。食べる量としては、米よりもパン食がほとんどだと思っただね。かなり米の量よりもパン食のほうが多くて、本当言うなら、個人的ですけれども、逆の関税をかけたほうが、もっと小麦を一生懸命やってもらって、農家は利益になると思います。

きょうも新聞に載っておったけれども、日清製粉とか、いろんなところが値上げとか、それから大豆とか、トウモロコシが今の干ばつでできないというふうできょうも新聞に載って

おりました。ほとんどトウモロコシとか大豆なんかだと、98%近くのものに日本に輸入しなきゃできないということ。こういうふうになってくると、原因は、輸入が98%近くですから、これに匹敵するということでもあります。

輸入についてはそういうふうですけども、輸出について聞きますけれども、今、日本から中国なんかへ輸出しておりますけれども、この関税は、中国は何%かけておりますか。

議長（佐藤高次郎君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 中国での関税でございますが、関税の割り当て枠内業者の関係でございますが14%で、完全の割り当てがない場合につきましては78%というふうにお聞きしております。

議長（佐藤高次郎君） 大原議員。

18番（大原 功君） 私、海部農林水産事務所でもらってきたんだね、これ。ここでは関税は1%になっている。日本から中国に輸出する場合は1%の関税です。中国では日本の米が1キロ1,500円から1,400円ぐらいで売っております。そうすると、日本の米の1俵が、60キロですから約9万円です。中国は元ですから、元で計算すると、サラリーマンの方だと4,000元ですから、日本円にすると5万円ぐらい。サラリーマンの方が、1俵の米で計算をすると9万円ですから、いわゆる1カ月分ね。1カ月向こうで働いていただくぐらいの金額になるんですね。そういうのがあって、ここに答えが書いてあるから、後であなたに上げてもいいですけども、やっぱり私が思うには、農業の古い方がこし担当すれば、来年の農業はもっと古くなるというふうに、私も事業をやっておりますから、社員によう言う。こし一生懸命外交をやったり、いろんなことをやらないと、来年はあなたたちの給料は安くなりますよと。市側でもそうだと思いますね。やっぱり数だけの職員じゃなくて、ノウハウを生かしながら、今のこういうことも含めてやらないといかんわけです。

そして、私が先ほど言った浜田君が海部土地におるとか、県会議員がおるといのは、いわゆるこういうことを言ったんですね。新潟なんかだと魚津米、これなんかでも1キロ8,000円ぐらいで売っておる。高級ブランドとして売っております。米もこれからの時代は高級ブランド。弥富でも、弥富コシヒカリとあるようなもんだったら、金魚コシヒカリというようにやれば、どこで弥富の米が売られておるか。米については、昔、市長も、私より若い経験ないかわかりませんが、吉川博先生が、いわゆる木曾川のパイプラインによって、農家の方が、今までは入梅、大体6月ぐらいしか田んぼに苗は植えられなかった。これがパイプラインになったから、3月ぐらいから植えて、私んところだと新米も食べておりますけれども、こういうふうに変わってきたんですね。

だから、ノウハウのある人がそういうところ、土地改良、いろいろなところにおれば、もっとも事業ができるんですけども、市長なんかでもそういうところへ行ったら、恐らく

県会議員がおるからちょっと発言ができんということもあると思う。抵抗もあると思う。こういうのを含めると、やっぱり米の開発は国自体が、47都道府県の中で米に対してブランドをつくりたいというので、山形なんかだと総力を挙げて開発して、つや姫というのが今はやっています。それから、三井化学が開発したみつひかりというのとか、それから、北海道ではななつぼし、そういうようにどんどんどん米の開発をされたりする。先ほど言ったタイからの米についても、日本の米だとどうしてもべつたくということで、なかなか今の若い人には、おにぎりなんかではちょっと難しいということもあって、昔、1993年ぐらいだったかね、ササニシキというのが、市長も食べられたことがあるかもわかりませんが、全体の農家の中で今0.3%ぐらいの面積だというふうに聞いております。これは、米がべたつかない。私、東京に行ったときに、東京のすし屋で聞いた。なぜこの米がこれだけおいしいんだと言ったら、べたつかないと。だけど、1993年に冷害被害に遭って、ほとんどの方がこれはもうだめだということになって、つくらないようになっちゃったわけですね。そういうのがあるんですね。

だから、やっぱり弥富の米と言ったら、これだけ木曽川の、木曽川というのはほとんど下水を流したり、そういうこともできないし、それから工業用水も流せない。こういうふうになっておりますので、本当に完璧の山から来た水でコシヒカリから使っておるわけですね。日本でも最大のいい米だと思っている。

先ほど言ったように、市長も今後検討したいと。金魚コシヒカリと書けば、弥富の宣伝にもなるし、全国どこでも、今、新潟でもどこでもだけど、自分とこの名前を書いて、今言ったようにしておるわけです。こういうのも含めてやっていただいたら一番いいんじゃないかなあと思うけれども、ここまですべて終わって、あと残りをやらせてもらうというふうにしなないと、皆さん、腹が減っておると思うので、職員も。ここで一遍休憩をさせていただく。いいかな、議長。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開は1時から開会いたしますので、よろしくお願いいいたします。

~~~~~

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大原功議員。

18番（大原 功君） 先ほども開発部長に聞いたら、中国から日本には約110万トン近く  
の米が輸入されておるということを知りましたが、中国でもコシヒカリ、あるいはあ

きたこまちをつくっております。中国で、現地で作ったやつが販売されておるのは、大体キロ80円ぐらいです。日本の米は大体キロ350円から400円近くするんですけども、このくらい差があるということです。こういうことで、1俵の米が中国では7,000元、いわゆる日本円で9万円ということで売られておるわけです。

サラリーマンの平均は4,000元と言いましたけれども、これは3,000元の誤りですから訂正をいたします。3,000元だと、日本円で約4万円であります。

こういうふうで、これから農家をやっていこうと思うと、先ほど言ったように、上に立つ者、ヘッドに立つ人が本当に農家をやろうと。農家を教えるという人なら、もっと早く、私がこうやってもらってきた農業水産のところから、こういう肥料なんかを、市長なんかは平成19年に市長になられたんだから、石の上にも3年というんだから、6年もたてば、こんなものぐらいは大体わかってみえると思うから、とにかく農家に教えないと、なぜかという、行政に頼ったり、それから経済連、こういうところに頼ってしまって、もうやっておればいいんだと、俺らはということだと、やっぱり農家はこれからどんどん寂れていくということであるので、そういうのを含めて、やっていただきたいなというふうに思っています。

それから、中国に輸出するには、これは簡単なんです。ここに資料をとってきましたから、後で、市長でも副市長でも上げますけれども、輸出というのは簡単なんです。ただ、輸出の中で問題なのは、中国の検査員が来て、その中で手続、あるいは検査、合格、承認とか、こういうのを出すだけであって、精米工場の中にはフェロモントラップとか、それからトラップ、こういうものが設置してあればいいということで、カツオブシムシ、これは虫が無発生であるということであれば、簡単にできたり、それから、先ほど言ったように、平成20年の6月には農林水産物等輸出促進発令というのがありまして、どんどんどんどん日本のものをもっともっと輸出しなさいというふうでやられておるわけなんです。

こういうのも含めて、私も農業が本当にもうかるのかもわからんかということ自分で試してみました。だから、田んぼも買ったり、それから畑も買ったりしました。畑なんかは1町5反ぐらいあります。田んぼもかなりありますけど、やっぱり農家はもうからん。やりやああるほど赤字。これが現実なんですね。

私が一番農業で心配しておるのは、市長もテレビなんかでよく見られたり、新聞なんか読まれておりますけれども、今、高齢者は、25年、来年には3,300万人、それから認知症の方が、この間も新聞に載っていましたが300万人というふうだったら、日本の農家の世帯数が今約220万ぐらいですね。そうすると、約22万人の方が認知症ということなんですね。こういうふうになりますので、本当に農業が大事ということであって、それからもう一つは、この間も新聞にも出ていましたが、携帯電話の滞納が今全国で173万件あります。こ

ういうふうになって、一部農家の親族とか、農家の方がこれから住宅ローン、あるいはお嫁さんをもろうときに、銀行から融資を受けたい、また家を建てかえたいとか、いろんなことをしようと思っても、銀行のブラックリストに載っちゃって、5年ぐらいは多分銀行は貸せん。こうなったときに、農家は何をということになると、やっぱり市に頼らなあかん。そうすると、市はそういう金を融資するということはなかなかできない。そうなる、どうしても、生活保護を受けないかんとか、いろんなものになっていく。だから、みんなが農業に対して、今現在だと、農業担当者が農業をだめにしちゃっておる。

だから、前にも言いましたけれども、ギリシャなんかはジャガイモ食が結構多いんですね。あそこなんかだと、経済連みたいな流通センターにしたら、1キロ当たり0.1ユーロ、日本円で今90円か95円ね。そうすると、10円近くのもので卸しておる。流通センターが今度90円から100円で売っておったわけ。農家は怒っちゃって、もうそういうところには売らないということで、直接農家がインターネットで消費者に売ると。こういうふうになって、農業の方も勉強しながらやっていただいております。だから、今の農業は、農家だけに任すんじゃなくて、官民一体というふうで農業を立ち上げないと、自給率が大事だ大事だと市長はよく言われるけれども、当然人口も多いんだから、自給率も大事なことだと思います。こういうのを含めて、していただきたいなというふうに思っております。これは、市長、答えれば答えてもいいし、要望だけで済ましましょうか。市長、どうする。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げますけれども、日本の農業の深刻さということは今議員のほうからもお聞きするわけでございます。全く同感でございます、農業では飯が食えないではないかというようなことでございます。

かねてから私も申し上げておりますけれども、農業という問題については、しっかりとした国の指針、国の主導、さまざまな形でかかわっていかないと、なかなか我々、地方の自治体であるとか、あるいは県の単位という形の中では解決できる問題ではありません。そういう状況の中で、例えば自給率の向上の問題についても、3年ほど前に自給率を10年で40%から50%にするという政府の指針がありました。しかし、逆に1%減少というような状況で、何ら策を講じていただいていないというのもあるんじゃないでしょうか。

あるいは農業の生産物に対する価格、あるいは農業に従事するためのメリット、あるいは遊休農地に対する国の考え方、一つ一つをとっても、具体的に策として講じられていないというのが私は現状だと思います。そうした現状の中で、農業問題をどうするかということ、それと同時に、後で出てくるかもしれませんけれども、日本のいろんな形での、環太平洋TPPの問題についても、あるいはASEANの問題等についても、経済の成長の枠組みにいつも農業の問題がいわゆるネックになってしまっているというようなことがあるわけでござ

いますけれども、やはりもう少し日本の国内の農業に対して政府がきっちりと目を向けるべきだというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長、ありがとうございました。

今、米についての輸出と輸入についてはあれですけども、この次にTPPの問題、これについては、本当にTPPをやったらデメリットがあるのか。デメリットはどこにあるのかということがわかれば、開発部長でも市長でもいいですけども、お聞きいたします。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

デメリットということでございますが、先ほどからお話がございますように、TPPに参加した場合について、約39%の自給率から13%に低下するだろうという農水省の試算でございます。

それと、農産物につきましての生産の減少額ですね。これにつきまして、4兆1,000億円の減少をするだろうという見込みが発表されております。

それから、愛知県の水産物の関係でございますが、愛知県での試算でも940億円が減少するだろうということをお聞きしております。

米の影響といたしましても、かなりの影響があるだろうというふうには聞いておりますが、年間で1兆6,500億円の予算が必要であるだろうと。補填する場合についてこれだけが必要であろうというふうにお聞きしております。

ですから、余りメリッ的なものはないような気もいたしますので、現状維持で農地の集約を図っていきながら、弥富市の全体計画として農地の有効活用をしたいということと、今現在、オペレーターでやっていただいておりますが、これにつきまして、法人化等の大きな団体を含めて、会社組織をつくっていただいて、弥富市の繁栄というか、規模拡大に努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） この間、6月議会には市長からも、農家については300万円以下の所得しかない。所得から収入を引いたら1割ぐらいたというふうに思っておりますけれども、4人家族にして農家を計算すると、少なくとも、前も言ったように20万ぐらいの効果があるというふうに思っています。それはなぜかという、きょう、私に質問をやれやれと言って新聞が出たか知らんけど、TPPとか、きょう新聞に出ていますね。これをすると、大体12兆円の効果があると書いてある。だから、野菜とか果物とか米、こういうものをつくるのは農家が必要なんですけど、その中に車とか、ガソリンとか、電化製品ね。こういうのをつくるには農家はできませんね。それは買わなきゃいかん。洋服でもそうですね。そうす

ると、その分が、ＴＰＰで関税がゼロになれば、当然その中にメリットというものが出るはずですね。例えば朝なんかだと、市長も朝食は喫茶店でやられるかどうかわかりませんが、350円ぐらいのコーヒー代だと、パンなんかだと大体150円ものものが、さっき言ったように252%の小麦の関税がかけてあれば、これが撤廃されると、大体90円ぐらいでパンができるわけね。そうすると、コーヒー屋さんに行っても、280円のもものが100円ぐらい安くなるという計算。その中には砂糖とか、いろんなものもありますね。砂糖なんかだと、コーヒーに入れるグラニュー糖か何かというやつは関税が安くなるね。砂糖というのは関税がかかるね。そういうのを含めると、かなりＴＰＰというのは効果がある。

そして、全農とか、経済連、農協なんかへよく行っていますけれども、米を輸入したりすると健康に悪いというけれども、日本の大体1割近い方、1,000万人近い方が海外に旅行に行ったり、あるいは現地で100万人近くの方が働いていただいたりなんかしておるわけです。そういう中で、体内に害があったということも聞いておりません。そういうふうになると、先ほど申しましたように、皆さん方、豆腐を食べますけれども、豆腐も、95%は大豆が輸入されておるんだけど、別に豆腐を食べたから腹痛になったという人はまず聞いたこともないと思います。そのくらい検疫とか、いろんなものでフォローされておるというふうに私は思っております。

こういうふうにすると、やっぱりＴＰＰというのは、これからの時代、日本が後に置かれてしまって、自転車で行くと、前輪のない自転車みたいなもんで、幾ら後ろでこいでも前に進まないということになりますから、やっぱり行政と農家は一つの車輪のようになってやっていただきたいなというふうに思っております。

こういうふうで、ＴＰＰというのは、ここに書いてあるんですけども、そう効果がないと言うが、ここに効果があると書いてあるけど、どうする。開発部長。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げますけど、きょうの中日新聞の経済欄においてもＴＰＰ等における経済的な効果ということが書いてあるわけでございますけれども、ＴＰＰは環太平洋という形の中で、アメリカも含めて、オーストラリア等々があるわけでございます。また、東南アジア全体の領域の中ではＡＳＥＡＮ、またＡＳＥＡＮ＋３という形で、日本、中国、韓国というような状況の中で、いわゆる日本もそういう経済の枠組みの中で成長していかなくちゃいかん。あるいはそういう国が成長していることに対する日本の恩恵というか、その中に競争という形で持って行って、経済成長をしていかなくちゃならないという時代だということ間違いのないわけでございます。しかし、先ほども言いましたように、さまざまな通商戦略ということに対して、農業の問題が、非常に大きな国民の声という形の中で障壁になっていることも事実だと思います。しかし、それぞれの関係国における関税の

問題についても、これもまた高い関税の障壁があるわけですので、そういうのを全て取り計らえば大きな効果が出るということでございます。

大変厳しい状況の中に置かれておる日本の農業、先ほど私どもの所管の開発部長が申し上げましたけれども、政府として、その辺の、例えば農業のきちとした保護政策というものをやっていかなきゃならない。アメリカだって、オーストラリアだって、ヨーロッパだって、農業という形の中で、大国の場合は全て国策として保護政策が生まれて、しっかりとした基盤をつくって、今の姿があるわけでございます。そういう状況の中であって、国の指導、そして農業に従事しておる人たちのいわゆる技術、能力、こういったものを引き出すことにおいて、それを関係する諸国に対して、経済的な効果として持っていくというようなことも必要だろうというふうに思っております。

しかし、いずれにいたしましても、T P Pの問題にしましても、あるいはA S E A N + 3、最近ではR C E Pと呼びまして、A S E A N + 3に対する、さらなる連携国というような状況のものがあるわけでございますけれども、こういう状況の中では全てがうまくいかない、いわゆるF T Aという自由貿易協定という形の中では枠組みがつかれない。だから、日本としても、その規制緩和ということに対して門戸を開くべきであろうし、あるいはその障壁となっている農業問題に対して、きちとした国の施策、あるいは農業の技術者、あるいはJ Aを含めたところの農業関係者の御努力ということに対して、一体的な農業の体質強化策を考えていかないと、アジア太平洋という中での日本の成長はなかなかうかがえないということだと思っております。

議長（佐藤高次郎） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長が言うように、やっぱり行政だけとか、国だけではなくて、本当の問題は、その農業をつくる人に教えない。その教えることをヘッドになって、一つの例で言うとエジプトのピラミッドみたいなもので、上にどこんといずれにしても乗っているから、下の人は重たくて、自分の発想ができない。今の農業は同じようなになっておる。これを逆にして、こまの心棒みたいになって、行政が下において、農家がその上におれば、遠心力で回って、農家は自然にもうかる。こういうのが私はいつも自分なりに考えております。本当にこういうものが平成20年であって、農家の人が見たか。ほとんどの人は見てないと思う。ただ、書いたのを出しただけで、実際には見てないと思う。やっぱり我々でもそうですけれども、議会の議員になったときは今から30年前です。一般質問もようやらずに、当時、佐藤町長がおったけれども、何でやるんだという話もあったけれども、そういうふうで、やっぱりわからんものがしゃべっても、何を聞くんたという話。これは当然のことです。ここまで私も30年やらせていただいて、いろんな一般質問をさせていただいた。そういう中で一番問題は、農業の方に教える。学校でもそうです。保育園から小学校、中学校、高校、大

学とあるように、その部門があるから、子供さんが勉強して、初めて大学とか、社会に貢献していただくことだと私は思っています。

だから、教えなくておって、なぜおまえはわからんのだと言ったって、こんなもの、農家ではようついてこん。こういうのがありますということだけは頭に入れておいてください。

それから、次にはF T A、これにつきましては、2 国間協定の貿易の関税を5年以内に撤廃するということであるわけですが、これもきょうの新聞を見ておると、F T Aも大体11兆円ぐらいの効果が出てくるんじゃないかということをおっしゃっています。そして、農業に向かってやらなきゃいかんということは、今回でもロシアね、日本の場合は1993年ごろ、W T Oというので予算化して、貿易したりなんかしました。当時のときは、山形県のサクランボとか、長野のリンゴなんかが大打撃を受けるということで、当時は7兆3,000億か5,000億ぐらいの農業対策費というのでやっておられたと思います。それについても、中にはその金を利用された方もあります。これは自己申告で、自分がそういう野菜をつくるとかいうことをやらないと補助が出ないということであった。今回でも、ロシアなんかは大国の中で一番大きいと言われる中で、今回は156番目というふうになってきました。ああいう大国でもこれからはF T Aに入らないとやっていけないという話を聞いたり、だから、今回はまず一番初めにW T Oということに入って、それから、こういうのを含めてやられるだろうということをおっしゃっています。

参加することによって、日本の車は大体十五、六%ぐらい関税がかけられておるとおっしゃいますが、これが6%ぐらいに今度なるということで、日本の自動車業界、あるいは電気業界がかなりロシアのほうへどんどんと行っておる。日本がどんどん空洞化されておる。そのうちに、余分なことですが、トヨタなんかだと、日本のトヨタじゃなくて、もう外国のトヨタになっちゃう。外国で全部仕入れて、日本に持ってくるというふうになっちゃうとおっしゃっていますので、それも一番大事だと思う。

もう一つは、中国の中でも、上海に江蘇華西村というところがあります。ここは、農業者の貯蓄、あるいは農業の利益として預金しておるのが1人当たりで600万元。600万元ということは、日本円で約7,600万円。このくらいあるということです。片方の中国の南部の貴州というところだと、年収所得が1人当たり4,000元、日本円ですと6万ぐらいになる。こういうふうで、本当に農業の中でも貧富の差ができて、弥富で一生懸命やった米がよその米とブレンドされたり、いろんなことをして、本当に弥富の米を食べていただきたいんだけど、米が悪いから、どんどんどんどん若い子が食べないようになっちゃう。本当のものを食べさせりゃあ、もっともっと弥富の米はつくってもつくっても足らんぐらいになるというふうで、また利益も農家の方もできると思う。

先ほど言ったように、輸出についても、もしわからなかったら私も教えさせていただいた

り、知っている限りはまた市長のほうからも教えてあげて、農家が本当に、日本で育て、そして日本で食べれるというふうにしないと、今のように、アメリカやら中国やら、いろんなところから逆に米が日本に入っちゃって、日本の米はどうするんだといったら、古米になっちゃって、国のほうも、今、政府余剰米というのがありますけど、備蓄米ね。これ、今100万トンありますね。100万トンということは、1億2,000万だったら大体85キロぐらい、1俵半ちょっとぐらいのものがされておる。余ったらどうするかというと、その米は古米としてまた売っちゃうんだな。どうしてもなっちゃうわけですね、食べないからね。

そういうのも含めて、TPPとかFTA、こういうのはこれから、市長が弥富市のヘッドであり、また首長であるので、やっぱり我々もわからんところは教えていただく。そして、市民一体となってやらないと、これからの安全性やいろんなものもなくなってしまうんじゃないかなというふうに思っておりますので、この辺のところは市長のほうで答弁がいただければ答弁いただき、いいよというなら、市長、どうしますか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 日本の農業を構成するのは、私ども弥富市も農業振興地域として、その役割を担っていかなきゃならないわけですね。そういった意味においては、やっぱり弥富市における農業生産物、お米を中心とする農業生産物が、最大限こういうところにメリットがあるとか、こういうところが売りであるというふうなことについては一緒にPRしていかなきゃならないだろうというふうに思っております。そうした形の中において、自治体の役割というのはあると思います。弥富産というか、先ほど議員のほうからは、金魚のマークのついたコシヒカリというようなことをおっしゃいましたけれども、そういった特色のあるブランドづくりをしていくということは大変重要だろうというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 今、市長がいいことを言われたので、やっぱり私が思うには、非農家の人は安いものを食べておりゃあいいかもわからんけれども、農家は安いものをつくって、非農家の人に一生懸命食べさせておるんだから、本当は高く米を買ってもらわないと、1俵4万円か5万円ぐらいで買ってもらわないと農家は成り立たん。そういうふうで、借金が農家の中でふえないよう指導していただくように、よろしく私からもお願いいたします。

次に、住んでいない家がかかなりあるわけね。地震の東海・南海地震か、このときに、古家が崩壊したときに大体全国で12万人近くの方に被害があるという話も聞いております。弥富市としても、古家、住んでいない家というのはどのくらいありますか。わかりますか。全く住んでいないという。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 現在、空き家というものの数、全体としての数字は持ってお

りません。申しわけございませんけれども、平成20年に区長さんを通しまして、倒壊するおそれのある危険な空き家というものの調査をさせていただきました。そのときに、区長さんのほうからいただいた数字といたしましては、47戸の空き家が報告されております。ただし、実際にその47戸、職員のほうで出向きまして、草の状況でありますとか、家屋の状況、それから施錠の様子、敷地内のごみの散乱状況、そういったものを調査させていただきました。その段階では、9戸が危険であり、空き家であるということをごさしまして、その9戸に関しましては、管理していただくという形のお願いの手紙を出させていだいたというような状況でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 私も、ちょっとそういうのを見てきたことがあります。旧の法務局、あの辺のところに結構そういうのがあって、道路が狭い。そして軽四が1台通るぐらいで、本当にちょっと歩けば、何かあれば、上から瓦が落ちてくるというぐらいの危険なところもあるような気がします。こういうのも、消防法の中では、いわゆる農地の中でも草がぼうぼうだと刈らなきゃいかんという処罰もありますので、やっぱり家のほうについても、他の市町村なんかで、この間も新聞に載っていましたが、市町村がそういう危険性のあるものは、これはもうだめだよというふうにして、市が単独で了解して壊すなりする方法をすれば、小規模住宅だと6分の1だね、税率がたしか。壊してしまやあ3分の1になるから、市が立てかえておっても、固定資産税をもらやあ大体ペイはなるので、そういうのも含めてこれから検討していただきたいというふうに思っています。やっぱり地震対策が大事だ大事だといっても、下の液状化については、自分がわかったり、火事なんかやとわかるけれども、歩いている上からぽつと落ちたって、なかなか前向いて歩いておるのにわかりにくいから、こういうのも含めて市側も検討していただくようお願いをして、まだようけ一般質問の方がありますので、この辺でやめておきます。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） 次に三浦義光議員、お願いします。

8番（三浦義光君） 8番 三浦義光でございます。

通告に従いまして、2点質問させていただきます。

まずは、白鳥学区防災公園、防災広場についてですが、6月議会でも鈴木議員のほうから同様の質問がございました。再度、栄南地区、十四山地区の次には白鳥へと、お願い申し上げます。

8月29日に内閣府中央防災会議の有識者会議が、駿河湾から四国沖に伸びる海溝南海トラフ沿いで東日本大震災と同じマグニチュード9クラスの地震が発生した場合、30都道府県で最大32万3,000人が死亡するとの想定を公表しました。愛知県内では、全国最多の最大30万6,000棟の建物が全壊すると発表されています。最大予想死者数は2万3,000人で、そのうち

建物倒壊で1万5,000人が亡くなると想定をされております。

2003年のマグニチュード8.7の東海・東南海・南海の3連動地震が起きる想定よりも今回は震源域を2倍に広げ、マグニチュード9クラスに引き上げました。その結果、最大震度が弥富市は、気象庁によるところの、立っていることが困難で、固定してない家具は大半が移動する6弱から、はわないと歩けず、飛ばされることもある。固定してない家具は倒れることが多くなる6強に変更されました。南海トラフ地震に伴う津波の到達時間は、弥富市で87から133分、高さは最大4メートルに達すると、こちらと同時に発表されております。避難のために1時間半ほどの猶予があることもわかりました。

7月、8月におきまして、各学区において防災対策の現状をテーマにした出前講座が行われました。市長と防災安全課から説明がございました。白鳥学区では8月2日に行われ、そこには私も参加させていただきました。防災公園、防災広場にも話題が及びました。3・11東日本大震災の教訓から、避難所として、これからは広さだけではなく、津波から逃れるための高さが求められるようになったという説明がございました。白鳥小学校及び平成27年完成予定の白鳥保育所に外階段の設置、屋上整備も提案をしていただきました。

南海トラフ地震想定でも、津波の最短到達予想時間は1時間半と、白鳥学区の皆様が避難していただくには十分な時間がございます。佐古木駅近隣のマンションとの津波、高潮緊急時避難場所協定を含めて、早期実現をお願いいたします。これら、今後の避難所のあり方も含めてお尋ねいたします。

今回の防災をテーマとした出前講座、出席は、区長、区長補助員様を対象としたものでございましたが、市民の皆様が今一番興味のあるテーマでございます。広く一般の方々にも紹介する機会がございますでしょうか。お願いいたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

出前講座についてですが、本年、市長出張出前講座を開催して、「防災」をテーマとさせていただきます。

今回は、区長さんなど役員の方々を対象として開催させていただきましたが、秘書企画課を窓口といたしまして、防災だけにとどまらず、いろいろなテーマでまちづくり出前講座を行っております。防災関係では、23年度に7回、24年度に入って4回、自治会などの集会で開催され、防災安全課より職員を派遣しております。また、昨年度は数回、昨年12月につくりました防災マップの説明といったことにも伺っております。

10名以上の団体での申請になりますが、市といたしましても、防災知識を皆さんに持っていただくということは大変ありがたいことだと思っております。気軽にお申し込みいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。

私も積極的にPRをいたしたいと思いますので、要請がございましたら出向いていただきたいと思います。

次に、建築基準法が改正された1981年以降の建物は、震度6強程度でも命に危険が及ぶ倒壊や崩壊が起きない構造が要求されております。昨年度段階では、愛知県下の住宅耐震化率は85%、1981年以前の家屋は倒壊による危険性があります。また、家具の固定化もなかなか徹底されておらず、耐震化した家屋でも家具の転倒で死傷するおそれもございます。

出前講座のまとめの中で、自助・共助・公助、それぞれが連携し、日ごろから備えることで災害による被害が軽減されると言われました。この中で、特に自宅の安全点検や食料・飲料水の3日分の備蓄など、一人一人で行き届く自助は、これからの減災では大変重要になってくると思います。弥富市の自助に対する啓発活動をお聞かせください。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 減災に関しましては、やはり自助というものは非常に大切なものだなと思っております。自助につきましては、先ほどお話しさせていただきましたまちづくり出前講座の中でもその重要性は説明させていただいております。

また、昨年配布いたしました緊急時避難マップや、過去に市よりいろいろな資料を配布させていただいておりますけれども、その中にも備蓄品などのお願いを掲載させていただいております。

今後も、市民の皆様方といろいろとお話しできる機会がございます。また、広報などの配布物もございます。そういったものを利用いたしまして啓発活動を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。

市長も講演会のたびに、自分の身は自分でとおっしゃっておられて、参加している皆様に手を挙げてもらうと、飲料水の3日分の備蓄は3割程度、家具の転倒防止対策は2割を切っている方しか手を挙げていただかないのが現状でございます。さらなる自助に対する啓発活動をお願いいたします。

最後に、白鳥学区の皆様方の長年の願いでもあります弥富名古屋線が昨年度本線用地買収が完了し、今年度、橋梁の詳細設計が始まりました。平成25年度以降に工事予定と説明がございましたが、避難所への誘導、緊急車両の通行、避難物資の輸送など、防災道路としての役割も果たせると思います。できるだけ早くの完成を望み、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、弥富市の学校給食の現状についてお尋ねをいたします。

6月26日、中日新聞尾張版に、一宮市議会は25日の定例会本会議で学校給食における放射性物質の測定を強化することを県に求める意見書を可決した。一宮市独自の測定器を購入する予算も含まれた補正予算も成立し、放射能から食の安全を守る動きが行政レベルでも加速しているという記事が掲載されておりました。

愛知県では、昨年11月から12月の県消費生活モニターを対象にアンケート調査をし、買い物をする際の意識と行動を調べたとのこと。その結果、震災の後、生産地を気にして購入をすると答えた人は全体の91.3%を占め、多くの方が、東日本大震災後、商品の生産地を気にするようになったことが明らかになっております。東京電力福島第一原発事故の影響で放射能汚染への不安は根強いことがうかがわれます。

福島第一原発事故に伴い、食品に含まれる放射能セシウムが問題視され、放射性物質による食品汚染への不安が広がる中、食品中の放射性物質を規制する基準として、原発事故後、昨年3月に暫定基準値が制定されました。そして、この4月1日から新たに許容基準が導入されたそうです。新基準値は、肉や魚、穀類などの一般食品は1キログラム当たり100ベクレル、子供への配慮から、牛乳や乳児用食品は50ベクレル、水道水やペットボトルの水は10ベクレルと定められました。これは、従来の暫定規制値よりも大幅に厳しくされたものでございます。肉や魚、野菜などについては、1キロ当たり500ベクレルの暫定基準値でしたが、100ベクレルまで一気に引き下げられました。

弥富市では、新規制値に対応してございますか。また、独自の測定器を購入する御予定はございますか。お願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 三浦議員の放射性物質測定器の購入の件でございますけど、現在、市の学校教育課には放射線等を測定する機械はございませんもんですから、空間線量を測定する機械を次年度購入できるようにしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） 複数の父兄の方にお聞きしましたが、給食の放射性物質に関する心配は今のところ大きく広がってはいないということでした。しかしながら、大飯原発再稼働問題もございます。給食食材に限らず、校内グラウンドレベルでの放射線量を測定する機器は早期購入を強く望みたいと思っております。

次に、弥富市の学校給食を通じての食育の取り組みについてお尋ねをいたします。

平成17年に食育基本法が施行され、一時期、食育に関心が持たれておりましたが、ただ最近、話題に上ることが減ったように思われます。育ち盛りの小学生、中学生にとって、給食

は現在でも大変重要な食育の場だと思っております。

愛知食育いきいきプラン2015、第2次愛知県食育推進計画によりますと、単独世帯の増加や生活スタイルの夜型などの背景から私たちの食生活は大きく変化し、朝食の欠食や間食・夜食が習慣になり、食生活のリズムが乱れております。特に朝食の欠食については、全体的に顕著な改善が見られません。子供が毎日朝食をとることについては、早寝・早起き・朝御飯運動など、学校、家庭の連携による取り組みを進めており、栄養教諭を配置した学校においては、継続的な食に関する指導により改善が図られていると考えております。

バランスのとれた規則正しい食習慣を身につけることは、健康な体をつくるための第一歩でございます。子供時代から発達段階に応じた食育を行うことはもちろんのこと、義務教育以降もライフステージに応じた健全な食生活を実践できるような取り組みを進めておるそうです。

また、生活習慣病を予防するため、若年期からメタボリックシンドロームや、若い女性を中心とした過度な痩せ願望についても、食の視点から予防対策に取り組んでいます。

これらが、愛知県の食育に関する取り組みの一部でございますが、弥富市としての取り組みの概要を改めてお聞かせください。

議長（佐藤高次郎） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） それでは、食育に関しての考え方という質問に対して答弁をさせていただきます。

弥富市では、これまで2008年に弥富市健康増進計画を策定し、市民の食生活改善による親子料理教室、男性料理教室を実施し、生活習慣病の予防講習など、さまざまな食育の取り組みが行われてきております。

学校におきます食育につきましては、議員も言われますように栄養教諭による食育授業や親子試食会を実施し、食の重要性につきまして周知を図っております。

また、学校で収穫体験や農産物を身近に感じることができるよう、地元農家の方に学校に来ていただいたりして、作物が収穫できるまでの経過などを児童に説明してもらう場を設けている学校もございます。

学校の状況にもよりますが、可能であれば、直接こういった体験をすること、地域の穀物を知ることが食育になりますので、こうしたことを継続していくことが大切と考えております。

先日、新米試食会を全小・中学校で、今週の9月4日でございますけど開催して、地元の、特に主食でございます米等についても周知をしておる状況でございます。以上でございます。

議長（佐藤高次郎） 三浦議員。

8番（三浦義光君） 新米コシヒカリを子供さんたちが食べていただくということ、非常に

よいことだと思えます。また、毎月19日を食育の日献立といたしまして、こちらのほうも積極的に取り組んでいただいていると聞いております。これまでのこのような給食を続けていただきたいと思いますと思っております。

最後に、安全・安心な地産地消の食材に対する質問でございます。

福島第一原発の事故は、子供たちの給食にも大きな変化をもたらしております。大人と同じ内部被曝の基準で食べ続けて本当に大丈夫なのか。基準値の見直し議論もされております。

そうした中、学校給食への保護者の不安の高まりを受け、食材の産地公表や給食に使う食材の放射線検査を自主的に始める自治体、学校もふえ、その動きは各地に広がりつつございます。

食材の産地公表では、職員室の前に、当日の給食の見本を全て食材の産地を公表する校内掲示、給食便り、ホームページなど、学校によってさまざまでございます。また、納入業者に納品書へ産地記入を依頼し、栄養士が毎朝それを掲示表に書き移す。記入がない場合は業者に電話をかけて確認する学校もあるそうです。これからの給食の安全度がいよいよ数字化されて、安全性が正確に証明されていくことになるかもしれません。

また、先ほど来の質問にも出てございましたが、TPP問題でも、これに参加すると日本の食料自給率が大きく下がってしまうことも懸念しております。日本の食料自給率は現在カロリーベース計算で39%、約40%ですが、13%に低下する農林水産省の試算が出ております。

日本で流通する食品の安全基準や検査方法は、日本人の食習慣や体質、価値観などに基づいて日本で決められていますが、TPPに参加すると、それらの基準や規制の緩和、撤廃が迫られるおそれもございます。外国のものに統一され、食の安全・安心が脅かされる可能性があるという指摘もございます。

こういった問題の中、地元で生産されたものを地元で消費する地産地消が学校給食の中にも、安全・安心の食材という観点から高まっていると思えます。弥富市の考え方、取り組み方をお教えてください。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 安全・安心な地産地消の食材の考え方ということで答弁させていただきます。

学校給食食材の地産地消と安全検査体制の関係でございますけど、本市の学校給食食材につきましては、基本的には地産地消を進めるため、愛知県内、海部津島地域の食材を優先して使用するよう心がけております。主食の米につきましては、当地域の海部南部産あいちのかおりを使用しております。

しかしながら、献立メニュー、食材、季節によっては、愛知県以外の食材を使用することも必要になります。

昨年の福島第一原発の事故以後、長野、静岡より東、青森県より南の17都県で生産された生産物、主に野菜類でございますが、こちらを使用する場合は事前にサンプル食材を愛知県学校給食会に持ち込み、放射線量を計測し、安全を確認して使用しております。これまで事前に検査しました放射線量の検査結果につきましては、特に異常値は見られません。

また、ことし4月から食品の放射性物質の基準が新たに施行されたことによりまして、愛知県学校給食会は、県給食会取り扱い物資の放射性物質測定（放射性セシウムスクリーニング法）を実施しております。

弥富市としましても、今後、放射線量検査と同じように、17都県の食材を使用する際につきましては、事前にサンプル食材を愛知県学校給食会に持ち込み、放射性物質の測定を計測し、安全を確認してまいります。

したがって、今後につきましては、これまでと同様に米、牛肉に限らず、食材全般の選定及び納入に際して、学校・教育委員会や県学校給食会及び食材納入業者と連絡を密にし、産地の確認や、厚生労働省が行っております調査結果、出荷制限等の情報に留意し、安全確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。

安全確保に努めていただいておりますとのことでございます。

農産物限定で言わせていただければ、地元の市場、仲卸さん、地域の八百屋さん、そして何より弥富市内の農家の皆様が高品質で消費しやすい規格、農薬などの使用を制限した安全・安心な野菜を学校に送り届けてもらっております。市内の農業、商業の活性化の意味も込めまして、引き続き積極的な使用をお願いいたしたいと思っております。

これをもちまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩をします。再開は2時5分からとします。

~~~~~

午後1時54分 休憩

午後2時05分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に平野広行議員、お願いします。

7番（平野広行君） 7番 平野広行でございます。

通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、地域公共交通の取り組みについて伺います。

3月議会において、平成24年度の施政方針説明の中で、コミュニティバスの運行について

は、市民生活の利便性の向上、交通不便地の解消、公共施設の利用促進等を主な目的として、平成22年6月から実証運行を開始しました。また、平成23年4月には、市民の皆様の御意見や利用者アンケート調査、利用状況等を反映し、運行ルートや料金設定などを変更してまいりました。しかしながら、残念なことに、大幅な利用者の増加は見られませんでした。今後ともデマンド方式の導入の検討と利便性の向上や利用者の増加を目指す取り組みを引き続き行ってまいります。やむなく減便を含む経費の削減も検討してまいりますと述べられております。

そこで、まず1番にお願いしたいのは、減便は検討しないでほしいということであります。私としては、施政方針説明で述べられているように利便性の向上を考えていただきたい。交通不便地の解消をしていただきたい。そういう思いであります。弥富市民の通学・通勤は大半が名古屋市であります。北部地域については、JR、近鉄と公共交通機関が充実しており、不便さは全くありません。しかしながら、栄南地区から弥富駅へ出るには約8キロメートルあり、大変であります。名古屋へ出るには、栄南地区、そして十四山東部地区では蟹江駅へ出るほうが便利であります。また、栄南地区は直接地下鉄の駅、あるいはあおなみ線の駅がある名港へ出る方法もあります。

そこで、蟹江駅へ出る方法として、飛島バスを利用することです。現在では十四山東部地区の方が東部ルートで利用されています。南部ルートにおいても飛島バスを利用し、蟹江駅へ出るルートを検討していただきたい。また、名港へ出て、地下鉄名城線、あるいはあおなみ線を利用する方法ですが、これも飛島バスへ接続すれば可能であります。

そして、もう1つの方法としては、デマンドタクシーを利用して、コミュニティバスが通っていない地区、前回ルート変更の際、外された地区にデマンドタクシー用の停留所を設け、その周辺地域を2つぐらいのルートに分けて一周し、市民を乗せ、弥富駅へ向かう方法が考えられます。

先日も一般市民の方から、ルートが変更になり、私の集落はバスが通らなくなって大変不便です。このような方法ではどうですかと私のところへ改正案を持ってみえました。こういった地図です。デマンド方式と言えるものであります。考えていることは、皆さん、大体同じようなことであります。費用対効果も考え、何がベストかよく考えていただき、市民の大事な足を奪わないよう、利便性を考えた対策をとっていただきたい。

飛島村におきましても、コミュニティバスとデマンドタクシーの二段構えで対応しています。予算面でも、コミュニティバスが1億2,000万円、デマンドタクシーが110万円の支援で行っていると伺っております。

南部地区の誰もが思っていることですが、公共交通機関、つまり鉄道を使って名古屋へ出るようになってほしいと全員が願っています。夢物語ばかりではいけないので、現実に戻

って、今、実際にできること、これを一つ一つ着実に実行していくことが大事であると思います。市側の答弁をお願いしますが、答弁の前に、デマンド方式とはどういうものか、テレビをごらんになっている市民の皆様によくわかるように説明していただき、答弁をお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

まず、デマンド方式というのはどんなものかということでございますけれども、これは予約制のバス等の運行のことです。バス、タクシーを使う場合もございます。

これは、乗車するためには事前に予約が必要だということでございます。きめ細かい運用ができるといったことがあります反面といたしまして、予約がない場合には運休となったり、また予約のないバス停は停車しないため、時間などにつきましても不安定になりがちだといったデメリットもございます。

なお、飛島村が行っておりますデマンド運行でございますけど、これはタクシーを利用いたしまして、海南病院への足の確保ということを目指しております。運行自体が、近鉄タクシーの蟹江の営業所ですか、そちらのほうでやっているといったことございまして、実際一般的なタクシーの予約をするといったものになっております。運賃自体も1回500円というような形の設定になります。

さて、飛島バスとの連携ということでございます。蟹江駅や名古屋港経由で名古屋への通勤・通学ができるようになるということは非常によいかと思っておりますけれども、現在、コミュニティバスは中型バス2台とマイクロバス3台、計5台で運行しております。運行当初は、通勤・通学にも考慮して、朝・夜の便についても運行してまいりましたが、利用が少なかったのが現状でございます。現在、その分につきましては減便させていただいているのが現状でございます。

コミュニティバスの利用につきましては、議員おっしゃられたように、通勤・通学での利用ということもございますけれども、病院や市内での買い物、また福祉センターへの足としての利用の希望が多いのが現状でございます。

大藤・栄南学区にお住まいの方につきましては、これは南部ルートの通っているところでございますけれども、弥富市の施設を利用される方は非常に多いかと思っております。

また、通勤・通学時間帯のバスの運行でございますけれども、非常に余裕のない状況での運行になっております。現段階では、飛島バスとの接続というのは非常に難しい問題かなと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） ありがとうございます。

その点をいろいろ、難しいと思いますが検討をしていただきたいと思います。

住民2,000人、企業130事業所を対象に、コミュニティバスに関するアンケート調査が8月20日を回答期限に行われました。この集計結果は出ておりますでしょうか。出ましたら、一度各学区の区長会と話し合いを持たれてはどうかと思いますが、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 集計結果につきましては、現在集計中ということでございます。

また、この集計結果につきましては、市のホームページ等でも掲載させていただいております。

また、各区長さんのお話ということでございますけれども、これは今後の検討課題とさせていただきます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 御承知のように南部地区では過疎化が進んでおり、重大な問題となっております。今後、この過疎化対策も早急に考えていかなければなりません。いずれにしても、南部地区の不便さを解消する一つの方法として、コミュニティバスとデマンドタクシーの併用を考え、市民に愛され、利便性のある市民の足となるようお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

次は、弥富市のたばこ税について質問いたします。

平成23年度の決算額が出ましたが、自主財源としての個人市民税、法人市民税、固定資産税、市たばこ税、入湯税等のうち、個人市民税を除き、全ての部門で前年を上回り、対前年比で102%の伸びとなっております。このうち、市が努力することにより税収アップができるのは、固定資産税、市たばこ税、入湯税であります。その中で、市たばこ税につきましては、平成22年10月1日に値上げされ、販売数量は減ったものの、価格が上がったことにより税収もアップし、前年比112.6%と高い伸びになったわけであります。健康面から、たばこはやめるよう勧めています。私もたばこは吸いません。たばこの販売促進を言うつもりはありませんが、たばこは嗜好品であり、ストレス解消等には一役買っているわけでありまして、愛煙家の方もまだまだたくさん見えるわけであります。

そこで、弥富市としても税収を上げたいわけですから、愛煙家の方に、たばこを買うなら弥富市内で買ってくださいますとPRすることが大事だと思います。こういったことは、今までもたばこ店においては声かけとして行ってきましたが、さらに一步踏み込んで、弥富市のたばこ税は3億1,700万円ですと表示したものをたばこ店の店頭、または公共施設の目につくところに掲げ、愛煙家、または旦那様のたばこを買われる主婦の方に知ってもらって、納税意識を高めることが大事であると思います。そして、肩身の狭い思いをしている愛煙家の方

の喫煙場所の提供も考えていただきたいと思います。弥富の市税に3億1,700万円の納税をされているわけですから、市庁舎、その他公共施設において分煙という形で快適な喫煙所の設置をお願いしたいと思います。

資料を配付させていただきましたので、検討をお願いしたいと思います。こういうものですね。これは、川崎市とか千葉市の役所の資料でございます。

それでは、平成22年度分ですが、愛知県内におきまして、弥富市と人口がよく似た市町のたばこ税の納税額について報告いたします。お配りしました資料をごらんください。

新城市、人口5万400人に対しまして、たばこ税が2億4,700万円、高浜市、4万5,500人に対して2億7,100万円、岩倉市、4万5,800人に対して2億3,900万円、愛西市、6万5,800人に対して2億8,500万円、我が弥富市は4万4,500人に対して2億8,200万円　これ22年度のことでございます　となっており、弥富市の場合、市民の皆様が弥富市内でたばこをよく買っていていただいていると思っております。市民の愛煙家の皆様に感謝しなければなりません。

今後は、たばこ組合の皆様と話し合いながら、各イベントにおけるたばこの販売方法、PR活動の方法を検討していただき、たばこは市内で買うことを市民の皆様にも周知徹底していただき、市税のアップを図っていくことをお願いいたします。市側のお考えをお聞きします。議長（佐藤高君）　伊藤税務課長。

税務課長（伊藤好彦君）　平野議員の御質問にお答えをいたします。

御答弁の前に、まず市たばこ税の税収でございますが、少し御説明をさせていただきます。

議員もおっしゃられましたように、平成22年度は2億8,200万円、平成23年度は3億1,760万円余りで12.6%、金額にいたしまして3,560万円の伸びでございました。これにつきましては、議員もおっしゃられましたように、平成22年10月のたばこの値上げによりますたばこ税の税率の引き上げによるものでございまして、ただ、先ほどもおっしゃられましたように、売り渡し本数につきましては前年比で約740万本の減少となっております。

議員の御質問でございますが、市たばこ税のPRにつきましては、毎年4月広報にて市の予算を紹介する中で市たばこ税についての説明を行っておりまして、市のホームページの暮らしの情報でも、たばこ税についての仕組みの説明及びたばこは市内のお店で買おうと購入啓発が記載してございます。また、たばこ組合さんによります弥富春祭りへのイベント参加及び各店舗で年2回実施しております謝恩祭等の販促品配布により販売促進啓発を行っておりまして、市内には「たばこは市内で買おう」の看板も取りつけていただいております。市内各鉄道駅周辺ではスモーキングクリーンを実施し、環境美化にも努めていただいております。

今般の社会情勢による受動喫煙の健康問題や環境問題が取り沙汰される中で、市といたし

まして、たばこを市内で買っていただくことにより市税の歳入が増収することにつきましては大変ありがたいことではございますが、議員も健康面から販売促進を言うつもりはないとおっしゃられたように、平成22年10月のたばこの値上げの際、政府が増税の目的を「健康目的のために喫煙者を減らす」と語ったことから、販売促進につきましては、たばこの箱にも記載がありますように、「喫煙はあなたにとって肺気腫を悪化させる危険性を高めます。未成年者の喫煙は健康に対する悪影響やたばこへの依存をより強めます。周りの人から勧められても、決して吸ってはいけません」などと記載がありまして、市が喫煙を奨励することにもなりかねませんので、市たばこ税のPRにつきましては今後もホームページ等で行ってまいります。販売促進につきましては、組合等に行っていただくことがよいと考えておりますので、御理解をお願いします。

なお、市たばこ税の税込金額を公共施設等に掲示することは今のところ考えておりませんが、たばこ組合さんとの話し合いにつきましては、今後、組合の総会などの場において行ってまいりたいと考えておりますので、あわせて御理解をお願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高君） 平野議員。

7番（平野広行君） もう1つ質問が、分煙室についてはどうでしょうか。

議長（佐藤高君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 私のほうから、市庁舎において、分煙という形で快適な喫煙所の設置をお願いしたいということについての御質問にお答えをさせていただきます。

議員もおっしゃられましたとおり、たばこの煙の中には約4,000種類以上の物質が含まれておりまして、そのうち200種類以上は有害な物質でございます。代表的な有害物質には、ニコチン、一酸化炭素、タールのほか、カドミウム、ヒ素、アンモニア、シアン化水素、さらにはダイオキシンなどもありまして、がん、心筋梗塞、脳梗塞など、さまざまな病気の原因になることが科学的証拠により明白にされております。

また、国際的な動向といたしまして、たばこの消費及び受動喫煙から、健康及び社会に及ぼす破壊的な影響を減らすために、世界保健機構では、法的拘束力のある国際条約でたばこに関する規制を行うこととし、日本もこのたばこ規制枠組み条約の締約国でございまして、義務を負っております。

さらに、国内の動向といたしまして、平成15年に健康増進法が施行されまして、平成22年2月には多くの人が利用する公共的な空間では原則全面禁煙であるべきとの厚生労働省の健康局長通知が出されております。

本市におきましても、弥富市健康増進計画のたばこ・禁煙の項目において、喫煙が及ぼす

健康被害に関する知識を普及するとともに、禁煙を目指す市民へのサポート事業、個別禁煙サポートを充実するとしておりまして、禁煙への取り組みに力を注いでいるところでございます。

申し上げるまでもなく、分煙では非喫煙者を受動喫煙から守ることはできますが、喫煙者の健康を守ることはできませんし、新たに建設する新市庁舎は、保健センター機能を備えた計画といたしておりまして、多くの妊婦や子供が訪れる場所のため、住民の健康を守る視点からも、敷地内は全面禁煙といたす計画としております。御理解をいただきたいと思います。議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） それが市側の考えであれば、仕方ありません。世の中の流れとしては、禁煙の方向に進んでいるのはわかりますが、ただ、愛煙家の方もたくさんいるわけです。そして、多額のたばこ税を払ってみえるわけですから、市民サービスとして、快適な分煙室での喫煙を提案したわけで、市側の答えに対しては、弥富市の愛煙家の方が判断されることですから、私としては何も申し上げません。

ただ、税収面からいいますと、鍋田港に入ってきます外国船にかかる税金、特別とん譲与税でも1億2,000万円の税収です。たばこ税はこれの2.6倍、3億1,700万円あるわけですね。来年度からは県たばこ税の一部が市たばこ税として納入されます。14%ほどアップになりますので、それを申し上げまして、次の質問に入ります。

次は防災に関してであります。弥富市における防災についてお伺いいたします。

昨年の3月11日に発生した東日本大震災は、人間が想定した地震規模をはるかに超え、1000年に1度と言われる大災害になりました。現在において、人間が英知を結集してつくり、絶対大丈夫と言われた釜石のスーパー堤防も津波の前にもろくも崩れ去りました。

自治体は、想定内のもとに防災対策を行ってきました。想定外であれば、仕方ないと思う反面、想定内においては絶対大丈夫という対策をとっていかなければなりません。

そこで、伺います。弥富市において、想定内とされる災害について、どのような災害を考え、そして、どのような対策をとってみえるのか、お伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えします。

まず、想定外、想定内という言い方でございますけれども、現在、想定外という言い方は基本的にはないのかなというふうに思っております。

災害につきましては、御存じのとおり風水害、地震、津波等、いろいろな災害が考えられております。現在、国では、比較的発生頻度が高いものをレベル1という形の表現をとっております。これが議員の言われるところの想定内というような言い方になるのかなということだと思います。

これにつきましては、防御施設、いわゆるハード面の強化により災害を防ぐことを前提としております。

また、発生頻度が低いが大規模な被害が危惧されるレベル、これはレベル2と申しますけれども、この災害に対しては、最低限人命を守るための対策をとることが求められております。

国や県に対しまして、レベル1の対策といたしまして、堤防の強化、またポンプ機能の強化をお願いしているのが現状でございます。

また、このようなハード整備を行うとともに、レベル2につきましては、人命を守るということの中で、施設もございませうけれども、自主防災会等を通じた避難方法の徹底、そういったことも考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 平野議員。

7番（平野広行君） わかりました。

また、後ほど、これに関連した質問をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、弥富市内全ての保育所の津波からの避難について質問いたします。

災害からの避難に対して、大人は自分の判断でできるわけでありませう。小学生においても、登下校時における対応は各小学校において十分教育・指導されていると伺っておりますし、小学校自体が避難所になっているわけでもありません。

問題は、保育園児であります。保育園児では、判断能力はなく、どうしても先生方の助けが必要であります。そこで、弥富市内全保育所の津波からの避難場所への避難方法についてお伺いいたします。

まず、避難場所と、その避難場所への所要時間及び1人の保育士さんが何人の園児を引率するのか、お伺いいたします。

議長（佐藤高君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

まず、保育所におきましては、現在、地震、津波やその他の水害などの際にしっかり対応できるよう、従来あった対応の見直しをしております。また、保護者の皆様へも、通常入所時にお配りしております台風・地震などの際の対応に係る文書について、改定したものを改めてお配りしたいと考えております。

御質問いただきました避難所への所要時間におきましては、保育所自体が津波避難場所になっております南部保育所を除きまして、およそ5分から35分かかっております。

次に、1人の保育士が何人の入所児を引率するのかという御質問でございますが、1人の保育士ということでございますと5人から9人となってまいります。そのほかに、保育所には調理員が各保育所2人から3人おりますので、補助をしながら避難をさせていただく予定

でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 避難の時間ですが、ゼロ分のところから35分ということになっておりますが、桜保育所がパディーの屋上ですか。そして栄南保育所が栄南小学校、これが多分35分ということで、続いて長いのが、ひので保育所、マンションへ20分ということですが、もう少し短く、津波からですと、やはり35分というのは私長いと思う。先ほど三浦議員がおっしゃった87分で到達とか、いろいろありますけど、そのときになると、慌てたり、いろんな問題が出ると思うんで、なるべく早く、できれば15分以内のところがいいと思ひまして、また場所の選定等をもう一度検討していただきたいと思ひます。

それから、6月の議会で私が質問しました栄南保育所の民間企業への避難ですね。これについて、どうなっておりますでしょうか、お伺ひいたします。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） お答えをいたします。

前回、6月議会でも御指摘をいただいた栄南保育所の避難場所についてでございます。今後につきましては、津波だけではございませぬ、高潮など、その他の水害も想定されます。逃げるのに時間的に余裕のない場合もございませぬ。そのようなときに、御指摘をいただいた、栄南保育所からすぐ近くにありませぬ民間の4階の建物でございませぬ、一時的に避難をさせていただくことは大変有効だと考えております。そういったことから、一時的に避難をさせていただけないかということをお願いに伺ひましたところ、快く御理解をいただきませぬ、御承諾をいただいたところでございます。

議員におかれませぬは、避難所としてお願いするに当たりませぬお力添えをいただきました。まことにありがとうございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 続きませぬ、この避難場所の選定に携わった人及び実際に避難ルートの実証検分を行つたか。また、どなたが行つたのか、それをお伺ひいたします。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） まず、避難所選定に携わった者ということでございませぬが、これにつきましては、各保育所と児童課で選定を行つております。

また、避難ルートの検証につきませぬも、保育所の職員、また児童課等で検分をしております。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 先生方が避難所の選定に携わったということですが、保護者の方、こういった方からの御意見、または地元区長さんからの御意見、そういったものはこういった

場所でお決めにはならないのでしょうか。といいますのは、災害となった場合、やはり地域の方の援助が大事なわけです。地域のことは地域の方が一番よく知ってみえるわけです。ですから、こういった選定に関しても、地域の方も巻き込んで、どこがいいかということと一緒に市側と考えていただく。これがベストだと思いますので、今後、また35分かかるところは、また選定の基準として、ぜひ保護者の方、そして地域の方を交えて選定をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

昨年は、奈良、和歌山地区、ことしは熊本、大分地区、またお盆には京都、大阪において集中豪雨による甚大な被害が出ております。その後、名古屋市、また三河地区においても集中豪雨があり、いつ、どこで集中豪雨があってもおかしくない状況にあります。

弥富市は、木曾川、日光川、伊勢湾と三方を海や川に囲まれ、水害は避けて通れない地形であります。そこで、弥富市の排水対策について伺います。

弥富市内の排水は、どのようにして行われているのか。どの排水機場がどの地区を受け持っているのか。排水機場が受け持つ流域面積と、どれくらいの雨量を想定したポンプ能力を決めているのか。排水規制がかかる排水機場はどこか。もし停電した場合、ポンプのバックアップ体制はどうなっているか。以上、4点を質問いたします。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、弥富市内の排水はどのようにして行われているのか、またどの地区をどの排水機場が受け持っているのかという御質問でございますが、御承知のように、弥富市におきましては海拔ゼロメートル以下でございます。地域全体の排水を機械排水に依存しているというのが現状でございます。

現在、弥富市内の排水機場は8カ所、25台のポンプが設置されております。十四山地区には六箇排水機場、大神場排水機場、孫宝排水機場の3機場、鍋田地区には鍋田南部排水機場及び末広排水機場、芝井川排水機場、緊急の場合に稼働させる稲元排水機場と松名排水機場があります。

排水区分につきましては、地区別に見ますと、竹田、亀ヶ地、西蜆、東蜆、上押萩、下押萩、海屋、これらにつきましては六箇排水機場で、神戸、桴場地区については大神場排水機場で排水しております。その他の十四山地区及び筏川以北の弥富地区につきましては、孫宝排水機場から排水となっております。また、寛延以南、鍋田地区までは、鍋田南部排水機場及び末広排水機場で排水しております。芝井川排水機場におきましては、中山、川原欠、森津、芝井、鎌島、松名地区、これらの地区の排水をしております。

続きまして、流域面積と排水機場のポンプ能力と想定雨量ということでございますけれど

も、鍋田南部及び鍋田南部第2排水機場の流域面積でございますが、1,461ヘクタールで、ポンプの能力につきましては、エンジン式1台、電動式4台の計5台で毎秒16.13立方メートルの水を排出可能となっております。

末広及び末広第2排水機場では、エンジン1台、電動3台の計4台で毎秒11立方メートルを排水できます。

芝井川排水機場の流域面積は344ヘクタール、ポンプの能力はエンジン1台、電動2台の3台で毎秒5.05立方メートルを排水できます。

また、稲元排水機場の流域面積は168.1ヘクタールで、ポンプはエンジン1台で毎秒1.1立方メートルを排水できます。

松名排水機場につきましては、流域面積47.3ヘクタール、ポンプは電動式1台で毎秒1.1立方メートルを排水できます。

孫宝第2、新孫宝排水機場は、流域面積が2,156.1ヘクタールで、ポンプはエンジン2台、電動式2台の計4台で毎秒47.8立方メートルを排水できます。

六箇排水機場は、流域面積が192ヘクタールで、ポンプは電動式2台で毎秒3.1立方メートルを排水します。

大神場の第1、第2排水機場につきましては、流域面積が368ヘクタール、ポンプの能力はエンジン1台、電動3台の4台で毎秒6.83立方メートルを排水できます。

また、想定雨量につきましては、地区で使用した雨量データの年度により異なりますが、例えば現在動いております鍋田2期地区では、昭和10年から昭和60年の51年間における3日間連続雨量の20年確率であります336ミリを使用しております。

続きまして、排水規制がかかる排水機場とその対策ということで、まず排水規制がかかる排水機場につきましては、日光川に排水する新孫宝、孫宝第2、六箇、大神場、大神場第2、この5機場が該当します。これは、日光川破堤という大災害を避けるために、やむなくポンプを停止するという取り決めになっております。なお、昭和52年の取り決め以降の停止実績はございません。

続きまして、停電時におけるポンプのバックアップということでございますけれども、停電時においても、エンジン方式のポンプでは、3日間分の連続運転が可能となるよう燃料タンクが設置されております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 平野議員。

7番（平野広行君） 愛西市、それから十四山地区の一部、そして弥富の北部地域は孫宝の排水機場から排出されるということになっておりますね。この流域地区は宅地化が進んでおりますし、また住宅戸数も多く、弥富市において最も重要な地区であります。

そこで、先ほど説明のあったポンプ能力と流域面積から、排水に要する時間についてちょ

と計算してみましたところ、想定雨量を1時間当たり100ミリとしまして、すごい雨ですが、1時間雨が降った場合、各排水機場にてどれくらいの時間で排水できるかで計算してみましたところ、稲元は除いて、大体12時から19時間前後で排水できます。その中でも孫室の排水機場が一番速くて、12時間で排水ということになっております。しかし、停電になった場合、排水機は4台のうち2台しか稼働しないということに今お聞きしております。排水能力は半分になるわけでありまして、また、排水規制がかかった場合は排水することができません。このような場合、対策として、どのようなことをお考えでしょうか。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） ポンプがとまった場合、電動式がとまった場合にエンジン式のみになるということですが、現在のポンプの設置基準といたしましては、そういったことを加味しまして、連続運転が3日間できるような燃料タンクも設置されておりますので、そういったことで対応していると思います。以上です。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 現在、想定内の雨量であれば問題ない排水の対策がとられておりますが、ポンプの吸い込み口の周りのごみ対策、こういったものをしっかり行っていただいて、ポンプ能力を100%発揮できる体制をとってもらわなければなりません。排水に関しては、農家だけということではありません。全家庭が対象であります。弥富市としても、ごみ対策を含め、土地改良区を全面バックアップして、連携して、万全な排水対策をとっていただくことをお願いします。

幸い鍋田地区は排水規制というものはありません。伊勢湾のほうへ直接流しますので、こういったことを利用した、非常時の場合における排水対策も今後検討していただきたいと思っております。

次に、ことしの2月に海部地区7市町村で交わした災害時の相互協定について、内容を簡単に御説明いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 相互協定につきまして内容を説明させていただきます。

条文ごとに内容を説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず第1条でございますけど、これは応援の種類ということになっております。これにつきましては、食料、飲料水及び生活必需物資の供給、並びにその供給に必要な資器材の提供というものになっております。

また、被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供、救援及び救助活動に必要な車両等の提供、救援・防疫・応急復旧等に必要な職員の派遣、それから、災害時の一時受け入れ及びその受け入れに必要な施設の提供、またボランティアのあ

っせんとなっております。こちらのほうが応援の種類となっております。

続きまして、応援の手続きでございますけれども、第2条において制定しております。

第3条につきましては、応援の実施について、応援要請をされた場合、速やかに応じるものという規定がされております。

また、第4条といたしまして、自主的応援出動について規定しております。要請市町村との連絡がとれない場合につきましては、本来ですと応援要請があつて出動するといったことになっておりますけれども、自主的な判断により応援ができることになっております。

それから、第5条といたしまして、応援経費の負担についてでございます。これにつきましては、要請市町村が負担することが規定されております。

続きまして、第6条としまして、災害補償等についてでございます。こちらにつきましては、公務災害及び第三者に対する損害賠償について規定されております。

それから、第7条として、連絡窓口でございます。こちらは平時でございますけれども、あらかじめ定めておくことを規定しております。現実的には、防災安全課のほうが担当になるかと思っております。

第8条といたしまして、資料の提供等で、資料の提供、また意見交換、訓練について規定してありまして、お互いに助け合いましょうということになっております。

また、第9条といたしまして、今までの1から8条の中で定めのないことにつきましては、相互が協議して定めるということになっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 時間が少しあるようですので、関連質問をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

議長（佐藤高清君） よろしいです。

7番（平野広行君） 答弁される方、わかる範囲で結構でございますので、お願いいたします。

関連質問といたしまして、液状化対策についてお伺いいたします。

強い地震が発生した場合、弥富市全域において液状化が起こり、建物の倒壊、道路の寸断等が心配されています。特に海岸堤においては、液状化による堤防の破壊により海水が流入することが想定されます。弥富市において、液状化対策の現状はどのようになっているのでしょうか。莫大な費用もかかり、時間も要するわけですが、今後の見通しも含めてお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 平野議員にお答え申し上げます。

液状化対策という形の中で、今回の南海トラフ大震災のときの状況においても、明確にこ

の地域においては液状化現象が起きるだろうというふうに予測をされました。大変私どもといたしましては、危惧をしているところでございます。

また、過去の地震におきまして、明治24年の濃尾大地震、昭和19年の東南海地震、そして昭和20年のいわゆる三河地震におきまして、それぞれの町史の中で液状化現象が起きたということが記載をされておるわけでございます。そうしたことにおいて、液状化対策ということにつきましては、大変急がなければならないというふうに思うところでございます。

しかし、この液状化対策というのは大変厳しい問題でもありますし、難しい問題でもあります。そういうような状況の中におきまして、私どもといたしましては、津波に対する、まずは液状化対策という形で、鍋田ふ頭、あるいは弥富ふ頭における港湾の液状化対策という形の中で、耐震性を持った堤防、船着き場をつくらせていただいているというような状況でございます。

また、西部臨海工業地帯におけるさまざまな工業地域におきましては、いわゆるパイルの深さを50メートルぐらいに掘っていただいておりますというような状況のものもあります。

また、公共事業等でやっております小学校、あるいは中学校の建設等におきまして、液状化対策ということについては十分思慮をしているところでございます。

ただ、民間の皆様のそれぞれの住居に対する液状化ということは大変厳しい、難しい問題であろうというふうに言われております。これも、千葉県のパイルのほうで私も実際に聞いてきておるわけでございますけれども、1メートル間隔で砂の柱、いわゆるサンドコンパクションを打っていけば、その民家は助かるだろうというふうに言われるわけでございますけれども、実質的にはそういうような業者も数がございませぬし、また基本的には不可能なことであろうというふうに思っております。そうした形の中においては、それぞれが個々に対する対応ということは大変厳しいわけでございますけれども、公の施設であるとか、あるいは企業等におけるさまざまな建物につきましてはそういう対策を講じていただこうというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、液状化対策に対しては、いろんな形の中での周知を結集していかねばならないというふうに思っております。

また、個人の財産を守っていただくために、さまざまな財産における、金融であるとか、保険であるとか、そういったものについても市民の皆様には御検討をいただきたい、そんなところでございます。

議長（佐藤高次郎） 平野議員。

7番（平野広行君） ありがとうございます。

鍋田の海岸堤ですけど、これ、液状化対策ですね。やはり市ではできませんので、国の予算でやるわけですが、24年度までに約500メートルということになっておりまして、1号線

の尾張大橋の南から、ことし100メートルですか、2億円の予算でやるということになっております。とにかくお金がかかるわけですね。100メートルやるのに2億円かかるんです。1メートルに直すと200万円ですね。これを鍋田の海岸堤5キロありますので、やるとなると100億円かかるわけです。とんでもない予算ですので、なかなか全部やるということは難しいと思います。

そこで、国のほうへ陳情する場合でも、ウイークポイントですね。ここここは液状化で堤防が壊れたら困るという部分があると思うんです。そういったところをまず集中的に第1番にここをお願いしますということを、国のほうへ陳情する場合、場所を指定してやっていただきたいと思いますが、そういったお考えはどうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほどの私の答弁を平野議員がフォローしていただいたわけですが、平成24年度内におきましては、鍋田の防波堤につきましての液状化対策に対して、いわゆる老朽化対策ということの中で補修をさせていただきます。また、木曾川の尾張大橋の周辺、グラウンドがございませけれども、この堤防に対しても液状化対策ということで砂柱を打ち込むというような形の工法であそこのところを強化していただくということにもなっております。

そういうような形の中で、これは私どもの自治体のみならず、いわゆる鍋田の防潮堤であるとか、中央堤であるとか、あるいは知多堤というような状況の中で、しっかりと津波を防御していただくところの堤防の強化ということは、いろんな関係の自治体と一緒に陳情に上がらなきゃならないだろうというふうに思っております。愛知県、そして名古屋市、港を取り巻くそれぞれの自治体と一緒に、我々としては強化策を考えさせていただきながら、国のほうへ陳情していきたいというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） これ、どなたでも結構ですが、ちょっとお答え願えれば、答えなければ答えなくても結構ですが、一番の弱点はどこだと思われませんか。鍋田海岸線の中で一番の弱点。ここを押さえないと弥富市内を守れないよという弱点の部分はどこだと思われませんか。どなたでも結構です。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、お答えさせていただきます。

一番弱点というか、一番弱いところに関しましては、今、鍋田の第2排水機場がございませ、この周辺が一番危険な箇所でございます。これを集中的に、排水機場の整備はもとより、護岸堤の整備も県のほうに申し立てしまして、整備を図っていただくよう要望しております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） どうもありがとうございました。

私と全く同じ考えでありました。ありがとうございました。これで安心いたしました。

きょうは、コミュニティバス、市たばこ税、防災について質問させていただきましたが、弥富市は、決算報告にありますように、税収は、前年を少しですが上回っております。無駄をなくし、経費を削減することは当然ですが、一方で、いかにして税収をアップするかを考え、その上で、価値のある税の使い方を市民の皆様とともに考え、よりよい弥富市を築いていくことをお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩をします。再開は3時5分とします。

~~~~~

午後2時58分 休憩

午後3時06分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

11番（炭竈ふく代君） 11番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、弥富市の学校教育について質問をいたします。

まず最初に、教育長にお尋ねをいたします。

弥富市の学校教育基本方針について、弥富市教育委員会は市のホームページの中で、「一人一人が輝き、よく学び、心豊かで、たくましい弥富の子（明日の弥富、平和な国際社会を担う人づくり）」をスローガンに掲げています。今年度、教育委員会として、どのようなことを重点的に進められるのか、お聞かせください。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

今年度の重点目標といたしまして、子供たちが21世紀をよりよく生きていくために、小学校の英語活動の充実、平和教育、広島研修の推進、キャリア教育の推進、そして信頼される魅力ある学校づくりのために、学校と家庭、地域の連携を密にして、開かれた学校づくり、安全・安心な居場所としての学校づくり、さらには確かな学力、豊かな心、健康な心身の育成を掲げております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

小・中学校の各取り組みへの重点項目ということで、方針について教育長より御答弁をいただきました。

その中で、初めに、生徒・児童の将来に生きる力の育成といたしまして、中学2年の生徒を対象に広島研修が推進をされております。命の大切さを考え、生きる力の育成として、意義深い大事な取り組みだと思っておりますけれども、24年度も平和教育の一環としてこの広島研修が予定されておりますが、その事業内容、そしてまた学校、生徒さん、そして保護者の皆さんの反響はいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） 広島研修についてお答えをいたします。

昨年に引き続きまして、ことしも11月に市内3中学校の2年生全員による広島研修を計画しております。

この内容につきましては、学校ごとに1泊2日の日程で、1日目は広島記念公園内の原爆ドームや平和記念資料館などを見学いたしまして、宿泊先は江田島青少年交流の家、夕食後は被爆ピアノの演奏会と語り部による講話を予定しております。2日目につきましては、呉市の大和ミュージアムの見学をする行程でございます。

この研修に伴いまして、事前、事後の学習を行いまして、広島研修のまとめとして冊子にする予定でございます。

なお、本年1月の青少年健全育成大会におきまして、各学校の代表者からの報告、発表の場を設けました。会場の皆さん方には生徒たちが熱心に取り組んでいる姿が伝わりまして、大変意義あり、成果のある研修であったと好評を得ることができました。

もちろんのこと、学校や生徒、保護者からは、この研修はぜひとも継続をしてほしいという多くの声が届いています。以上です。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

それでは次に、信頼される魅力ある学校づくりでは、防犯、防災、交通安全指導の推進、また多様な災害を想定した避難訓練の実施、そして防災教育の充実などが示されておりますけれども、これまでの推進、また今後の取り組みについてお聞かせをいただけますか。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） まず、防災面からお答えをいたします。

昨年の東日本大震災を教訓に、市内の小・中学校におきましては、地震による津波を想定したいろいろな形の避難訓練を実施しております。十四山西部小学校では4階建ての海翔高校へ避難をしたり、十四山東部小学校では3階建ての十四山支所へ避難するなど、それぞれの学校において最善の方法を考え、訓練を実施しているところでございます。

今後も地震による津波や大規模火災など、多様な災害を想定した避難訓練やハザードマップづくりなど、防災教育の充実に一層力を注いでまいります。

さらに、災害時の避難所となります学校体育館の天井材の補強工事や、一部の学校におきましては校舎屋上への外階段の設置工事など、防災機能を備えた施設への改修を計画的に行っていかなければならないと考えております。

次に、交通安全指導につきまして、本年4月、全国各地で登校時におきまして悲惨な交通事故が多発したということで、国・県の指導によりまして、蟹江警察署や道路管理者であります海部建設事務所、さらには本市の土木課と合同で通学路を点検いたしまして、この10月には、危険箇所の対応策について合同会議を開催する予定でございます。

日々の取り組みとしましては、PTAによる当番活動やスクールガードによる付き添い下校などを行っております。

次に、防犯面につきましては、各学校におきまして、蟹江警察や弥富ライオンズクラブの御協力を得まして、防犯教室や薬物乱用防止教室などを開催しているところでございますが、今後も積極的に取り組んでまいります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

特に通学路の危険箇所につきましては、早期に対応していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

同じく、教育基本方針では、生きる力の育成として、自他を大切に作る心を育て、いじめなどに対しては毅然とした態度で、粘り強く指導するとあります。

そこで、次に、このいじめ問題についてお伺いをいたします。

大津市の中学2年生の男子生徒が昨年10月、いじめを苦に自殺したとされる問題は、今になって大きな社会問題として波紋を投げかけています。さまざまなメディアが連日報道し、次々に情報が流れ、中には興味本位な報道や評論家の一方的な情報もあり、ネット上では非難・中傷も広がっていると言われております。

どこに真実があるのか、軽々に語ることはできませんが、中学2年生の13歳の未来ある子供がみずから命を絶った重い事実には心が痛みます。

いじめ問題は、子供たちの問題、また教師・学校の問題、そして教育行政の問題と、3つの側面が考えられると思っております。社会生活は人間と人間のぶつかり合いで、そこには摩擦もあつれきも生まれてきます。そのはけ口にいじめがあるとすれば、いじめはどこにでも起き得ると認識せざるを得ません。

文部科学省によりまして、小・中・高校などでの2010年度いじめ認知件数は約7万8,000件で、前年度に比べ6.7%増加しているという報告もあります。今はいじめも陰湿になり、複雑になっているとも言われております。だからこそ、周囲にいる誰よりも身近な教師が、まずそのサインを教育的敏感さでキャッチする必要があるのではと考えます。

同じく文部科学省は、いじめとは、当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものとしています。この定義に当てはまるかどうかに関係なく、殴られたとか、悪口を言われたとか、起きた事実を正確に、そしてまた公正に把握して、教師やその周囲にいる私たち大人が真正面から取り組まなければならないと考えます。

そこで、本市は、今回の大津の事件をどのように認識し、いじめについて、どのように考えておられますでしょうか、お伺いをいたします。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） このたびの大津事件につきましては、いじめを背景として、将来のある中学生がみずから命を絶ったことはまことに残念であり、その御家族に対し、心から御冥福をお祈り申し上げます。

今後、このような痛ましい事案が二度と発生することのないよう、全ての学校や教育に携わる関係者が一丸となって真剣に取り組んでいかなければならない緊急課題であると思っております。

いじめは、どこの学校でも、どの子供にも起こり得るものでございます。その兆候をいち早く把握し、迅速に対応しなければなりません。

さきの市内校長会におきまして、いじめは絶対に許さない。自分の学校でいじめは絶対に出さないという強い信念を持って、いじめの早期発見や早期解決に万全の体制をとるように指示をしてきたところでございます。以上です。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） それでは、いじめ問題の現状についてお聞きいたします。

弥富市でのいじめの件数や、この問題に対する対策について、市のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） それでは、いじめの認知件数について答弁させていただきます。

毎月、各学校よりいじめの認知件数の報告が教育委員会にございます。平成23年度の弥富市のいじめの認知件数は、小・中学校全体で22件でございます。24年度につきましては、7月までに教育委員会に報告のあったものにつきましては1件でございます。

いじめの予防対策につきましては、早期発見、早期対応が最も重要と考えております。これまで各学校のいじめ対策委員会や各機関の相談窓口で対応してまいりましたが、再度、対応方法、周知について見直していきたいと考えております。

また、愛知県より、全児童・生徒に対して電話相談窓口を記載しましたいじめホットライ

ン24、こういったものでございますけど、こういったものを早急に全児童・生徒、県の相談窓口、県警本部の相談窓口、弥富市のホットラインの電話番号を記載したものでございます。こういったものを配布させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

ただいま、23年度は報告のほうで全体の件数が22件あったということで、そして今年度に入ってからはいまだに1件ということでございます。

そこで、特に教師は、校長を先頭に、集合体の機能だけではなく、組織体としての対応がなされなければと思っています。その意味で、大津市の場合は、学校と教育委員会、そして行政と教育委員会の関係がぎくしゃくとして、その影が事件をさらに増幅させ、ついには警察が立ち入る異例の展開に発展をしています。生徒たちへの心理的影響も心配されているところでございますが、そこで、現場の教師と学校、そして行政と教育委員会の関係についてはどのように認識をされておられますでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

いじめを把握した場合は、学校は速やかにいじめ対策委員会を開きまして、学校関係者がその情報を共有いたしまして、その関係する子供たちへ早期の対策を講じることに尽きると思います。

現場の教師と学校、行政と教育委員会の関係につきましては、いじめが発生した場合、学校は抱え込まずに、速やかに教育委員会へ報告をして、連携を密にし、児童・生徒の生命、または身体の安全が脅かされるような重大な事態に至るおそれがあると認めるときは、そのような事態に至る前に、迅速に学校や市当局、教育委員会で適切な対応をすることが必要であると認識をしております。以上です。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） どうぞ連携を密にさせていただいて、素早い対応をしていただきたいと思いますと思っております。

また、一方で、こうした問題に真っ先に対処すべき教員を取り巻く環境は大変厳しいものがあり、教員は残業時間がふえ、授業の準備時間が少ないと、「文部科学白書2010」で指摘されていますように、教育以外にも多くの労力が課せられている実態も看過できません。現場では、人格の完成を目指す教育基本法の教育目的に立ち返る余裕もなく、いじめの解決には、一つにはこの本末転倒の状況を変える必要があるのではと考えます。

そこで、教員が一人一人の子供と丁寧に接することができるよう、教員数の増加や役割分担の明確化など、現場である教師などの負担軽減と効率化も急ぐべきだと考えますが、この

点についてはいかがでしょうか。当局のお考えをお尋ねいたします。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

現場の教師の第一の役割は、子供に対し、教育的愛情を持って真剣に向き合うことかと考えております。学校現場ではさまざまな問題があり、さらには国・県などの調査の対応に追われているのも事実でございます。教育委員会としましては、少しでも教員の負担が減るよう、市の単独で特別非常勤講師や特別支援教育支援員の雇用を多くしております。また、教育委員会のできる調査につきましては、学校に負担がかからないよう、直接行うよう努力していくことが重要と考えております。以上です。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

それでは、最後に、このいじめ問題について、市長にお伺いをいたします。

我がこの弥富市、我がまちからいじめで苦しむ子供たちをなくすために、どうお考えになっておられますでしょうか、お伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

今日、さまざまな形で起きておりますいじめ問題が、これほどクローズアップされている時代はないんじゃないかなというふうに私自身も認識をしているところでございます。大津事件はもちろんのこと、きのう、きょうの問題としても、北海道でまた子供さんが自殺行為をされたというような、まだ詳しいことはわかりませんが、そのようなことも報道としてあるわけでございます。

家庭、学校、教育委員会、行政が一体となって取り組まなくてはならないという問題につきましては、先ほど教育長、あるいは所管の課長が申し上げているところでございます。

弥富市といたしましても、先ほど課長のほうから御報告させていただきましたけれども、平成23年度では22件の、いわゆるいじめ件数が発生しているということでございます。私は、教育委員会にこの内容1件1件をきちっと一度精査をしていただきたいというふうに思っております。個人情報等の問題がありますので全ては公表できませんけれども、この内容が精査された段階におきましては、議員各位にも御報告申し上げていきたいというふうに思っております。教育委員会のほうにはぜひ御協力をいただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても早期の発見と対応が最も大事であるということは言い尽くされておるわけでございますけれども、これをどのような形で、家族が、学校が、教師が早く認知するかということに尽きると思っております。そういう状況のものを早く察知することによ

って未然に防いでいくということを常に心がけていきたい。過日の臨時校長会におきましても、そのように話を私のほうといたしましてもさせていただいたところでございます。

昨年の東日本大震災に限らず、災害であるとか、病気など、さまざまな要因で生きたくても生きることのできなかつた人たちが大勢お見えになるわけでございます。いじめの原因はさまざまな要因があるかと思えますけれども、昨年から始まりました私どもの一つの平和学習という状況の中で、生徒たちが平和と命、そしてまた命のとうとさということに対して学習していただければ、他者への思いやりであるとか、あるいは気遣いということも学習をしていただけるだろうというふうに思っております。また、そのことがいじめの防止につながればというふうにも思うわけでございます。

行政といたしましても、先ほどからも申し上げておるとおり、学校、教育委員会等々と取り組み、いじめ問題に積極的に協力していきたいというふうに思っておりますので、議員各位の御理解と今後の御指導もあわせてお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

次に、不登校児童・生徒の学校生活適応指導支援教室についてお尋ねをいたします。

学校に行けない、行きたくない不登校の子供たちにとって、その原因と背景は複雑で、一人一人異なるとは思いますが、規則正しい生活は欠くことのできないものでございます。また、小・中学校の時期は、学習だけではなく、さまざまな人間関係を経験していく時期でもあると思います。しかし、さまざまな要因から不登校になる子供たちが多いのも事実でございます。

本市は、平成21年9月から鍋田支所の2階に適応指導支援教室、通称アクティブが開設をされています。

そこで、お伺いをいたします。

現在、アクティブに通う児童・生徒は、小・中学校それぞれ何名いらっしゃいますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） お答えさせていただきます。

平成23年度末のアクティブの在籍者は8名、男3名、女性5名でした。内訳につきましては、小学校3年生が2名、中学校1年生が2名、中学校2年生が3名、中学校3年生が1名でございます。

24年度7月現在のアクティブの在籍者につきましては6名でございます。男子が2名、女子が4名でございます。内訳につきましては、中学2年生が4名、中学3年生が2名でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 子供たちの状況により、活動内容、また指導等も異なると思いますけれども、ただいまの人数の方が通っていらっしゃるということでございますが、子供たちの学校復帰を手助けするということの支援内容、また状況についてお聞かせください。

また、あわせて、学校へ復帰することができた児童、また生徒へのフォローといたしましうか、どうされているのか、お聞きいたします。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） アクティブにつきましては、基本的には体験入室というものを最初にさせていただきます。その後、正式入室ということになります。

専任の指導員と補助員による個別指導となりますが、主に心の居場所づくりに努めておりまして、集団への適応力を培い、学校へ復帰できるように努めております。

アクティブ在籍中につきましても、生徒がもとの学校、原籍校といたしますけど、こちらへ戻ることができますよう、学期末試験や学校行事など、可能であれば参加していただくようにしております。

また、在籍中につきましても、原籍校に戻った場合も同様でございますが、学校とは定期的にアクティブと情報交換を行っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、通常の学級における特別な教育支援である通級指導教室についてお尋ねをいたします。

ふだんは通常の普通学級で授業を受けますが、学習障害（LD）、また注意欠陥多動性障害、ADHDといたしますけれども、行動上の問題により集団適応や教科学習に支障を来している児童・生徒一人一人に応じた適切な指導、支援を受けることのできる通級指導教室は、現在、桜小学校に設置をされ、事業に取り組まれていると思いますが、初めに、現在の状況と支援内容についてお尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） それでは、お答えさせていただきます。

24年度7月現在の桜小学校での通級指導教室、さくらんぼと通称呼んでおりますけど、こちらで指導を受けております児童の人数につきましては17名でございます。内訳につきましては、桜小学校の児童が16名、大藤小学校の児童が1名でございます。

内容につきましては、週に1ないし2時間、子供さんの実態に応じた指導計画に基づき、集団適応や学習活動を円滑にできる資質を身につけるよう指導したり、教科の補充指導等を行っております。以上です。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ただいま児童が17名ということで、桜が16で、大藤から1名利用されているということでございますね。弥富市全体を考えますと、桜小学校の1カ所で、今、桜学区の方が多と思うんですけども、北のほうや南のほうからの人も考えますと、桜小学校の1カ所で対応が十分であるのかなあということを考えます。今後、複数校の設置についてのお考えがあるかということをお尋ねいたします。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 通級指導教室につきましては基本的には県の設置になりますけど、近隣の市町につきましては、複数校設置されております市町が多くございます。県に対して、弥富市で来年度新たに通級指導教室が開設できますよう要望してまいりたいと考えております。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ぜひお願いをいたします。

また、学校生活の中でお尋ねしたいんですけども、通級教室の児童・生徒は周囲の理解もあり、学校生活では大きな問題もなく過ごすことができます。しかし、学校を卒業し、異なる社会環境へ踏み出したときに、特に障害がわかりにくいこともあり、誤解を招くことも多々あると聞いております。

そこで、市で通級指導教室の方の証明書などを発行することができないものか、お尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 証明書の発行につきましては、所管の福祉課で確認しましたところ、自閉症、アスペルガー症候群等の発達障害の方につきましては、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳をお持ちですので、それが障害者である証明となるということでございます。

しかし、手帳をお持ちでない方、手帳の障害区分に該当しない方でございますけど、その方につきましては、障害があるかないかにつきましては市では把握ができませんので、証明書の発行につきましてはすることができません。障害があるという証明が必要であれば、病院等で診断書をとっていただくことになると思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） こういう障害がある子を隠したいという変ですけども、そういう家庭もあるんですけども、今、もう明るくて、それを公に示して、社会に向かっていくというお子さんもふえているということをお聞きしまして、そういう子たちが、自分でそういう障害を言えないという部分から、そういう証明があるといいなあということで保護者

の方が御心配をされて、御相談を受けたものですから質問させていただいたんですけれども、今、お話を伺いまして、きちっと診断を受けたことによる証明ということで、市では発行できないということをお伺いしましたので、理解をさせていただきます。

続きまして、学校におけるがん教育についてお尋ねをいたします。

がんは、脳卒中、心筋梗塞と並び、三大疾病として取り上げられています。また、死亡原因の1位でもあります。がんから身を守るには、がんの早期発見が何より重要であることは言うまでもありません。そのためには、がん検診は有効な発見方法であり、欧米諸国でのがん検診の受診率は我が国に比べ高い受診率となっています。今後、日本は、高齢化社会となっていくに伴い、がん罹患する方も多くなると考えます。

そこで、がん教育を小・中学校で行うことはできないでしょうか。児童・生徒ががん教育を通して、正しい知識とがん検診の重要性を学ぶことができます。また、保護者や家族のがんに対する関心も高くなることが期待をされます。がんへの関心を高め、がん検診の重要性を理解させるため、がん教育を小・中学校に導入すべきと考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

議長（佐藤高君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） お答えさせていただきます。

小・中学校におけるがん教育についての指導につきましては、現在、保健体育の授業の中で、生活習慣病の一つとして、がんは喫煙や塩分のとり過ぎ、運動不足などが関係があるといった内容で扱っております。

がんについての正しい知識やがん検診の重要性につきましては、学級活動や総合的な学習時間などにおいて、発達の段階に応じて指導することが大切であると考えております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 政府が6月に新たに策定したがん対策推進基本計画にがん教育の推進が盛り込まれたこともあり、その予防、治療の正しい知識を子供たちに教える取り組みが広がりつつあります。中でも、がん教育に先駆的に取り組んでいる東京大学医学部附属病院の中川恵一准教授は、病気の予防、治療に関する学習を通して、生命の大切さを教え、生きる力を学んでもらおうと全国の中学校を訪問し、授業を行う中で、子供たちはきちんと理解をし、親に逆教育をしてくれるほどですと、子供たちにも授業は好評であり、児童・生徒の親の世代がちょうどがんを発生しやすい年齢層にあるため、こうした教育により、その世代の検診率アップにつながればとも話されています。子供たちががんに対する正しい知識を学ぶことで、その意識や効果、さらには対策への啓発活動にもつながるのではないのでしょうか。

また、東京都豊島区では、がんに関する教育を特定の学校だけではなく、全ての学校で全ての生徒が受けられるようにしたいと、今年度、公立の小・中学校でがんに関する教育を開始する独自のがん教育プログラムを開発し、この2学期以降に全校で本格的に展開をされているということでございます。

ただいま御答弁で課長より、本市においては各小・中学校の保健体育の授業の中でがん教育についての指導がなされているということでございます。それに加え、こうした特別授業も実施をされてはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 保健体育の時間ではなかなか難しいかとは思いますが、先ほど申しましたように、総合学習とか、いろんな学級活動の時間がございますので、時間調整とか、いろんな問題が解決できれば、前向きに検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

ぜひとも実施に向け、今後、御検討いただきますことをお願い申し上げます。

現代社会は物質的に豊かになった社会ですけれども、地域とのきずなが疎遠となり、人間関係が築きにくくなっている社会でもあります。学校生活での人間関係は、その後の人生でのコミュニケーションの能力にもつながる重要な時期であると思います。こうした認識の上で、市内の学校教育環境のさらなる充実に努めていただきますことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（佐藤高清君） 次に佐藤博議員、お願いします。

15番（佐藤 博君） 通告に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。

特に今回は、服部市長の言動と言動の重要性について質問をしたいと思うわけでありまして。

質問内容は事前に全部通告してありますので、服部市長からお答えをいただくようお願いしたいと思います。

特に今回、私が申し上げたいことは、服部市長の口癖のように、市民との協働のまちづくりという観点から質問をさせていただきたいと思っております。

協働というのは、「協」と「働」という字でありますから、一緒にやりましょうということだと思っておるわけでありまして。ですから、ぜひ服部市長とともに、弥富市民がみんな一丸となって行動ができるような、そういう施策を考えていきたいと思うわけでありまして。

最初に、市長出前講座の検証についていたしたいと思っております。

8月に学区ごとに行われました市長出前講座についてであります。

今回の出前講座は、目的として、市民と行政が相互の理解と信頼のもとで目的を共有し、

連携・協働しながら、よりよいまちづくりを進めるため、市長が市政の現状を説明するというようにありまして、市政に対する意見や提言をお聞きすることを目的とするというように案内状には書かれておりました。

私は桜学区の講座に出席しましたが、議員でありますから、また議会での発言機会もありますから、よく双方の話を聞くということに中心を置いて参加をさせていただいたわけであります。

今回、広く市民との直接対話ではなく、区長、区長補助員に限定した参加者を対象に、また弥富市の防災対策についてと、内容も限定された市長出前講座でありました。広く市民ということではなくて、区長、区長補助員という方を対象にした出前であったということであります。

まず最初に、その効果をどのように評価されているのか、最初に市長にお尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤博議員にお答えを申し上げます。

私は、それぞれの年度の当初の施政方針の中でも申し上げておるわけでございます。市民との協働によるまちづくりがやはり一番重要であろうということを言っておるわけでございます。口癖でも何でもございませぬ。そういった形のことを実践していくことが、いいまちづくりにつながるということをお自分の確信として持っておるわけでございます。

市長の出前講座についての御質問でございますので、お答え申し上げます。

本年度、8月を中心にいたしまして、全ての小学校区で出前講座を実施いたしました。この講座につきましては、前期を8月を一つの目安とし、後期につきましては来年度の3月という形で、年2回開催をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

今回、この講座につきましては、各小学校区の各分野の代表の方に本市の現状を説明し、私を交えて意見交換を図り、話し合いの場としたわけでございます。

そして、講座の内容につきましても、今、国民、市民の一番関心事でもあります東日本大震災から1年6カ月を経過しようとする、この東日本大震災での教訓、あるいは課題の中でさまざまな防災・減災計画、こういったことを一つのテーマにしていったほうが絞れるだろうというふうに思ったわけでございます。

地域の代表といたしまして、区長さん、区長補助員さん、そして各学区のコミュニティ推進協議会の常任委員さん、福寿会であるとか、子ども会、PTAの各団体の代表という形でお出かけをいただきました。

そして、それぞれの地域の代表の方からそれぞれの団体へ啓発活動をしていただきたいということを考えましたので、代表の方に集まっていたというところがその趣旨でもご

ざいます。

出席されました皆様からいただきましたさまざまな御意見を今後の市政の運営の参考とし、また検討し、実施できるものは速やかに実施をし、今後の課題とするべきものにつきましてはしっかりと検討していきたいというふうに思っているところでございます。

各学区におきます今回の講座の主な御意見は、市のホームページ、市長の部屋という形の中で掲載をさせていただいております。また、議員各位にも御一読いただければと思っております。

現在、市が考えている防災・減災計画の基本的な考え方を聞くことができ、よかったということ、私としても、参加していただいた市民の皆様、役員の皆様からお聞きしたところでございます。初めての試みではございましたけれども、一応の効果が得られたと確信をしているところでございます。

このような状況を、私どもとしては反省すべきは反省し、次の機会に生かしていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） 現在、議会のほうでも、議会報告会、すなわち市民との直接対話集会を開催したいというような考え方で議論をしておりますので、まず市長が出前講座をされた、その評価というものを私どもも参考にして、これから立案をしていくことが必要だと思っております。

直接市民と行政が相互の理解と信頼ということであるわけでありますが、各学区ごとに開催されることであれば、私は広く学区市民に呼びかけて、多くの市民の参加者を得て、生の声のディスカッションをすることが本当の市民との協働のまちづくりであり、効果も大きくなるのではないかなということを感じました。

今回、弥富市の防災対策についてとテーマが限定されており、また市民の代表の区長、区長補助員のみ限定されている講座であれば、人数的にも、まあ1カ所か2カ所でもいいから、もっと時間をかけて、じっくりと意見交換をされる方法があったのではなかろうかなあ、こういうことを感じました。1時間半という時間の制約もあり、見方によっては、学区ごとにこういうことをやったという、何か実績づくりにすぎなかったというようなことを述べておられた方もありましたので、私もそのような点については、今後、市長も十分考えていただいたほうがいいんじゃないかというふうに感じましたので、私が申し上げておるわけであり

ます。特に出前講座というのは非常に重要なことでもあります。直接市民と触れ合うという非常に重要なことでもあります。しかしながら、方法とか内容等を誤ると批判にもつながり、今後、よく検討されることが必要であると思うのであります。

そのような観点から、参加者の方々の中からいろいろなことも聞いておりますし、私は私なりに皆さん方の考え方も聞いてきたわけではありますが、まず区長、区長補助員等、そういう代表の方であったかもしれませんけれども、まず最初にこの資料を出されたわけではありますが、まさにこの資料は、中の字を読むのに顕微鏡か、それこそ虫眼鏡で見な、読めれんようなやつなんですよ、実際。どうでしょうか。もうちょっとやっぱり工夫をされたほうがいいんじゃないかと最初に思ったが、どうでしょうか、市長。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 出前講座に対する佐藤議員の御意見は真摯に受けとめ、次の機会に、私といたしましてもしっかりと実のある形になるように努力していきたいと。次の段階に生かしていきたいという形で御意見として承っておきます。

資料につきましては、作成した企画課長のほうから答弁させていただきます。

議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

秘書企画課長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

講座での配付資料につきましては、プロジェクターにて拡大して説明は申し上げましたが、議員のおっしゃるとおり、お配りしたものは見えがたいものでございました。今後は改善いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 率直に申し上げて、これでは何人の人が読んだかということだ。せっかくやっても、こんなのではちょっとまずいと私は思ったから、直接ここで申し上げておきます。

今回は特に防災対策ということでありましたので、私の考え方も若干述べておきたいと思えます。

東日本大震災を受けて、今、日本中が防災、減災、安全性、こういうようなことで議論も非常に進んでおるところであります。安全、防災という問題はいつの時代でも、今回も議会では、ここ1年ばかりの間、もう何人かの方が質問されたり、意見を述べておられますが、いつの時代でも必要なことであり、今、特別にとりたてて騒ぎ立てる問題ではないというふうに私は考えて、議会ではきょう初めて申し上げるわけであります。

その原点は何であるかということ、常に自分の生命、自分の財産は自分で守るという基本に基づいて、私は行動をしておるからであります。また、その上に立って、行政は最小限どのような施策を講ずるべきかを考えながら取り組んできたからであります。

参考一例を申し上げますと、今から28年前に、弥富市の、当時は弥富町であります、総合社会教育センターを建設したわけではありますが、この中の体育館ホール、これも日ごろの利用方法を考慮しながら、一旦有事のときの避難所として活用できるように体育館ホール

を2階に設置しました。この2階の体育館ホールは1,000人ぐらいの人が収容できるようにできており私は工夫をしてやってきたつもりであります。

特に3月11日の東日本大震災を契機として考えられることは、東日本と私たちの地域との地理的立地の違い、過去の歴史的災害状況等との違いを明確に見きわめながら防災対策を考えていくことが重要であると思うのであります。地理的立地から考えますと、東日本の地域は、東側に3,000メートルを超える深い太平洋海溝があり、常に地震と津波は背中合わせの状況にある地域であります。南アメリカ大陸の太平洋側や東南アジアで発生した地震、津波の影響も大なり小なり常に受けやすいところであります。

その上、今回の東日本大震災を振り返って考えてみなければならないことは、このような地に原子力発電所があり、特に原発による被害の大きかったこと、原発に対する不安を大きく経験したことであります。そのために混乱も大きく、復興も大変おこなわれております。

原子力の科学的な問題についてはまたの機会に私なりの考えを申し上げたいと思っておりますけれども、東日本地域と比較して、我が地域においては、明治時代から昭和にかけて聞き及んだり、経験した過去の災害状況によると、地震、台風、水害等において常に懸念されることは、海拔ゼロメートル以下という治水に対する安全対策と、埋め立てられた液状型の地質に対して地震対策が重要であると、こういうように考えるべきであります。

東日本大震災による被害状況と同一視することは、いささか過剰な危機感をあおるようなことにもなりますので、この自然立地を考慮した、この地域の防災安全対策をしっかりと考えることであると思うのであります。

多くの市民も海拔ゼロメートル以下の低い地盤であることについては理解をしておりますが、伊勢湾台風から53年も経過しており、伊勢湾台風の被害状況や恐ろしさを経験した人はもはや少なくなっております。

先日、中日新聞社が大地震防災マニュアル保存版2012年を各家庭に配布してくれました。これです。私はこれをつぶさに全部読ませていただきました。そして、今、ここの中で、我が家として最小限やらなきゃいかんこと、心がけなきゃいかんことは何だろうかということをもとめながら、これから家族にしっかりと話をしていきたいというふうに考えておるわけでありまして。せっかくこういういいものが出されたけれども、果たしてこれをどれだけの市民がしっかりと読み、理解をしたことでしょうか。

一方また、8月29日に発表されました南海トラフ地震を震源域とする政府の被害想定が発表され、話題になったとはいえますものの、対策を考えた人はどれだけいることかということでもあります。そうした状況からすると、万が一災害が発生すれば行政頼り、あるいは間違えば行政批判、こんなことに陥ることがあるのではなからうかと私は感じております。

そこで、市民と直接連携、協力してまちづくりをしたいという市長の目的を実行するため

には、弥富市において、個々の市民が心がけ、準備し、実行しなければならない最小限の防災マニュアルの要点と、公共的に弥富市が実行すべき防災対策、災害対策を一人でも多くの市民に理解をされるように、きょうはテレビ放映もされておりますので、市長がコメントを出される。そしてまた、市長から、コマーシャルのように、このケーブルテレビを通して、弥富市としてはこれだけのことが大事だというようなものをいつも流されること、これは非常に有効ではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員のほうから、佐藤議員の持ち時間の御質問の時間、大変恐縮ではございますが、大変な御好意といたしまして私も受け取り、少しの時間、いわゆる防災マニュアルという形の中でのお話をさせていただきたいというふうに思うところでございます。

今回の東日本大震災から、我々はどのような教訓を学び、その課題をクリアしていかなきゃならないかということをいろんな方面から教えられたわけでございます。

私自身も、被災地である仙台、あるいは千葉県のパ安市のほうへ何回となく足を運ばさせていただきました。そして、それぞれの首長さんのお話を聞く機会をいただいたわけでございます。

先ほど佐藤議員もお話しされたように、災害が発生すれば行政頼り、間違えば行政批判、しかりだと思えます。そのようなお話をそれぞれの市の首長さんから多く聞いたわけでございます。

最初はライフラインはずたずた、食糧の確保もままならない、あるいはいろんな情報が途絶えてしまうというような形でのいら立ち状態で、それ以外の何物でもない。冷静にいろんなことが判断できないというような状況であったというふうに思っております。

今回、私たちがこの災害から最大限学ぶことは、この災害から起きたさまざまな知識、あるいは災害にどう対処していくかという知恵、それが人間、我々一人一人が試される、そんな気がしてなりません。そういうことを知識として自分のものにし、あるいは知恵として行動するならば、人は生き延びることができるだろうというふうに思うわけでございます。

いろんな事前の対策を考え、人々が生き延びる。そういうことが一番大切であり、自分が、家族が、地域がというような形につながっていくだろうというふうに思っているところでございます。いろんな状況の中で、いかに冷静に判断できるか。こんなことを最大限我々は学んでいかなければならないというふうに思っております。

そういう形の中で、今、議員がおっしゃったように自助、自分の命は自分で守るということに対しては、これが第1番であろうというふうに思っております。自分で判断し、実行する。事前の備えをしっかりと準備する。そんなことをお願いしていきたいわけでございます。

具体的には、一時避難場所の確認。どこにあるのか。一番近いところは自分のところにとって、市の指定したところ、あるいは民間の皆様から御協力いただいているところについて、そのところに逃げるということを習性化していただきたい。

そして、避難場所に行ったら、食糧、水、薬品等のものが準備されている。そうではありません。ふだんから最低3日から5日、多くであれば1週間分の食糧であるとか水、あるいは自分にとって必要な薬品等については確保し、それを持って避難場所へ行っていただきたい。そんなことを強く思うわけでございます。

また、災害はどこで向き合うかもしれません。自分自身の身分証明がはっきりとわかるものを常に持ち歩いていただきたい。そして、それがすぐさま確認できるような状況であれば、さまざまな形で大いに役立つだろうというふうに思っております。

また、自助の努力といたしましては、災害に対して、自分の財産をどう守っていくか。これについても大変重要であろうというふうに思っているところでございます。財産をいかに守るか。あるいは復旧、復興後の保険等の利用がどのように使えるか。そういったことも自助の努力としてお願いをしていきたいところでございます。

次に、共助でございますが、地域のことは地域の皆さんで助けていただきたい。そして、地域のことは地域で守っていただきたいということでございます。

現在、弥富市は72の自治会から構成され、自主防災組織が48自治会で結成されているわけでございます。今後も市は応援をさせていただきますので、全ての自治会でこの自主防災組織を立ち上げていただき、その組織化されたものの中において実践訓練を積み重ねていただき、訓練は必ず生きるという一つの鉄則のもとに行動していただければありがたい。そんなことを強く思っております。

また、先ほどの出前講座でもお願いしたわけでございますが、地域のボランティアコーディネーター、あるいは防災リーダーの養成を地域の中でお願いをしていきたい。いろんな形で、災害が起きた場合には右往左往。誰がどのような形で指揮命令をしていくか。あるいは行政のその指示に対して、どのように受けとめていただけるかということについては大変重要なことでございます。地域の役員の皆さんを初め、地域のボランティアコーディネーター、あるいは防災リーダーを一つの窓口として、しっかりと行政との連携をとっていく。こういうことが大事であろうというふうに思っております。そのことが、またその後における地域の復旧、復興ということに対しても大いに役立っていく、そのように確信をしているところでございます。

最後に、公助の立場でございます。私たち行政、警察、消防等々の行政がやらなきゃならないことは多々ございます。計画的に実行してまいります。その一番重要なことは、国・県の中央防災会議を受けて、弥富市独自のしっかりとした防災計画をつくり直すことだと思っ

ております。そういう状況の中で、来年度しっかりと国・県の中央防災会議の内容を吟味し、作成をしまいたします。全戸配布する予定でありますので、御一読いただきたいと思っております。

まだまだ避難場所が足りませんので、そういったところの整備計画も進めていかなきゃならない。そしてまた、さまざまな私どもの置かれた地域的な環境という状況の中で、いわゆる湛水防除事業等を含めたところの基盤整備事業も必要であろうと思っております。

いずれにいたしましても、自助、共助、公助の連携の中で、しっかりとまちを守っていく、人を守っていくということが重要であろうというふうに思っております。ありがとうございます。ありがとうございました。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 書いたものを読むことも非常に大事でありますけれど、直接市長が言葉で呼びかける。そうした目と耳で訴えられることが一番効果があると私は思うんです。

この中に、大変まとめて書かれておるんですよ。ですから、これの中で、最小限、皆さん方、これだけのことは守ってください。これだけのことは準備してくださいというようなやつは、一遍きちっとこれからケーブルテレビで、コマーシャルでいいですから、やられるといいと思っておりますよ。まだたくさんいろいろな考え方はありますけれども、その程度にしておきます。

続いて、市民の意見として、出前講座の実行効果を考えるために、多くの市民が求めている市長出前講座の内容とかあり方というのはどうあるべきかということ。やっぱりこれは一遍調査・検討されることが重要であると思っております。これは議会も同じことなんです。ですから、今後の市長出前講座を市長はどのように考えておられるか。来年3月にも実行するということではありますが、特に来年3月の実行は、こういう防災ばかりでなくて、やっぱり市民が行政に対してどのような問題を抱えておるか、あるいはまたどんなような意見が述べたいか、こういうことをしっかりと一遍計画されることが必要ではないかと思っております。どうでしょうか。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほども申し上げましたように、年2回の市長出前講座を予定しております。後期といたしましては、来年の年度末という形の中で計画をさせていただいております。

今、具体的に掲げておりますテーマといたしましては、弥富市の第1次総合計画が前半を終えようとしておりますのでございます。そして、その前半を振り返り、後期における今後の弥富市のまちづくりをどうしていくか。市民の皆様と意見を交換し、その交換の場にしていきたいというふうに思っております。そういう状況の中で、弥富市の総合計画、それぞれがそれぞれの所管で具体的に展開をしているわけでございますけれども、職員としてもしっか

りと精査し、市民の皆様にご提案申し上げ、一緒になって協議をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） また、機会があったら、この問題については議論したいと思いますが、続いて、通告してありますように、青少年健全育成活動の取り組みについて申し上げたいと思います。

青少年健全育成活動というもの、これは、原点は何であるかという、こういう都市宣言をしたときの原点は、青少年をたくましく有能な人材に育てるように、特に保護者、それから先生方、社会、行政が一体的になって取り組もうというのが、この青少年健全育成推進活動の原点であったわけでありまして。

それは、きょうもいじめの問題やいろいろの質問が出ておりますが、やっぱり一番大事なことは何であるか。子供は親の言うようには育たないが、親のするように育つと、こういうことであります。だから、青少年健全育成の原点は、ある意味においては親の教育です。そういうように考えていくべきだと私は思っております。

そこで、去る7月7日に青少年健全育成推進大会が例年のごとく開催をされました。会長である市長は不在のため、今、副会長がどなたになっておるかちょっと知りませんが、大木副市長が市長の代理を務められての大会でありました。

昨年と例年と異なっていたことは、議会にて私が提唱した弥富市民憲章の唱和と、弥富市民の歌「のびゆく弥富」の合唱が行われたことでもあります。しかし、起立することもなく、座ったままで、司会者のリードで行われたのであります。大木副市長がただ一人、もぞもぞと起立を促すしぐさをされておりましたが、主催者側の教育長を初め、教育委員会の皆さん方は全くそういう気配もなく、座ったままの唱和でありました。

長年、唱和をしていなかったため、気づかなかつたと見るべきか、あるいは佐藤がうるさく言うから、仕方なく座ったままでも唱和したという実績づくりをしたと受けとめるべきか、主催者側は青少年健全育成推進をどのように認識しておられるのか、大変情けないなあと感じました。

ことし6月だったと思いますが、女性の会は、同じようにやられましたが、きちっと起立をして立派にやられましたですよ。その姿は、教育長を初め、みんな見ておるはずなんです。一番弥富がやらなきゃいかん青少年健全育成推進大会がこんな状況で、あと、幾ら中学生が発表したとか、いろいろ成果を褒めたたえたって、まず原点が間違っておる。私は、後で教育長に小言を言っておきましたが、まずこのような現状に対して、会長である服部市長はどのように受けとめておられるのか。また、もし市長がこの席におられたら、どのような対応をされたか、伺っておきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員に、青少年健全育成大会のことにつきまして御答弁申し上げます。

去る7月7日に開催をしたわけですが、私は、日にちが重なりまして、愛知県大村知事とのJR名古屋高島屋におきます金魚イベントの開催という形の中で、そちらのほうに足を運ばせていただきましたので、欠席をさせていただいたわけですが。

その間、いろいろと今御指摘のとおりでございますので、これはそのときに在席しておりました教育長のほうからしっかりと答弁をさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） 先般の青少年健全育成推進大会につきましては、進行シナリオを事前に調整しておればこのようなことはなかったと思います。私を初め関係職員は深く反省をしております。この場をかりて改めておわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

今後、市民憲章の唱和や「のびゆく弥富」を合唱するときは、起立をして行うことを徹底してまいります。よろしく申し上げます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） こういうことは、やっぱり関心を持っておる人でなけな、こういう質問も意見も述べれないと思っておるんです。私が言いたいのは、これ、会長は市長なんですよ。だから、ささいなことに受けとめられるかもしれんけれども、やっぱり服部市長の日ごろの教育に対する熱意とか取り組み、指導、そういうものに起因することになりますので、しっかりとひとつやっていただきたいと思います。

そこで、3月議会で青少年健全育成活動の一環として、市民憲章を子供のころから学校で唱和させ、内容を理解させ、実行させるように私は提案をしたわけでありまして。服部市長は、先生に理解していただくことが必要であるとの答弁でありました。その後、どのように取り組みが行われているのかをまず服部市長からお尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

15番（佐藤 博君） ちょっと待ってください。これは、答弁は服部市長がしておるんですよ。青少年健全育成推進の会長は市長なんだ。だから、僕は事前にちゃんと市長宛てに通告がしてあります。教育長は会長じゃない。間違えていかん。だから、その点はちゃんとあんたがやったなら、やったことは服部市長に伝えて、服部市長から答弁をしてもらうようにするのが筋道じゃないかな。私はあんたの答弁を聞きたいんじゃない。服部市長の答弁を聞きたい。

議長（佐藤高清君） 教育長。

教育長（下里博昭君） 私のほうから、今の経緯をちょっと話をさせていただきます。

市民憲章の唱和につきましては、教育委員会や市内の校長教頭協議会におきまして、再三にわたり協議を重ねてまいりましたが、いまだ理解を得ていない状況でございます。現在、学校での道徳の時間や朝礼、あるいは全体集会の場におきまして市民憲章を取り上げまして、児童・生徒への周知をお願いしているところでございます。

また、今年度、小学3年・4年時に使用します弥富の副読本ということで、一部改訂をいたします。その中に、市民憲章を掲載する方向で協議を進めているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員のほうから、市民憲章につきましては、さきの定例会議の中でも、その重要性について我々も十分認識をしているところでございます。それぞれの項目について、弥富市の歴史があり、人づくりがあり、まちづくりがあるわけでございます。

そういう状況の中において、学校教育の中で、それを徹してお願いしていくことが人づくりであり、まちづくりであり、地域づくりだというふうに思っているところでございます。

そういった意味で、学校での機会あるごとに、いわゆる校長先生を初め、教師の皆様、生徒の前で、あるいは教職間同士で弥富市の市民憲章について御理解をいただきたいということをお願いしたところでございます。先ほど教育長のほうから答弁がありましたように、今後いろいろな機会を通じて周知徹底していくようにしていきたいというふうに思っておりますので、御理解ください。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） それじゃあ、各学校で今どんなことを実行しておられるのか。ただ、市民憲章を子供たちに唱和させてくださいとお願いをしておられるだけのことなのか。実際そういうような唱和がされておられるのか、その点についてを伺いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

私も、教育委員会のほうに具体的には学校の中でのあり方、市民憲章のあり方について、教育委員会を通じてお願いをしているわけでございます。先ほど内容的にはお話をさせていただいたとおりでございます。具体的なそれぞれの学校の行事、あるいはこの場においては市民憲章を唱和したほうが良いというケースがあるかと思っております。そういうTPO的な形の中で市民憲章を今後お願いしていきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） こんなこと、そんな難しい問題じゃないんですよ。この前のときに私は教育勅語の話をしました。小学校の3年生になると、私たちは教育勅語、あの難しい言葉を全部そらにしたんで。ただ、中身はわからんけれども、先生が概要だけ、親に孝行、残

っておるのはそういうことだ。親に孝行、国に忠義を尽くせというような、そういう話。兄弟は仲よくとか、一生懸命働くとか、そんなことを先生から聞いて、それがいまだに残っておるんですよ。

だから、子供のときにそういうことをやるのが一番望ましい子供をつくる原点じゃないかなあということなんだから、ただそういう今のやり方では、書いたやつを渡しました。そんなだけのこと。あるいは、お願いをしましただけでは事は進展せんということだ。だから、私はいつも言っているように、市長の言葉と実際の行動とがしっかりと伴わなきゃ弥富はよくならんということを私はいつも言っておるんです。まあいいですわ、それで。

だから、今後、どういように進められる考えか聞いておきたいと思いますが、今の答弁からして、あんまり私は望めないなあという気がいたしました。

そこで、この前、稲沢市は、市町村合併によって新しい稲沢市になり、公共施設検討委員会の答申によって、小学校23校を12校に編制する協議が始まったと新聞報道されたのであります。

平成14年に文部科学省は、望ましい学校の編制、小学校、中学校ともに1校12学級から18学級という、きちっと文部科学省はその要綱を示しております。私は、平成16年からこの問題についてやるように言っておりましたけれども、なかなかそういうような協議はされておりません。

そこで、義務教育である小・中学校の適正配置、これは非常に重要なことだと思うんです。この際、各小学校、中学校の生徒・児童数と学年ごとの学級数を図表にして、このテレビを通じて、弥富の学校はこういう状況ですということを市民に発表してもらいたいということを通告しておきました。一度その点について、これは教育長のほうがいいかわかりませんが、よくわかるように発表してください。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

御要望に応えまして、手づくりでございますが、パネルを用意いたしました。

この上の表につきましては、市内小学校、来年度開校予定の日の出小学校を含む8校の将来児童数の推移を示した表でございます。平成25年度以降は、本年の4月1日現在の住民基本台帳人口と外国人登録台帳の人数となっております。下の表につきましては、将来の学級数の推移の表でございます。

詳細については、時間の都合上、簡単に説明させていただきますと、平成25年度と5年後の平成30年度を比較しますと、8校のうち、桜小と日の出小は増加傾向となります。それ以外の6校全て減少傾向となっているわけでございます。全体では35人減少し、桜小では逆に115人ふえ、日の出小では84人増加をいたします。社会増は見込んでおりません。現在の住

民基本台帳を基本ベースとしております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 私がこれを表にしてくれと言ったことはどういうことかという、今、弥富の小・中学校は適正な規模であるかどうか。こういうことを一遍市民によく見てもらって、そして、例えば弥富が今後適正配置は必要かどうかということを市民に知ってもらって、協議をすることが大事だと。10年たっても全然できておらんから、そういうために、今度は広報ぐらいにきちっと載せて、こういうことですと。だから、弥富は適正な規模の学校がこれだけで、適正でない学校がこれだけだと。これから子供たちの競争力を高めて、教育効果を高めるためにはこういうようなことが必要ですというようなことを一遍考えていくことが本当は大事だと思うんです。今回、それがなかなか進んでおらんから、また他の議員からもこの質問があると思いますので、これ以上は私は言いませんけれども、そういう努力をせないかん、努力を。議会で答弁しておきゃあ、それで済みだというようなことではいかなのです。やっぱりやるべきことはきちっとやらなきゃいけないよということを私はいつも言っておるんですね。その点をよくこれから考えてください。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 小学校、中学校における適正配置、過密過疎というような問題でございます。これは今、弥富市が抱えている小学校、中学校における今後の将来のあり方ということについて、十分検討を加えていかなきゃならないということについては十分認識しているところでございます。

佐藤議員も学校の教師という立場で長年おやりになったということがございます。小学校区の編制ということにつきましては大変難しい歴史的な問題があるということは、私が言うまでもなく、御認識いただけるのではないかなあというふうにも思うわけでございます。しかし、中学校には、やはり過密過疎というような状況の中で、一度検討を加えていただきたいという形の中で、それぞれの中学校の、先ほど生徒数の人員がありましたけれども、そういう状況があるという中で、私は十四山中学の問題をこの春、皆様の前でお話をさせていただきました。そして、地域の皆様と、あるいは学校、保護者の皆さん、いろんな形の中で協議を加えているところでございます。そう簡単にこの問題が解決できるというふうには思っておりません。しかし、継続して審議をしていくという形の中で、私はお願いをし続けておるところでございます。

子供たちの学力をどのようにして維持、発展させていくか、あるいは体力をつくっていかなくちゃならないかというような状況の中で、部活動をどのような形で進めていくか。これは大変重要な問題であるということを思っております。

ちょうど一月ほど前にも、教育委員会のほうに、もう一度しっかりと協議をしていただい

るよう、その時間をとっていただきたいということをお願いしたところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 難しい難しいと言っておれば、いつまでもできん。弥富町の学校でも見てみなさいよ。昔は綱浦校だとか、五明校だとか、平島学校だとかあったやつがきちっと統一されて、こうやってできていっておるんですよ。だから、やればやれるの。なぜこういうことが必要かということを理解していただくためには、今言ったような、この弥富の中の学校の学級数、人数、あるいは将来的な方向等も示しながら、市民にまずきちっとPRをして、そして検討委員会等をしっかりと立ち上げてやっていくということが大事だと。そういう意味で私は申し上げておるんだから、やっています、やっていますと言ったって、市民に何もわからずに教育委員会で検討しておるだけでは、10年やっただってできませんよ。そういうことを私は申し上げておるの。だから、やると言うんだったら、しっかりと腹を据えて、協議会等もつくってやるべきだということを私は申し上げておきます。

続いて、入札制度の検証、改善について申し上げたいと思います。

昨年6月議会において、仮称第2桜小学校建設工事請負契約議案について、入札制度の問題点について、私は指摘をしまいいりました。

市長は、地元の業者に対しても参加していただきたいということを強く要望をしまいいりますとの答弁がありました。残り数カ月で完成の運びとなりましたが、まず最初に、地元業者は下請としてでも何社が参加しているか、お尋ねをいたします。

議長（佐藤高君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 下請業者といたしましては、5社参加をしていただいております。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 5社が参加をしておられるということであれば、結果的に、またその工事が終わった後で質問していきたいと思いますが、先日も名古屋である会合の席で、請負業者のフジタはダイワハウスに買収されたということが言われております。ただ、名前は変わっていないそうです。そういうことです。まあいいわ、それは。

この建設工事の下請業者の中には倒産する業者が出てくるんじゃないかということを危惧しておられる人があります。そういう意味で、私はこの聞き取り調査をしたときに、市長は、落札予定価格の62.5%でも問題はないというように理解をしておりますとの答弁でありました。また、財政課長も、聞き取り調査をした際、諸経費につきまして、かなりこちらが思っていたより低い価格の諸経費で見積もっており、こういった価格で企業の利益があるのかと聞きましたが、十分利益も見込めるという答弁でございました。恐らく諸経費を安く積算していることでしょう。その中心は、人件費を安く見積もっていることではなかろうかと私は

察するのであります。

今、各地で問題になっていることは、日本の景気がよくなる最大の原因は、国民所得が著しく低下しているということであり、適正な給与、労務賃金が支払われていないことが大きな原因になっておるといふことであります。

今まででも不況のときは公共がリードし、好景気になったら、民間主導で景気対策が図られてきたのであります。今日のような不況時に、公共がダンピング競争をあおるようなやり方はいかがなものか。これが私が言いたいことであるわけです。そのため、今回のこの公共の工事等については、請負業者が支払う労務賃金について、設計価格で見積もりされた労務賃金は適正であったかどうか。また、請負業者が適正賃金を支払っているかどうか追跡調査をする必要があり、調査している自治体もあると聞いております。

服部市長は、予定価格の62.5%でも問題ないと答弁されていることから考えて、この人件費、労務賃金が、設計見積もり金額と実質支払われているかどうかを追跡調査することも今後のダンピングを防ぐ重要な問題であると思っておりますので、この格差の原因はどこにあるのか。そしてまた、このような調査をされることも必要ではないかと思っておりますが、どうでしょうか。  
議長（佐藤高次郎君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 人件費とか労務賃金について調査するのが一番確実であろうとは思っています。ただ、実際にこの金額を追跡調査しようといたしますと、これまでの入札事務と比べて数段事務がふえてまいります。実施されているような市町において、例えば下請業者さんがその市にほとんどお見えになれば、これも可能かと思っておりますが、これをやっていこうとしますと、職員の増員等もしなければならぬといったことがございまして、人件費、労務賃金の追跡調査については現在のところ考えていないという状況であります。

議長（佐藤高次郎君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 追跡調査をすることはできんということであるならば、それはそれでやむを得んと思っておりますけれども、恐らく私が聞いておるには、そういう人件費が非常に安く見積もられておるといふように聞いております。そしてまた、ここの下請をやっておられるところが本当に利益が出るような下請であるかどうか。こういうのは、やっぱり行政としてもこれからも見きわめていくことは非常に重要だと思っておりますよ。だから、過去は過去として、今後の弥富市として、ダンピングの防止、適正な落札金額の設定等、地元業者等も参入できるような良識的な適正な入札制度を検討される考えがあるかどうか、この点について、服部市長の考えを伺いたいと思っております。

議長（佐藤高次郎君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 国の公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針ということで、これは平成18年の閣議決定でございますけれども、その中で、入札参加

者の企業努力による、より低い価格での落札の推進の観点から、最低制限価格制度から低入札価格調査制度への移行に努めることと示されております。

また、地方自治法第2条第14項におきまして、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めることということも示されており、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと示されております。

したがいまして、現行の入札制度の変更については基本的には考えておりませんが、特定建設工事共同企業体に対して発注する工事は、参加共同企業体の数が少ない傾向にあるということから、今後につきましては、特定建設工事共同企業体と単体有資格者との混合入札の検討を行うということと、調査基準価格の設定につきましては、県内各市町の状況を調査・研究いたしまして、さらなる入札制度の改善に取り組んでいこうと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員のほうから、公共団体におけるさまざまな事業の執行に対して、いろいろと御意見をいただくわけでございますけれども、私たちも限られた財源をいかに有効に活用していくかということが最大の責務でもございます。さまざまな公共事業に対する一般競争入札、あるいは指名競争入札におきましても、やはりその基本は価格競争でございます。その中でしっかりと勝ち残っていく企業に我々は仕事をお願いしていきたいわけでございます。しかし、先ほど議員がおっしゃいますように、いわゆるその仕事をしていただく、就業していただく皆さんに対しても、やはり適正な人件費等も含めたところのことがなければならないというふうにも思っております。そういったことをよく精査しながら、あり方としては、あるべき姿としてのそれぞれの案件における公共事業における執行をしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） 時間がなくなってきたので、きょうは市長のほうにしっかりと答弁してもらおうと思って、市長のほうに時間をたくさんとってもらったから私の質問時間がなくなっちゃったんで、あとのことはまた後で機会を見てやりますが、ただ言えることは、平成18年に出たという、特に小泉改革等で、その結果が景気が悪くなり、倒産企業がいっぱい出たということも認識しておらないかんですよ。だから、過当な競争は国を滅ぼしていく原因にもなるということ。だから、過当な競争で済むものなら、例えば職員なんかでもパートばかり雇ったり、そういうことになっちゃうんですよ。ですから、そういう点は、公共として常識的にどうあるべきか、社会全体の状況も見ながら考えていくことが必要だということ。何でも安けりゃいいと、そういう考え方だけではいかんということをお知らせしておきます。

あとの質問項目については、また機会を見てやります。以上で終わります。

議長（佐藤高君） 本日はこの程度にとどめ、あす継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

~~~~~

午後4時43分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤高君

同 議員 山口敏子

同 議員 小坂井 実

平成24年 9月 7日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(17名)

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
6番	早川公二	7番	平野広行
8番	三浦義光	9番	横井昌明
10番	堀岡敏喜	11番	炭竈ふく代
12番	山口敏子	13番	小坂井実
14番	佐藤高清	15番	佐藤博
16番	武田正樹	17番	伊藤正信
18番	大原功		

2. 欠席議員は次のとおりである(1名)

5番 三宮十五郎

3. 会議録署名議員

15番 佐藤博 16番 武田正樹

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(33名)

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開発部長	石川敏彦
教育部長	山田英夫	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 財政課長	佐藤勝義	民生部次長兼 健康推進課長	服部誠
民生部次長兼 介護高齢課長	佐野隆	開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳
開発部次長兼 土木課長	三輪真士	会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦
教育部次長兼 学校教育課長	服部忠昭	監査委員 事務局長	松川保博
秘書企画課長	山口精宏	防災安全課長	伊藤久幸
税務課長	伊藤好彦	収納課長	山守修
市民課長兼 鍋田支所長	加藤恵美子	十四山支所長	平野進
保険年金課長	平野宗治	環境課長	鈴木浩二

福祉課長 前野幸代  
児童課長 渡辺秀樹  
都市計画課長 竹川 彰  
生涯学習課長 八木春美  
図書館長 奥田和彦

総合福祉センター  
所 長 佐野 隆  
農政課長 半田安利  
下水道課長 橋村正則  
十四山スポーツ  
センター館長 花井明弘

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 伊藤邦夫  
書 記 岩田繁樹

書 記 佐野智雄

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に入ります前に、本日、三宮十五郎議員から欠席の届けが出ておりますので、報告をいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、佐藤博議員と武田正樹議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず鈴木みどり議員、お願いします。

3番（鈴木みどり君） おはようございます。3番 鈴木みどりでございます。

通告に従いまして、自転車交通マナーについて質問をさせていただきます。

まず最初に、一般市民の方からの要望を読ませていただきます。

近年、自転車事故が急増していることについて、いろいろな要素があるかと思えます。我々自動車の運転手として、自転車に乗る者のルールマナー違反者ほど怖いものはありません。自転車事故の多い要素は、何といたっても夜間での無灯火、路地から大通りに出る際の飛び出し、右側通行等々が考えられます。ただ、自転車乗りだけではなく、自動車運転手も安全を確認して運転をしなければならないことは言うまでもありません。しかし、自動車運転手は、急にはとまれないことを自転車乗りの者は知ってもらいたいことを理解していただきたいと思えます。

いずれにしても、自転車は軽車両であること、罰則があることを再認識していただくことが必要であろうと考えられます。

いずれにしても、自転車に乗る者も自動車を運転する者も、お互いに気をつけて、安全・安心して日一日を過ごせたらと思えます。

特に夕方から夜間にかけての自転車の無灯火走行、学生の並列走行、右側走行、2人乗り走行など、極めて危険な走行が目立つ今日、市として教育していく必要があるのではないかと思います。

最後に、一市民として、安全・安心に暮らせることを願うものとして申し上げたいと思

ます。

これは、誰しも感ずるものだと思います。自転車は、幼児から高齢者まで幅広く皆さんが利用しています。車の運転はできないけど、自転車なら乗れるという方も多くいらっしゃいます。私たちの一番身近な乗り物と言えるでしょう。子供のころ、初めて自転車に乗れたうれしさに、少し遠くに遊びに行ったものでした。しかし、自転車が車両なんだということ、自転車の交通ルールを守らなければならないとか、全く意識なく乗り回していたものです。当時、それほど自転車の交通ルールにしても、しっかり学んだという記憶がありません。結果、大人になってもそういう意識が薄くなってしまっています。昔は車も少なく、それでも通ったのですが、今の時代は、しっかりと子供のうちから自転車の乗り方についてはルールというものを教えてあげなければいけないと思います。

歩道を走る自転車に対しても、12歳までの子供と70歳以上の高齢の方は認められています。そのほか、車道や交通状況で自転車の安全確保をするため、やむを得ない場合に通行することができます。歩道を走る自転車は、子供でも高齢者でも歩行者優先は言うまでもありません。車社会へと変わってきた現在では、この交通ルールを守らないで走る危険自転車は、自転車運転手はもとより、車を運転している人、歩行している人たちにも大変大きなリスクを負うことにもなりかねません。

今、弥富市での交通課題の1つは、高校生の通学時の自転車マナーが周知していないことではないでしょうか。携帯電話をかけながらの走行、これは5万円以下の罰金です。無灯火走行、これも5万円以下の罰金、並列走行、2万円以下の罰金、または科料です。信号無視、3カ月以下の懲役、または5万円以下の罰金、イヤホンをつけての走行、これも5万円以下の罰金です。そして大人の飲酒運転ですけれども、5年以下の懲役、または100万円以下の罰金などです。これらは本当に危険です。また、これらは道路交通法違反でありまして、このように罰金が発生するという事です。恐らくこのような運転をしている者は、自分は違反しているということさえわからなく走っているのだと思うくらいです。通学時に走る自動車運転手の方は、一度は冷やりとされた経験があるのではないのでしょうか。

そこでお聞きしますが、市として弥富市を走る学生・生徒などの自転車マナーについてどのように指導をしてきましたか、お尋ねします。お願いします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

御指摘のとおり、自転車は気軽に利用できる反面、その危険性を実感として感じにくく、私も車を運転するようになってから自転車の危険性を実感したような記憶がございます。学生に限らず、自転車の乗り方には問題がある場合が多くあるように感じております。

市として、高校生に対して直接指導はしておりません。高校生に対する交通安全教育につ

きましては、これは海翔高校の場合でございますけれども、年3回行っているということでございます。本年も5月には、自転車に対する交通安全教室を蟹江警察署の協力により開催したということを聞いております。

また、小学生、中学生に対しての安全教育は高校生の交通マナーの向上につながると考えております。小・中学校では、年1回は安全教室を開催して、交通事故防止に努めているとのことでございます。

また、警察に関しましては、取り締まりでございますけれども、年に12回程度ということで、自転車に対する取り締まりを行っているということを聞いております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

指導とか、いろいろ学校なんかでやられてはいるんですけども、なかなか改善されないというところもありまして、やっぱり今までと同じような指導では、今までとは変わらないということになるんじゃないでしょうか。どうしたら改善できるのかを、やはり行政、学校、警察、そしてボランティアの方々なども一緒になって話し合っ、そしていい知恵やアイデアがあれば、そういうのをいっぱい出していただいて、交通ルールマナーを正しく伝えていけたらと思います。

高校生に限らず、自転車事故については高齢者がとても多いと聞きます。特に高齢者の自転車事故は、自宅近くの交差点で多いと聞きます。油断は禁物ということですが、ことしの1月から7月末までの弥富市における自転車事故は、28件あるそうです。その中で死亡事故が1件、負傷事故が27件、そのうち2件が高校生だそうです。これは自転車同士の事故で軽傷だったそうですけれども、今後、市として自転車事故をなくすためにはどのようなお考えをお持ちなのかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 自転車のマナー向上でございますけれども、こちらは高齢者を含めた交通安全教育というものが重要だと考えております。警察も特に高齢者の事故が多いということで、高齢者に対する講話等を非常に力を入れてやっていただいているというのが現状でございます。

また、施設整備ということも大切なことでございます。市役所前や交番前の交差点のように、スクランブル方式によって車と自転車や歩行者の分流などを行うというような安全対策も重要になると考えております。

また、交通安全教育や施設整備につきましては、警察とも連携をとりながら今後も進めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

やはり課題としては、警察のほうも示しているように、推進すべく対策として、自転車の交通環境の確立、自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進、自転車利用者に対する周知徹底、自転車安全教育の推進などありますが、こちらのほうをぜひ実行していただきたいと思います。

それで、弥富市にある高校の通学に、少しでも自転車の事故を減らすためにもきんちゃんバスを利用してはどうかと考えますけれども、きんちゃんバスは、福祉バスから通勤・通学にも利用していただけるようダイヤも改正されました。

きんちゃんバスの利用を学校の働きかけたことはありますか。また、現在、どのくらいきんちゃんバスが通学に利用されているのかをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） きんちゃんバスの利用啓発についてでございますけれども、以前、高校の校長先生と御一緒する会議がございました。そういった席におきましても、利用についてのお願いをしております。また、学校に対しまして時刻表を配布しております。

そういったことで、現在、啓発を進めておるわけでございますけれども、弥富高校に対しましては、朝1便でございますけれども、利用していただける時間帯の運行は行っておりますけれども、実質的に利用には結びついていないというのが現状でございます。また、海翔高校につきましては、ダイヤの関係がございまして、通学に使える時間帯の運行が現在行われていないということが現状でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） コミュニティバスが買い物だとか病院に行くためにもコミュニティバスとして走っていますけれども、その中に通勤・通学にも利用してもらいたいということでバスを走らせていると思うんですが、海翔高校の時間には合わせていないというのは、ごめんなさい、私、知らなかったんですけども、今後、その時間帯を合わせるようなお考えはありますか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 以前、海翔高校にも使っていただける時間帯のバスを運行しておりましたけれども、現実的に利用がなかったということの中で、コミュニティバスの朝夕の減便の中で、この時間帯の運行がなくなったという形で御理解願いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 学校に対しても余り働きかけもなかったということで、きんちゃんバスのほうもちょっと利用者が少なかったというふうに私は理解しますが、新年度が始まる

前に、やはり学校のほうに、安全のためにもぜひきんちゃんバスを利用していただけるように進めていただきたいなあと思っていたんですけども、タイヤがないということだと、ちょっとそれも無理かなあとと思いますが、安心・安全に弥富のまちが車も自転車も歩行者も走れるよう、歩けるように、私たちも意識していかなければならないと思います。きんちゃんバスを利用したらどうかなと思ったのはちょっと残念ですけども、今後とも市として、小学校、中学校、高等学校などの教育機関における自主的な自転車安全教育の実施をお願いします。

続いて、再生可能エネルギーについて質問をしたいと思います。

東日本大震災後の福島原子力発電所の事故が私たちに与えた影響は、原子力に対する社会的な信頼、そして私たち主婦も大きな打撃を受けました。夜の街ではこうこうとネオンが光り、高層ビルの窓には電気がともされています。そして家庭では、スイッチを押せば当たり前のように電化製品が動き、電気を使うことに対しても何も考えることもなく、快適に生活をしてきました。電気・ガスなど、お金を出せばいつでも買うことができ、誰でも使うことができたのです。福島原発の事故以来、当たり前のように使っていた電気は、エネルギー資源なのだ改めて自覚したのは私だけではないと思います。

日本のエネルギー自給率は18%で、原子力を輸入とした場合は4%と、先進国最低レベルです。資源に乏しい日本では、エネルギー資源のほとんどが輸入に頼っている状態です。そんな中で、起きてはならない原発の事故でした。原発の安全を信頼していた私たちの思いは打ち消されてしまいました。それ以後、私たちは節電節電と、電気を大切に使うようになってきました。今までのように、いつでも、誰でも、幾らでも電気が使えるとは限らないのです。

そんな中、今、注目されているのが太陽光発電です。弥富市でも設置する場合、1キロワット当たり2万円、上限8万円の補助金が出ているとお聞きしていますが、補助金を出すようになって現在までにどのくらい申請がありましたか、年度ごとにお聞きしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

環境課長（鈴木浩二君） 鈴木議員にお答えします。

平成20年度より地球温暖化防止対策の一環として太陽光発電設置の補助金を始めて、20年度に18件、21年度64件、22年度55件、23年度81件の補助金を交付しており、今年度につきましては、75件分の予算のうち、8月末現在、55件の申請となっております。以上です。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

21年度は64件ですか、22年度が55件、21年度が64件で22年度が55件というのは、ちょっと22年度に減っていますけれども、23年の震災があったからだと思いますが、急にふえてきて

いるなあと思うんですが、これから新築される市民の方は、恐らく太陽光の設置を検討される方もいらっしゃるかと思います。

新聞に、太陽光や風力など再生可能エネルギーで発電した電力の買い取りを電力会社に義務づける固定価格買い取り制度のことが掲載されていました。これは再生可能エネルギーを普及させるため、発電させた電力を全量電気会社が買い取る新しい制度ですが、一般家庭では余剰分だけを買取るというものです。太陽光発電の余剰電力買い取り制度は、電力会社買い取る費用を太陽光発電促進賦課金として私たちの電気代に含まれます。太陽光発電機をつけていない家庭に、買い取り金額が電気代に加算されてしまうという不平等さが出てきています。

しかし、再生可能エネルギーは、コストも高く、太陽光発電に関する苦情も大変多くなってきたと言われています。例えば、隣の家に取りつけた太陽光発電機の反射光がまぶしいとか、訪問販売で十分な説明もなく契約してしまったり、補助金を理由に契約を急がせたり、そんな事例も、弥富市ではないですけども、あります。

これは消費生活センターに寄せられたある苦情の一例ですが、電話があり、かねてから興味があった太陽光発電システムの説明を受けることにした。屋根に太陽光発電システムを乗せると、家庭で利用する電気が賄え、余った電気は電力会社に売電できる。さらに、自然冷媒ヒートポンプ給湯機とIHクッキングヒーターを設置すれば電気代が安くなるので売電量がふえる。全部で460万円だが、100件限定で自治体から助成金が受けられ、10年で元は取れると4時間ほど説明され、契約した。急がれた感じがする、解約したいというものです。

弥富市では、今までにそういうことに対する苦情というものはあったのか、なかったのかでいいですので、お答えいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

環境課長（鈴木浩二君） 環境課のほうに1件、苦情がありました。以上です。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 1件ということは、やはり細かく聞くといけないので、今後、多くの人が太陽光発電機を設置されると思いますが、当然このような苦情や問題点が多くなってくると思います。

これは、またある1つの例なんですけれども、太陽光発電機をつけているんですけども、雪どめがないために雪が積もって、天気が回復して、その解けた雪が、太陽光パネルがフラットなのでどかーんと隣の家に着てきてしまうとか、そういう苦情もあると聞きます。太陽光発電機そのものは本当にいい商品だと思いますけれども、またそれを扱う悪徳業者が今後ふえる可能性もあると思います。市として、今後、起こり得るさまざまなクレームに対してどのように取り組んでいく方針か、お答えください。

議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

環境課長（鈴木浩二君） お答えします。

横浜市で屋根の南側と北側に太陽光パネルを設置し、北側のパネルの反射光が隣家にとっては受忍限度を超えるまぶしさがあると裁判所から認定され、北側のパネルの撤去と損害賠償を支払うよう命じていることは承知しています。

本市では、交付決定通知書の中に「近隣の方の迷惑にならないよう、反射光を考慮の上、パネルの角度等を調整してください」の文言を付記しており、また設置業者にも補助金申請時に指導しております。

太陽光発電の設置をお考えの方は、2社以上の業者から見積もりをとることをお勧めしています。以上です。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 例えば、その2社以上の見積もりというのをお勧めしていると言われましてけれども、値段とか、そういうものに対しての標準価格とか、そういうものに対しては別に指導というものはないんですかね。

議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

環境課長（鈴木浩二君） 国の補助金の中で限度額の金額が決まっておりますので、それ以上のことはほとんどないと思いますので、お答えいたします。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

最後に、市として太陽光発電とか風力発電、太陽熱、バイオマスなどいろんな再生可能エネルギーがあるんですけども、市としてこの再生エネルギーについてどのように考えていらっしゃるのか、また何か取り組んでいく考えがあるのかをお聞きして、質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

鈴木みどり議員の御質問に対して御答弁させていただきます。

一昨年、東日本大震災から1年半が過ぎようとしている今日でございます。そして同時に起きたのが福島第一原発の事故でございます。全く収束のめどが立たないのが現状でございます。多くの国民の皆様が周知するところでございます。また、その風評被害ということが大変厳しい状況にもあります。

また、周辺20キロ圏内における住民の皆様、約16万人がいまだ自分のふるさとに帰れない、そんな厳しい現実があるわけでございます。

そういう状況が続いた後、この夏には大飯原発の再稼働について国民的な、いわゆる判断

ということに対するさまざまな意見が集約されました。そして国といたしましては、国のエネルギー政策ということを具体的に検討していかなきゃならないという形で、いろんな形で国民会議が今持たれている状況でございます。

脱原発、あるいは原発ゼロの社会に向けての国民的な運動、そういったことも盛り上がっていることも事実でございます。

そしてまた、8月末に内閣府から発表されました南海トラフの巨大地震に対するさまざまな恐怖、あるいは事故に対する安全性、そういうことが大変心配をされる今日でございます。

エネルギー政策は国の大きな政策でございますので、国のほうがしっかりとした指針をつくるべきであろうというふうに思っているところでございますが、この福島第一原発の事故以来、国民の考え方、意思というものを、やはり政府はしっかりと耳を傾けて聞く必要があるだろうというふうに思っているところでございます。

そういう状況の中で、時間は少しかかるかもしれませんが、やはり自然エネルギー、再生エネルギーにシフトしていくのが正しい、そういうふうに思っておるところでございます。

そういう状況の中において、それぞれの自治体が今取り組んでおりますのが太陽光発電の装置の設置でございます。先ほど議員のほうからも御指摘がありましたように、私どもといたしましては、その補助政策を数年前から実施しておるところでございます。その件数も右肩上がり伸びておる、そういう状況でございます。今年度に対しても、恐らく12月で補正をお願いしていかなければならないような状況にもあるということでございます。1キロワット2万円、合計4キロワットで8万円の補助をさせていただき、その装置をつけていただくわけでございます。

また、過去から公共施設の建設という形の中においては、弥生保育所から太陽光のパネルを設置いたしました。これは、今現在建設中でございます、この9月に正式な小学校名をお願いしております（仮称）第2桜小学校におきましては、太陽光発電を数多く取り入れ、普通教室でその発電された電力を使っていきたい、そんなふうにも思っております。

また、白鳥保育所の建設計画におきましても、太陽光のパネルを設置していきたい、そんなことを考えております。

また、きのう、那須議員にもお答え申し上げましたけれども、市民の方から約30アール、約3,000平米の土地において太陽光パネルを設置したいという申請がございました。総枚数が1,068枚という枚数でございます。これが農業委員会のほうに申請が上がり、私どもとしては県の認可をいただくよう、今、手続をとっているところでございます。恐らくこれは2種の農地ということも含めまして、許可をいただけるのではないかというふうに思っております。そういう状況になりましたら、1日で一般家庭400戸分のパネルが弥富インターの近

くに行けるといいう状況でございます。

そのような形で市民の皆様に対しても、いわゆる自然エネルギー、再生エネルギーに対するさまざまな形での啓発活動にもなっていくのではないかなあというふうにも思っているところでございます。

いずれにいたしましても、脱原発、あるいは原発ゼロという形に対しての再生エネルギーの国民的な運動は、これからもますます高まっていくのではないかとこのように思っているところでございます。

市といたしましても、その辺のところを十分鑑みながら、具体的な計画に着手していきたいというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤高君） 次に武田正樹議員、お願いします。

16番（武田正樹君） 16番 武田です。

通告に従いまして、2点について質問したいと思っております。

まず最初に、地域に伝わる伝統芸能の継承と維持について質問したいと思います。

各地域に伝わる伝統芸能の現状について、まず伺いたいと思います。

各地域のお祭りも近づいてまいりました。各地域にはお祭りに披露される昔から伝わる郷土芸能があります。神楽太鼓、石取、獅子舞、剣舞、舞など多くの伝統芸能があります。この時期になりますと、伝統芸能の練習にも特に熱が入ってくるころだと思われま。ただし、最近では後継者のなり手がなく、少ない、指導者も少なくなってきた。また、指導者も、仕事の都合などでなかなか練習にも参加できないという話を聞きます。

各地域の現状についてお聞かせください。文化財保存会に加盟している地域は、何地域あるのでしょうか、各地域の現状はどうなっているのでしょうか、お聞かせください。

議長（佐藤高君） 八木生涯学習課長。

生涯学習課長（八木春美君） 伝統芸能の現状についての御質問にお答えいたします。

弥富市文化協会に加盟している団体は50地区あり、その活動内容については、有形のもの、神楽33地区、石取12地区、無形のものとしまして、獅子舞6地区、剣舞1地区、舞、踊りですけれども、4地区となっております。合計50を超えておりますのは、複数の活動をしてみえることから重複もあるためです。

芸能大会の状況につきましては、参加地区は減少傾向にありますが、参加を取りやめる地区におかれましては、地元の祭りでも活動をやめられてしまうという、そういった現状があります。

入場者数についてですけれども、統計はとっておりません。出演者の関係者が多いということはございますが、会場設営の関係で床で観覧していただいておりますけれども、会場に折り畳み椅子などを用意して腰かけてごらんいただけるようにしたところ、文化展との同時開催もあり、一般の方の来場は若干ふえているという現状もございます。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

先に回答されましたので、申しわけありませんけれども、実際、発表の場となっている弥富市文化芸能大会の現状についても後でお伺いしようかなと思ったら、先に回答されましたので、私のほうもちょっと調べさせていただきましたら、参加地域とか参加種目については、平成21年度の第4回大会で17地域、17種目ありました。それが平成22年度の第5回大会では14地域、14種目、昨年の第6回大会では14地域、15種目で、参加地域はだんだんに減ってきていると思われます。この現状についても、皆さんに十分御理解していただきたいなと思います。

引き続きまして、伝統芸能の今後の取り組みについてどう考えてみえるか、お伺いしたいと思います。

今の現状のままだと、だんだんと昔から伝わる地域の郷土芸能が消えていくおそれがあると思われます。今後、後継者、指導者の不足にどう取り組まれるのか、お聞かせください。また、指導者がなくては後継者もふえてきません。指導者の育成をどう確保されるのか、その辺もお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 八木生涯学習課長。

生涯学習課長（八木春美君） 指導者、後継者の育成ということでございますが、各地区では、子供会さんに依頼することにより後継者の拡大を図ったり、市としましては、伝承活動をしてみえる団体に対して無形文化財伝承活動奨励補助事業という形で活動費を補助しています。

また、活動につきましては、ほとんどの地区が小学生を対象としてみえますが、青年が主体となる獅子舞などでは、仕事など日常生活があるため練習日に集まるのが困難であり、伝承活動には支障を来してみえます。

指導者の方につきましては、高齢化があるものの、中には世代交代が進んでいる地区も見受けられます。

また、発表の場としまして文化財保存会主催の芸能大会、さらには老人ホームへ慰問しての発表、弥富春まつりなどがあります。

ほかにはドンチキチン祭りとして、前ヶ須・小島弥生台・前ヶ平・五明地区で実施してみえます。

議長（佐藤高君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

実際、私も地元で何うんですけれども、指導者の方も大変苦労してみえます。そして各地域の方、指導者になられる方は、結構仕事がお忙しい方の年代が多いと思います。その辺でも、十分これから先、指導者の方に協力できるところは協力していただいて、やっぱりやっていただきたいなと思います。

もう1つ、発表の場としての文化芸能大会についても今後どうされるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

参加地域と参加種目が減少しております。入場者数も減少しております。せっかくの発表の場である文化芸能大会が盛り上がり欠けるということは、ちょっと寂しい限りであります。そして、これが何らかの形で、やっぱり芸能の衰退につながるのではないかと考えられますけれども、今後、文化芸能大会を何らかの形で盛り上げていただくためにも、何か新しい企画をお持ちでしたら、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤高君） 八木生涯学習課長。

生涯学習課長（八木春美君） 発表の場ということとか新しい企画ということについてでございますが、文化財保存会加盟団体につきましては、保存会に依頼があった場合、出演団体をあわせ、保存会のほうから3万円、報償費を支出しております。これは1地区1回までということではありますが、外部団体からの出演依頼などはできるだけ受けるように保存会に働きかけますけれども、出演できる地区は限られており、機会がふえると、一部地区に負担がかかるという実情もございます。

新しい企画ということではありませんが、芸能大会を盛り上げる方策としまして、以前は市内向けだけでしたPRについて、今では海部地域の資料館、公民館、博物館、道の駅などへチラシを配布したり、クローバーTVさんにもお願いして文字放送を行っております。

議長（佐藤高君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

いろいろな形で、例えばこれは、私1つの提案なんですけれども、今、コミュニティバスが走っております。今、広告を横の部分に載せておりますけれども、そういうところなどにも、やっぱり動く広告塔ですので、ああいう形のところでも宣伝していただくといいかなあと思っております。

そしてもう1点、これは課長さんにも、昔、お話ししたことがあるんですけれども、1点について、例えば芸能大会で、これはできるかどうかわかりませんが、順位をつけていただくと。これは「頑張ったで賞」とか、何かでいいと思うんです。1位、2位というのは難しいかもしれませんが、やっぱりある程度そういう賞をつくっていただくと、皆さん、結

構励みになって頑張ってもらっていただけるんじゃないかなあと考えておりますので、今後ともそういうことも検討していただきたいなあと考えております。

そして最後に、伝統芸能を今後とも続けていただくための方策として、ちょっとお伺いしたいと思います。

継承対象の子供も遊びが変わり、興味を持つ対象も変わりました。生活リズムも昔と大違いです。地区の祭事以外の発表の場を提供する企画、指導者育成、受け継ぐ子供と親の理解を深める活動が必要となります。伝統文化を支え、地域の結びつきを深める方策はないでしょうか。市としての考えをお聞かせください。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 武田議員の御質問にお答え申し上げますけれども、本当に歴史的な伝統文化というのが、その地域、まちから消えていくということは、これ以上の寂しいものはないというふうに私も思っておりますのでございます。

私ごとで大変恐縮でございますけれども、若いころには獅子舞にも直接参加をし、そして神楽をたたいた記憶があるわけでございます。そうしたことがきちっと伝えられないということについては、市としても責任を感じると同時に、もう一度何とかということにつきましては、議員と同じ考え方でございます。

ことは、これはインフォーマルな形でございますけれども、弥富市以外のところの文化芸能ということについて、私は御紹介することも大事じゃないかなあというふうに思っているわけでございます。

そんな形の中で、インフォーマルな形ではございますけれども、11月18日に「文化の集い」という形の中で、文化協会の皆様にもお力添えをいただきまして、東栄町の花祭というのがございます。これは本当に歴史的なものでございまして、五穀豊穰、あるいは家内安全、あるいはそういうさまざまなことに対する地域のお祭りでございます。この花祭を一度弥富の皆様にも見ていただきたい。

そしてまた、同じ開催という形の中で長久手の棒の手というのがございます。この芸能についても御紹介申し上げて、一度地域の住民の皆さんに見ていただいて、文化に対する、あるいは芸能に対する意識を違った形で起こしていきたいなあと考えているわけでございます。

初めての試みでございます。また、議員の皆様にも、ぜひ御参加いただきたいというふうにも思っておりますのでございます。

いずれにいたしましても、それぞれの地域でまだまだ伝えていただける方がございますので、一度そういう方ともよく私どもとしてはお話をさせていただきながら、どのようにして継承していくかということをもた考えていきたいというふうに思っております。以上でござ

います。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。市長さんからありがたいお言葉をいただきました。

最後に、私のほうから一言、皆さんに、ちょっとこれは要望事項としてお願いいたします。

昔から地域に伝わる郷土芸能を一旦なくしてしまうということは、今度復活させるのは大変難しいことになります。伝統文化を支えて地域の結びつきを深めるために、現在、市として無形文化財伝承活動奨励補助事業として、平成24年度予算が210万計上されております。これは、1地域大体5万円が限度として助成されているものです。郷土芸能の道具類というのは特殊性が強いものが多く、高価なものが多くあります。道具類の更新・修理には、相当の経費がかかると聞いております。後継者、指導者の方々に伝統芸能を続けていただくためにも、市として無形文化財伝承活動奨励補助金の増額をぜひともお願いしたい。そして、できたら1地域5万円ではなく、10万円ぐらいの最低限の助成を、よろしくお願いいたします。これは要望事項ですので、あくまでそれでしておいてください。お願いいたします。回答はいいです。

それでは、次に移ります。本格運行後のコミュニティバスの利用状況と今後の課題についてお伺いしたいと思っております。これについては、きのう、平野議員、そして先ほど鈴木議員も一部触れられておりますので、私はできるだけ重複するところについては割愛させていただきたいと思っております。

それでは、まず最初に、本格運行後の利用状況についてお伺いしたいと思っております。

ことし4月1日に弥富市コミュニティバス、俗に言う「きんちゃんバス」の本格運行が開始され、5カ月が過ぎました。4月以降の乗車状況はどうなっているのでしょうか。また、定期券も販売されましたけれども、購入状況はどうなっているのでしょうか。

そしてもう1点お伺いしたいのは、市民生活の利便性向上と高齢者などの移動制約者の交通手段の確保のために運行されていると伺っております。4月以降の乗降客の多いバス停はどこでしょうか、お伺いします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

まず、実質的に5カ月が経過しておりますけど、データの的には7月までしか持っておりませんので、4月から7月までのデータということで御理解願いたいと思っております。また、本年度より日曜・祝日の運休がございましたので、そういったところも加味していただきたいと思っております。

23年度と24年度の比較という形でさせていただきたいと思っておりますが、23年度、運行日数に

つきましては122日のものが99日に減って、マイナス19%の減少でございます。乗車人員につきましては、2万1,865名のものが2万2,689名でプラス3.7%、平均乗車人員、1日当たりでございますけれども、乗車の少なかった日曜日・祝日の運休等がございまして、23年度が179人であったものが24年度につきましては229名で、プラス28%という形の増加になっております。

続きまして、定期券の販売状況でございます。同じく4月から7月までという形の実績で行わせていただきます。23年度につきましては22万3,900円、4、5、6、7、4カ月でございます。24年度につきましては25万8,300円ということで、13%程度の増加となっております。また、通勤定期ですけれども、若干販売実績が出てきたといったことで、通勤等にも使っていただける方が出てきたということが現実としてございます。

続きまして、乗車実績の多いバス停ということでございますけれども、各ルートごとに上位3つまでですけれども、発表させていただきます。まず、北部ルートでございます。こちらにつきましては、総合福祉センターが1位、それから市役所、イオンタウンの順となっております。東部ルートにつきましては、十四山総合福祉センター、鮫ヶ地、近鉄弥富駅南口の順になっております。続きまして、南部ルートでございますけれども、近鉄弥富駅南口、市役所、いこいの里の順となっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

先ほど報告されました数を見ても、少しずつでも乗車率が上がってきているし、やっぱり通勤・通学に使われる方が結構ふえてきたと思います。

今、バス停をあえてお伺いしたのは、どこで一番乗降客が多いか、それによって大体皆さんどういう形で使われているかということがわかってくると思います。今後、またさらに利便性のよいためにダイヤ改正をされたりするときには、そういうことも考えていただいてやっていただくことが必要かなあと考えております。

次にお伺いしたいのは、例えば4月以降にダイヤ改正がされました。その中で、利用者の反応はどうかということをお伺いしたいと思います。特に利用者数が少ない日曜日とか祝日は運休にされました。そして朝・夕方の時間帯を減便されました。これについての利用者の反応はどうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 利用者の反応についての御質問でございます。細かいことにつきましては、今現在、アンケート等も行っていて、各いろいろな意見がいただけるかと思っておりますけれども、直接防災安全課のほうにいただいた意見といたしましては、日曜・祝日については、はっきり言って心配しておりました。かなりいろんな御意見をいただ

くんじゃないかと思っておりましたけれども、結果といたしましては、数件、日曜日の運休について不便になったという御意見がございましたけれども、特に大きな反応という形ではいただいておりません。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 次にお伺いするのは、4月から始まったことだと思いますけど、サイクル&バスライド駐輪場を4カ所設置されましたが、利用状況はどうなっているか、お伺いします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） サイクル&バスライドでございますけれども、実際に現地に行ってその自転車の数を数えたというようなことはやっておりませんので、個別のバス停の利用状況という形の中での推測になっております。それによりますと、余り利用されていないというのが現状かと思っております。今後、一層のPRが必要かなということをおもっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

確かにサイクル&バスライド駐輪場についての知名度が低いというのが第一の原因ではないかなと思っております。やっぱりある程度バス停まで、近いバス停の方はいいんですけども、やっぱり自転車である程度そこまで行くということで、駐輪場ができたらあったほうがいいかなという感じはしております。

それでは、次の質問をお伺いしたいと思います。より利用しやすい公共交通としての今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

平成23年度は、地域公共交通活性化協議会負担金として1億3,533万8,520円の支出がありました。本年度も1億1,300万円の予算が計上されております。きんちゃんバスの運行経費については、市としても大きな財政負担となっております。利用者の延べ総数、平成23年度、1年間で6万6,242人、1日平均184人、費用対効果の面から見れば余りよくないかもしれません。ただし、平成22年度の1日平均が172人だったことを見れば増加傾向にあると思われるます。

今後、きんちゃんバスの市民の足としての重要性を考えた場合、費用対効果を上げる工夫を考えてもらう必要があると思われるます。今後、どう取り組まれるのか、お聞かせください。また、利用者をふやすにはどうしたらいいのか、今後の取り組みについてもお伺いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 費用対効果でございます。利用者の人数をふやすということ

も含めてでございますけれども、なかなか難しい問題でございます。現段階では、毎年行っているアンケートや乗降調査、現在、ODといひまして、どこから乗って、どこでおりたかといったような調査も行っているところでございます。そういったことによって、より効率的な運行というものを目指していかなきゃいけないなあということは考えております。ただし、なかなか特効薬的なものはないというのが現状でございます。現段階では、アンケートとか乗降調査などのものを中心にダイヤ編成を考えているといったことにとどまっております。以上でございます。

議長（佐藤高次郎君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 多分これは費用対効果の一環だと思うんですけれども、これは各家庭に配布されました運行ダイヤのきんちゃんバスの時刻表です。この中の一番下の部分に協賛広告募集中とありますけれども、参考までに、これ何社ぐらいの応募があったんでしょうか、現在までに。

議長（佐藤高次郎君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） こちらのほうもなかなか集まらないというのが現状でございます。現在、2社がバス、それからバス停等にやっていただいております。これもどんどんふやしていかなきゃいけないと思っておりますけれども、なかなか協賛していただく企業が少ないというのが現状であります。

議長（佐藤高次郎君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 私もこれは賛成なんです、協賛広告。私、これは大分前ですけれども、横浜市がある程度公共交通を取り組んだ場合について、やっぱりあれだけの大都市でも赤字になっているということを伺いました。そのときの対策の1つとして、人口と、それから使用回数の面で相当違うかもしれませんけれども、相当協賛広告を募集しているみたいな話を伺いました。一面として、やっぱり費用対効果を少しでも上げるといふ、ちょっとそれと方向が違うかもしれませんけれども、少しでもそれで利益を上げていただい、存続していただくということは必要だなと思います。

〔発言する者あり〕

16番（武田正樹君） はい。

それでは、その次の質問に、最後の、これは私の質問というよりも意見としてお伺いしたいと思ひます。

弥富市の南部地域、それから東部地域は特にそうだと思うんですけど、比較的人口密度の低い地域であります。公共交通を維持するのは、費用の面を含めて大変な苦勞が必要になっております。しかし、利用率が低ければなくしてもいいというものではないと思ひます。高齢化がさらに進む将来を考える、また高齢者のみの世帯がふえた場合、さまざまな工夫をし

ながら公共交通を維持する必要があります。高齢者の自動車事故率の増加、これは高齢層の人口がふえれば当然のことですが、高齢者の自動車運転免許の維持が厳しくなることも予想されます。そんなときに、免許を返上しても利用できる公共交通機関があれば安心だと思われます。今後とも費用対効果を考慮していただき、利用者をふやす工夫をしながら、市民の足としてのきんちゃんバスの維持を、くれぐれもよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、市長のほうから、今後とも公共交通についての考え方について一言お願ひしたいと思ひます。

議長（佐藤高き君） 服部市長。

市長（服部彰文君） コミュニティバスを運行させていただきましてから、もう3年経過するわけでございます。さまざまな形の中で検討委員会を設置し、その改善に努めてきたわけでございます。当初は国のほうの補助事業という形の中でこれをスタートさせていただいたわけでございますけれども、国の補助もさまざまな形でなくなってまいりました。

先ほど武田議員がおっしゃったように、全体の歳出といたしましては1億以上のお金がかかっているという状況でございます。そうした形の中で、より効率的に、なおかつ最大の効果が得られるような形で、市民の皆様からも多くのアンケートを含めまして御意見をいただいているところでございます。

第1段階といたしまして、平成24年度、今、運行日数が2割減っておるんですけれども、逆に乗車人数は3.7%伸びているという数字なんかも今報告させていただきました。こういった形の中で、日・祭日の便については休止をさせていただき、また夜遅い便については運休をさせていただきました。こういったことに対して、さらなる精査をしていかなきゃならないと同時に、もう一方では市民の皆様のご利便ということを、しっかりと私ども行政が考え直していかなきゃならないだろうというふうにも思っているところでございます。

いま一度運行ルート、あるいはダイヤ、そういったことについて検討を加えて、本当に市民の皆様のご足という形の中でのコミュニティバスという形で、その姿をしていかなきゃいけないというふうに思っておるところでございます。

しかしながら、大変厳しい問題もあります。一方では、コミュニティバスという形とは違う形、例えば飛島さんがおやりになっているようなデマンド方式、こういったものについて、ある一定の数の予約を受け付けて、それについてどこへ行くという方法の新たな制度を考えていかなきゃならないかなあということも思っているわけなんです。これはコミュニティバスとは違った形での運用方式ということを、また研究をしていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高き君） 武田議員。

16番（武田正樹君） くれぐれも南部・東部地域については人口密度が低いところなんですの

で、コミュニティバス、今後とも工夫していただいで継続していただくことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は11時10分とします。

~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に伊藤正信議員、お願いします。

17番（伊藤正信君） 17番 伊藤でございます。

あらかじめ3点ほど通告をいたしまして、質問をしたいと思っています。

まず最初に、市内の排水路の事業による目的、管理、役割についてでございます。

私の質問をしたいということは、この問題につきましては、今日までの、特に私どもの弥富の地理的条件というのは濃尾平野の中で低地にあり、市内のほとんどが海拔ゼロメートル以下、それに等しい状況であったと。そのために気候が温暖で、梅雨時期においても、台風時期、特に降水量が多く、今日まで水との闘いが続いた。

そういう状況の中で、将来の弥富市、弥富町を見て、それぞれこの排水路の計画管理があったと思います。まずその点について、市側がその状況の中で、目的、管理、役割についての考え方を御説明願いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

排水路の用途、その目的、管理、役割ということでございますが、排水路の用途といたしましては、雨水、生活排水、農業の排水、これらの排水の施設でございます。

管理につきましては、各土地改良区で行っていただいでおるところでございますが、今日、公共下水道事業だとか集落排水事業の普及というものに伴いまして、今後、生活排水の量は減少してくるだろうということは予想されます。その後は雨水が中心となつての排水になってくると思われますが、そうなりますと集中豪雨だとか台風等、自然災害に対応するためにも大変重要な施設だと考えております。以上です。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 基本的には、今、農政課長がおっしゃつたような状況が排水路の管理だと思っています。しかし、今、私ども歴史的にこういう状況の中で、例えばきのうも下水道の問題が議論されました。そうしますと、下水道の役割とは一体何なのか。さらには、農業集落排水、これも役割があったと思う。それで、特に下水道が完備されてくる、その状

況の中で水はきれいになり、そして魚がすめる、メダカがすんで、いわゆる自然の豊かなまちづくりができてくる、これは弥富市の基本計画に沿った1つの大きな課題だと私は思っています。

そういう状況の役割の中で、農政課長、少なくとも言ってほしかったのは、安心・安全な米づくりができると、ここをきちっと言ってほしかったなと思っています。特に北西地区においては、特に五之三の農業は、私も農家ですが、米が本当は高く買っていただけ、その状況にあるということですよ。それは失礼だけれども、下水道の完備していないところとは違った米の味だと、これはもう既にその完成したところから言われている。

ですから、農業排水だけでなしに、都市も、例えば先ほどもありました、いわゆる防災、そのためには、例えば市内の中の狭隘道路をどう解消していくかということなどにおけば、その排水路がヒューム管といいますか、それを避難道路にすることもできるでしょう。そしてまた、農業でいえば、安心・安全な米づくりができる、野菜ができる、弥富市の生産アピールができる、これは私は大きな役割ではないのかなあということも含みながら、基本方針、いわゆる基本施策に沿って出されている部分を私自身も地域の皆さんにお話をさせていただいてきたところであります。

ですが、私は少なくとも、きのうからも議論があります費用対効果という部分は、収支の問題だけでなくして、やはり計画を立てる段階においては未来を、弥富市をどうつくっていくかという計画のもとに、その費用対効果というのはあるべき総合的な問題だというふうに理解をしながら、そこで一つ確認をしていきたいと思っていますことがあります。

それは下水道、農業集落排水ができてくる今日の中で、地域において、私のほうの地区ですけれども、都市化の中から農業用水が流れる。農業用水というか、もちろん役割が当初から排水の役割ですから、通るのは当然です。そういう状況の中で沈殿槽というところをつくられたわけですね。そういう状況の中で、今、地区として非常に困っていることは、污泥処理費が、当初その沈殿処理費が、実は13万円で終わっておったんです。当初、市も、町当時ですけれども、御存じのように農業集落排水ができた後、土地改良との話の中で13万の費用、今、私どもその管理をすることにおいて非常に苦慮されている状況があります。それはなぜかということ、宅地開発指導要綱が平成22年4月1日から、地域における下排水協議会の役割が一つ終わったというふうに理解をしているわけです。それは歴史の中にその下排水の係る協議会が少なくとも農業用水を守ったり、地域の污泥の処理をしたり、皆さんと共用・共同するために、そのお金を下排水にかかわるために、新興住宅として、また新しく建てかえる場合における排水の協力金をいただいておったわけですね。弥富市全体として22年当時、下水道が完備をしていく、交付をされていく状況の中で、基本的に宅地開発要綱がこの問題について、協議会がなくなったところがいっぱいあるんですね。私どもも、その協議会はなく

しました。それはなぜかという、必要がなくなった。許可を地域としてする必要がなくなったわけです。市役所だけで、当然個人の状況の許可がしていただくことの中で家が建っている。しかし、今まだ残っている部分もございますわね。12戸以上の集団的なアパート等を管理する場合には地域の許可は要るよと、説明が要るよという部分がございます。

それはそれといたしまして、私はそういう状況の中で今回のこの質問をするということは、歴史的な役割を持ってきた今日まで、さらにそれぞれの地域環境の中で、また市の施策の変更に基づいて共有をする部分、市が全体的にどうあるべきかということなどにおいて、この共同ますと言われるというか、砂をためるますの管理について地域も承知したことは、13万円というお金も将来を見越して、ある一定の金額を申し上げてなんですけれども、見込んだわけです。その約束の中には、下水道が完備をするまでという条文が土地改良との約束になっているんですよ。そうすると、平成15年に下水道をつくりましようと言われた。あわせて、12年ほどたてば、いわゆる下水道の収支における一定のめどが立つよと、そういう状況の中で積算をしながら下水道に対する考え方が示された。そのときの約束は、約12年間とっていました。ですから、そのときの役の人は、多分12年という、16年から12年と一、二、あ、あと一、二年、26年ぐらいに終わるだろうと、こう思っておったわけですね。そうすると、13万円で12年、ああそうか、200万ありゃあいいだろうと、こういう状況だったのが、今ではいろんな形の中で、農地から水路から流れ込みながら、例えばそのますが3倍の料金と同時に、汚泥がいろんな設備の関係でふえちゃったと。

ですから、土地改良さんにも、農政課さんにも、今日まで、1つはこの沈殿ますのあり方の集積されている部分について保守管理も、もう少しお願いがしたいなということは申し上げてきましたけれども、その関係について来年度予算の中には盛り込んでいただけるかどうか、まずは1つ。

それともう1つは、そういう状況になったときに、私どもも地域における皆さん方が、それぞれそのますの最終的な状況ということになると、下水道の完備を早くやってほしいと。下水道の完備が出たということ、約束の事項の中に明記されています。このことは、地域もそれぞれ一定の理解をしつつ、その状況を認めてきた。しかしながら、そのような負担が増になっているので、市側も少なくとも排水の共有という部分でいくと、これも北のほうのある市が団地から出てくる下排水の問題、水の問題について、少しこれは不平等じゃないかというのは、もう既にこの地域で明らかになっていますね。そうすると、私どもこの地域で取り組まれてきたことについて、その問題を今市側に全面的に、少なくとも助けてくださいということではなくして、やはり地域に住む私どもの生活環境からすれば、地域の負担としていかにあるべきかという課題があるということですね。ですから、その件についても、軽減ないし今後のあり方について御答弁を願いたいと思います。以上です。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

過去の歴史の中で、さまざまな地域の中で排水路の設定であるとか、あるいはその排水路そのものにおいては、どこの用地を利用して、どういう形という形についてはそれぞれの土地改良区の中でお話をされ、進められてきたわけでございます。

先ほど伊藤議員のほうから、沈殿槽の問題につきましてお尋ねをいただきました。この問題につきましては、私ども所管とよく協議をさせていただきました。非常に公共性の認識は高いだろうというような状況を私どもとしては考えておるところでございます。そういった意味におきまして、この沈殿槽における維持管理費というものにつきましては、来年度から市の予算化をしていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 地域の皆さんに、それぞれ今後、この土地開発の要綱の変更と同時に、市側も今日の状況の中で御理解をいただき、地域として安心してそれぞれ生活環境を守っていく、より一層努力をするをお願いをしていきたいと思っています。その施策の方向について御回答いただきました。ありがとうございました。

それで、特に用排水の関係の問題、これは農業用水は現在はなくして、今後、雨水になっていく、その状況の中で側溝の問題もあろうかと思っています。市側もその点では承知をしてみえると思いますけれども、下水道が完備されていけば汚泥が、そして今側溝に流している分はなくなっていくと思いますね。そうしますと、側溝でも、ほうっておいても、地形上からは側溝が埋まっていくこともあります。そうなると思います。ですから、今後できることなら、今はロボットの時代になっています。側溝のふたを取らなくても側溝の管理が、ロボットがはいずってくれば簡単に側溝も清掃もできていく状況もあろうかと思っていますし、あわせて避難道路、狭隘道路の解消になろうかと思っていますので、それぞれ今後の課題として、排水のあり方について一層御検討、施策の中で生かしていただけたらありがたいなあというふうに、私の考えている意見について申し上げます。

では、続きまして2点目の関係であります。自治会の運営と行政のあり方ではありますが、それぞれ昨日も本日も市長のほうからは、市行政として市・地区との共生・協働というのは、まさに3・11を振り返り、私どもに大きな課題であると同時に、それは市民としても約束を果たしていかなければならない、このことは私どもも理解をしていますし、当然だと思っています。

しかし、残念なことが今起きていることも1つあるわけです。自治会に参加をしていただけない、このことが多く今まで言われてきているはずです。そうしたときに、この自治会の法的根拠の拘束力の問題、そして行政の法的、それぞれの行政執行の役割、こういう状況の

中で、1つは自治区における大きな悩みがあるということです。

その大きな課題は、1つは、簡単に言えば行政からいただく回覧板の問題があるし、もう1つは消防費の関係も、消防の負担も区費で一定程度負担しています。それから、文化・スポーツもコミュニティーも、これも自治区が負担しています。市もコミュニティーに負担していただいています。これは共生の中で、私ども大きな理解度を持って今日まで進んできたつもりでありますし、市民の皆さんもそうだったと思います。しかし、漫然といいますが、今、毅然としてそういう部分に加入をしないよという方が自治区にあるわけですね。ここは、一体どんな対応をしていくのが一番望ましいのかという課題でございます。

ですから、市側として、例えば自治会のあり方について、そういう部分においてどのように御指導をいただけるのか。例えば拘束力といいますか、法の枠の中における共生・協働の役割を少し御説明がいただけたらありがたいです。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 伊藤議員の御質問にお答え申し上げます。

昨今、3・11の東日本大震災から、自助・共助についての重要性がそれぞれ全国的に増している状況でございます。

そうした中、自治会・町内会においても住民同士の親睦、また生活環境の維持等の活動のほかに、高齢者の見守り、また子供の安全対策等に取り組み、地域の団体や行政と連携をして地域課題の解決を図り、住みよいまちづくりを進める中心的な役割が自治会・町内会であると考えております。

そうした中で、先ほど議員がおっしゃられましたように、価値観の多様化とかライフスタイルの変化によりまして自治会・町内会活動に無関心な方が多くなったということは、自治会・町内会に加入しない人がふえまして、そういったさまざまな共助の活動に支障を来してきたことが多くなっているということは、市のほうにもそういった方からの声が届いておる状況でございます。

そうした中で、この区とか自治会への加入については、住民の皆さんの自由意思に基づくものであるということを考えております。加入することを強制できないのが現状でございます。私どもといたしましても、そういった意見の中で、区長の六役会というのが市内の6地区の区長会長さんの会議が区長会の上部で、区長六役会というのを随時開催されておる中で、そういったことも問題点として上がっておる中で市としての対応といたしましては、やはりそういったコミュニティーの重要性を再認識していただくように努力することが市の役割であるということで考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 今、御答弁をいただきました。そういう少し課題が残るんですね。

自由というところ、自由という言葉は、お互いを尊重して自由ですよ、総務部長、いいですか。自由というのは、その地域における自由じゃないです。私どもは独裁じゃないです。行政も独裁じゃない。自由というのは、お互いが尊重されて自由だという言葉を使ってください。まず、そこはどう考えられますか、質問いたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 確かに議員のおっしゃるとおりでございます。それぞれ地域におきましては、コミュニティ推進協議会の規約等がございます。それらに基づいて、やはりそういった制約といいますか、地域のルールを定めてみえるのは承知しておりますので、その辺のところはそういうところでよろしく願います。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 私は、なぜ少しきつく自由という言葉について質問したかということ、私たちの社会の中で自由です。自由は、お互いあって自由です。お互いが尊重し合って自由だと、これは私どもの憲法下における自由だということは認識を新たにきちっとしていただきたい。

なぜ申し上げるかということ、先ほど申し上げましたように、子供さんの通学も、例えば今弥富では少し違いたいびつなところもあるんですね。朝、区の中に通学団が、学校の中に違ったところがあるんですよ。教育委員会は御存じだと思っておりますが、いいですか。そうすると、例えばその通学団の中にどういう事情が出てくるかということも1つある、区の。

それから、防災もそうでしょう。例えば、私どもの防災の中でいきますと、自治会費をいただいております。そういう状況の中で、繰越金があったり預金があったりすると、例えば五之三の場合を申し上げますと、いざ災害があったときには、区長権限でもって全ての人に災害にそのお金は使うという協議をしています、事実。そんなことを考えたりしますと、いわゆる自主防災そのものも市からも助成金をいただき、そして自治区で自主防災という問題を立ち上げておるわけですよ。そうすると、それぞれ過去にあった例があるんですよ。例えば自治会に加盟しなんだら、火事があったときに、そこへ誰も行かなんだ。それが今の私どもの社会の環境の中で許されるか許されないか、多分許されないでしょう。しかし、そういう役割を持つのは、自治区、お互いの共助と協働の柱じゃないですか。

ごみゼロの日もそうです。例えば、今までお互いに認識をしたことは、欠席をすれば欠損金を払っておったと。しかし、今、多分そういうところは少なくなったと思います。お互いに認め合うという自由、そういう状況が弥富市の生活の安心・安全な基盤だと、ここがやっぱり一番肝心なことではないのかなと。

だから、少なくとも自治区における会費のあり方だとか、例えばそういう問題点を考えたときに、支出・収入といいますか、自治の自由という、その使い方の中で一定の、これから

は既存する地域の組織単位、自治区の単位もしかり、そういう会費のことも自由の規則だけれども、一定のめど、あわせてそれぞれの状況の中で、ある弥富の中でもお伺いしましたら、そういうことに参加せん人は地区に住んでもらいませんというところがある、それはもう許される状況じゃないと思うんですね、と思います、私は。それも言われました。あんとんどこは何やと、まんだそんな人がおるかと言われました、わしんどこはそういう人は一人も住まませんよと、地区の人がおっしゃいました。しかし、そういう状況では、もう今日ではなくなっただんじじゃないかなと。

いまだに私たちは3・11を振り返っても、特にこれから地区の協働・共生が一番大切だと私は思っていますし、市もその方針は明らかだと思っています。ですから、市側も、それぞれ市で建設許可基準等を出されたときには、地域の自治会における規約、規則も、こういう状況も御存じですかと、あわせてこういう課題もあります。防災、人災、あわせて通学だとか、ごみゼロ協力だとか、地区の活動もコミュニティーの一環の中で、それぞれが今弥富の行政として一番大切な形ですよというような、せめてその状況の御説明をいただきながら、より一層弥富市民がふえていく、そういう大勢の議論をしっかりと、まずはしていただきたいと思っていますが、いかがですか。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほど私どもの総務部長が区・自治会への加入について自由意思という発言をしたわけですが、この自由意思というのは、どちらでもいいというような形で解釈されると大変なことでございますので、あえて答弁をさせていただきたいと思えます。

それぞれの自治会を構成する一人一人、そして一戸一戸というのは、それぞれの自治会にとって大変重要な構成メンバーでございます。そういうような状況の中において、それぞれの構成自治会の中における規約、あるいはその要領、要綱、そういったものがあると思えます。そういった形の中で、その地域の中にしっかりと根差していただいた基盤という形のをぜひとも御理解をいただきながら、御参加いただきたいというふうに思っております。地域のごことは地域で守っていこうということに対する原理原則だろうというふうに思っておりますので、決して自由意思という意味で、どちらでもいいという形の解釈をしていただくと困りますので、あえて訂正をさせていただきます。

議長（佐藤高君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 今、市長から、それぞれ根本的な組織のあり方のお話をいただきました。

もう1点、今後、地区におけるそれぞれの共通した課題については、何かそういう機会があるごとに新しい入居者などに含んで御説明をいただくことはいかがですかというのはどう

ですか。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） やはり議員のおっしゃいます自治会への加入、未加入の問題、これはやはり地域的に、議員のおっしゃられる地域だけではなくて、弥富市の至るところで出ている状況でございます。これらの加入促進の取り組みにつきましては、市といたしましては、これらの重要性を再認識いたしまして、市の広報等で促進に対してのPRを、周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） ここにその難しいところがね、法的拘束力を持つ部分と持たない部分があるから、促進という言葉がいいのかどうか。地域の共生の役割、協働の役割、そういうところに1つの地域との、行政とのあり方を、1つは趣旨は御理解いただいたので、その方向性を示していただきたい、確認をしておきます。

次に、自治会で残念なことなんですが、これも地域としてよそにあるかどうかですけれども、水路の問題で、いわゆる共益費が、市の建物があった、その市の建物がなくなった以降も区が負担をしていると。これも歴史でしょう、多分と私は理解していきたいと思っています。本来、水路の拡幅、借地料を区が持つことは本来じゃないと思うんです、基本的に。しかも、市が建ててあったところなんですよ、市の建物が。ですから、そういうことについて、いわゆる共通の課題として、区費の支出方において、例えばそういうところがあれば、実態調査をしながら対応していただくことと同時に、私どもの五之三区における水路の問題について、担当課のほうには早く、これは平成16年から必要なくなっておる部分と状況があります。これも下水道との関係だとか雨水の関係、それぞれ汚泥との関係もあろうかと思っています。しかしながら、その一つの五之三におけるところのものは保育園が廃止された後の問題ですから、保育園の浄化槽設置のときに拡幅された。そして廃止をされたけれども、結局、今度は、じゃあその借地料はどこが払っておるかという、五之三地区がまだ継続しておる。五之三地区で保育園を維持管理じゃなくて、子供さんたちを預かっていただける、そういう状況だからこそ、特にその借地料を払ってきたらと、歴史は思っています。しかし、新しい学区、弥生の保育園ができて、白鳥保育園ができて、浄化槽を多く使う、水を使うから、じゃあその水路を広げていくのに地区が持つかというのは、それはないわけですね。ですから、その点についての認識として今後対応していただけるかどうかについて、質問をまずしておきたいと思います、共益費を。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

議員がおっしゃられますように、過去にいろんな経緯がございまして、自治会が地主に賃

借料を払っていたと思われませんが、まずは調査をさせていただきまして、その後、土地改良区と調整させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 農政課長、調査をしてと言われるけど、資料を出しましたね。ですから、それぞれ審査をするということならいいですが、調査をすると言われるのは、私は不満なところがあります、少なくとも。

対応していただくことはありがたいんですが、土地改良は知らないと言うんですよ、はっきり申し上げておきます。しかし、私どもにあるのは平成元年から、その資料は保育園のためにという文書、これはきちっとあるんで、それは農政課長にお見せしてあるんで、それは市の段階の中で一つはきちっと御理解いただいて、対応していただくという方向性はわかりましたのでお願いをしておきたいと思えます。

続きまして、自治会と行政運営との関係で、これは区長の制度が弥富市の規則では1年ということに、市長の任命によりその役割ということになっておる。ただ、ちょうどこの規則がコミュニティーという部分において、例えば弥生学区だけかもしれませんが、弥生学区の区長の役職の回しは2年ということになっておるんですね、コミュニティー規約が。そしてまた、五之三の区長の任期は1年と、こういうことなんです。そうしますと、ここの辺は、それは確かに地区の自主性の問題があるかもしれませんが、やはり組織運営の形からすると、運営面からいきますと、当然それぞれの状況の区長さんという役割の任期、区長補助さんの任期という部分などの、この規則の改正、あわせてそれぞれの状況を区長会、あわせて自治区との中でのコミュニティーのあり方との、役職等の含む運営のあり方について御検討を願えますか、簡単をお願いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議員の御質問でございますが、これは区長、区長補助員さんの任期の捉え方の考え方だと思いますが、市で定めております区長・区長補助員の設置規則の中では、任期は1年としております。ただし、再任をされることができるということで、再任もいいですよという規定になっております。

議員のおっしゃられるコミュニティー推進協議会、こちらの規約は6地区のコミュニティー推進協議会のほうでそういった任期についても定めがされております。これは御指摘の弥生学区につきまして2年ということで、大藤、栄南についても2年の任期となっております。その他の地区については1年という任期でございますが、こういった任期の考え方につきましては、市の規則については1年ということで、それを変更するという考えはないわけですが、各地域においてのコミュニティー推進協議会の運用につきましては、それぞれの地域のルールでお願いがしたいと、そういうふうに考えております。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 市は考えないと簡単におっしゃるけれども、区長になり手がないうちで、それぞれの知恵を絞りながら1年とか2年とかいう、いろんな形で組織の、やはり行政も、お互いが共存していく建前があるということの基本の中だけは忘れないでほしいと思う。しかし、どこでもそうだけれども、組織は原形をしておる部分をおいて検討の課題ぐらいは市としてなしていただくべきだと思いますが、再度御答弁をお願いします。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） コミュニティ推進協議会につきましては、やはり推進協議会の自主性にお任せすべきというのが基本と考えております。ただし、そういった御意見につきましては、区長の六役会がコミュニティ推進協議会のほうの会長も兼ねた団体でございますので、そちらのほうでまた議題とさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） なぜ申し上げたかということ、そういうところで2年だといって区長が持ち帰ると、区会等においては、何だ、おまえがやりたいでやるんかと、それならおまえ勝手にやれと、言葉は荒いようですけども、そういう問題があるんです。それではその役割を担っていただく人に本当に失礼だと思う。だから、少なくとも組織の運営上からいけば、それぞれのコミュニティーを十分お互いに機能、そして役割を果たしていく、そしてその地区に集まる皆さんにも一定の御理解をいただくためには十分な議論を重ねてこそ、初めてコミュニティーの役割が果たせる、私はそのように思いますので、この問題を強く要望し、総務部長の答弁に期待をいたします。

あわせて1点だけ、防火水槽、これも地区の負担になっています。水道管が改めて径が大きくなりました。いつの時期か、防火水槽の役割について地区で御検討をして、その役割は終わったのかどうかとか、そんなような話もあったような気がする。地区で防火水槽について賃借料を払っておるんですよね、実際に。それらは、やっぱりそういう役割の変化と同時に、五之三だけかもしれませんが、対応の仕方、防火水槽の状況を市全体としてどう取り組んでいくかということについて、ちょっと御説明願いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 御指摘の防火水槽につきましては、五之三で2カ所把握をしております。この2カ所につきましては、議員の御指摘の水利の基準に基づきましては、消火栓等で充足ができておるという中で、地域の自主的な中での2カ所ができたというふうに私どもは理解をしております。

それで、今、地元のほうでその賃借料が例えば発生しておる中で、その防火水槽はどうかということですが、他の地域でもございまして、そういった状況の中で地域の中の

御理解がいただければ、そういうものはなくす方向でも構いませんよということでなくされた自治会もございます。そういったことで、地元のほうの調整ができましたら、そういう方向でも可能かと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 今、私、市の協議が調べばじゃなくして、環境が変化をしていく。例えば、五之三が勝手にやったわけじゃないんですよ。水道管が、例えば小さかったとか、地域の既存するものをつないだから、それぞれの水圧がどうだとか、そういうことも歴史的に含んであったと。だけれども、その環境の変化というか、設備の変化において、例えば出ていくという部分について市側としての考え方は、防火水槽はそれにかわる、水道管の設備が、例えば径が太くなりましたから、もうそれは地域でお任せしますというようにきちっと言ってもらいたい、そこが一番肝心なことだと思いますので。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

防火水槽の問題につきましては、その歴史的な過程の中で、それぞれの自治会の中で設置されたというふうに思っております。そして、その後、それぞれのところで消火栓という形の中で、何カ所かそういう形の中で、その自治会を守るべき消火栓が設置されてきたらうと思えます。これにつきましては、その過程の中で、しっかりとまだ協議されていない、自治会の中で、そういう状況のものもあろうかと思えます。どうぞそれぞれの自治会の中でしっかりと御協議いただいて、私たちも入りますから、そのような形の中で、結果としてどうしていこうかということで知恵を出し合えば解決するんじゃないかというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 市が150メートルなり120メートルの範疇で消火栓を設置していただいていますよね。ですから、そのことがやっぱり私どもとして、地域の環境の整備の変化の中できちっと市側の対応の仕方が、指導していただく部分が、今の市長のような答弁の中で協議をして、住民に説明のできる、そのことが私は求めたかったし、御返答をいただきました。

では、続きまして、3点目に行きたいと思っております。弥富市は水と緑の豊かなまちづくり、そのために農業地盤が、漁業が金魚の生産が、それぞれ弥富市民の特産として、それぞれの振興として今後の弥富の大きな課題だったと思えます。

たまたま私も市民の皆さんからお話があったことの中で、木曽川のこの豊かな漁場、シジミに気がついたわけです。このごろ枯渇してく、残念だけれども。それは、いろんな形で、今、木曽川におけるシジミ採取のあり方が問題というか課題があるんじゃないかなと。木曽

川でシジミなどをとっている方々が、それぞれ夜間はとらなかつたよと。だけど、今は夜・昼なしに干潮時期にはとっちゃわっせると。そうすると、小さな9ミリ以下のやつもシジミエキスの関係でとっちゃうと。そうしますと、やっぱりシジミは、どれだけ市民の憩いの場所として、さらには食の安全と食を助けてくれていたか、健康を助けてくれていたか。これは、木曽川の大きな恵みが弥富市民として、それぞれあったような状況であると思っています。

それで、とりわけて、ここは質問書の中にもありましたが、木曽川下流の水辺利用という状況の中の会議が名古屋市などでありました。それから三ツ又池などを含めながら、水とその資源の環境の問題も含んで水環境の問題としての意見交換、これは社会的にも名古屋市でありました。その状況の中で、下流の会議が自治体で行われました。そういうところで、1カ所だけで、例えばシジミだとか乱獲ということには対応ができないと思っています。ですから、できましたら、少なくとも関係する自治体等を含んで御議論をいただけたらありがたいなあと思うことと、私も議長のときに、実は桑名市の議長から「何であんたんどこのシジミがなくなってしまった」「あんたらが乱獲するでだめなんだわ」という失礼な言い方をしたこともありました。しかし、それから2年たって、今日このごろ、「おい、もうシジミがなくなっちゃうぞ」と、こんな話が多く聞こえてきます。

そんなことのために、3点目として、市として水辺利用の会議などを含みながら、このシジミの将来、いわゆる未来に向けて、この豊かな漁場が維持されていくことを、ひとつ対策として関係機関との協議で発言をして進めていただきたいと思います。いかがですか。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） まず、御質問のシジミの保護についての市の対策ということでございますが、通常、小型底引き網漁業によりシジミをとる者については、県が発給する漁業許可を取得しなければなりません。愛知県に確認しましたところ、従前から船舶による漁業に従事していた者を対象に与えられたものでありまして、現在、資源水準から、新規の許可は極めて困難であるとのことでした。

漁船登録につきましても、水産業協同組合のみに与えられており、組合員外者には与えられていないということでございます。

また、漁業許可の取得者に対しても制限だとか条件が定められておりますので、私どもといたしましてもシジミの乱獲はないと思っておりますが、資源維持の観点からも非常に重要なことですので、今後、対策についても県に要望していきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 非常に言いにくい話ですが、例えば豊川の豊川用水、これは条例で

なっているんですよ。私も国交省とも話をしました、正直な話が。ですが、木曾川の一部は漁業権はなかった。ここ数年の間に与えられたと。漁業組合に加入しておった人たちなのか、船の船籍を持ってきたのか、そこは私どもは調査権は関係ありませんが、非常に微妙な流れの中にある木曾川だということだけは申し上げておきたい。

ですから、保護をするためには、関係機関との流れの中で協議をされる状況の中で、それぞれの条例を通し、そういうことをきちっとしていかなければ、だから県のほうがおっしゃるように、本当にシジミがあるなら、一遍調査をしていただきたい、このことも1つはきちっと申し上げておきたいと思っています。

ですから、まずは今まで長い歴史の木曾川の中で、そういう乱獲をしないような、住民たちが漁業権のないところで夜はとらないよとか、そういうような知恵としてお互いが進んできた。しかし、ここ数年、その変化がある、それぞれの状況は、市民の皆さんがよく御存じです。ですから、そのことを含めながら、シジミという漁業の場といいですか、憩いの場というか、そういう部分の、いわゆる保護と今後のあり方について機会あるごとに、もう少し私も調査をし、今後の意見の参考にさせていただくよう努力します。市側も、各関係機関とのその調整なり努力をお願いして、私の意見、質問を終わります。ありがとうございました。議長（佐藤高君） 暫時休憩します。再開は1時とします。

~~~~~

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

議長（佐藤高君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

10番（堀岡敏喜君） 皆さん、こんにちは。10番 堀岡敏喜でございます。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

質問は大きくは2点、初めに学校給食の向上についてであります。

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断を養う上で重要な役割を果たすものであること、学校給食法1条に照らし、学校給食の向上と望ましいあり方について、以下質問をさせていただきます。

学校給食用の食材を給食実施校に供給する機関として、財団法人学校給食会が昭和29年から34年にかけて各都道府県に設立をされました。県学校給食会は、主食となる米、パンを初め、脱脂粉乳等の食材調達に携わってきました。

学校給食会が設立されたのは、戦後の食料難が背景にありましたが、当時とは異なり、現

代は食べ物が豊かで、食料事情もさま変わりをしております。おのずと学校給食会に求められる役割も、食材の物量確保から食材の質や安全を第一にした調達へと変わってきております。

また、近年、食材の高騰により給食費が値上がりをしており、単に物資を供給する機関というだけでなく、学校給食会として保護者の負担軽減を考慮した運営の見直しを図る必要があると指摘する声があります。

そのような観点から、昨年4月、栃木県足利市は、市が積極的に衛生面に取り組むことを前提として、県の学校給食会を通さず、地元のJAから直接精米を供給してもらうなどの見直しを行い、給食費を月額100円値下げすることができたという事例がございます。学校給食会にかかっていた費用を削減したことで、保護者の負担軽減を実現した足利市の事例は、現段階での学校給食会の運営の問題点を端的にあらわしていると言えます。

学校給食は、保護者の方々にとっても関心事であり、御自身の子供のころを振り返っても、いろいろ思い出があるかと思います。文部科学省は、毎年、学校給食の実施状況を調査しておりますが、本年4月に2010年度の結果が発表されました。それによりますと、主食、おかず、牛乳のそろった完全給食での給食費の平均月額は、公立小学校の低学年で4,109円、中学年で4,136円、高学年で4,140円、公立中学校では4,707円、いずれも前年度に比べて100円前後ふえております。

そもそも給食費は、給食の中身や回数、食材や輸送のコストによっても変わってきます。全国の年間実施回数は、小学校が平均189日、中学校が185日であり、同じく全国の1日当たりの給食費は、小学校で約240円、中学校で約270円であります。また、同期間の調査で愛知県下の1日当たりの給食費は、小学校で約229円、中学校で約276円であります。

最初の質問でございますが、弥富市の小・中学校における学校給食の現状と、保護者の負担軽減を考慮した運営の見直しを図る必要があると思いますが、市側の認識と対応を伺います。

議長（佐藤高君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） それでは、堀岡議員の市の学校給食の現状認識と対応についての御質問にお答えさせていただきます。

市内の学校給食の現状でございますが、御承知のように、現在、市内の小・中学校は10校ございますが、10校全て各学校で調理をする、いわゆる自校給食を行っております。5人の栄養教諭は、文部科学省が示しています学校給食実施基準により、児童・生徒1人当たりの学校給食摂取基準表に基づきまして献立を策定しています。限られた食材費の中で工夫を凝らした献立を考え、調達先を選定しております。

今後とも、食の安全や鮮度、献立に即した食材はもとより、価格も十分考慮し、調達先を

選定するよう指導してまいります。

食材の購入につきましては、地産地消を配慮し、公益財団法人愛知県学校給食会を初め、J A あいち海部、各学校が個別に地域の給食組合、地元商店等から購入をしております。それぞれ指定の日時まで、各学校の指定した時間に給食施設のほうに納入をしていただいております。

先ほど議員が御指摘の米飯の購入についてでございますが、本市につきましては、先ほど申しましたように、公益財団法人愛知県学校給食会から、年間を通じ同一価格で、安全性が確認された米飯を納入していただいております。本市が独自に、先ほど議員が言われましたように米の購入を行うと、独自の農薬検査などの実施で安全で安定した原材料の確保が必要となり、また炊飯業者につきましては、低価で安定した価格であること、大量の炊飯のための施設を保有し、決められた時間に各学校へ配達することができるという、そういった条件がございますので、県内ではほとんどの自治体が本市と同様の、先ほど申しました公益財団法人愛知県学校給食会から納入しているのが現状でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） といいますと、先ほど負担軽減をした栃木県の足利市のような取り組みをしなくても、十分今の負担軽減についての取り組みはもうなされたものだということの解釈でよろしいでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 先ほど御説明しましたように、炊飯の関係は県の学校給食会のほうの炊飯設備の関係がございますので、現在、市内の小・中学校10校ほどございますけど、そのうち4校につきましては、自校給食プラス自校炊飯、各学校で御飯を炊くということが可能な状態になっておりますので、そういった学校につきましては、今後の研究課題としたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） この間、教育課にお聞きをしますと、弥富市の小学校は、1日の平均が250円ということをお聞きしております。中学校が290円ですね。そういった中で比べると、平均的には全国よりも少し高目となっております。ただ、これは安ければいいというもんじゃないというのも私にも十分わかっていますし、それを保護者の方々が十分によく理解をされているのか、安全でおいしいということで、栄養が高いと、健康にいいということが一番大前提であると思っておりますので、そういうことを鑑みていただきまして、さらに負担軽減になるような取り組みを今後もお願いしたいと思います。

続いて、もう1つ、学校の給食を取り巻く問題として学校給食費の問題があります。滞納の問題、管理の問題、余剰や欠損が生じた場合などの会計上の問題が上げられますが、この

問題の根源は、学校給食費を小・中学校の私費会計としている点にあります。具体的には、校長名義の金融機関の口座を用いて保護者の金融機関から引き落としを行い、学校給食費の徴収を行っているのが現状であります。

次の質問でございますが、弥富市の学校給食費の取り扱いの現状と今ある問題点がございましたら、お願いをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 給食費の取り扱いの現状と問題点についてお答えさせていただきます。

弥富市の学校給食費は、食材費としまして、先ほど議員が言われましたように、1食当たり小学校で250円、中学校で290円を保護者の方に負担していただいております。先ほど言われましたように、保護者の銀行口座から毎月各学校の指定口座に引き落としをさせていただいております。一部ではございますが、納付がおくれる方や、滞納者につきましてもございます。

未納の状況は、各学校により異なりますが、保護者の同意のもと、児童手当支給時や就学援助支給時に精算をしていただくよう努力をしております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） ということは、他市でよくあるような大きな問題、滞納というのは余りないという理解でよかったですね。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） はい。

10番（堀岡敏喜君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

最近、学校給食費の契約化、公会計化に取り組む自治体があられてきております。これは学校給食法に照らして、学校給食は自治体と保護者との間の契約関係とする。その場合、給食契約において学校給食費の債権者が自治体であり、債務者が保護者であることを明確に定め、学校給食会計は自治体の公会計として、債権管理は自治体が行うという望ましい学校給食費のあり方に踏み出している自治体がふえてまいりました。

政令指定都市では、福岡市、横浜市、一般市でも千葉県浦安市、大阪府の豊中市、西宮市、そして愛知県蒲郡市などが公会計化に踏み出しております。

特に福岡市では、先ほど課長のほうからもありましたけれども、各小学校で自校調理方式でもあるにもかかわらず公会計方式がとられており、1つのモデルと言えます。

公会計化する際の問題点は、まず給食費公会計システムに要する初期コストと維持コストであります。約2,000万から3,000万かかると言われております。そして最大のメリットは、契約化により、何より法律関係が明確になる点であり、状況の変化にも迅速に対応できることとなります。公会計化する場合の最大の利点は、小・中学校の負担の軽減です。すなわち、

教員及び栄養士が本来求められていない法務会計的業務から解放される結果、本来の教育業務に専念できるという点であります。ゆとり教育の見直しがされ、基本教科の学習量が増大、保護者への対応など、教職員の業務は過密になっております。

そこで質問でございますが、学校給食の契約化や公会計化の動きについて、市としての認識と対応を伺いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 給食費の契約化や公会計化の動きに対する認識と対応についての御質問にお答えさせていただきます。

まず認識でございますが、本市は学校給食費を学校給食法の定めにより私費会計として位置づけをしております。公会計化につきましては、未納給食費に対する請求権が明確になる、公会計の透明向上という面も先ほど議員が言われましたようにございますが、公会計に移行するためには電算システムの初期システムの構築、先ほど議員も言われましたが、2,000万ないし3,000万以上はかかると考えられます。そういった高額なコストとシステムを維持するための毎年のコストが発生します。また、これまで学校と保護者という関係から市と保護者という関係になりますので、未納率の上昇及び徴収事務局の執行体制の問題等もございます。

先ほど議員も言われましたように、政令指定都市や給食センター方式の自治体では、調理や食材の一括購入を進めている自治体につきましては、公会計化が進んでおります。しかしながら、全国的には、これは平成21年の調査でございますが、約7割の自治体が私費会計の状態が現状でございます。

本市につきましては、これまで食材の調達や調理につきましては、自校方式で運営しておりますので、地元の業者や関係納入業者に支えられて良質な学校給食を提供することができておると考えております。

学校給食の公会計化を進めてまいります自治体につきましては、先ほど申しましたように、食材の一括購入を前提としているところから、本市に導入することは難しいと考えております。

学校給食の契約化につきましては、毎年、これは市と保護者、給食費の納入を約束する文書といった、そういったものを交わすこととなりますが、未納者が少ない本市の現況につきましては、必要性は少ないと考えております。

これまで同様、学校と市が連携して、こういった未納等につきましては、解決に努力していきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 未納者が少ないということで、そういうことに対応するための公会

計だけではないんですよ。先ほども申し上げましたけれども、今、本当にゆとり教育の見直しがされて、学習の時間というのがすごくとられております。昨今のいじめの問題等、また保護者の対応に追われているということも地元の学校の教員の方からもお聞きをしております。

この私費会計としての給食費を徴収するに当たって、残念ながら100%でないんですね。そのことに対して、振り込みがないと徴収に行くか、電話でやるとか、そういった形をされていると思うんですけど、あと会計的に現金を要は扱うということで、各地域でこの取り組みの1つの理由として、私費会計ということで、要は1円足りなかったら1円足しゃあええんだみたいな、そういう会計のずさんさというのが浮き彫りになって、それが後々に、例えば最悪の場合、よく東京等でもニュースでありました横領であるとか、現金を扱うことで問題が起こる環境をつくってしまう、そういうことが怖いんであって、特に学校というところでそういった問題が起こりますと、やっぱり地域住民の方から、今でさえいろいろ体罰の問題であるとか、いじめの問題であるとか、学校の信用が問われるような事件が多発をしている部分がございます。そういった先生方の負担を一つでも軽減をさせてあげることが、強いては弥富市の学校で学んでいる子供たちの学力、またそういう教育に関してプラスになる部分、これが2,000万という金額が高い、必要がないということもあるかもしれませんが、はかりにかけるわけじゃないですけど、長い目で見てそういう軽減をしてあげることというのは大変重要じゃないかなと私は思います。

それに、今、7割の自治体がまだ私費会計だということをおっしゃいましたけど、7割のうちの幾つかは公会計を考えているんですね。逆に言えば、もう3割の自治体が公会計化に取り組んでいると。それで、今まで未納があった、滞納者があったところは、かなりの確率というか数で滞納が改善をしているというところがあります。

この間、教育次長のほうに福岡市の一つの事業報告を出させていただいたときに、どこの自治体でもそうですけど、一つの事業を開始したら、その事業報告をして事業継続か否かというところを問うと思うんですけども、事業継続ということの結果も出ております。今すぐには言いませんけれども、そういう今の学校としての環境を考えながら、ぜひ、デメリットもありますけど、メリットという部分がどれだけ子供たちに反映するものかということをもう一つ深く考えていただきまして、今後、検討していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。社会保障と税の一体改革関連法案が8月10日、参議院本会議で可決成立いたしました。なぜ、今、一体改革が必要なのでしょう。社会保障の役割から改めて考えてみたいと思います。

人間は、誰でもさまざまリスクを抱えながら生きております。年をとれば働けなくなりますし、いつ病気になったり事故に遭うかはわかりません。たとえ自分に非がなくとも、突

然自立した生活が送れなくなるといった可能性は誰にでもあります。こうした自分一人では対応し切れないリスクに対して社会全体で支え合うのが社会保障制度の役割であります。同制度は全ての人に必要な安全網であり、だからこそ将来にわたって守り抜かなければなりません。

しかし、今、世界に例のないスピードで日本の少子・高齢化は進んでおります。年金給付や医療、介護のサービス提供費用などに充てる社会保障給付費は、2011年には108兆円となり、右肩上がりが続いております。

弥富市のほうでも、一部その社会給付費の部分で出していただいたデータがございますので御紹介をしたいと思います。先ほど言いました高齢化率が伸びておりますが、合併後の平成19年の高齢化率は18.18%、これが平成24年8月31日、直近の高齢化率は21.7%まで上がっております。また、在宅介護サービスの給付費の合計が、平成19年度では7億8,600万強が平成23年度では10億5,749万と上がっているということです。もう一つ、施設の介護サービス給付費ですけれども、こちらも平成19年度の合併後ですと5億7,254万3,000円、それが平成23年度には7億492万となっております。約1.3倍から1.4倍に伸びているということです。

これに対し、社会保障制度を支える社会保険料の収入は、近年横ばいで推移をしております。給付費との差額は、国と地方の税負担や借金で賄ってきております。これまで毎年10兆円もの借金で社会保障の穴を埋めてきたことも事実であります。高齢化の進展による給付費の伸びに保険料収入が追いつかないばかりか、その差は開くばかりで、社会保障に係る国の予算は、毎年約1兆円の自然増であります。厚生労働省では、2025年の社会保障給付費は150兆円を超えるとの見通しも示しております。一方、2010年に1億2,806万人だった日本の人口は、2060年には8,674万人にまで減少し、65歳以上が占める割合は、何と40%に迫るとの推計も出ております。

今後もさらなる少子・高齢化の進展が見込まれる中で、制度維持のために現役世代にこれ以上の負担を求めることも限界と言えます。また、20年間は低成長とデフレにあえいでおり、成長戦略が容易に見出せないのも事実であります。

こうした背景から、現在の社会保障制度を維持・充実させるためには、将来にわたって安定的な財源を確保しなければならないことは明白です。この問題は、どの党が政権を担っても避けて通ることのできない、日本にとって待ったなしの重要課題であります。

そして今、社会保障と税の一体改革で大型増税について選択するときを迎えております。しかし、国民は増税の是非を問われても判断に困るのかもしれない。財政赤字は放置できないが、単純に増税には賛成したくないという気持ちが根底にあります。言うまでもなく、増税は国民生活と直結していくからであります。この抜き差しならぬ状況を打開するために、

政治を担うもう一方の当事者である地方が声を上げる必要があります。国税は地方税より大きいのですが、地方交付税や国庫支出金を通じて再配分すると、実質的な配分は地方が多くなります。消費率を引き上げると、地方消費税や地方交付税もふえます。住民に身近なところで生活を守る市長は、長く続く地方財政の厳しさから、増税による地方財源の充実の必要性を強く感じておられるのではないのでしょうか。

そこで、社会保障と税の一体改革が大詰めの今、消費税増税と地方財政について、以下お伺いをしたいと思います。

財務省の資料によりますと、消費税率を段階的に10%まで引き上げた場合、この増税分は、全額社会保障のために使われます。2015年10月に消費税率を10%に引き上げると、消費税収は今より年間で13.5兆円の増収になります。1%につき、年間2.7兆円ふえる見込みです。この増収分は、現行の3分野、年金、医療、介護に加え、子育ての4分野の財源に充てられます。増税分5%のうち、1%分に当たる2.7兆円程度は、社会保障をさらに充実させるために使うとしております。残る4%分の10.8兆円は、今の社会保障の仕組みを安定させるために使われるそうです。

このうち、社会保障の充実では、待機児童の解消といった子供・子育て対策に0.7兆円、高額療養費の患者負担軽減など医療介護サービスの充実に1.6兆円弱を充当するそうです。年金額の少ない低所得の高齢者や障害者への福祉的給付措置や年金受給資格期間の短縮など、年金制度改善の財源として約0.6兆円確保するとしております。

一方、社会保障制度の安定化では、社会保障費の自然増分や安定財源が確保できない分に約7兆円を充て、将来世代の負担を少しでも軽減するとしております。

さらに、将来の年金給付に支障が出ないように、基礎年金の国庫負担2分の1の財源確保のために約2.9兆円、消費税引き上げに伴う物価上昇でふえる社会保障の支出に約0.8兆円を使うとしております。

質問でございます。消費増税修正法案では、消費税収について、年金、医療、介護並びに少子化に対処するとされております。その担い手である市長は、税と社会保障の一体改革についてどのような認識を持っておられるのか、お伺いをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 堀岡議員のほうにお答えを申し上げていきたいというふうに思っております。

先ほど来、御質問の中にもるお話がございましたように、税と社会保障一体改革に対するこの関係法案は、さまざまな紆余曲折のもと、8月10日、参議院本会議において3党合意という形の中で決定をされたわけでございます。法案として成立がされたわけでございます。その背景といたしましては、議員もお話のとおり、少子・高齢化のますますの進行、そして

社会経済の大きな変化というようなことが大きな背景としてあるだろうというふうに思っております。

今後予想されます医療費、あるいは介護等々の増加に対する持続可能な社会保障制度の構築、そしてその安定財源の確保というような形があるわけでございます。また、さまざまな形で議論されております年金制度改革、あるいは子育て支援の充実、若年層の雇用対策等々から成り、全ての世代を通じた安心・安全の社会をどのように築いていくかということが大きな考え方であろうというふうに思っております。

今回のこの税一体改革という形の中では、私はそれぞれの内容、制度について、もう少し議論を深めていく必要があったなあというふうに思っております。余りにも消費税増税ということがクローズアップされたおかげで、税金が上がる、税金が上がるという形の増税ということが国民のほうには映ってしまっている、そんな気がせんでもないわけでございます。問題は、内容の、いわゆる審議というふうに思っておるわけでございます。

今後、その辺の問題につきましては、いわゆる社会保障制度改革の国民会議というところで議論されるということになっておりますので、我々も注視していかなきゃならないというふうに思っております。しかし、消費税増税という形の中でのことが前面に立っている以上、この問題に対する国民の反発も大いにあるわけでございます。

御承知のように、現在の与党におきましては、そのマニフェストの中で、いわゆる行財政改革なくしてということがございました。行財政改革なくして消費税増税はあり得ない、あるいは大変厳しい経済情勢、この経済の再生なくしては消費税増税はあり得ないというふうにも言えるわけでございます。また、本来の、先ほども言っておりますけれども、社会保障制度そのものの充実、こういったことをしっかりと議論をしていかなきゃならないというふうにも思うわけでございます。

しかしながら、一方では、地方自治体という形に対して、我々は大きくこの社会保障、いわゆる医療、介護、福祉ということに対する給付負担が大きくなってきていることも現実でございます。国民健康保険、あるいは介護保険等々におきましてもしっかりでございます。議員の皆様にも、たびたび改正という形の中でお願いをしているわけでございます。

そうした財源という形の中の負担という形においては、私どもといたしましては、この財源を消費税に求めるということについては、やむを得ないというふうに思うわけでございます。しかしながら、一方では、先ほども言いましたように、行財政改革をさらに進めていただきたい、あるいは経済の再生のために、いわゆる経済政策をしっかりと立てていただきたい、こういうことを強く思うわけでございます。そのような形で今回の問題につきましては認識をしているところでございます。

議長（佐藤高君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 市長は、やむを得ないとおっしゃられました。私も同じ思いであります。それだけこの消費増税による社会保障の充実を図る財源をとるということの問題というのは、反対、賛成といった二元論の意見の闘わせでは解決をしない問題であると、そのように私個人でも思っております。

続いて質問させていただきます。消費増税によって地方消費税、地方交付税、先ほどもありましたけれども、法律によって増額がされることとなります。弥富市財政にどのような影響をもたらすのか、お伺いをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 消費税増税が、我が市、弥富市に対してどのように財政的な影響があるかという御質問でございます。

御承知のように、現在、消費税5%という形の中で地方に対する配分は、そのうちの1%ということになっております。そして今回の消費税の増税につきましては、段階的な増税という形が言われておるわけでございます。これは2年後の平成26年4月1日には8%、そのときには地方に対する配分としては1.7%が言われておるわけでございます。そして平成27年、最終的な10月の段階では10%に消費税を持っていくと、このときにおける地方消費税の配分は、2.2%になっております。

現在、平成23年度の、私どもとしては決算の内容でございますけれども、この現在の1%という形の中で消費税という形の中では、私どもとしては4億5,000万の地方消費税という形の中での税収があるわけでございます。そうした形の中で、先ほどの掛け率をやってまいりますと、1.7%になった場合には7.7億円になります。そして平成27年、最終的な10月の段階では、2.2%のときには9億8,000万という金額になるわけでございます。

そうした形の中で、一方で消費税があるわけでございますが、地方交付税は、現在、私ども平成23年度決算では税率としては1.18%の1.4億円をいただいているわけでございます。それと同じような形で平成26年4月の予測をしますと、地方交付税としては1.7億円、そして平成27年では1.8億円という形のことを見込んでおるわけでございます。

地方消費税につきましては、先ほども言いましたように、最終的には9億8,000万という形の中、そして現在の4億5,000万という、この差額からすると、消費税そのものにつきましては、5億3,000万ほどの増収になってくるかなあというふうに思っております。

しかしながら、地方交付税につきましては、そういうわけにはなかなかまいらんなあというふうに思っておるわけでございます。地方交付税の主な国税五税分、いわゆる消費税であるとか酒税であるとかたばこ税、あるいは法人税、消費税等の法定率分という形の中では11兆円しか実は国のほうでは確保できない。平成24年度、国のほうが地方に対して交付税という形の中の予算化されておるのが17兆4,500億でございます。その差額は非常に大きいわけ

でございます。そうした形の中で、これを一般会計における加算措置という形の中で、さまざまな財政調整基金等々でやりくりしているわけですが、そうした形からすると、いわゆる地方交付税というのは、なかなか計算どおりには増収という形になると思えないというふうに思っております。

また、ほかの理由といたしましても、個人市民税、あるいは法人市民税における問題につきましては、景気の動向で大きく左右してくるだろうというふうにも思っているところでございます。そうした形の中において増税の前と後では基本的な数字の違いが出てくるだろうというふうに思っておりますので、これも非常に不安定要素であるというふうに言えると思います。

また、私ども地方交付税というのは、御承知のように基準財政収入額と需要額との差額が地方交付税という形の中で回ってくるわけですが、増税すれば、当然増収というのは上がってまいります。そうした形の中には75%繰り入れされるわけですが、その繰り入れされた問題と、いわゆる基準財政需要額につきましては、そう簡単には上がりません。何をやってもいいというわけではございませんので、さまざまな問題の中でさまざまな、人口の問題だとか、面積の問題だとか、そういったような状況の中でこの需要額というものは決まっておりますので、需要額が上がらない以上はその差というのは大きくなりませんので、これはなかなかそういった意味においても難しいだろうというふうに思っているわけですが、

しかし、今回、私どもといたしましては、この消費税の増税に対しては、社会保障の安定財源という形で言われておるわけですが、さまざまな制度に対する国の役割、この辺をしっかりと国が負担をしていただければ、我々地方としてはその負担を抑えていくということが出来ますので、これは大変ありがたいなあとというふうに思っております。そういった形の中における地方財政の負担の軽減化が図られるというふうには理解しているところでございます。

いずれにいたしましても、まだまだこれからの問題でございます。まだこの税率等が変更になった場合には、また大きな変化が出てくるだろうというふうに思っておりますので、今のところは、そう簡単には地方の財政が大きく変わるということは、まだ考えられないというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。

実際、今のままの景気動向で入ってくる増収がそのまま、そのパーセントで移行されるかということも問題とされておりますが、実際に弥富市財政のほうでも市長が事あるごとに厳しいという話をされていて、何が厳しいのか、社会保障費の増大であると。そこに今回の

消費税増税分が地方にもおりてくるわけですが、それがそのまま、今の景気の動向に左右されてしまう部分も多分にあるわけでありまして、上がった分、その所得が落ちてしまおうとか、その景気がまた下がってしまうということになりますと、入ってきて、そのサービスを受ける方が今度ふえてしまうかもしれない、そういういろんな心配も実はあるのではないかと思います。

まだ、これから本当に消費税が上がっても、生活が、よしやっっていこうと、国一体で社会保障を支えていこうというような雰囲気にならないと、本当にこの消費税を上げるという意味で社会保障がある程度充実するというか、守られるという結果にはつながっていかないんじゃないかなと思います。

続いて、質問を続けてまいります。

消費税の歴史を振り返りますと、消費税は1989年に導入され、8年後の1997年に3%から5%に引き上げられました。2014年4月は、17年ぶりの引き上げということになります。この間、日本経済は逆風にさらされ続けてきました。デフレ経済に覆われ、金融機関の相次ぐ経営破綻、超円高もあって、自動車、電機メーカーといった基幹産業の国際競争力の低下が進みました。情報通信分野では技術革新で優位に立っても、国内産業の構造転換に十分に生かし切れずに、日本経済は地盤沈下が続いております。厳しい経済状況下で進展する少子・高齢化社会、社会保障関係費は膨らみ続けております。その結果、国と地方合わせた累積債務は、1,000兆円規模にも膨張し、GDP（国内総生産）の200%という水準に達してしまいました。

今回の消費税法案の実施には、大きく3つの条件が課せられております。第1に社会保障制度の具体案を示す、第2に景気回復の実現、第3に消費税の使い道を社会保障に限定となっております。特に景気回復の実現は、名目3%、実質2%の経済成長との努力目標からかけ離れた場合、時の政権は増税ができません。

本来、消費増税の前にやらなければならないのは、先ほど市長のお話にもありましたが、税制の抜本改革、経済復興のためのさまざまな施策、成長戦略の実施をすることでありまして。景気回復の具体的な方策の1つとして、法律の附則第18条修正第2項に事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分すると明記されております。

社会資本の老朽化に備え、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震の懸念から切迫性が高まっている現在の環境は、特定の業界や効果の薄いものの施策に実施をする、かつての公共事業とは状況が違い、災害から国民の命を守る防災、減災のための公共投資の必要性、それも地域のニーズに応じて無駄のない公共事業の必要性が高まっております。

8月29日、前日もさまざまな議員の方々から御指摘がございましたが、内閣府の有識者会議が示した南海トラフを震源域とするマグニチュード9.1の巨大地震の被害想定は、東日本

大震災の17倍の死者、32万3,000人とされております。最悪のケースを直視して、中・長期対策を見据えながら、まずは津波避難ビルの指定や耐震化の推進、家具の固定化など、すぐにできる対策を積み上げることから始めるべきであります。それを促すような有識者会議の減災への試算も公表しております。

例えば、全国で現在8割弱という住宅の耐震化率を100%にまで高めれば、倒壊死者数を8割以上減らすことができます。また、家具の固定化率を100%にすれば7割減となります。津波被害についても同様です。避難を迅速化して、地震発生から10分後に全員が避難を開始できるようになれば、津波による死者は6割減になります。これに避難ビルの有効活用が合わされば、さらに4割減となるといいます。

こうして減災対策が万全に機能した場合、最悪32万3,000人の死者数を8割減の6万1,000人まで減らすことができますのであります。減災の取り組みがいかに大切か、改めて感じさせられます。地方自治体は、防災計画を策定し、地域の実情に合った対策の立案を急がなければなりません。また、先ほども申し上げました老朽インフラの修繕、耐震化など、中・長期的に進める対策には多額の資金も必要になってまいります。

そこで質問ですが、財政再建と社会保障の充実という消費税法案の審議の中で、増税を当て込み、事前防災及び減災等を目的に公共事業が復活しようとしている動きについて市長の認識をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 堀岡議員の御質問にお答え申し上げます。

財政再建、社会保障の充実というような名前をかりて公共事業が復活するのではないかとということでございます。これは前にもお話をさせていただいたように、今回の税改革の一番の大きな目的は、社会保障の安定財源の確保ということがうたっております。また、財政の健全化を同時に達成していこうという形の中で1,000兆円にも及ぶ、いわゆる国の借金をいかに軽減していくかということが大きな観点であろうというふうに思っております。

そうした形の中で、国民のほうから増税という形の中で求めるわけでございますので、いわゆるそういったような新規の国債の圧縮であるとか、あるいは国債発行を減らしていくということが目的であります。そういうような状況の中で、公共事業をやたら復活していくということに対しては、許されるべき問題ではないだろうというふうに思うわけでございます。その辺のところはしっかりと押さえていかないと、この関連法案というものについてはおかしくなってしまうというふうに思うところでございます。

しかし、いわゆる防災、減災という立場におきましては、昨年12月、あるいはことしの1月等々におきまして、国のほうから3次補正、4次補正という形で非常に大きなお金が補正として組まれておるわけでございます。これは、やはり復旧、復興という形の中での限られ

た1つの目的で示されたものでありますので、これはしっかりとやっていかなきゃならないというふうに思っております。

復旧、復興がおくれておるといことが言われております。この場をかりまして、私どもの職員もこの10月からこの年度内、3月まで、いわゆる技術者を派遣してほしいということで職員のほうが参ります。そういった形の中で、復旧、復興に対するいち早い、それぞれの地域における社会資本の充実というものは、これは急ぐべきだろうというふうに思います。

先ほども言いましたように、一部のエコノミストが税収を確保するためという大義名分をつくりながら、公共事業の復活ということにつきましては、慎重にやらざるを得ないというふうに思っております。まずは、いわゆる財政の健全化をどう図るかということが国民の周知だと思えます。そうでないと、消費税増税はあり得ない、国民が納得できないというふうに思うところでございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 全くそのとおりであります。その防災、減災に対する取り組みというのは公共事業として必要なものだ、それはあるんですけども、その財源を今一部のマスコミであるとか、市長がおっしゃった一部のエコノミストは、当て込んだその税金で、増税した分で公共事業に使うんだというふうな捉まえ方をされている方がいらっしゃいます。先ほども言いましたけれども、社会保障の安定化ということを目的にした消費増税でありますので、その増税した分は社会保障に限定して使われるべきというのは、全く市長と同じ思いであります。誰も消費税を好んで、上げなしようがないなという人はいても、上げてうれしいという人はいらっしゃらないわけで、僕も個人的には、はっきり言って嫌です。嫌だけれども、先ほど市長がおっしゃった、やむを得ないという部分があるのであります。だけれども、同時に、そういうタイミングで8月29日ですか、南海トラフの想定ということがありました。社会保障というのは人のそういうところを守るものでありますけれども、その防災、減災と同時に、財産・命を守らなきゃならない事業が同時に重なっているのであって、これ以上赤字国債というのをふやすわけにはいきませんが、必要な取り組みというのは、やっぱり国主導でやっていただかないと、地方では到底賄い切れない。

この弥富市でも、小・中学校の耐震化は既に済んでおります。我々も事あるごとに防災の話になりますと、避難所をつくってくれと。今回の一般質問でもいろいろございますが、その前に、弥富市の今度新しくできる日の出小学校、また弥富中学校は新設ですので大丈夫ですけれども、そのほかの避難所となっている公共施設の耐震化はいいんですけども、老朽化というのがかなり迫ってきているということ、まず知らなければなりませんし、前回、9月でしたかの質問で財政課のほうにお聞きしたら、アセットマネジメントを取り入れて、なるだけこの経費を少なくして長寿命化を図っていく、そういうことも大事ですし、いかに

防災、減災というものにつなげていくか、これが一番大事なことであって、また先ほど伊藤正信議員の質問でもありました地域をつなげる、この防災という取り組み一つが経済の活性化とともに地域のきずなを深めていく、一つ景気回復の本当に教訓とするならば、景気回復のチャンスと捉えて、前向きにさまざまな事業に取り組んでいく必要が地方には僕はあるんじゃないかなと思います。

今後、まだまだ細かいことがこれから決まっていくんですけども、今の国政を見ていると、本当に何といいますか、党利党略といいますか、私、政党の人間でそういうことを言うのもなんですけれども、本当にいいかげんにしてもらいたい、そういうふうな思いであります。

ただ、地元でこういう減災に対する取り組みに関しては、景気に関しても、地域とのつながりというものが一番基本になってくるものだと思いますし、それに応じて公共事業の必要性ということも誤解のないように、地域として取り組んでいけるように進めていただきたいと思います。

今回、ちょっと抽象的な質問になってしまったんですけども、消費税といいますと、国が勝手に決めているものだというようなものがありますが、決してそうではなくて、我々弥富市に住む一人一人にかかわってくる問題ですし、行政にしてみれば、増税したんだから、もうちょっと税金を上手に使ってくれよというような思いが、また市民のほうからも来るんじゃないか、そういうふうに思います。ぜひとも、この社会保障、せつかくそのために市民に血税をお願いするわけでございますので、どうか今後も市として社会保障の充実に向けて、また無駄を削減して、今回の政策にかなった施策を弥富市として施行していただくことを切にお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は2時とします。

~~~~~

午後1時49分 休憩

午後2時00分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に横井昌明議員、お願いします。

9番（横井昌明君） 9番 横井昌明です。よろしくお願いします。

私は、大きく分けて3件の質問をさせていただきます。

第1件目は、空き家対策ということでございます。これは、きのう大原議員からも質問が出ましたけれども、重複しないように進めさせていただきたいと思います。

少子・高齢化が進む中、管理の行き届かない空き家が増加しております。私の住んでいる

旧西中地、これは農家側でございますけれども、17軒のうち2戸が空き家になっております。総務省が2008年に出した住宅土地統計調査によると、全国総数5,759万戸のうち、空き家は13.1%を占め、前回の調査よりも0.9%増加したということでございます。また、65歳以上の高齢単身世帯も前回調査から22.4%増加し、414万世帯で、過去最高であったということでございます。

全国の住宅総数は、住んでいる住宅、住人がいる住宅は4,961万戸で、昼間に一時利用されている住宅などを除く757万戸が空き家であったということでございます。総務省はその理由としまして、都市部への人口流出や独居老人が施設に入るなどし、空き家になるケースが多いと、そう説明しております。

さて、弥富市の現状は、20年3月に一般質問で空き家対策について質問されております。そのときの答弁で、対象と思われる空き家は47件あるが、修理や撤去は、私有財産であり、行政介入には限度があるため、所有者に対し、安全かつ適正に管理してもらうようにということ呼びかけるといふ答弁でございました。それ以降の指導はどうかされておりますか。そして、是正された件数はありましたか。また、あれから3年近くたっていますが、現在、何戸になっておりますか。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（佐藤高君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

昨日の答弁と一部重複するかも知れませんが、全体47件のうち、9件に対しまして適切な管理のお願いをさせていただきました。

今回、御質問があるということで再確認いたしましたところ、うち2件につきましては、更地になっているか、またはアパートが建っているといった形で是正されております。あと7件につきましては、是正されていないというのが現状でございます。

議長（佐藤高君） 横井議員。

9番（横井昌明君） ありがとうございます。

放置されたままの空き家は、管理不全の状態になると、瓦や外壁の落下または建物自体の倒壊により、近隣者及び通行人への危害を与えます。市民の安全と安心にかかわる防災、これは火災の危険でございます、防犯、青少年犯罪等の発生の可能性でございます、といった保安上の問題、景観上の問題、におい、騒音、シロアリ等、衛生にかかわる問題が発生し、生活へ悪影響を与える大きな問題となっております。

放置空き家の問題の原因は、所有者に起因するものとしましては、所有者の所在が不明、相続問題が発生し、相続人が不確定、管理不全な状態にあるにもかかわらず、放置空き家としての認識がないということです。地方自治体からは、法的な根拠がないため、市からの命令措置が行えない、このような理由から市民の生活環境に及ぼすおそれのある空き家が放置

され、管理不全の状態になっております。安全で安心な地域づくりに寄与するためにも、危険空き家等、適正管理に関する条例を制定する必要があると思います。条例を制定し、その条例に基づいて行政による指導、勧告、命令、公表等を可能にし、地域住民が安全で安心の地域づくりを実施すべきであると考えますが、どうでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（佐藤高君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 御指摘のとおり、空き家等の管理条例を制定している自治体もふえているのが現状でございます。

内容といたしましては、調査、指導、あと勧告、続いて命令、そして所有者の公表、場合によっては代執行という形になっております。その一部または全部を規定しているというのが条例の内容になっておるようでございます。また、一部では過料を科している自治体もございます。

議員も御指摘のとおり、空き家等の管理条例の対象建物といたしましては、倒壊のおそれがあること、自然現象により建物が飛散するおそれがあること、廃棄物の不法投棄場所になっていること、病虫害または悪臭の発生場所になっていること、野犬等のすみ家になっていること、また火災予防上危険な建物の場合などとなっております。そういった厳しい要件になっております。

平成21年に市の顧問弁護士にも相談いたしましたけれども、行政としては、その段階におきましては効果的な対応ができないということで、建築基準法についても代執行の実績がないというようなことございました。

今後、再度調査するというのは、まず最初にさせていただきたいと思っております。それによって空き家の適切な管理をお願いしていきたいと考えておりますけれども、先進自治体の例を研究いたしまして、その結果として条例を制定する場合につきましては、先ほど言いました、どこまでの条例を作成するかといったこともございます。また、代執行まで考える場合につきましても、他に被害が及ぶおそれがあるとか、相続等によって管理人がいらないなど特別な場合に限るということを考えております。

いずれにいたしましても、今後、検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（佐藤高君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 参考に、中日新聞の8月26日のサンデー版に「ふえ続ける空き家」ということで、これは本当にこのまちだけの話じゃなくて全国的な話でございますので、ぜひともやっていただきたい。検討するというじゃなくて、ぜひとも、皆さん困っておみえになるのでやってほしいと思います。

また、私も二、三の条例を持っていますが、こういう条例を制定しているところも研究していただいて、空き家対策を進めていただきたいと思う次第でございます。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 危険家屋、空き家という形につきましては、平成20年のときに佐藤議員のほうから御質問をいただきまして、我々もその後、検討をさせていただきましたけれども、弁護士等にも、先ほど所管のほうから答弁させていただきましたけれども、個人の財産という形の中で大変厳しい問題もあるということでございます。

住宅用地を空き家をした場合には、今度は雑種地という形の中で固定資産税のほうも非常に大きくかかってくる、あるいはまた個人としては家屋を壊すだけでも大変多額なお金がかかるというような状況でございます。

先進市町、東京都の足立区のほうでは、補助事業という形の中でお考えになってやってみるところもあるわけでございますけれども、いずれにしても、それは条例を定めながらも補助事業という形でございます。

私どもといたしましては、今回、この件につきまして幹部会を開いたところ、やはり本当に相続権のない人、あるいは管理をする人がないような状態のところ、これについては、一度きちっと今現在の空き家について再調査をしながら、このところについてはもうどうしようもないよというようなところを定めていきたい。そして定めた結果といたしまして、また議員のほうにもお諮りをしながら、条例ということではなくて、その場に限りお話をさせていただきながら、その善後策を講じていくということをまずやっていきたいというふうに思っております。

条例で定めた場合においては、あるべき論という形になってしまいますので、大変難しい課題も出てきます。今の現状の調査を再徹底して、そしてその順位化をはっきりとつけていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） ありがとうございます。空き家対策ということで一步前進したということでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

続きまして、再生可能エネルギーについてお尋ねしたいと思います。

これもきょうの朝でございますけれども、鈴木みどり議員がやられましたので、重複しないようにやりたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

東京電力の福島原子力発電所が事故を起こし、放射能漏れの事故が起きてから1年5カ月たちました。事故後、日本の原子力発電所が全基停止、点検に入りました。電力会社は、夏場の電力需要が厳しく、暑い夏場は乗り切れないということで、市民や企業に大きな節電目

標を掲げ、節電するか原発を再稼働するかという大きな課題を投げかけました。先々月、政府は、遂に関西電力の大飯原子力発電所の稼働を認めました。

そこで、市長さんにお尋ねしたいと思います。きのうも共産党の議員の方から御質問がありましたけれども、再度お願いしたいと思います。

市長は、今後も原子力発電を稼働すべきだと思いですか、それとも原子力発電所に反対ですか。イエスかノーというよりも、今後、将来的に原子力発電をどのようにすべきだと思いですか。よろしく、お尋ねします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 横井議員に御答弁申し上げます。

この問題につきましては、再三今までほかの議員のところについても自分自身の考え方を述べさせていただいておるところでございます。また、国民的な運動であるとか、あるいは国のほうでもいろいろと広く国民から意見を聞くということをしているわけでございます。

今、そういうような状況の中で、私は、すぐにはできません。それは原子力もエネルギー構成比としては25%強あるわけでございますので、これは生活であるとか、経済社会そのものが混乱をしてしまうというような状況でございます。しかし、国の施策の中ではっきりとその方向を定めて、やっぱり長期的には脱原発、原発ゼロの社会というのが望ましいというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） ありがとうございます。

日本の原子力発電は、現在、55基、4,958万キロワットあり、日本総発電量の約23%を原子力発電で賄っております。

皆さん、再生可能エネルギーということをお知りでしょうか、失礼な言い方で申しわけございません。再生可能エネルギーとは、皆さんが家庭の屋根に上がっている太陽光及び風力発電されたものです。再生可能エネルギーは、国が固定価格で買い取る制度が7月1日から開始されました。開始されてから、現在、1カ月間で総出力は56万キロワットであり、政府が年間目標である250万キロワットの約2割、1カ月で2割に達しております。そのうち、太陽光は44万キロワットで出力の78%で、残りは風力発電になりました。申請件数につきましては、99%が太陽光発電が占めていたということでございます。

参考に申しますと、太陽光の買い取り価格は1キロワット当たり42円で、一度決まると20年間変わらないということでございます。日経新聞によりますと、太陽光で数百キロワットの発電施設であれば工事期間も短くて済み、各地で遊休地や会社の屋根に設置したという事例が多く載っております。

また、8月14日の中日新聞に「発電中学校は宝の山」という記事が載っております。そ

れによりますと、長野県の須坂市の市立中学校の体育館や屋根に440枚のパネルを並べ、年間15万3,600キロワットを発電するというものでございます。それは一般家庭の40世帯分の電力を賄う量であるということで、その電力につきましては、中部電力に売電する予定であるということでございます。設備費は約4,000万、売電収入からいきますと、大体7年から8年で設備費は償却できるそうです。

私は、次のことが大事だと思いました。というのは、この中学校は災害時に避難所となり、中学校の体育館の一角に非常用電源装置を2台置き、停電時に照明や通信機器の電源として利用するという予定であるそうです。災害時には停電になりますので、この電力を利用することができ、非常に大きなメリットがあるということでございました。

ここで、お尋ねしたいと思います。我が弥富市の避難所に指定されている学校、保育所の施設には、非常用の発電機器は備わっておるのでしょうか。この発電機器は、災害時には停電になることが予想されますが、避難所の非常用電源に使用することができるか、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（佐藤高清君） 山田教育部長。

教育部長（山田英夫君） それでは、まず学校の関係につきまして、小型発電機の配備状況についてお答えさせていただきたいと思いますが、この質問がありまして学校のほうへ調査をいたしましたら、弥生小と弥富北中学校がちょっと未配備になっておりましたので、早急に配備していきたいというふうに考えております。他の学校につきましては、配備が済んでおります。よろしくお願ひいたします。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 保育所についてお答えいたします。現在、保育所の中で避難施設に指定されておりますところは、全て非常用発電機を備えております。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） どうもありがとうございました。

では、次の質問に移らせていただきます。

避難所での機械器具の使用がわからず、混乱することが想定されます。昼間であれば先生方がお見えになるが、夜となると現場がさっぱりわからなくなります。どこに何があるかわからないので、避難所への避難訓練を行ってほしい。また、地域の人々に器具の説明、使用方法等を知っていただく必要があると思いますので、ぜひとも避難施設への避難訓練を一回実施していただいたらどうでしょうか。よろしくお願ひします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 避難所等に設置してあります機械器具等の周知というのは、これは必要なことだと思っております。今、避難訓練というお話をいただきましたけれども、

どのレベルでの訓練を行うかというのは一つあるかと思いますが、地域等で避難訓練などを行われる場合ですが、要請があった場合につきましては、防災安全課のほうで対応させていただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 地域云々という話がございましたけれども、行政サイドで一回こういうふうには避難訓練をやるということ呼びかけていただいて、皆さんが集まっていたできるようにしていただくことはできないでしょうか。地域でやれということだけれども、なかなか難しいことが出てくるかわからんですけれども、行政サイドで一回、ここが避難所だ、集まって、皆さん一回避難訓練をやりましょうということ呼びかけていただくということはできないでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私どもは、先週と、そして今週、それぞれの学区の中において防災訓練をしていただくわけですが、そういった訓練の状況の中において、その項目、いわゆる避難所におけるそれぞれの設備の機器の使用方法について、そういう項目をつけ加えたらどうでしょうか。そうした形において一緒になってやっていけるのではないかなあというふうに思っておりますので、ぜひ防災安全課のほうで地域の皆さんと検討させていただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） ありがとうございます。ぜひとも避難訓練をやっていただいて、地域の方に避難所というのをわかっていただきたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、3点目でございますけれども、財政的な問題があると思っておりますが、原発依存を少なくするためにも、学校、弥富市の普通財産の遊休地で太陽光発電を行って、再生可能エネルギーによる電力確保をする必要があると思っております。日本の小・中学校に太陽光発電を行えば、原子力発電の一部を賄えるのではないかと私は思います。また、避難所の非常用電源にも利用することができます。住宅用太陽光発電については、23年度決算で880万円が補助されております。弥富市でもその原発の代替エネルギーのためにも、その一歩を踏み出すべきであると思っております。市長より新しい公共施設については太陽光発電を設置する計画はお聞きしておりますが、新築の現場だけではなく、避難所がある体育館、学校等に設置を考えるべきであると思っておりますが、市長さん、どうでしょうか。よろしくお願ひします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） それぞれの公共の施設に対して、あるいは避難場所について自家発電的な形の中における太陽光発電の設置ということは、やはり望ましい形であろうというふう

に思っております。

しかしながら、今現在、建設中のものというところを最優先していきたいというふうに思っております。他の公共施設における太陽光発電の装置につきましては、検討課題とさせていただきます。

議長（佐藤高君） 横井議員。

9番（横井昌明君） どうもありがとうございました。

私は、将来のためにも原子力発電からほかのエネルギーに移行するよう、少しでも我々が頑張るべきであると思います。ぜひとも太陽光発電について、公共施設でもやっていただくようお願いしたいと思います。

続きまして、3点目でございます。学校の統廃合についてお願いしたいと思います。

来年、新たに日の出小学校が開校します。昨日、学校の生徒数を表にして出されましたが、我々としては字が小さくて非常に見えにくくありましたので、再度お願いしたいと思います。

弥富の各小・中学校の5年後の生徒数を教えてください。行政が把握している年代ごとの住民統計から各小学校の生徒数は推定できると思います。よろしくお願いしたいと思います。

議長（佐藤高君） 山田教育部長。

教育部長（山田英夫君） それでは、各小・中学校の現在の児童・生徒数と5年後のそれぞれの児童・生徒数ということでございますが、昨日も教育長のほうからパネルを提示させていただきましたが、ちょっと字が小さいものですから見えにくかったということでございますので、言葉で発表させていただきたいと思います。

5年後の人数ということでございますが、これは住民基本台帳、それから外国人登録人口の台帳の人数となりますので、転入とか転出、そういった未確定の数字はまず含んでおりませんということと、それから外国人の方で就学していない児童や生徒の方や、それから私立の小・中学校に行ってみえる方、それから養護学校等に通学してみえる児童・生徒さんも見えますので、実際には今からお答えする5年後の数字につきましては、お答えする数字よりも若干人数が少なくなるのではないかとこのように推察しております。

それでは、まず最初に、小学校の児童数についてお答えいたします。

弥生小学校がこの平成24年5月1日でございますが627名で、5年後には618名ということで9名の減少になります。

それから、現在、桜小学校が985名でございますが、来年度、平成25年度には分離されまして、その残った桜小学校が398名になります。その5年後平成29年度でございますが、481名ということで83名の増加になります。

それから、（仮称）第2桜小学校、25年度に開校されるわけですが、当初につきましては587名で、5年後には637名ということで50名の増になります。

それから大藤小学校が174名で、5年後には155名で19名の減。

栄南小学校が130名で、5年後には124名で6名の減。

白鳥小学校が324名で、5年後には273名で51名の減。

十四山東部小学校が164名で、5年後には156名で8名の減。

十四山西部小学校が139名で、5年後には124名で15名の減となります。

結論から言いますと、桜小と（仮称）第2桜小学校は増加となりまして、それ以外の小学校は減少ということになります。

小学校全体では、今、2,543名でございますが、5年後には2,568名で25名の増となるということでございます。

続きまして、中学校の生徒数でございますが、弥富中学校が632名で、5年後には641名で9名の増。

弥富北中学校が502名で、5年後には474名で28名の減。

十四山中学校が178名で、5年後には168名で10名の減となります。

弥富中学校が増加となり、弥富北中学校と十四山中学校は減少となるということで、中学校全体では1,312名、5年後には1,283名で29名の減となります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） ありがとうございます。

学校の適正規模は、国の基準では12学級から18学級となっております。きのうの一般質問で佐藤博議員がしっかり質問されましたので、私は要望をさせていただきます。

学校の小規模校や大規模校の弊害は、教育委員会もよく御存じであると思います。難しいと思いますが、子供たちのために将来計画を立て、少しでも早くこれらの学校が適正規模で教育を行うことができるよう要望いたします。

終わります。どうもありがとうございました。要望ですので結構です。

議長（佐藤高清君） 次に山口敏子議員、お願いします。

12番（山口敏子君） 12番 山口敏子です。

通告に従いまして、きょう最後の質問をさせていただきます。

1点、市営火葬場、潮見台について質問させていただきます。

私ごとになりますが、この半年間で身内3人ほど送りました。もちろん、当市ではございません。人口39万人の豊中市ではおじを、220万人の名古屋市ではいとこを、140万人の川崎市は兄でした。この3市で経験しました。3市とも当市とは規模は違いますが、大切な人を送るということは一緒のことでございます。

初めに豊中市は、子どもには考えられない場所にこの市営火葬場がつくられておりました。当時は豊中市の外れだったかもしれませんが、現在は住宅地の真ん中で、マンションが林立

する、その中に火葬場がございました。地区の方は大変苦労されているなと思いました。これは現在の住宅事情の縮図のようでした。

それから、現在、名古屋市は八事斎場で、この斎場もつくられた当時は八事の山の中、私たち子供のときにはそう思っていました。現在、八事は高級住宅街になり、大学がたくさんでき、今ではマンションの間を縫ってその斎場に行く、大変な地域でございます。

私は、この中で一番見本にしたくないところは名古屋市だと思いました。あの220万人の都市でありながら、こういう施設が市内では1カ所しかございません。もうあと1カ所は、何かできるようなことにはなっておりますけど、現在はまだ1カ所、施設がないという現実ですから仕方がないかもしれません。この弥富市からも一番近いので、市民の皆さんも知人とか家族の中で経験された方もお見えと思います。名古屋市には、たくさんすてきな葬儀会館がございます。通夜も告別式もその葬儀会館で厳粛に、それは丁寧なお別れの式が行われ、でも、一番最後の八事でのお別れのときはどうでしょうか。職員の方も、きちんとした服装の方もお見えですが、私の目には作業服でマスクをし、まるで清掃道具を持った方が目立って、何か不謹慎な言葉でございますが、工場か作業所のような感じがしたのは私だけだったでしょうか。何の尊厳も感じられず、ただ慌ただしさの中で流されていったという感じがいっぱいございました。

私が一番印象に深かったところは、兄を送りました川崎市でした。140万の都市ですから、現在、ここには2カ所の斎場があるということを知りました。私の兄は緑の豊かな高台にあるところの斎場がございました。葬儀会館で告別式を終え、市葬祭場に向かいました。建物は重厚な石づくりで、中は大理石風の床で、とても落ちついていてゆったりとした、炉の間隔も広くとってありました。このホールに入った瞬間に冷房が効いていました。そしてゆったりとした時間が流れました。職員の方々もきちんとした服装で対応していただきました。その中で最期のお別れも厳粛に終え、家族の一人として、ああ、ここで送れたと安心しました。心からここでよかったと思いました。

我が弥富市の潮見台火葬場は、つくられた当時とは現在の環境は大きく変わりました。当初は弥富市の中でも一番南の端で、その先は伊勢湾のため、潮見台と名がつけられたと思います。その後、木曽岬干拓ができたくらいでした。でも、現在は、鍋田ふ頭ができ、周りには伊勢湾岸の高速道路ができ、倉庫群が建ち、有名企業も建ちました。八穂クリンセンターもでき、現在はその道路の工事中で、潮見台近くまでその工事が進んでおります。

潮見台は、年間を通して休みのない業務です。近年の夏は、酷暑と言われるくらい大変暑い日が続いております。この最期のお別れの場所、収骨だとか、そういう儀式が行われます。暑いからといっても、窓、扉などはあけるわけにはいきません。道路の高いところからは、この部屋が見えることもありそうです。御遺族、御家族のことを思いますと、ここに空

調設備を調べてはどうでしょうか。御答弁をお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

環境課長（鈴木浩二君） 山口議員にお答えいたします。

現在の火葬場は、昭和50年4月から稼働し、現在に至るわけですが、運転開始時は、火葬棟、管理棟の待合室にも空調設備がありませんでした。時代の流れで、夏はクーラー、冬はガスストーブを待合室に設置し、長い間経過してきましたが、一昨年とことしてエアコンに改修いたしました。

議員御指摘の最期のお別れの場所にも空調設備をとということですが、昨今、非常に暑い日が続き、熱中症になりやすくなっております。特に斎場内はガラス張りとなっており、日当たりもよいため高温になりやすく、冬は非常に寒い環境となっております。

今後、空調設備を設置していく方向で考えてまいりますが、関連する工事も発生するため検討させていただきます。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） いいお返事をいただきまして、ありがとうございます。やっぱり一度しかないところでございますけれども、いい環境でお送りできたらと思っております。

当市もこの仕事を平成23年度より業務委託がされ、1年が過ぎました。待合室も1棟増築されました。以前は20名以内にと、かなり厳しい人数の制限があったようですが、今はどのようなようになっておりますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

環境課長（鈴木浩二君） 一応30名以内となっておりますけれども、バスの関係で35名くらいまでは……。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） ありがとうございます。ちょっと前までは20名以内にしてくださいとか、かなり厳しくあったんですけれども、この待合室が1棟できたために、ゆったりとお茶と、それからお弁当を使って待っていらっしゃる御遺族、御家族が見えるということをお聞きしました。本当にそれはうれしいことでございます。

それから、業務委託後、職員の方はとても丁寧で、優しく、服装もきちんと整えられ、厳粛に行われているとお聞きしております。

それから、家族の一員として一緒に暮らしてきたペットの動物たちも、以前は炉の奥の隅っこに、段ボール箱に入れて、そこに置いておいてちょうだい、そのようなくらいで、そういうような処理をされたということで、私も何頭かの犬を持っていったことがございます。それが現在、業務委託された職員さんが、あいていた小さなお部屋の片隅にペット専用の小さな祭壇がつくられ、犬・猫の小さな動物の置き場として整えられておりました。このこと

を見ましても、職員の方の心配りが見られております。この点からも業務委託のよいところが出ていないかなと思えてなりませんでした。

誰でも一度はお世話になる、避けては通れない大切な施設です。待合室棟から庭、入り口の緑地帯、それもとてもきれいに整えられています。我が弥富市の斎場、潮見台霊園も緑豊かな美しい環境の中で、より整備された市営火葬場にますます運営されることを希望しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

~~~~~

午後2時45分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 佐藤 博

同 議員 武田 正 樹



平成24年 9月11日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (18名)

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

17番	伊藤正信	18番	大原功
-----	------	-----	-----

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (33名)

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開発部長	石川敏彦
教育部長	山田英夫	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 財政課長	佐藤勝義	民生部次長兼 健康推進課長	服部誠
民生部次長兼 介護高齢課長	佐野隆	開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳
開発部次長兼 土木課長	三輪真士	会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦
教育部次長兼 学校教育課長	服部忠昭	監査委員 局長	松川保博
秘書企画課長	山口精宏	防災安全課長	伊藤久幸
税務課長	伊藤好彦	収納課長	山守修
市民課長兼 鍋田支所長	加藤恵美子	十四山支所長	平野進
保険年金課長	平野宗治	環境課長	鈴木浩二

福祉課長	前野幸代	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
都市計画課長	竹川彰	下水道課長	橋村正則
生涯学習課長	八木春美	十四山スポーツ センター館長	花井明弘
図書館長	奥田和彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第39号 弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第40号 弥富市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第4 議案第41号 市道の廃止について
- 日程第5 議案第42号 市道の認定について
- 日程第6 議案第43号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第44号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第45号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第46号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 認定第1号 平成23年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第2号 平成23年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第3号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第4号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第5号 平成23年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第6号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第7号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、伊藤正信議員と大原功議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第39号 弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第40号 弥富市立学校設置条例の一部改正について

日程第4 議案第41号 市道の廃止について

日程第5 議案第42号 市道の認定について

日程第6 議案第43号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第44号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第45号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第46号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 認定第1号 平成23年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第2号 平成23年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第3号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第4号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第5号 平成23年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第6号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第7号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第39号から日程第16、認定第7号まで、以上15件を一括議題とします。

本案15件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず三宮十五郎議員、お願いをいたします。

5番（三宮十五郎君） おはようございます。

それでは、通告に従いまして、私はきょうの質問では一般会計決算認定及び国民健康保険特別会計決算認定、介護保険特別会計決算認定に関連いたしまして、市長や、細部にわたりましては担当部課長からお答えいただくことになると思いますが、質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、23年度から滞納処分の停止について一定の物差しを設けて行うということがされることになりましたが、これはもともと健康で文化的な最低生活の保障だとか、税を初め行政が一定の基準を決めて国民や市民に負担を求めるときには、やはり健康で文化的な最低生活を維持することができる範囲で減額や免除していく。とりわけ、市町村長の責任で行うということが決められておりましたが、従来、もともと国税徴収法や地方税法等によりまして、例えば給与や年金等の場合につきましては、本人について社会保険料や税を払った残りが10万円以下になった場合には、扶養親族がいる場合には、1人について4万5,000円については強制的に取ることができない、差し押さえなどすることができないということが定められておりました。

さらに、それを上回る一定の収入がある人には割り増し制度も設けられておまして、単純に10万円を超えた分は取っていいというような、そういう仕組みでもないことも、既に私もこの場でも議論させていただきましたが、ただ、実際の状況としては、そうした賦課をすること、あるいはその徴収をすることによって生活保護を受けなければならないような状態になるような、その徴収をしてはならないということは考え方の土台になっておりますので、一律に金額だけではなくて諸条件も考慮するということがございまして、弥富市におきましては、生活保護基準の1.1倍という物差しを設けて、23年度から実施に入ったわけですが、こういった制度になれていないこともありまして、生活保護基準のその認定をする最初のときの基準の1.1倍ということをして市の制度では定めてありますが、実際には働いている人たちについて、生活保護の受給者に対してもそうでありまして、その人たちが日常的に保障されている収入は、その今決めている基準よりはさらに10%ほど高い状態、金額でいうとそういうこと。さらに、医療費の自己負担分がないということから見ますと、もう少し実際は高いわけですが、当市はとりあえずそういうことでやっておりましたが、この間、いろいろな議論をさせていただいた中で、その基準については実態に見合ったものに、あるいはそういう実際の状況も調べた上で、市として判断をしていく必要があるんじゃないかということで議論もいただいてまいりましたが、この決算に当たりまして、まず23年度のそうした制度に基づく滞納処分の停止、いわゆる貧困等を条件にしまして強制的に差し押さえ等の行為は行わないと。そういう状態が解決できずに3年間たてば、自動的にその課税については消滅する、当然その延滞金についても消滅するという制度でございまして、この制度が

初めて適用されることになりましたが、23年度、まずどのような考え方で、実際にどの程度が、特に市民税、国民健康保険税について実施をされてきたのか。

また、今、申しあげましたように、市の基準を合理的なものに改めていきたいというような趣旨の発言がありましたが、その辺については、いよいよ新たにまた新年度の事業の中できちんとやっていただくことが求められておりますので、ぜひ具体的にその起用について御説明をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（佐藤高清君）** 伊藤総務部長。

**総務部長（伊藤敏之君）** おはようございます。

では、三宮議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、滞納処分停止の点につきまして23年度実績で申し上げますと、延べ113件の処分停止を行っております。その内容といたしましては、内訳といたしまして、滞納処分をする財産がないときの者について74件、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときのものが27件、滞納者の所在及び財産がともに不明であるときが12件でございます。

今後の改善目標につきましては、既に弥富市の滞納処分停止事務取扱要領によりまして、国税徴収法、地方税法の規定によります運用により、それより若干緩和した内容により事務処理を行っております。

それから、一部不明瞭な表現の改正を考えておりますが、いまだそれ以上の改正については、公平な税の徴収の趣旨から考えておりませんので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

**議長（佐藤高清君）** 三宮議員。

**5番（三宮十五郎君）** 今の国税徴収法の基準より、地方税法の基準などに比べて若干緩やかな、上回るということだと思っておりますが、今、市が決めております、私が一番問題にしておりましたが、生活保護の認定を受けるときの条件ということになりますと、今、生活保護を受けながら働いている人たちにつきましては、例えば10万円ほどの月収のある人が生活保護を受けている場合、足りない場合、その場合には生活保護を新たに申請したときには、実際の収入から控除されるというか、それは除いて生活保護の計算をされる額が一定の基準で決められておりますが、その例えば70%だとかというような基準があったり、それから大体月額そんな5万だとか10万程度の収入、働く勤労収入がありながら生活保護を受ける人につきましては、少なくとも1万円は収入が認定されずに控除される仕組みがあるわけですが、こういうものを考えますと、実際にその基準の1.1倍ということになりますと、生活保護基準よりも基本的に低い、少なくとも生活保護基準以下という状況、それから医療費などの自己負担がなくなるということから考えますと、それよりももっと低いということ

で、そういう諸事情を鑑みまして緩やかなというふうなお話もあったと思いますが、考え方の基本には、実際に現在そういうような条件で、特に働いている人たちを中心にした収入がある人に、税が実際に減額や免除を求めるような条件ですから、あるという前提ですから、そういう人につきましては、少なくとも今現行の生活保護を受けている人たちよりは有利な扱いが受けられるような条件を考えているというふうに理解してよろしいでしょうか。その辺ははっきりしておいていただかないと、現行、基準を決めておいても、生活保護を受けている人よりも低い条件でなければ救済を受けられないという仕組みというのは、やっぱり不合理だと思いますので、その辺の考え方の、まだきちんと明文化されていないというお話でしたが、考え方の土台についてはどのようにお考えになっているか、御答弁いただきたいと思います。

**議長（佐藤高清君）** 伊藤総務部長。

**総務部長（伊藤敏之君）** 議員のおっしゃられる生活保護の認定の基準につきましても、平均収入充当額を基準に考えるわけですが、その中にその基本的な控除がされておるかどうかというような内容だと思いますが、まだお示しはしていませんけれども、減免制度についてはそのような考えであります。ただし、今の滞納処分の停止につきましては、そのような考えはございませんので、よろしく願いいたします。

**議長（佐藤高清君）** 三宮議員。

**5番（三宮十五郎君）** そうような考えはないと言われてますが、現行の制度の中では十分、不十分はあるんですが、ある時期の生活保護基準の1.1倍という制度で今やっていますよね。ただ、この制度そのものについていうと、実際に生活保護を受けている人に比べると、例えば単身の10万円あれば受けられない方もありますが、家賃等の関係で受けられる方もあるというような状況だと思いますが、少なくとも月額2万円近い、10万円でなくても8万だとか、そんな程度の人で家賃が3万6,000円程度の場合には、その生活保護を受け始めるときの基準に比べて2万円ほど収入があっても、収入として認定せずに控除するというんですか、収入認定しないというふうに生活保護の担当の人たちは言うておりますが、そういう基準がありますよね。医療費なんかの自己負担がないということを見ると、当然それは今部長がおっしゃられたように、生活保護を実際に受けている人よりも幾らか緩やかな基準にするということが前提だと思いますが、しかし、そういう考えは持っていないということになりますと、ちょっとおっしゃられたことや現在やっていることと違うと思いますが、いかがでしょう、その辺では。

**議長（佐藤高清君）** 伊藤総務部長。

**総務部長（伊藤敏之君）** 滞納処分の停止の取扱要綱につきましては、生活保護制度による保護の要否判断を行う際に認定されます世帯の収入充当額が保護基準に基づき算出されまし

た最低生活費の100分の110以下ということで考えております。

ですから、税の減免におきましては、収入額の中に基本的な基礎控除を入れる考えでございますが、この今の滞納停止処分につきましては、この基準で従来どおりの考え方でいきたいと考えております。

**議長（佐藤高清君）** 三宮議員。

**5番（三宮十五郎君）** 従来の基準でいきたいということですが、要するにその負担をすることで生活保護以下になるか、またはそれに近い状態になる場合が滞納処分の停止の基準ですよね。そうすると、現在の生活保護家庭が通常受けている同じ条件の方よりは、今、部長がおっしゃられたような基準でいきますと、少なくとも今言ったように、例えば勤労収入が10万円だとか、あるいは15万円あって生活保護費がそれを上回って保護費を受給しておる人に比べると、月額1万数千円から2万円ほど、要するに市の今の制度でいくと、低い基準でしか適用されないということになりまして、これは少なくともそうした制度そのものが生活保護以下になるか、ないしは近い状態になる場合に、それを超えて強制的な徴収をしてはならないという定めからいいますと、今の基準でいくと、それよりも低い基準以下でなければ、今現在の弥富市の中で生活保護を受けている人に比べて、単身だったり、あるいは2人ぐらいの御家族の場合ですと、働きながら生活保護を受けている人に比べて同じような条件の人が、月額でいうと1万円から2万円近い低い状態でなければ、そういう法律で定められた支援が受けられないというのは、私は市町村長が法に基づいてこの仕事をやるという建前からいいますと、そういう制度の趣旨からいうと、これは恐らく、私は裁判で争えば、争ったほうが勝てると思いますが、その辺の判例だとか、それから実際の制度の趣旨からいって、それでいくということは、そういうことを承知でやられるということでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 伊藤総務部長。

**総務部長（伊藤敏之君）** 今の滞納処分の執行停止につきましては、本人の収入のみを見て、その生活保護基準を下回るというのではなく、やはり処分できる財産というもの、預金とか自動車等ですね、そういった調査も行いまして、それに該当すれば、当然生活保護に認定で行っていただくというのが筋道だろうと考えております。滞納処分の停止につきましては、やはり課税の段階でそういった基準収入の中に基礎控除も差し引いた中で判定をしておりますので、滞納処分の停止とは若干異なるかと考えておりますので、よろしくお願いたします。

**議長（佐藤高清君）** 三宮議員。

**5番（三宮十五郎君）** 問題をはぐらかさないでください。課税の段階で基礎控除や、そういうものをするのは当たり前の話で、そんなことをしなかったら税法違反ですからできませんよね。問題は、その基準、今、この税金は実際に払うときは、市民税につきましては1年

後ですよ、所得税はその年度に払うわけですよ。市民税は1年後に払うわけですよ。そうすると、あるいは滞納が発生した場合も何年かたって払うということになるわけですが、そのときの収入で考えるということであって、生活できなくても取っていいという基準は絶対ないと思うんですよ。最低生活を侵さない範囲で取るというのがこの滞納処分の停止の一番の考え方だと思いますが、それ違いますか。

**議長（佐藤高君）** 伊藤総務部長。

**総務部長（伊藤敏之君）** やはり税の公平性といいますか、そういうことも鑑みながら、滞納処分の執行停止については、現状のまま行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

**議長（佐藤高君）** 三宮議員。

**5番（三宮十五郎君）** 問題は、法律の趣旨と、それから実際に今世間で運用されておる判例だとかというのは、行政をある程度拘束するものになっていますよね。だから、当然異議があれば裁判やいろんな方法で争うわけですが、今の市のこの基準というのは、少なくとも実際に生活保護を受けておる人の収入に比べて、単身なり2人なりの10万円前後の収入のある人を基準に考えると、月額で少なくとも1万円から2万円程度は少ない基準でなければ滞納処分の停止を認めないと。あるいは、その人たちについていえば、医療費なんか自己負担なしでありますから、そういう一方で、さっきも言ったように減免についてはある程度緩やかにするということですが、もともとこの議論が始まったのは、滞納処分の停止が法の趣旨に沿ってきちんとやられていないのではないかという議論の中で起こったことであって、一度考えたいというお話だったんですが、今、減免についてはそういう方向で考えましょうと。しかし、滞納処分は、とにかく生活ができなくても税の公平の立場からいただくものはいただきますと、こういう考え方でいきますよということだと思いますが、そういう理解でよろしいですね。

**議長（佐藤高君）** 大木副市長。

**副市長（大木博雄君）** まず、考え方として2つ大きく分かれると思うんですが、減免ですね、現在課税されておる、例えば市民税だとか、あるいは健康保険税についての減免は、現在課税されておるわけですよ。そういった方については、生活保護費の最低生活費の基準と比べる段階で基礎控除は判定の材料とします。

ただ、滞納につきましては、極端な場合ですよ、ずうっと過去から、当時払える状態であったにもかかわらず、ずうっと滞納してきたと。たまたま今状態が悪くなったから、滞納処分の執行停止をしてくれというのは、これはいかがなものかと思います。そういった場合も同じ条件でやるというのは、やはり公平性がないということで、確かに100分の110という数字は使いますが、基礎控除については判定の材料にはしないということで進めるということ

で、今、課税されておるやつが苦しいから何とかしてちょうだいというのは100分の110、しかも基礎控除をきちんと算定して、本来の生活保護を受ける状態、その段階で最低生活費と判断して決めると。

それと、先ほど言いましたけれども、滞納処分については、過去から、当時払えるにもかかわらず払わなかった、今苦しいから助けてくれと、これについては、確かに生活保護費の100分の110でやりますけれども、基礎控除については算定しないということで考えております。

なお、今言われた最低生活費に食い込んでまでの徴収はしないと、これは基本的には変わっておりません。以上です。

**議長（佐藤高清君）** 三宮議員。

**5番（三宮十五郎君）** 今おっしゃられた言い方でいきますと、最低生活に食い込んだ徴収はしないと。だけど、もともと今の国税徴収法にしても地方税法にしてもそうなんです、当然生活保護費に食い込んではいかんという考え方と同時に、それに近いような生活状態に陥る場合もという、そういう前提がありますよね。生活保護費以下でなければだめということじゃなくて、生活保護に近いような状態の場合にということと、もう1つ、今、私も何人かの納税相談、本人の求めに応じて会ったことがあるんですが、過去に払う払うとって約束しておいて払わずに来て非常に態度が悪いと、したがって、この人についてはもう厳しい対応で臨みますと。

それからもう一方で、市に対して、納税相談をやる、実際にはどんどん毎年ふえていくんですが、その人の収入の状況やいろんな状況で、相当の額を持っておっても、やはり強制的な取り立てはしないと、努力をしているということを認めたということでやっておられると思うんですが、そういうことからいいますと、本人の理解だとか、あるいは市の側のきちんとした接触や対応があって、そして実際のその収入の状況からいってやむを得ないなという人についていうと、かなり滞納があっても、それは強制的に今言われたようないろんな生保や制度の条件の範囲の中では認めていくということですよ。

それで、私もいろんな納税者の相談に乗った中で、なかなか本人たちが自分の税金の仕組みだとか、そういうことが理解できない、あるいは市の制度そのものについても理解ができない。例えば、国民健康保険や介護保険の減免制度についても、弥富の制度はかなり全県的に見ても、特に介護保険の制度なんかはいい制度になっておると思うんですが、ずうっと適用ゼロですよ。これは、私は本人の努力だけじゃなくて、やっぱり行政の側のきちんとした市民への周知だとか、あるいはそういう滞納になる人たちに対する相談が、その人たちが理解できるような形でされていないということももう1つの原因であって、しかも現実、今副市長がおっしゃられた、最低生活に食い込むような徴収はしないと、あるいは強制徴収は

しないということが守られれば、それはそれで私は一定のちゃんとした救済の方法になると思うんですが、しかし、今の滞納が発生した、確かに私は本人の側の理解不足や努力不足もあると思うんですが、もう一方でいうと、職員がだんだん減ってきたり、いろんな中で、窓口の職員の皆さんに聞いても、とてもそんな相談、来てくれれば別ですが、訪問してまでできるような状況じゃないということは言われるのね。だから、早い段階でやれば、そんな滞納にならんで済んだなあというのが私たちが今まで相談に乗ったケースでもたくさんあるんですが、そこは私は本人の努力、本人の責任と同時に、もう一方で行政のきちんとしたアドバイスや、徴収のそういう事務、それから本人がこれを超えた以上の負担をあなたがどうしてもできないというならしなくてもいいよというきちんとしたサポートがあれば、随分ここは解決できると思うんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 伊藤総務部長。

**総務部長（伊藤敏之君）** 納税相談におきましては、非常に職員が手薄であるということと、皆様方に大変御迷惑をおかけしておることは事実でございます。

これからのことにつきましても、職員においても十分納税者の身になって相談をさせていただきますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

**議長（佐藤高清君）** 三宮議員。

**5番（三宮十五郎君）** そうしたら、この問題ばかりやっておると時間がありませんので別の質問に移りますが、非常に最近、機構なんかとの絡みで滞納に対して厳しい対応をしてくているということの関連もあると思うんですが、もともと税金につきましては、現年分や本税を中心に納める、当然延滞金は反則金みたいなものですから徴収するというのもあると思うんですが、実際の弥富市の状態からいいますと、平成19年の決算で見ますと、過年度分の収納が1億円ほどありますが、延滞金は795万8,000円でありました。ところが、23年度は、過年度分の滞納分の本税の納付は1億6,700万円と大幅にふえておりますが、延滞金のほうは3,200万を超えて8倍になっているんですよね。もともと本税、現年分や本税優先ということていきますと、国民健康保険の収納率というのは、ほとんどここ数年は91%台、ずうっと変わっていないのね。しかし、延滞金の額というのと、国民健康保険税が23年度でも3,200万の延滞金のうち、1,457万6,000円も延滞金を払っておるんです。現年分もなかなか払えない、それから延滞金の本税も払えない状態のもとで、この1,457万6,000円というような延滞金をいただくというような余裕があったらいたしたのか、それとも、もう出すのは当たり前という考え方でこれは徴収されているのか、その辺はいかがでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 山守収納課長。

**収納課長（山守 修君）** 三宮議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、本税と延滞金の徴収の関係につきましても、当然かと思いますが、それぞれの

税目の本税が未納な状態で延滞金を徴収するという事は、原則行っておりません。ただ、滞納案件、滞納件数が過年度で少なく、たまたまお忘れになっている方につきましては、本税を納めていただくと延滞金のほうの徴収事務に入らせていただくということでございます。

また、滞納が多くて、引き続き分納等を行っている方につきましては、本税を完納後、延滞金のほうの徴収に入るという事務を行っております。

なお、どうしても滞納額がずうっとふえてきまして、現年分のほうの滞納もなされている方につきましては、私ども指導としまして、現年分の滞納整理ができると、滞納事務に入るというのは、先生も御存じのように、納付期限が過ぎた税目に対してできますので、将来来ます納付期限のものまで滞納整理をするということではできませんので、そういった今までずうっと滞納されている方につきましては、当然現年分の納税を指導しながら、あわせて現年分も分納される方につきましては、私どもとしましても、いわゆる延滞金が発生していくこともありますので、延滞金の増加等を考慮しながら、現年分、過年度分、どちらを先に納税するかということは、そういった延滞金の増額を考慮しながら決めさせていただいています。

もう1つ、大幅に延滞金が増加しているという御質問でございますが、確かに一般会計におきましては、22年度に対しまして23年度は約2倍ほど、国民健康保険特別会計で22年度と23年度におきましては、約3倍近く延滞金が増収になっております。これにつきましては、増加の大きな要因としましては、平成23年度より開設しました愛知県西尾張地方税滞納整理機構の徴収実績によるものが多いというふうに考えています。以上です。

**議長（佐藤高君）** 三宮議員。

**5番（三宮十五郎君）** 要するに、滞納処分の停止だとかというような、その人の現在の生活状況に基づく判断によるきちんとした救済措置が基本的に長期にわたってとられていなかったということが、当然やり出したのは23年度ですから、それもあってそういう延滞金がかかり滞納があるということと、それからもう1つは、さっき課長が説明されましたように、西尾張滞納機構に持っていかれた中でどういうことをやっておるかといったら、全部の税額を一括で払うか3分割で払うかというのが最初の呼び出しのときの話なんですよ。借りてでも持ってこいと、こういうことをやります。

それから、そういう中でいろいろ本人たちが返答に困ったりしますと、今、例えばちょっと相談をしておるので返事を待ってくださいと言ったら、誰と相談しておるか言えと、言わなかったら、これは刑事告発できるといって電話でおどすと、本当に考えられんようなことがやられておるんです。

で、この条件で納付しなかったら給料を差し押さえますということで、今の滞納処分ぎりぎりのような人たちをやるということで、私が相談に乗った人は、ほかの県でも弁護士と相談しておったものですから、誰と相談しておるか言えと言われたそうだと、どうしよう

とって電話がかかってきましたので、今、何々弁護士と相談中で、その問題が解決したらきちんとお話ししますと言ったら、一遍に態度ががらっと変わっちゃったんですね。本当に滞納なんていうのは絶対許せんこと、犯罪だと。したがって、私の指示に従わなかったら刑事告発するとか、給料を差し押さえますとか、しかも、それは提示した条件をのまなければという話であって、それをやると実際に私の生活ができんようになるから、もう少し何とかしてくださいなんていうのは、今まで弥富でなかなかあなたたちは言うことを聞かんかった人だもんで、これが当たり前だと。だけど、機構といたって実際にはこれは何のあれもなく、弥富市長の名前でしか差し押さえもできないし、処分もできないようになっていますよね。結局、そんなやり方をされて、私は市民との信頼関係というのはどんどん壊されていっているような気がするんですが、本当に今言ったような形でやるのが、確かに税の収納率はふえていますし、こうやってお金が出てきますね。さっき言ったように、弥富市の場合、本税が残っておる場合は、延滞金の徴収は先延ばしにしてきたんですが、機構に行くと、それも含めて差し押さえをしますというような格好でやりますので、この状態だと、本税が全部終わってからというんじゃなくて一緒に差し押さえをするということや、言うことを聞かなかつたら給料を押さえますとってやる。

先日も私が相談に乗った人なんか、実はこの5年間調べたら、同じ弥富市に住んでおります両親を、そんな収入のない人を扶養しておったということで、確定申告をしたら、所得税は、この間はそんなに多くはなかったんですが、全部戻ってきましたよね。当然、市民税もほとんど還付の対象になると。滞納の整理に本人はそれを充てたいというふうに言っていますけれども、そういう人たちまで機構に送られているというような状態というのは、私は相当今のやり方というのは、本当にきちんと説明をし、納得もさせて税金を徴収するという本来の税務事務からいうとかなり、本当に話を聞いておって、サラ金の取り立て並みのことをへっちゃらでやっていますから。やはりこれは市としては、そんなことが市長の名前でどんどんされていくというのは、私は大変不名誉なことだと思いますので、ちょっと実際にやられていることについて、あなたたちも全然知らんわけじゃないと思いますので、よく事情も聞いて、そういう乱暴なやり方はやめるように、ひとつお話ししていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

**議長（佐藤高清君）** 服部市長。

**市長（服部彰文君）** おはようございます。

三宮議員の西尾張滞納整理機構等につきましての税の徴収のやり方ということについてのお話でございますけれども、今、三宮さんがるるおっしゃった発言については、私どもも確認をしていかなきゃならないというふうには思うわけでございます。しかしながら、この滞納整理機構ができたといういきさつについては、もう22年の状況の中で御説明をさせていた

だいておるところでございます。

私たちが年1回、職員が滞納整理という形の中でそれぞれの御家庭に赴いて、いろいろと業務をさせていただきます。税の公平さということについてお願いをしているわけですが、確かに西尾張滞納整理機構につきましては、少しその辺の規律というか、そういうことについてはきついものがございます。結果的には、その滞納の整理をさせていただくということの目的をきちっと仕事としてしているわけですので、そういった形の実績も上がっているということは、先ほど所管が申し述べたとおりでございます。

しかしながら、個人の生活であるとか、生活の基盤ということにつきましては、十分考慮した上での徴収のあり方だというふうに思っておりますので、誤解のないようにしていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

**議長（佐藤高清君）** 三宮議員。

**5番（三宮十五郎君）** 結局、基本的に1年間で解決するという基準でやっておりますので、そんなに収入がない人たちが1年間に何百万というような滞納の解決なんて、とてもできるわけじゃないわけですよ。ところが、その対応というと、税金を払っていなかったら、あんたの会社、あんたの事業は潰れておるんだからね、そんなもん借りてきてでも何でも1年以内に解決せよということやる。それから、住んでおる家以外の、50坪程度の20年もたっておるようなうちを差し押さえるとかというのは、私は非常に問題があると。で、ローンが残っておると、そういう差し押さえをされると、ローンを繰り延べするとか、そういう相談も一切銀行は受け付けなくなりますので、本当にうちを売り払って仕事をやめるということしかできないような状況に追い込まれている人もおりますので、ぜひ今市長がおっしゃられたように、その人の生活や事業基盤についても、それなりの配慮もしながら、きちんと法の定めに基づいて払える範囲で負担をしていただくというふうにしなないと、1年で解決するということができれば、当然そういうことが起こってきますので、ぜひ事情によっては一定の年限もかけていくということだとか、滞納処分の停止の対象になる人たちについてはきちんと手続をとっていくとか、そういうことを強く要望して、次の質問に移ります。

次は、今、減免の問題についてはそういうかなり基準を改めるということがありましたので、それはそれでやっていただきたいと思いますが、次に国民健康保険特別会計の問題でお尋ねいたしますが、この国民健康保険税の値上げを、23年度分の改定を決めたときには、私どもも市側と色々な議論をさせていただきまして、相当上げ幅が大きい。しかも、それは収入が皆さんが減って、今までの税率では大幅に足が出ると。どんどんどんどん、こういう不景気のもとで所得が減ったもとで負担をかけていく、そういう仕組みでありますから、ここは私どもはそのときに、以前に市が2億3,000万ですか、22年度には出していたものをかなり大幅な値上げをすることを通じて、3,000万円ほど繰り入れを減らすという提案がされ

ましたが、それについて私どもは、相当、特に所得の低い人たちの負担が限界を超えていることもあって、上げ幅は少しでも抑えていただきたいということを強く要請し、市側も一定の考慮は必要だということで、医療費の増加分が年間7,000億円ほど予想されるが、そのうちの3,000万円については繰入金を入れることを前提にして上げ幅を抑えるということで補正予算も組んでいただいた経緯がございますが、国というか、この国保の支援の制度もいろいろ複雑でなかなかわかりにくい仕組みになっておりまして、相当年度末にお金が残ったということで、繰り入れは多分せずに決算をやって、今ここへ決算が出ておるわけですが、問題は、もともと本当に収入がそこそこ、あるいは同じような状態が続いている中での値上げになっておるのか。大幅に収入が下がって税率が下がった分を上げるというような、そういう対応をした中でのやつでありますので、これは約束は守っていただくべきだと思いますし、もう1つは、大幅に繰り越しが発生したというんですが、新年度の今回の補正予算の中にもあったんじゃないかと思うんですが、償還金が大幅に発生しておりまして、そんなに残っておるような状況では全くないわけでありまして、国民健康保険の現在の国の制度のもとで、皆さん、行政も市民も大変苦勞しておるのはわかりますが、やはりここは、そうした市民との約束、私どももそういうことを条件にして賛成させていただいたわけありますので、その分については、過年度にさかのぼってこの繰り入れをすることはできんわけあります。やはり本年もまた個人所得については、市民税については年少扶養控除なんかなくなって多少個人市民税が上がったんであります。所得がふえて上がったわけではありませんのでね。そこは市民との約束、あるいは議会とのそういう審議経過を踏まえて、私は必要な対応をしていただくべきだと思いますが、御答弁をお願いいたします。

**議長（佐藤高清君）** 平野保険年金課長。

**保険年金課長（平野宗治君）** 三宮議員の御質問に、保険税は決定時の説明より高過ぎるといふ点と、それから3,000万円の追加繰り入れの件についてお答えさせていただきます。

まず最初ですけれども、平成23年度の税率改正時の説明としましては、所得割の税率を従来の6.1%で低所得の方に配慮し、均等割を3,000円、平等割を5,000円に引き下げ、課税限度額を71万円から国と同額の77万円に引き上げるという前提で考えさせていただきました。

そこで、所得割の課税基礎となる23年度課税対象の総所得金額が平成22年度より15億円ほど落ち込んでいるために、所得割額が7,000万円の減収が見込まれました。また、均等割額、平等割額が4,530万円の減収となります。また、課税限度額を引き上げることにより、640万円ほどの増額を見込めました。全体では1億890万円の減収となります。それを補うために所得割を1.63%上げる必要がございました。

また、療養給付費につきましては、過去の平均増額分7,000万円が、先ほど三宮議員も言われましたように7,000万円ほどございまして、今後も毎年増加していく予想がされますの

で、それを補うために所得割を0.83%引き上げる必要があり、合わせると所得割を2.46%引き上げる必要がございます。しかし、経済情勢の低迷により所得割の税率を急激に上げることはできないため、7,000万円のうち3,000万円の財源につきましては、一般会計より法定外の繰り入れにすることとし、基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分を合わせた所得割を6.1%から2%引き上げ8.1%にして、4,000万円の国民健康保険税の増収を見込みました。合計1億4,890万円増額予定の税率改正をさせていただきました。

結果的に見ますと、22年度本算定時と23年度本算定時の調定額の差で比較しますと、9,375万2,000円の増額になりました。税率改正時の説明よりは現在は低くなっています。

また、保険給付費のほうで見させていただきますと、22年度、23年度の差額としまして1億1,570万8,200円、保険給付費がふえております。率として104.2%でございます。

国民健康保険税としましては1億2,359万1,947円の増額になっております。税と給付金の差を見ると、780万円ほどでございます。

それから、3,000万円の追加繰り入れの関係で申し上げます。当初予算より、歳入では前期高齢者交付金が3億861万円多く交付されました。歳出では、後期高齢者支援金等1億6,511万円が多く発生し、差額1億4,350万円の歳入増が生じたため、一般会計からの繰入金3,000万円を執行することなく国保会計を運営する判断をいたしました。

また、先ほども述べましたが、均等割3,000円、平等割5,000円を引き下げることで低所得の方にも配慮させていただきました。以上でございます。

**議長（佐藤高清君）** 三宮議員。

**5番（三宮十五郎君）** 今、その説明がありましたように、給付費の値上がり分については3,000万円補填すると、結局、上げ幅を当初市の発表したものよりも絞ったんですね、値上げ幅を、そういうことで財源不足が発生すると。

今、課長が説明されたような形で、確かに表面的な収入はふえたわけではありますが、しかし、23年度は7,000万近い償還金が発生したんじゃないかな。そういうことから、そんなお金が余っておるような状態では全くないんですよね。それなら、3,000万円繰り入れをすることで上げ幅を抑えるということで私たちも賛成した経緯がありますし、そのことは議会の当時の会議録を見ていただければはっきりしておるわけでありまして、国保会計の財政の状況というのは、国のいろんな複雑な制度が絡んでおりますので、ことしはよくても、来年またどうなるか全く不明朗なところがありますので、お金が余ったからといたって、今言ったように、償還金が前年なんかはせいぜい二、三千万でしたね。介護保険のほうはそういうことはないんですよ。国保はむちゃくちゃなんですわ、これがね。そうすると、国に制度を直してもらおうというようなことは、市長もいろんな機会に行ってお願いをしていますが、これだけ残ったから大丈夫だという判断は、私は今の国保の状況からいうと、

あるいは、今、償還金が7,000万円ほど返すという状況から見ると不適切ではないかということで、これはひとつ、今さら23年度について繰り入れをすることはできませんので、その分は新年度のどこかのところで埋め合わせをしながら、国保会計の財政を安定させて、少しでも今後も値上げ幅を抑えるために使っていただくということはぜひ新年度に、この23年度の措置を見ると、一時的にたくさんお金が余ったように見えてましたが、そうじゃないわけがありますので、その辺は御考慮いただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 大木副市長。

**副市長（大木博雄君）** 法定外の繰入金につきましては、本年度当初予算で2億円組ませていただいております。それで、確かに23年度におきましては前期高齢者の支援金というのが我々が思っておったより多く入ってきたということもあります。ただ、これがずうっと続くかどうかというのは非常に流動的だということは重々承知しております。

今回の補正の中でも財政調整基金に6,000万積むというような形にたしかせていただいておりますし、国保会計の安定化に向けてということで努力はさせていただいております。

こうした中で、例えば24年度の同じような高齢者支援金だとか、そういったものについて変動が生じる可能性もありますので、そういった場合については、やはり柔軟的に考えて繰り入れということもしなきゃいかん状態が起きるかもしれませんが、そういったときには、またきちんと対応させていただきましますけれども、今の時点で3,000万繰り入れるという約束は、ちょっと控えさせていただきたいと思えます。

**議長（佐藤高清君）** 三宮議員。

**5番（三宮十五郎君）** ちょっと納得いかんところもありますが、そういうこの制度そのものが非常に不安定ですので、そのときには対応するということは、最小限それは要望しながら、もう時間がありませんので、最後に介護保険のことでお尋ねをさせていただきます。

介護保険につきましては、時間がありませんからそんなにたくさんの質問はできませんが、1つは、大幅な今回値上げがあったこと、同時にもう一方で、要するに23年度の加入者9,766人のうち、3,298人は均等割も含めた税金のかからん御家庭に住んでいる方なんですよね。さらに、基準の第6段階、あるいは第7段階で均等割がかかれば、一気に基準額の5万4,600円から6万8,200円になるわけでありまして、均等割につきましては非常に低い水準で設定をされておりますが、介護保険の今回の値上げを少しでも少なくするというので、私どもは翌年度への繰越金も含めて全体の費用を考える、あるいは県を通じて、こういうときに取り崩す積立金をということもやっているようでございますが、市民の利用料以外に、今回、介護保険で値上げを抑えるためにどういう対応がされたか、ちょっと具体的にわかりましたら御答弁いただきたいと思えます。

議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 三宮議員の御質問にお答えいたします。

第4期事業計画につきましては、その計画の中で介護保険料を抑制するため、1億100万円の基金取り崩しを見込んでおります。少なくともこの基金の取り崩しというものは、その介護保険料を下げるのに非常に有効な手だてであります。しかしながら、この基金というものがこの第4期においてかなり取り崩したものですから、第5期におきましては、今現在、約500万円程度の基金しかございません。ですから、あえてこの第5期においてその保険料を抑制するという手だてというものは持ち合わせてはいなかったわけです。ですから、必要なその介護保険の費用額を算定する上で、少なくとも12段階、今までの6段階に分かれていた保険料を12段階に上げて、低所得の方々に配慮した保険料となっております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 私はパブリックコメントでも、ことしは繰越金がかかり発生すると。例えば、さっき言った4期のときは繰越金と基金を合わせて1億5,000万円ほどありましたよね。そのうちの今言った額が取り崩し、ところが、基金が500万ほどしかなかったんですが、繰越金が4,400万円近く発生しておりまして、その合わせると4,900万円ほど、だから3分の1程度の財源は持ち合わせておりまして、私のパブリックコメントには償還金などに使うというふうな説明がされておりましたが、今まででも、例えば22年度は2,299万だとか、その前年は2,100万だとか、その前は2,000万だとかという形で、繰越金は今期だけ非常に際立ってふえております。私は大体このことがそのときにわかっておりましたので、これも含めてということや、それから基金で弥富が持つておるやつじゃなくて、取り崩すこともできる仕組みもありました。そういうふうなのが使われていないのは非常に残念だということを指摘して、最後に、もう時間がありません、1つだけ、さっき現年分については、かなりというか、今議論した緩やかな基準にして減免をしていくと。特に市税の場合は、地方交付税の算定基準にもかかわりますので、そういう取れないものを、無理やりではありません、課税するような仕組みじゃなくて、例えば京都市の場合は均等割だけ発生する人につきましては全額均等割を減免すると、かなり低いところで均等割がかかりますからね、そういうことをやるとか、それからきちんと実態のあるものについては市民が申し出ができるようにして、とりあえず不良債権になるような課税はなるべく控えて地方交付税を増額していく、市の収入を安定させていくということについてぜひ御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 時間がございませんけれども、介護保険制度につきまして三宮議員か

らいろいろとお尋ねでございますけれども、この介護保険制度につきましても、三宮さんの会派の方からいろいろと過去にも御質問いただいておりますけれども、私ども自治体といたしましては、そういった形の中で具体的な運用に対して市のほうからどうのこうのということとは基本的にはできない仕組みになっておりまして、その辺のところ、今、この制度の一番大きな悩みだろうというふうに思っております。

そうした形の中で、各自治体も非常に大きな課題だということであるわけでございますけれども、私どもといたしましては、今回、158回の愛知県市長会におきまして、弥富市からの提案という形の中で、国の負担率を考えてほしいという形の中で提案をさせていただきました。いわゆる今現在の公費25%という状況のものを引き上げるという方向で要望を出しているわけでございます。そして、このほうが県の市長会のほうで採択をいただきまして、今度次回は東海市長会のほうでこれを議論していただくことになりました。

そうした形の中で、この介護保険制度そのものに対する、社会保障・税一体改革ということもあるわけでございますが、しっかりと審議をしていただき、保険料のあり方、あるいは公費のあり方という形で、財源はどのような形で求めていくか、そしてそれに対する給付に対してきちっと精査しながら、整合性のある形が今一番望まれるであろうというふうに思っておりますので、これからもいろいろと注視していきたいというふうに思っております。以上でございます。

**議長（佐藤高清君）** 佐藤財政課長。

**総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君）** 今の三宮議員の御質問の中で、地方税を減免した場合にそれが交付税によって補填されるというお話がありましたが、地方交付税制度における基準財政収入額の算定に当たっては、法律上非課税とされているものは基準財政収入額から除外されますが、地方公共団体が任意に行う制度による減収部分についてはこれらの措置が行われず、算定されない仕組みになっておりますので、減免分につきましては、地方公共団体の負担となりますということでございます。

**5番（三宮十五郎君）** ありがとうございます。

**議長（佐藤高清君）** 暫時休憩をいたします。再開は11時10分としますので、よろしく願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時04分 休憩

午前11時12分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

**議長（佐藤高清君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に横井昌明議員、お願いいたします。

9番（横井昌明君） 9番 横井昌明でございます。

私は、一般会計決算審査の認定について3点ほど質問をさせていただきたいと思います。まず1点目でございますけれども、市債の借り入れでございます。

これは平成23年度決算で、普通債が約53億、その他で約65億9,200万、特別会計で約53億6,400万、合計で172億1,600万ほどの借り入れがあります。市債の借り入れの利率別現在の状況を見させていただくと、現在の市場金利からすると高い金利で借りておられる物件があります。例えば、3%以下の利率で借りられている、それ以上の借り入れを加算して合計しますと、約6億少しでございます。市の貯金である財政調整基金を使い、高い金利の借り入れだけでも繰り上げ償還できないか、またできるように交渉すべきだと思いますがどうか、よろしくをお願いします。

議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 横井議員の市債の繰り上げ償還についてお答えさせていただきます。

国のほうから、平成24年度公的資金補償金免除繰上償還実施要綱というものが通知されておりまして、その中で償還金が免除される繰り上げ償還が可能な条件が示されております。財政健全化計画等を作成した上で、さらに公的資金で年利5%以上の残債が対象となるという条件になっておりますので、弥富市の場合の市債についてはそういった条件に該当いたしませんので、ちょっと繰り上げ償還は不可能という形でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） そういう公的資金の繰り上げに対する要綱とか要領が来ておればしようがないと思うんですけど、なるべくなら安い金利のほうで巻きかえていただくということで努力していただきたい。そういう国からのあれが来ておればやむを得んかわからんですけども、できることならそのように努力していただきたいと思う次第でございます。

次に、交付税の関係でございます。

普通交付税が6億1,465万4,000円、特別交付税が1億9,178万8,000円の歳入がございます。普通交付税の算定方法と、特別交付税には何が入っているかお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 普通交付税の算定方法でございますが、これにつきましては、基準財政需要額と基準財政収入額を比較いたしまして、不足分を交付するという形でございますが、弥富市の場合は平成27年度までは合併算定がえという措置がされております。これはどういうものかと申しますと、旧弥富町と旧十四山村が存続しているものと仮定して普通交付税が算定されます。ちなみに、23年度は旧弥富町分が1億4,221万7,000円と

旧十四山村分が4億7,243万7,000円、計6億1,465万4,000円となっております。ちなみに、弥富市の一本算定につきましては1億1,506万円という形でございます。

次に、特別交付税につきましては、普通交付税で補填されない特別な需要額に対して交付するという形で、交付税総額の6%が特別交付税というもので措置されるわけですが、こういったものがあるかという、基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要があるというものとか、基準財政収入額に過大に歳入された財政収入がある、さらには災害等のために特別の財政需要があるということで、例を挙げますと、基準財政収入額のところで算定した税に過大な変動があったとか、大きな災害が起きたというようなことが、一例を挙げますとそういうものでございますが、そういったものを考慮して国が決定するという形でございます。以上でございます。

**議長（佐藤高清君）** 横井議員。

**9番（横井昌明君）** ありがとうございます。合併して交付税の計算は大変有利に働いておるとのことだと思います。

次に、また弥富市の23年度の財政力指数は幾つでございましょうか。財政力指数で1と0.8の値があった場合、どのような違いが出てくるか簡単に説明していただきたいと思えます。

**議長（佐藤高清君）** 佐藤財政課長。

**総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君）** 現在の弥富市の財政力指数という御質問でございますので、今資料で用意しておりますのが、24年度直近の財政力指数という形で答弁させていただきますが、24年度の単年度につきましては、0.97669でございます。財政力指数はもう1つ3カ年平均というものも用いますので、22から24年度の3カ年平均で0.98374という形になっております。

続きまして、財政力指数が100と80でどのような違いがあるのかという御質問でございますが、交付税の算定する上において、基準財政収入額というのをを用いるわけですが、これにつきましては、基本的に標準的な税収入の75%を算入しております。別の言い方をさせていただきますと、標準的な税収入の25%が留保財源となるという形でございます。例えば、基準財政需要額が同じ2つの資料を例に挙げますが、まず基準財政需要額が75億円、標準税収入が100億円のA市があるとします。このA市につきましては、基準財政収入額は標準税収入の75%でございますので75億円となります。そうしますと、基準財政需要額の75億円とイコールになりますので、普通交付税はなし、財政力指数は1.0という形、これをA市とします。次に、B市のほうが基準財政需要額がA市と同じく75億円、標準税収入が80億円というふうにしますと、この標準税収入の80億円に対して75%を基準財政収入額に算入しますので、基準財政収入額は60億円、基準財政需要額75億円の差額の15億円が普通交付税とし

て交付されます。財政力指数は60割る75で0.8となります。こうしたときに、A市の留保財源というのは税収入の25%でございますので25億円となり、B市の留保財源は80億円の25%で20億円となります。したがって、留保財源に5億円、これは標準税収入の差の20億円の25%という形になりますが、そういった差が出ます。つまり、財政力指数が1.0と0.8では一般財源総額に留保財源分の差が出るという形でございます。以上でございます。

**議長（佐藤高清君）** 横井議員。

**9番（横井昌明君）** 大変詳しく説明していただきまして、ありがとうございました。財政力が高ければ高いほどいいということでございますけれども、今後とも、企業立地とかいろいろな面に努力していただきたいと思う次第でございます。

もう1つ、3番目でございますけれども、款項目でいきますと2.1.4の19、これは総務の財政管理費の中の海部津島土地開発公社負担金、98万9,000円が支出されております。これにつきまして、今後は公共事業並びに代替地等を取得する必要が少なくなると思います。弥富市には土地取得特別会計もございます。開発公社を廃止した自治体もあります。今後存続する必要があるでしょうか、お尋ねしたいと思います。

**議長（佐藤高清君）** 佐藤財政課長。

**総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君）** 海部津島土地開発公社の存続についての御質問でございますが、これにつきましては、平成22年度に海部津島土地開発公社を構成する4市2町1村で、海部区域内でございますが、公社の存続について協議をいたしました。そこでは、将来にわたって存続・廃止について検討していくべきであるが、現在の利用状況につきましては、弥富市は利用してございませんが、利用している市町が複数ございます。そういった状況から見て、当面は存続し、3年後に再度存続・廃止について協議をすると合意をされておりますので、そのときにまた協議して存続について検討する形になっておることでございます。

**議長（佐藤高清君）** 横井議員。

**9番（横井昌明君）** 早急にやるということは大変難しいことだと思いますけれども、今後とも行財政改革に従って努力していただきたいと思う次第でございます。以上で終わります。

**議長（佐藤高清君）** 次に那須英二議員、お願いします。

**4番（那須英二君）** 那須英二、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、一般会計決算の関連について2点ほど質問させていただきます。

まず1点目ですが、現在の小・中学校の環境整備についてお尋ねさせていただきます。

小・中学校におけるトイレの洋式化、生徒と教職員と分かれておりますが、それを以前行うということで、現在進捗率というのはどのようになってございますでしょうか、お答えください。

議長（佐藤高君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 那須英二議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、小・中学校のトイレの洋式化の現状でございますけど、現在の洋式化率は小・中学校全体で30.4%でございます。続きまして、職員トイレの洋式化率の御質問でございますけど、現在の職員トイレの洋式化率につきましては17%でございます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 那須議員。

4番（那須英二君） 小・中学校のほうですと30.4%ということで、これについても新しい学校と古い学校においてちょっと格差があるということで伺ってはいるんですけども、そのあたりの改善というのはどのような方向でお考えでしょうか。

議長（佐藤高君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 新しい学校と古い学校の差でございますけど、御承知のとおり、（仮称）第2桜小学校につきましては100%洋式化でございますけど、最も古い他の学校の職員トイレにつきましては、洋式化率ゼロ%という学校も数校ございます。今後につきましては、トイレにつきましては、今回24年度でも一部弥生小学校の職員トイレと弥富北中学校の職員トイレにつきましては、改修を現在行っている状況でございます。

児童のトイレにつきましては、今年度につきましては、弥生小学校のトイレを一部洋式化を現在進めておる状況でございます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今後も、今、特に多くの御家庭では和式のトイレというものの自体がなくなっておりますものですから、やはり時代に即した形で今後とも進めていってほしいなと思っております。

続きまして、保健室の温水シャワーについてなんですけど、特別教室のほうも含みますけれども、その設置の進捗率のほうはいかがなっておりますでしょうか。

議長（佐藤高君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 保健室付近への温水シャワーの関係でございますけど、23年度におきましては、白鳥小学校のほうで設置をさせていただきました。以上でございます。

議長（佐藤高君） 那須議員。

4番（那須英二君） 現在まだ未設置校というのが、いただいた資料があるんですけど、そちらのほうでは5校ということになっておりますが、これについてはいつごろ行われる予定でおりますか、お伺いします。

議長（佐藤高君） 服部学校教育課長。

**教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君）** 議員御指摘のように、現在未設置の学校につきましては、今年度弥生小学校のほうに設置をしますので、今年度終わった段階で、桜小学校、大藤小学校、栄南小学校、弥富北中学校、十四山中学校の5校が未設置となります。こちらの学校につきましては、次年度以降計画的に行いたいと考えております。以上でございます。

**議長（佐藤高清君）** 那須議員。

**4番（那須英二君）** 来年度以降ということで、もちろんなんですが、ぜひとも早い段階で新しい学校と古い学校の格差を直していくためにも、早期の対応を要望しておきます。

続きまして、小・中学校の地震対策ということで、窓ガラスの飛散防止フィルムを今全面的に張っておるところだと私は思っておりますが、その取りつけに関しては完了いたしましたでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 服部学校教育課長。

**教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君）** 23年度につきましては、小学校で3,200平米ほどやっております。今年度で小・中学校全て完了する予定でございます。以上でございます。

**議長（佐藤高清君）** 那須議員。

**4番（那須英二君）** ありがとうございます。こちらについては、やはり地震のほうも早期に起こり得る可能性がありますもんですから、対応していただいておりますので、ありがとうございます。

そうすると、続きまして体育館の天井とか照明などの落下防止工事が今行われているかと思いますが、それについては今現在どのようになっておりますでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 服部学校教育課長。

**教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君）** 体育館の落下防止、通常非構造材の耐震補強と言っておりますけど、こちらにつきましては、今年度24年度でございますけど、桜小学校の体育館の天井落下の防止の設計を行って、来年度、国の事業採択をもって実施したいと考えております。以上でございます。

**議長（佐藤高清君）** 那須議員。

**4番（那須英二君）** 今、桜小ということで1校ということですよ。ほかのまだ耐震が済んでない学校というのは残り全てどうなっておりますでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 服部学校教育課長。

**教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君）** 先ほど桜小学校と言いましたのは、構造材の耐震補強につきましては、校舎・体育館につきましては、全て弥富市の学校は平成22年度に終了しております。先ほど申しました天井材というのは、いわゆる非構造材の耐震補強でございますので、先ほど議員が言われましたように、窓ガラスの飛散防止とか照明器具の落下防止、そういったものでございますので、私どもとしましては、まず桜小学校の体育館につき

ましては、耐震診断のときに構造材の補強はその当時の判断ではぎりぎり必要なかったもの  
ですから、まず非構造材のほうを重点にしたいと考えておりますので、現在、今年度桜小学  
校の非構造材の耐震補強の設計を行いたいと考えております。他の学校につきましては、調  
査の結果によりますけど、順次計画的に行いたいと考えております。以上でございます。

**議長（佐藤高清君）** 那須議員。

**4番（那須英二君）** 今、阿久井のほうでも南海トラフ等の地震がやはり早期に起こり得る  
可能性があるということでもありますから、ぜひともそういった工事に関しても早急  
に進めていっていただきたいと思えます。

あともう1つ、先日、私一般質問のほうで、ここにいる鈴木議員や横井議員なども御質問  
ございましたが、小・中学校へのソーラーパネルの設置ということで、こちらのほう、市長  
のほうも私の一般質問の中で、市でも積極的に再生可能エネルギーの政策に取り組んでいく  
ような姿勢が示されておまして、こちらは、普通の民家でも売電など太陽光の設置を行っ  
ても10年ほどで回収ができると言われております。学校などにおいてはやはり安定的な建物  
ですから、その効果もやっぱり大きいと思うんですね。だから、そういったことも踏まえて、  
費用対効果は十分にあると思えますし、何より、もし災害時に緊急的に、全面的には太陽光  
ですから、発電できるとは思いませんが、少しでもそういった発電機能があることというの  
は本当に助かるものですから、ぜひとも今後検討していただきたいと思えますが、今  
そのような形で検討されていますでしょうか、いかがでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 服部学校教育課長。

**教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君）** さきの一般質問でも教育部長のほうが答弁させ  
ていただきましたけど、現在の、例えば校舎とか体育館の屋上にそのままソーラーパネルを  
乗せるということになりますと、耐震等の問題もございますので、改築もしくは新築のとき  
に、構造計算等もございますので、そういったときに太陽光発電を検討していく必要がある  
かと考えております。以上でございます。

**議長（佐藤高清君）** 那須議員。

**4番（那須英二君）** 新築や改修が終わってからということでしたが、やはり地震に関して  
はいつ起こるかわからない、本当に直近のかなりだと私も思っておりますし、避難所として  
も指定されているわけですね。だから、やっぱりそういった部分に取りつけていくという  
のは、もちろん耐震性は鑑みないかんと思うんですけども、そういった調査を早急にして、  
ぜひとも取りつけていく必要があると思えますが、いかがでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 服部市長。

**市長（服部彰文君）** 那須議員にお答え申し上げます。

今、さまざまな3・11の地震からいろんな教訓、それを課題にしながら一つ一つをクリア

していかなきゃならないということがあるわけでございます。国におきましても、さまざまな公共事業等々、どのような形で優先順位を示していくかということが問われるわけでございます。私ども地方も同じでございます、防災・減災ということに対してどのような形で対応していくか、あるいは電力のエネルギーに対してどのように対応していくかということは、大変基盤整備事業の中でも優先課題だろうというふうに思っております。一度それぞれの公の施設の中で、そういったものが設置できるような、例えばソーラーパネルが設置できるような状況というのはどのような規模であるかということ、それぞれの公共施設の中で調査させていただきながら、前向きに検討していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**議長（佐藤高清君）** 那須議員。

**4番（那須英二君）** 今、市長からも前向きに検討していただくということで、本当に心強く思っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

学校関連に関しては最後になりますが、小・中学校の敷地内の借地整理というものが今現在どのようなことになっておりますでしょうか。進捗状況をお願いします。

**議長（佐藤高清君）** 服部学校教育課長。

**教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君）** 小・中学校につきましては、今手元の資料が、正確な数字はちょっと後日また変更させていただきますけど、小・中学校全体で8,000平米ほどの借地がございます。昨年度23年度、弥富北中学校の駐車場の借地でございましたけど、そちらのほうの買収をさせていただきました。今後につきましては計画的に、地主の問題もでございますけど、買収を行いたいと考えております。以上です。

**議長（佐藤高清君）** 那須議員。

**4番（那須英二君）** こちらに関しても本当に地権者のほうが複雑で難しい問題となっておりますと私も伺っておりますが、やはり今後とも引き続いて行ってほしいと思っております。

では、続きまして2点目に移ります。

子育て世帯の大きな支援策となっている就学援助制度についてなんですけど、今本当に雇用の不安定化だったり、賃金の低下だったりして、少子・高齢化社会というものが本当に加速していると。そんな中で、国のほうでも年少扶養控除などがなくなって、全国的に子育てする世帯が本当に大変な状況になっております。でも、そんな中で、当市はすぐれた子育てを応援する制度として就学援助制度、基準もすごい高いということになっておるんですけども、本当に近隣市町や全国的に見ても、かなり支援が受けやすいような高い水準のものとなっておりますが、現在この制度を利用されている方というのはどの程度いらっしゃいますでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 服部学校教育課長。

**教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君）** まだ年度途中でございますので、就学援助の24年度現在の認定者のほうの報告をさせていただきます。現在、小学校で178名、中学校で125名、合計298名の認定が受けられております。全小・中学生に対する割合は7.7%でございます。ちなみに、昨年度末でございます、23年度末の援助率は7.4%でございますので、0.3%現時点で人員としては増となっております。以上でございます。

**議長（佐藤高清君）** 那須議員。

**4番（那須英二君）** 私がいただいた資料によりますと、小学生のほうで6.6%と、中学生のほうでも9.8%と、それを平均して7.7%ということになっておりますが、全国的に就学支援制度というのはあるんですが、およそ平均全国でならしますと13%ということでも承知しているんですが、特に首都圏、例えば東京や大阪でいうと20%を超えている状況のところもあると。だから、本当に全国的には受け入れられているということで、愛知県は首都圏にありながら受けられる方は低いんですが、それでも10%程度あるんです。だから、弥富市は今こんなすぐれた高い水準の制度にありながら、なぜか7.7%ということで、やはり利用者のほうが少ない状況になっておるんですね。その原因というのはこの資料はどのようなことで捉えられていらっしゃるのでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 服部学校教育課長。

**教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君）** 実は、先ほど7.7%が低いというお話でございますけど、私どもの周知の方法としましては、議員も御存じかもわかりませんが、毎年私どもは全小・中学生に就学援助のチラシを配っております。そちらのほうには、認定基準、およその目安の基準等、こちらは全て書いてございますので、周知の方法についていかなものかということ、これ以上の周知の方法につきましては、市のホームページとかそういったことでもやっておりますし、あと就学援助が必要になるのはお子さんの状況が変わったとき、家庭の状況が変わったときは、多分学校の担任の先生が一番よくわかると思いますので、毎年各学校の先生を集めまして、就学援助についての認定の仕方とか、そういったことについても周知を図っておりますので、先ほどの認定率7.7%は現時点でございますので、認定につきましても毎月随時やっておりますので、弥富市が極端に低いというふうには考えておりません。以上でございます。

**議長（佐藤高清君）** 那須議員。

**4番（那須英二君）** 今、周知の方法ということで努力いただいているということでありましたが、私、市のホームページで就学援助について見ておったんですが、対象者が、今からちょっと読み上げていきますが、このように書かれていたんですね。まず第1項目め、生活保護を受けている方、生活保護が停止または廃止されたところと。2番目、項目でいうと、市町村民税が非課税または減免された家庭、3番目、個人事業税または固定資産税が減免さ

れた家庭、4番目、国民年金の掛金が減免または国民健康保険料が減免もしくは徴収猶予された家庭、5番目、児童扶養手当が支給された家庭、6番目、生活福祉資金の貸し付けを受けている家庭、7番目、保護者が職業安定所に登録、日雇い労働者である家庭、8番目、要保護者に準ずる程度の経済的に困りの家庭と、こういうふうに書かれているんですね。

今読み上げたところ一番最後の8項目めのほうなんですけど、この要保護者に準ずる程度に経済的に困りの家庭と書いてあるんですけど、要保護者というと結局生活保護ということになっているんですけども、生活保護基準並みということで捉えられる可能性があるんですね。でも、実際当市のすぐれた就学援助制度に関しては、保護基準の1.2倍という水準で、しかも給与所得控除などを引いた後の金額と照らし合わせての1.2倍ということで、本当にほかの自治体に比べても受けやすい状況になってるんですね。で、やはり市民がこのホームページを見たときに、私は生活保護基準までじゃないわということではなかなか申請には至らない部分があると思うんですね。だからこそ、具体的なケースや金額等も載せて、例えば夫婦2人何十代と、子供1人何十代、このところでは幾ら幾ら、この基準ですよというような明確なサンプルをつけて周知していただきたいなと思っているんですね。今、学校のほうでも説明があると言われましたけれども、そういった形で資料自体も中身をもっとわかりやすい、市民が見て自分で判断できる、私はこの基準に該当しておるから受けられるんだという形で判断できるような資料を作成し、周知を図っていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 服部学校教育課長。

**教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君）** 先ほど、毎年全員の方にチラシをお配りしておるという御説明をさせていただきましたけど、その中に裏面のほうにモデルケースとしてこういう形で、例えば母子2人、3人家族で持ち家の場合とか、賃貸住宅の場合も、あくまで目安でございますけど、こういったものを添付をしておりますので、こういったものについて、先ほど議員が言われましたように全くわからないという状況ではないかと私どもは考えております。以上でございます。

**議長（佐藤高清君）** 那須議員。

**4番（那須英二君）** 今、学校のほうでお配りしているということでしたが、ホームページのほうはまだそういうことがなされてないものですから、ぜひともホームページ等にも添付していただきたいなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

**議長（佐藤高清君）** 服部学校教育課長。

**教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君）** ホームページのほうに記載してないということでございますので、ホームページのほうにつきましても記載できるように、ちょっと時期のほうは未定でございますけど、できるだけ早急に掲載できるようにしたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今、前向きな方向で周知に努めていただくということで御回答いただきました。本当にありがとうございます。今、少子・高齢化ということで子育て世代は大変な状況で、やはり子供が少なくなっていくと、将来的に市の財政的にも、大きく言えば国のほうでも、日本全体を考えたときでも大変な状況になっておると思うんですね。だからこそ、子育てを支えていく市政についてはぜひとも前面に押し出して、「子育てするなら弥富市で」と、今本市でも打ち出しておりますから、ぜひともそれをPRの材料に使って、なるべく若い世代が入ってこられるような形で取り組んでいていただきたいなと思っておりますので、その分本当に心強いお言葉いただきましたので、ぜひとも今後ともよろしく願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 以上で質疑を終わります。

本案15件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会及び特別委員会に付託をいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時49分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 伊藤 正 信

同 議員 大原 功

平成24年 9月21日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実   | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博   | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                            |           |                            |         |
|----------------------------|-----------|----------------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文   | 副 市 長                      | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                      | 下 里 博 昭   | 総 務 部 長                    | 伊 藤 敏 之 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長   | 平 野 雄 二   | 開 発 部 長                    | 石 川 敏 彦 |
| 教 育 部 長                    | 山 田 英 夫   | 総 務 部 次 長 兼<br>総 務 課 長     | 村 瀬 美 樹 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>財 政 課 長     | 佐 藤 勝 義   | 民 生 部 次 長 兼<br>健 康 推 進 課 長 | 服 部 誠   |
| 民 生 部 次 長 兼<br>介 護 高 齢 課 長 | 佐 野 隆     | 開 発 部 次 長 兼<br>商 工 観 光 課 長 | 服 部 保 巳 |
| 開 発 部 次 長 兼<br>土 木 課 長     | 三 輪 眞 士   | 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長     | 渡 辺 安 彦 |
| 教 育 部 次 長 兼<br>学 校 教 育 課 長 | 服 部 忠 昭   | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 松 川 保 博 |
| 秘 書 企 画 課 長                | 山 口 精 宏   | 防 災 安 全 課 長                | 伊 藤 久 幸 |
| 税 務 課 長                    | 伊 藤 好 彦   | 収 納 課 長                    | 山 守 修   |
| 市 民 課 長 兼<br>鍋 田 支 所 長     | 加 藤 恵 美 子 | 十 四 山 支 所 長                | 平 野 進   |
| 保 険 年 金 課 長                | 平 野 宗 治   | 環 境 課 長                    | 鈴 木 浩 二 |

|        |      |                   |      |
|--------|------|-------------------|------|
| 福祉課長   | 前野幸代 | 総合福祉センター<br>所長    | 佐野隆  |
| 児童課長   | 渡辺秀樹 | 農政課長              | 半田安利 |
| 都市計画課長 | 竹川彰  | 下水道課長             | 橋村正則 |
| 生涯学習課長 | 八木春美 | 十四山スポーツ<br>センター館長 | 花井明弘 |
| 図書館長   | 奥田和彦 |                   |      |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会議務局長 | 伊藤邦夫 | 書記 | 佐野智雄 |
| 書記     | 岩田繁樹 |    |      |

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第39号 弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第40号 弥富市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第4 議案第41号 市道の廃止について
- 日程第5 議案第42号 市道の認定について
- 日程第6 議案第43号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第44号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第45号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第46号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 ごみ袋問題に関する事項の調査結果中間報告について
- 日程第11 議案第47号 弥富市長の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第48号 弥富市副市長の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定について
- 日程第13 認定第1号 平成23年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第2号 平成23年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第3号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第4号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第5号 平成23年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第6号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第19 認定第7号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 発議第9号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第21 発議第10号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第22 発議第11号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について
- 日程第23 閉会中の継続審査について

午後2時10分 開議

議長（佐藤高清君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、伊藤勝巳議員と川瀬知之議員を指名いたします。

日程第2 議案第39号 弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第40号 弥富市立学校設置条例の一部改正について

日程第4 議案第41号 市道の廃止について

日程第5 議案第42号 市道の認定について

日程第6 議案第43号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第44号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第45号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第46号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第39号から日程第9、議案第46号まで、以上8件を一括議題といたします。

本案8件に関し、審査経過の報告を、まず総務委員長、お願いいたします。

総務委員長。

総務委員長（伊藤正信君） 総務委員会に付託されました案件について御報告をいたします。

総務委員会は、議案第39号弥富市財産の件、議案第43号の平成24年度弥富市一般会計補正についての2件でありました。

会議は、9月13日9時から委員全員、委員外3名、市側からは市長、副市長、関係部課長の出席のもとに協議をし、審査を行いました。

まず議案第39号弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について、審査をいたしました。全員が賛成で、了承をいたしました。

続いて、議案第43号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第3号）について審議をいたしました。その補正の内容でありますけれども、防犯等の台帳作成業務の委託料と、消防施設の工事請負費、消火栓のブザー等の設置の問題でありまして、それぞれ質問がありましたが、その内容についての説明をし、全員が賛成をし、了承したことを御報告申し上げます。以上であります。

議長（佐藤高清君） 次に、建設経済委員長、お願いいたします。

建設経済委員長（川瀬知之君） 建設経済委員会に付託されました案件は、議案第41号市道の廃止について初め3件です。

本委員会は、去る9月12日に委員と委員外2名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず議案41号市道の廃止について、議案第42号市道の認定についての2件については、質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第43号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第3号）は、担当課長から三ツ又池公園に植栽する芝桜の購入費及び基盤整備促進事業補助金などの説明を受けた後、委員より、あいち森と緑づくり事業はいつまで続くのかとの質問に、市側よりこの事業は平成21年度から10年間ですとの回答などの質疑がありました。討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上、御報告申し上げます。

議長（佐藤高清君） 次に、厚生文教委員長、お願いします。

厚生文教委員長（小坂井 実君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第40号弥富市立学校設置条例の一部改正について初め5件です。

本委員会は、去る9月13日に委員全員と委員外3名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず議案第40号弥富市立学校設置条例の一部改正については、質疑で委員より市内の小中学校のあり方についての現在の考え方と、将来的にどのようにしていくのかとの質問に対し、市側より、小・中学校については地域の拠点、防災の拠点と考えている。将来のあり方については慎重に考えていかなければならないとの回答などがありました。討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第43号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第3号）は、市側よりポリオの予防接種ワクチンが生ポリオから不活化ポリオに切りかわったことによる予防費、小学校プール修繕工事請負費、外階段設置等に関する設計監理委託料などの説明がございました。

議案第44号平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）では、国民健康保険支払準備基金積立金及び返還金の計上などの説明がございました。

議案第45号平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、後期高齢者医療広域連合への納付金などの説明がございました。

議案第46号平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）では、国・県・支払基金、市の負担金、交付金の精算による過不足の補正などの説明がございました。質疑では、退職者医療交付金の返還金についてなどがありました。討論はなく、一括採決の結果、全員

賛成で原案を了承いたしました。

以上、御報告申し上げます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案 8 件は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案 8 件は原案どおり可決をいたしました。

~~~~~

日程第10 ごみ袋問題に関する事項の調査結果中間報告について

議長（佐藤高清君） この際、日程第10、ごみ袋問題に関する事項の調査結果中間報告についてを議題といたします。

報告を、ごみ袋問題調査特別委員長、お願いいたします。

ごみ袋問題調査特別委員長（小坂井 実君） ごみ袋問題に関する調査結果中間報告を申し上げます。

初めに、本委員会に付託にされました調査の趣旨について申し上げます。

弥富市と佐藤化学工業株式会社との間には、可燃大及び不燃大のごみ専用袋購入契約が締結されていましたが、佐藤化学工業株式会社の事業停止に伴い、平成23年度までに既に発注し、保管されていたはずのごみ袋が受け取れない状態になっております。

本委員会において、事件の全容について調査・究明し、もって損失発生 の責任の所在を明確にし、再発防止策について提言していくつもりであります。

本委員会に付託を受けた調査事件について12回にわたり委員会を開催、調査いたしてまいりました。その経過及び調査状況を御報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付してありますごみ袋問題調査特別委員会調査報告書のとおりですので、調査報告書中 5 ページの(4)責任の所在から御報告申し上げます。

(4)責任の所在。今回のごみ袋未回収問題は発注先業者の破綻に端を発し、未回収となっているごみ袋は平成23年度の契約分であり、当該年度において確実に納品に対する検収が行われていれば未回収は起きなかった。また、既に平成20年度末において適正な在庫量が上回

っていたことから、市民が使用する年間のごみ袋の数量の発注で十分であるにもかかわらず、それを上回る数量のごみ袋の発注を平成21年、22年度と行い、結果として佐藤化学工業株式会社の倉庫に大量の在庫を保管することになった。

また、予算の積算については、ごみ袋の年間の使用数量、年度末における在庫数量を正確に把握し、必要最小限の予算を計上すべきであった。適正な量の発注をしていれば大量の在庫を持つことはなく、市役所の倉庫に保管管理でき、未回収は起きなかった。適正な発注量、適正な検収、適正な保管管理のどれか一つでも確実に執行しておれば、未回収は回避することができたと考えられる。以上3項目の事務の執行については規則によって規定され、また通知によって知らされており、担当グループリーダー及び担当課長はこれらの事項を真摯に遵守すべき立場にあった。それぞれの規則、通知は下記のとおりである。

適正な発注量。弥富市予算決算会計規則第4条第1項の規定により通知した翌年度の予算編成方針には、「予算見積書の立案に当たっては、事業の所要額を十分精査の上、必要最小限の額で立案する」とあり、この方針に沿って予算を要求すべきであったこと。適正な検収。弥富市契約規則第50条の規定により、契約書その他の関係書類に基づき納品の内容及び数量について検査を実施すべきであったこと。適正な保管管理。弥富市物品管理規則第5条第2項の規定に従って、佐藤化学工業株式会社の倉庫に保管していたごみ袋の量の確認などを確実にやり、管理すべきであったこと。

以上3つのごみ袋に関する基本的な事務の担当者である清掃対策グループリーダーについては、適正に在庫量を把握せず、従来の発注の仕方を踏襲し、漫然と発注を続けていたこと。さらには、発注先から請求があったものに対し、現品検査もせず支払いを続けていた責任は重大である。また、この事務を統括管理し、課員を指導監督する立場にあった元環境課長及び前環境課長は、課長としての職務を的確に果たさなかったことの責任は大きい。また、民生部長は、部長として環境課長に対する適正な事務処理の管理責任があった。同様に、組織を統括する立場にあった副市長及び市長についても管理責任があった。

(5)今後の改善策について。大量のごみ袋が未回収となったことは、佐藤化学工業株式会社の破産に原因があるとはいえ、適正に事務を執行しておれば回避することができた。貴重な税を執行する立場にあり、今回の事件を深く反省し、二度とこのようなことが発生しないようにしなければならない。さらに、平成24年6月6日付「会計事務の適正な執行について」を各所属長宛てに通知し、職員の適正な事務の執行を徹底されたところである。特に環境課におけるごみ袋については、以下の点に留意して事務を執行されたい。

ごみ袋の適正な数量の予算化及び発注。財政状況が厳しい中、ごみ袋の発注においても、必要以上に保有することは貴重な税が活用されていないことと同じであり、在庫数量を常にチェックし、適正な量を維持するようにしなければならない。年度末における在庫は、次年

度における生産業者が納品できるまでの間の在庫量を必要とするが、年間のごみ袋の発注数量は、年間の民間の実際のごみ袋の使用数量と同量となるように厳格に予算計上し、発注すること。

ごみ袋の納品に対する的確な検収、立ち会い。ごみ袋の在庫の相当量が生産業者の倉庫での保管が常態化していたことから、職員による検収が的確に行われていなかった。検収が確実に実施され、在庫の確認が行われていれば未回収はなかった。契約書、仕様書などに基づき、検収担当職員による的確な納品に対する検収を行うこと。

ごみ袋の確実な保管管理。本来市役所に納品された製品は市役所で確実に保管管理すべきであり、生産業者の倉庫に保管すべきではない。ごみ袋の取扱業務を委託している商工会で管理保管している量及び市役所で保管・管理する量を必要最小限とし、各年度末において次年度における新生産業者が納品できるまでの間の在庫量を持つ必要があるが、常に適正な在庫量及び保管について留意すること。

(6)まとめとして、本事件は市が発注したごみ袋の納入業者が倒産し発覚したものであるが、平成23年度の代金支出済みのうち1,276万8,649円の物品未回収代金損失事件であり、市行政に対する市民の信頼を損ねることになったことはまことに遺憾である。管理監督責任を含めた責任の所在は、市民にわかりやすく厳正に、しかも速やかに明らかにすべきである。このような事件が再び起こることがないように、管理システムの構築と職員の再教育を初め、庁内の危機管理に対する機能の再点検も急ぐべき課題と言える。

以上ではあるが、本委員会の提言については真摯に受けとめ、速やかな対応を求めるものである。

なお、この調査報告書の提言に基づきまして、市側より回答書が提出されております。本日、皆様のお手元に配付してありますので御確認ください。

これをもって本特別委員会の中間報告を終わりますが、なお、ごみ袋問題調査特別委員会では中間報告でございます。今後も継続し、調査いたしてまいりますことをあわせて御報告いたします。以上です。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

18番（大原 功君） 質疑の前に、あれ、今の物品なのか消耗品なのかきちっとしておかないかんよ。消耗品じゃないの、あれ。物品に当たるのね。委員長、よく注意しておかないかんよ。これは個人的だけれども、物品というのと消耗品とは違うということだ。どっちが正しいのか。

議長（佐藤高清君） 後日報告するということによろしいですか。

18番（大原 功君） 消耗品にしていかないとだめだよと言うの。

議長（佐藤高清君） また、ごみ袋問題特別委員会を通じまして報告させていただきます。  
質疑の方ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認めます。

以上で、ごみ袋問題調査特別委員会の報告を終わります。

~~~~~

日程第11 議案第47号 弥富市長の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定について

日程第12 議案第48号 弥富市副市長の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定について

議長（佐藤高清君） この際、日程第11、議案第47号及び日程第12、議案第48号、以上2件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 本日提案し、御審議いただきます議案は、条例議案2件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第47号弥富市長の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定及び議案第48号弥富市副市長の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定につきましては、ごみ袋購入の不適切な処理に関し、私自身及び副市長は市政の信頼失墜の責任を重く受けとめ、管理監督の最高責任者として給料及び期末手当の減額を行うための特例を定めた条例を制定するものであります。

公職に携わる者としての責務について、改めて意識改革を全職員に促すとともに、さらに徹底した再発防止策を実施するなど、全庁一丸となって信頼回復に取り組んでまいります。一度失われた信頼を回復することは一朝一夕には運びませんが、私を初め全職員が一丸となって職務に取り組んでまいり所存でありますので、関係各位の御指導を切にお願いを申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げ、詳細につきましては担当部長より説明をさせます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 議案は総務部長に説明させます。

伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議案第47号弥富市長の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

改正の内容につきましては、第1条、市長の給料の月額につきまして、平成24年10月1日から平成25年3月31日までの六月の特例期間において、現在の給料月額からさらに20%を減額するものであります。

第2条、市長の期末手当の額につきましては、特例期間において、現在の支給額からさらに20%を減額するものであります。

次に、議案第48号弥富市副市長の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の内容は、第1条、副市長の給料の月額につきまして、平成24年10月1日から平成24年12月31日までの三月の特例期間において、現在の給料月額からさらに10%を減額するものであります。

第2条、副市長の期末手当の額につきましては、特例期間において、現在の支給額からさらに10%を減額するものであります。

附則といたしまして、施行期日について定める規定につきましては、平成24年10月1日から適用するものであります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案2件は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案どおり可決いたしました。

~~~~~

日程第13 認定第1号 平成23年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第2号 平成23年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第3号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第4号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第5号 平成23年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第6号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第7号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

議長（佐藤高清君） この際、日程第13、認定第1号から日程第19、認定第7号まで、以上7件を一括議題とします。

本案7件に関し、審査経過の報告を決算特別委員長、お願いをいたします。

決算特別委員長（伊藤正信君） 決算特別委員会に付託されました認定第1号から7号までについて御報告を申し上げたいと思います。

まず審査に当たりましては、9月14日、9月18日、9月20日と3日間にわたりまして、それぞれ審査をまいりました。先ほどごみ袋特別調査委員会、それぞれ市側からの議案として出されました議案第47号、48号、それぞれを、私ども審査の過程の中でそれぞれ含みながら、決算委員会としての取り組みをしたことを、まずもって御報告を申し上げたいと思います。

さらに、決算委員会につきましては、決算委員全員とそれぞれ委員外の方が御出席をされ、さらには市側からは市長、副市長。そして、私どもの審査の方法といたしましては、まずは総務部に関すること、民生に関係すること、開発に関すること、教育関係、この4点を順番に審査をまいりました。

まず、その状況の中で、付託されました認定第1号から7号までを経過として申し上げておきたいと思っておりますので、よろしくをお願いを申し上げたいと思います。

そんな状況の中で、総務委員会といたしまして、部長のほうからその概要について説明を受けました。特にその内容の中では総務部といたしまして、市税の決算75億2,728万3,268円で、前年度と比較いたしまして1億6,028万2,532円の増額であったと。その率は2.2%増。恐らく特徴的といえますか、自動車取得税交付金は8,497万3,000円、前年度比1,790万7,000円の減額であったと。その率としては17.4%の減であります。この理由は自動車取得税減税による減収の影響であるということであります。

そして、地方交付金は1億2,321万5,000円、前年度比1,577万の増額、率にして14.7%の増であります。この理由は自動車取得税交付金の減収分の補填であったということであり

ます。

さらに国庫支出金については15億5,543万で、対前年度比1億9,859万7,583円の増であります。率にして14.6%の増。この理由は、公立学校施設負担金、生活保護費負担金等の増によるものであります。

歳入合計額145億8,580万5,084円で、市税の占める割合としては51.6%、自主財源としては63.5%、市税の割合は81.3%でありました。

さらに主な歳出といたしましては、総務費が16億2,092万1,278円、一般会計で占めるその割合は11.6%、対前年23.6%の減であります。その理由は、特に土地取得特別会計から一般

会計への土地の買い戻しがなかったことと、公共施設整備基金積立金減額によるものであります。

さらに総務としては、消防費が7億1,280万4,422円、一般会計の占めるその割合は5.1%であります。前年度比として6.9%増であります。その増の理由といたしましては、栄南学区での防災施設の関係であります。総務部の経費としては、消防の中では16.7%が占めているということであります。

特に市税の収入額は、市民税の28億736万7,292円であります。市税が占めるその割合は37.3%、対前年度比で0.6%の増であります。市民税の内訳は、個人市民税の23億188万7,892円、対前年度比では1.6%の減であります。法人市民税は5億547万9,400円で12.3%の増、固定資産税は43億3,040万7,151円でございます。市税のそれぞれ57.6%の対前年2.5%の増であります。その内訳は、固定資産税が41億4,224万551円あります。市町村交付金1億9,179万5,600円あります。

収入の多いものでは、とりわけたばこ税が特徴で3億1,764万2,326円でございます。対前年では12.6%の増であります。さらには軽自動車税が6,762万8,399円、2.9%の増であります。入湯税は60万8,100円ございました。

その状況の中で、市税の不納欠損金額は1,385万5,872円、収入未済額は5億775万5,689円、徴収率といたしましては現年課税分の98.6%であります。滞納繰越分は18.15%、合計で93.52であります。前年度と比較いたしまして、滞納繰越分の徴収率は3.55%の増加であり、現年課税分の徴収率の微増がありました。そのような状況の中で、税収がありました。

地域交通の交通活性化協議会負担金におきましては1億3,533万8,520円あります。国からの補助金等4,971万5,000円あります。そのような総務部の内容であります。とりわけ質疑が出ました内容については、滞納金の徴収について努力はありましたが、それぞれその法の制度に合った状況を加味しながら、市民の徴収方についての御努力をという意見がありました。

それから、地域活性バスの効率化の問題については抜本的に見直す必要もあるのではないかと、そしてより市民の足としての役割を果たすべきである。そのような中で、市側からは、足の問題として、さらには将来の活性化バスとして、協議会は協議会、そして市の行政の中としての検討委員会をさらに深めていきたい、こんなような答弁もございました。

さらに、納税についての関係であります。最低生活保護者に対して最低保護世帯と同じような勤労所得の方についての税の徴収方について、最低生活保護者による課税基準などを考慮しながら、それぞれ対応されたいという意見が総務委員会で出されました。

続きまして開発部の関係でありますけれども、歳出につきましては、農林水産業費として8億2,645万、一般会計の占める割合は5.9%で、対前年より0.1%の伸びであります。その

中で、商工費は4億7,712万8,438円、一般会計の占める割合は3.4%、21%の伸びでございます。その理由は、企業立地の指定企業交付金の増額によるところの内容であります。

さらに、土木費で10億79万1,370円、一般会計の占める割合7.1%、対前年20.8%の減であります。その理由につきましては、日の出橋の工事負担費の減などが主な内容でございます。

さらに農林水産業費として、生産調整推進対策事業費補助金1,789万7,511円と、その目的は集団化補助金に2,502万1,960円、米の数量の確保や転作物振興などを含んだ中の有効利用のための支出であります。そのような状況の中で、市の単独事業として、10アール当たり転作について3,000円。そして、麦、大豆転作者について10アール当たりの7,000円の交付を行ってきたという状況でございます。

さらには土地改良事業工事の基盤整備工事請負費として1億4,155万500円、県営湛水防除事業負担金が6,996万2,000円、県営緊急農地防災事業負担金2,596万4,746円、これは排水機の整備事業でございます。さらには道路改良工事請負費として1億5,331万5,750円、公園整備が6,436万170円あります。

農業集落排水事業特別会計の状況の中では4億1,148万4,467円の支出をされ、その元金5,411万8,493円及び利子3,608万8,155円が、市債で元金及び利子の償還などに充てられたという状況であります。

さらに、公共下水道事業特別会計についても8億184万5,327円、前年度比9.3%の減であります。その要因は、国庫補助金の交付金が減収になっているという状況であります。その中で質疑といたしまして、将来的に農業集落排水事業、下水道事業について、それぞれ中・長期の財政確立のための、いかにあるべきかという質疑がございました。さらにその状況の中で今日的な事業の見直し検討もという御意見等が出ておりました。

さらに民生部として、23年度決算については、先ほどごみ袋調査委員会等の御報告がございました。そのような状況の中で、民生費として特に51億1,596万6,000円の決算額、対前年度比は3億5,408万4,000円、6.5%の減額であります。その要因は、平成22年度完了した弥生保育所建設事業請負費用などが5億9,094万1,000円の減額であった。その状況の中で減額だということでございます。

民生費は、扶助費について22億9,509万8,000円でございますが、対前年度比2億1,676万5,000円の増額であります。その増の主な内容は、障害者の社会生活を営むことができる居宅介護、生活介助、施設入所などの支出に充ててきたということでございます、その給付費支援でございます。さらには、障害者自立支援として2億4,834万3,000円が支出されました。さらには、生活保護世帯の支援といたしまして4億1,711万3,000円でありました。その内容は、169世帯246人という状況でございます。

衛生費といたしまして12億2,812万4,000円、前年比1,172万1,000円が減額であります。その要因は、海部地区環境事務組合への負担金が減であったという状況でございます。さらに、障害者福祉計画費としての24年から26年までの計画費が310万円充当された等、それぞれの内容でありましたが、保育所の運営としては10億5,118万1,000円であります。保育所の内訳といたしましては、人件費が7億9,733万8,000円、総額の76%を占めているのが人件費でございます。その内訳は、児童数が1,081人、1人当たりの拠出年間支出額が97万であったということであります。

子ども医療費としては2億2,079万円の支出でございます。母子家庭等医療の助成といたしまして2,871万1,000円。この母子家庭という、このごろ離婚者が大変ふえている状況で増という状況も報告がされました。さらに子ども手当は9億3,582万1,000円。この子ども手当につきましては、政府のいわゆる制度の変更等もありまして、その状況であります。児童クラブ費は4,161万7,000円でございます。その利用者は、延べ人数ですが3,136人、1人当たりのかかった費用は1万3,200円でございます。さらには、いこいの里老人福祉センター、十四山福祉センターの支出としては9,600万円が出ています。そして、太陽光発電の導入促進補助金としては888万5,000円が出されています。その世帯数81施設が出ました。

そんな状況の中で、特別会計として国民健康保険特別会計、歳入42億6,152万6,000円、歳出といたしまして40億8,777万5,000円、国民健康保険税としての収入は11億5,289万で、歳入合計の27.1%、対前年比といたしましては12%の増であります。さらに加入状況といたしまして6,093世帯1万1,734人です。

さらに後期高齢者医療特別会計について、歳入合計といたしまして3億5,009万1,000円、歳出は3億4,615万でございます。被保険者数は4,413人、対前年187人の増であります。

介護保険特別会計についての歳入21億4,084万5,000円、歳出20億9,688万、歳入、保険料収入は4億1,573万4,000円です。対前年といたしまして667万3,000円で、1.6%の増額であります。歳出、保険料給付費20億1,018万9,000円、対前年1億4,352万の増でございます。7%の増が出されております。

続きまして、介護サービス給付金につきましては7億492万、対前年度5,990万5,000円の増額という内容でございます。特別会計の介護サービスの内容でございますけれども、歳入4,875万3,000円、歳出3,393万3,000円、デイサービス利用延べ3,469人、対前年度比で459人が増となっております。

すなわち、高齢者社会になっている今日、市は第3期障害福祉計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、平成24年から26年の事業計画についてそれぞれ短期間で集約されるという状況など、時間をかけて、それぞれの福祉の内容等を含みながら意見を聞くべきではないのかという意見。さらには、貧困者の税についての配慮等の要望、意見がありました。民生費

としての協議の内容でございます。

さらには、教育関係の決算の内容でございますけれども、教育費の支出として17億7,618万572円、前年度比で11億8,753万3,893円で5億8,865万1,832円が増額でございましたが、対前年度比といたしましては49.6%の増。その主な理由は、第2桜小学校の工事請負費やら、図書館棟の修繕工事請負費の増額ということでございます。さらに、小学校の給食費、調理業務委託料としては5,094万2,150円が出されました。安全対策費として小学校の窓ガラス飛散防止の2,625万円が支出として出されました。飛散防止の対策としては、23年度が59%、24年度が41%で100%の飛散防止を行っていく状況の支出でございます。さらには、学校管理整備として給食室、プール等修繕として1,813万8,750円が支出されております。

さらに特別支援教育、就学児童、保護児童の学用品等の援助といたしまして1,122万6,882円、前年度比として20万4,435円の増であります。要児童の23年度の数176人、特別支援教育費では23年度12名が適用とされております。特別支援教育就学要保護生徒の学用品等の援助は1,931万357円ということでございます、対前年で295万5,622円の増額であります。その要保護生徒数としては114人が適用であり、特別支援教育生徒は8人です。

さらには、北中学校の駐車場確保の購入費として1,728万が支出をされております。

私立幼稚園奨励補助金といたしましては357人で、2,496万4,100円が支出され、対前年8.4%の増であります。

さらには高校公立・私立の生徒の格差是正の授業料補助でありますけれども、121名に適用して102万4,000円が支出となっております。

以上が学校教育の支出の状況であります。学校関係においてはそれぞれ議論といたしまして、意見としては、防災耐震の問題をいかにあるべきかと同時に、それぞれの対策はどうであったかという質問でございます。そして、さらには十四山の体育館の、要はどのような形になっていくのかという質問でございましたが、それぞれ市側としても、今、再度検討しながらという答弁でございました。

さらにはいじめ問題、社会環境の中で生まれている現象について、それぞれ委員の方から意見が出されて、今、私どもの状況の中でその事件性の課題については、今後の対応の仕方について皆さん方はそれぞれ御説明をする機会を設けながら、さらに深くその問題に対応したいという答弁でございました。

それで、私ども認定第1号の関係について申し上げておきたいと思っております。

平成23年度弥富市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして質疑、討論を行いました。それぞれごみ袋調査委員会等の経過を受けながら、私どもも、それぞれ地方自治法の定めによるところの決算のあり方、さらには、市の服務規程によるところの懲罰、それぞれを判断をしながら、調査委員会等含みながら、委員としての予算審議の中で採決を求めました。その

状況の中で反対1、保留1、賛成多数ということで、委員会としては承認をしたということ  
を御報告申し上げておきたいと思います。

さらに、認定第2号平成23年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、  
先ほど申し上げましたように、支出はなかったという状況でありますし、認定第3号平成23  
年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算、そして第4号の23年度弥富市後期高齢者医療特  
別会計歳入歳出の認定、第5号平成23年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて、それぞれ2号、3号、4号、5号を一括し審査、討論を行い、全員賛成という認定を  
いたしましたことを報告を申し上げておきたいと思います。

さらに6号、7号についてでございますけれども、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決  
算、さらには公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の件につきましては、経過の中でも御報  
告申し上げましたように、いわゆる環境整備ということについては賛成していく立場ではあ  
るけれども、中・長期に係る歳出について、より一層具体的にそれぞれの対応をすべきでは  
ないのか、市の財政を有効に活用する意味からもそのような意見があり、採決の結果、反対  
1、賛成多数ということで、日程6、7につきましては認定をいたしましたことを御報告を  
申し上げ、審査の結果の内容にかえさせていただきます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りたいと思いますが、10分間休憩をして、3時10分から討論に入りたい  
と思いますので、ここで休憩します。

~~~~~

午後3時03分 休憩

午後3時13分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

認定第1号から認定第7号まで一括議題とし、討論に入ります。

まず、三宮十五郎議員お願いします。

5番（三宮十五郎君） ただいま上程されております認定議案のうち、一般会計決算及び集  
落排水、公共下水道の2つの特別会計あわせて反対。そして、国民健康保険と介護保険特別  
会計については賛成の討論をさせていただきます。

私は、特に平成20年度までの大規模な庶民増税、あるいは長期にわたる雇用破壊、そうし  
た中で我が市やこの周辺の市町がどういう状況になっているかに大変深い注目を払ってまい

りました。今決算におきまして、各市役所の協力をいただきまして、住民基本台帳人口とゼロ歳から4歳までの子供の数、14歳以下の中学生以下の子供の数の一覧表や、また税収を中心といたしました各市町の特徴についても、我が市の決算とあわせて非常に注目をし、私ども地方議員を通じて決算資料をいただきまして、一覧表をつくりました。

そして、ただ一宮市だけは12月議会での決算審査ということでありまして、決算状況についての公表を現在は行っておりませんので9市であります。23年度分につきましては人口は載せてありますが、税収等につきましては、基本的に一宮市の決算で示される資料については抜いたものとなっております。

決算特別委員会や、当局、あるいは委員外で出席された皆さんにも、最終部分は私の手書きのもので一部修正したものなど配付させていただき、皆さんにもごらんをいただきましたが、改めて本当に住民の暮らしが、我が市も含めて、周辺の人たちが大変な状態になっているということを痛感させられました。

まず人口が減少しているのは3市であります。ふえているところでも、一宮市の平成17年に比べて平成23年度末が2.13%、それに続いて弥富市が1.91%でございますが、3市では人口が減っておりますし、今申し上げた市以外の人口の増加は微増であります。

特に私が驚いたのは、ゼロ歳から14歳までの子供の数が3市で5%から10.7%減っていること。さらに驚いたのは、ゼロ歳から4歳までの5年間の人口、一番小さい子供たちの変化ですが、5%から20%を超えるような減少が6市で発生しております。こんな形で子供が減っていけば、本当に大変な事態になるという思いを強くしたことと、もう1つは個人市民税が、平成20年度までに定率減税の廃止だとか、老年控除の廃止を初めとした庶民増税と、それから税源移譲によりまして大体130%の後半、弥富市は142%の引き上げがありましたが、その20年度から23年度末までの間に、弥富市で11.6%、個人市民税の1人当たりの収入が減っております。一番多く減っているのは、14.6%という減り方をしているところが3市ございますが、本当に子供は減る、そして個人所得はどんどん減っていく。雇用の破壊だとか庶民増税、そして大企業や大金持ちに対する大盤振る舞いの減税が行われる一方で、雇用破壊によりまして国民健康保険やいろんな形で、本来は正規の労働者、雇用者がおれば扶養家族として当然処遇されるような人たちが国民健康保険に入ってくる。これに対して、市がどんどん財政負担をしなければやっていけないような状態が続いてくるなど、それぞれの市町、我が市もそうでございますが、実際の行政経費はふえ続けております。

そして驚いたことに、平成20年度に税源移譲だとか、今言ったような増税によりまして、大幅に皆さんの税金が引き上げられたわけでありまして、実際の基準財政需要額と言われております一番土台の収入、税金のほかに地方交付税だとか消費税交付金だとか、こういう国からの交付金を合わせたもの、さらにそれに臨時財政対策債を加えたものであります。そ

の中で占める割合というのは、平成17年度と20年度、かなり大幅な市民税の引き上げが行われたわけでありましたが、それでもほとんど変わっていません。そして、23年度末には、今申し上げましたように、それぞれの市町の収入の基本的な中心になっている税と、そういう国からの交付金、地方交付税の一部として出されております臨時財政対策債、これを合わせたものの割合は、平成20年度に比べて弥富市だけは全く変わらない比率であります。ほかのまちは少ないところでも6%、多いところは12%税収が減っております。

先日も発表されました宅地や商業用地の土地価格の下落は、名古屋では大幅に下げどまったと、元気な名古屋だと言われておりますが、名古屋市から20キロ圏内で今言ったような、しかも都市ですよ。一応いろんな合併をして農村地域も多く抱えておりますが、都市でそういう状態が起こっているということは、本当に今の国の政治のもとで国民の暮らしや、国の将来や、まちの将来が大きく損なわれているということを目の当たりにして、ぞっとする思いでありました。

同時にそういう中で弥富市が人口を減少させない。子供は減少したと言っても0.何%というレベルでございますので、ほぼ横ばいという状態で維持できているということは、この歴代の、いろんな立場の違いはありましたが、町長や市長が子育て施策を大切にすると、そういう住民や市民の声に応えるということで営々と続けてきたこと。さらに、服部市長も弥富の福祉は後退させないという立場を表明して、市民に応える市政を進めていくということで、大枠ではそういうものを引き継いでこられた中で、我が市が特別に他の市町と比べて、今、この地域で健闘しているのではないかというふうに私は見ながら、しかし今まで頑張ってきたからよかったということではなくて、本当にこういうときだから、やっぱり我が市の財政状況やそういうものをしっかり踏まえて、こういう時期に本当に市民が安心できるまちづくりを進めていくためにも、もっと頑張っていたきたいというのが私の反対討論の一番眼目でありますので、よくお聞きいただきたいと思っております。

1つは、今委員長の報告の中でも税収、滞納なんかの問題が触れられましたが、収入がふえていくときには非常に皆さん楽なんです、全体として縮小していく、商売でも家庭もそうでございますが、こうした中で一定の滞納を抱え込んだりしますと、延滞金が14.数%というような状態もありますので、本当に雪だるまのように滞納がふえていく、負担がふえていく。こうした中で、もちろん私どもは滞納を奨励するわけでもありませんし、きちんと納める条件のある人たちは納めていただくことが前提であります、そうは言いますが、もともと今日本の地方税法だとか、それからいろんな行政が基準を決めて賦課するものにつきましては、大きくは憲法25条などによりまして最低生活の保障ということで守られておりますし、それぞれの税法や法律によりまして生活保護に落ち込むような賦課や徴収はしないというふうに定められておりますので、こうしたことを厳密に守りながら、納税できる人には

納税していただくという立場を一層強めていただきたい。

今進められております機構は、1年間で解決をするという前提で機構送りが行われておりますので、結局借りてきて払うか、3回の分割で払うか、給料を差し押さえるかというようなことを言っておりますが、先日も愛知県民主商工会の皆さんが県の税務担当部局と懇談をいたしましたところ、機構は財産があって、そして基本的に1年以内で解決できるようなところを送るところであって、財産もないような人を機構に送るような指導はしておらんとやっておりますが、実際はそうではないような状態でございますので、こうした面でも、非常に今職員も少なく大変でございますが、はっきりと市民の顔が見える市の職員の手によって納税相談も行われ、適切な収納が行われるようにされることを、最近の納税相談や機構が行っている問題、あるいは県がそういう回答を県民に対して行っている状況を十分考慮されて、対応されることを強く求めておきます。

同時に、私が一番懸念をしておりますのは、公共下水道と集落排水であります。

現在、集落排水は6カ所で供用開始をし、1カ所建設中ではありますが、5カ所は最低でも90%以上、多いところは99.3%は接続している。まだ供用開始されてそんなに間がない十四山西部処理場につきましても、43.4%は接続しておるという状況ですから、大体この6つは基本的に終わっているところというふうに見てもいいと思いますが、実は平成18年から23年度までの6年間の収入と費用の関係を見てみますと、使用料としての収入が3億300万円余り、そして費用につきましては施設管理費が4億6,000万円余り、支払利息が1億6,800万円、元金の返済が2億6,400万ほど。ここは高額な国や県の補助事業もありまして、借金は19.2%という非常に少ない借入金で事業を起こしましたが、それでもこんな負担がかかります。

したがって、さっき申し上げました使用料収入の2.9倍、実際には使用料収入は3億300万ほどであります。経費は8億9,100万かかっておりまして、3分の1ほどしか使用料では充当されていない。実際の経費はさらに今後の、もういよいよ10年を過ぎているところが出てきますので、電気機械設備の更新だとかというのが直前に来ております。さらに、もうその先には施設そのものの更新だとか管路の更新がありますが、これは決算特別委員会でも議論がありましたように、市側も、あるいは委員の皆さんの間からも、このまま市の責任で全部続けていくわけにはいかんだろうと。いずれ公共下水道につなぐか、そういう方向でしか打開できないということを議論の中でも皆さんも述べられたわけでありまして。

実は、公共下水道はこれに比べると、1人当たり市が直接負担をする事業計画でも、実人口で言いますと3万6,000人ぐらいのエリアでありますから、1人当たり約80万、そのうち45万7,000円ほど借金をして賄うものでありまして、集落排水事業に比べたら事業規模も大きいし、借入金もはるかに大きいもので、一層経費負担が絡むことは想像にかたくありません。

ん。

さらに南部水道企業団の水道料が、愛知県下で今一番高いというふうに言われて、皆さんからも値下げを求められておりますが、これにつきましては、この52年間の総投資費用が現在の人口1人当たり30万円ほど、そして借金は1人当たり約9万円ということで、30%ほど、ありますが、この弥富市の計画は借金57%でやると。もともとこれは国が交付税で55%ほど見てくれるということで出発したんですが、これは事実上期待できないということで計画を先延ばしにしておりますが、これは前町政時代からの引き継ぎでありまして、直接、今、服部市長が責任云々という問題ではありませんが、しかし本当にこういう人口の減少、それから収入が減少していく。さらに費用について、今までのどんな事業よりもはるかに規模が大きいものが、このまま進めていいものかどうなのか。もっとその効果的な方法や、将来的に本当に市民が安心できる事業や制度であるかということについて、本当に踏み込んで検討する時期に来ているのではないかと、そういうふうを考えざるを得ません。

既に東北地方の秋田県、青森県は、あの大地震でもはるかに前に、もう全部つなぐというやり方については、人口減少していることもありますが、財政的にもとても負担に耐えられないということで大幅に見直しをしております。ここは、県のそういう計画全体の中に入っておりますので、弥富市が単独でどうこうという問題はなかなか難しいわけですが、しかし私は、今こういう全国的な国民が置かれている状態や、市民が置かれている状態を考慮すれば、やはりきちんと見るものは見ていくという対応は避けて通れない問題となっていると思います。したがって、一日も早く実際の見通しを市民の前に明らかにしながら、弥富市が、あるいはこの地域の皆さんがどういうふうにしていくことが、より地域や皆さんの暮らしや環境改善に寄与するものであるかということについて議論を進めていただくことを、改めて強くこの機会に申し上げておきたいと思っております。

次に、いろいろありまして、国民健康保険や介護の決算に今回賛成するということについて、おやっと思われる方もあるかもしれませんが、これにつきましては私も調べて驚いたんですが、例えば国民健康保険の値上げを抑えるための一般会計からの負担は、弥富市に次いで、この尾張9市の中で2番目に多いのが愛西市なんですね、この4年間のトータルで見ますと。したがって、その愛西市に比べて1万数千円、まだ弥富のほうが多いんですね。ほかの市町からは何万円も離れているという負担をして、本当に払う人から見るととても払い切れない額だということで、滞納もかなりの額があるわけですが、もう一方で言うと市側の努力はそういうことがされている。

介護保険につきましても、先回の値上げで、たくさんの人たちからこんな値上げをしたら暮らしが成り立たないということが言われたり、あるいはこの経過の中ではいろんな議論がされまして、一部ではありますが修正をされました。その中で、市長のほうから、ぜひ市長

会やそういうところを通じて改善を求めていきたいということで、今、それにも着手されて、既に意見書が出されて、一番下のところでは決定されたというふうに言われておりますし、弥富市もそうした市民の動きを受けまして、市議会のほうも全会一致で改善の意見書を出しております。

加えて、この間の24年度になってからのいろんな議論の中で、弥富市のそういう介護保険だとか国民健康保険だとか、あるいは市税なんかの減免規定は、表から見るとよその市町に比べてそんなに悪くないのに、実際に使われていないということが繰り返し議論が行われてきました。

ようやく先般、国民健康保険、介護保険、あるいは現年分の税金につきましては、実際の生活保護を受けている人と比べて遜色のない一定の基準に改めるということが確認され、もう1つのネックになっておりました預貯金が一定額あるということが、もう1つは使えない仕組みのがんになっておりました。それにつきましても秋田地裁等の判例等もあり、市としても必要な検討をしていくということがこの間の審議の中で明らかにされて、一定の改善がされております。

まだまだ国の制度そのものが大変不備なものでありまして、もともと国民健康保険制度が出生したときには、他の健康保険に入れない人たちを無条件で受け入れる制度であるから、税、国全体は料と言っておりますが、税・料の減額や免除、それから自己負担の免除、それを備えた制度であり、世界に誇る国民皆保険の制度だと言われておりましたが、そうした側面が余りきちんと活用されずに今日に来たことと、それから雇用状況の破綻のもとで大変深刻な事態になって、生活保護を受けている人よりも低い収入の人たちがその5倍以上もいるというような状況が言われている中で、今日的にこの問題というのは避けて通れない。本当に国民の命や暮らしを守るといふ憲法上の規定だけでなく、市長、村長に委任された特別の責務となっておりますので、そういう立場で本格的な努力を始めていただくということと同時に、市議会もそういう形で、介護保険や後期高齢者医療制度の抜本的改善を求める意見書、しかもその土台には雇用を安定させて、働いてきちんと生活できる収入や、税や社会保険料を払える、そういう仕組みにすることが事態打開の鍵になっているということも含めた意見書を出しておりますので、私どももそういう皆さんの努力に寄り添いながら、本当に国民的合意に向かって進んでいくというか、そういうことをぜひもっとも努力をしていただく。そして、市のそういう対応についても、本当に心のこもったものにしていただくことを強く期待をして、賛成をすることにいたしました。

なお、じゃあ一体そんなことを言っておるけれども、どんどん税収が減っておる中で財源どうするんだという御意見があるかと思いますが、これにつきましては、本当にこの議会でも那須議員も発言をしておりましたが、今、1億円を超える個人所得のある人から先は、そ

こまでは税収そのものは上がっていくが、そこからはどんどん負担が下がっていく、税収も減っていく。ところが、1億円の所得の人と数百万のサラリーマンと、税と社会保険と合わせた負担は全く同じ比率だという、こんなむちゃくちゃなことがここ何十年かの間に、考えられなかったようなことがやっぱりあること。それから、大企業への大減税が行われて、日銀総裁も財界の皆さんはお金の使い道に困っておると。とにかく280兆円ほどの社内留保資金があることなどもあって、どんどん外国へ出ていくとかいろんなことを言っておりますが、内需が冷え込んで、もう本当に雇用が壊れたことが、国内需要がふえませんか、企業が投資しようにも投資もできないというような深刻な状態になっておりますよね。この解決を図ることこそが、日本の経済と財政の再生の一番かなめであります。

今、決める政治だとかいろんなことを言って、消費税を上げなきゃどうしようもないから上げるとか、あるいは橋下大阪市長などは、消費税を全部地方税にして、交付税をなくするなんて言ってますが、それだけでも10兆円以上地方の財源が減ることになりますし、今、私がこの間お配りした表を見ていただいたように、弥富市も含めて交付税がなかったらやっていけないまちになる。しかも、その交付税の割合だとかそういうものがどんどんふえてきていますよね。これなしにしたら、今、私たちのこの愛知県というのは、全国でも一番市町村が元気だと言われているところで、こういう状況になっているわけですから、そんな地方が成り立たないような仕組み。

さらに、国の仕事は防衛、外交だけにして、国民の生活にかかわる教育や福祉は市町村がやると言っていますが、これは国による十分な財政保障があって初めてできることでありまして、その土台を崩すような、とにかく今公務員を減らす、労働者の給料を減らす、これで経費の節約なんていうことをやってあるわけでありまして、これは、将来のまちを支える子供たちを産むこともできない。そして、必要な市町村が行政を進めていくための税金の負担もできない。ましてや国民健康保険、そういうものにそういう人たちがどんどん低収入で流れ込んできて、それを市町が責任を持たなきゃいかんということになれば、絶対に成り立たないことであります。

やっぱり政治の責任は、原発問題、いろんな問題でも明らかであります、国民の命と暮らしを守る、ここにこそあるわけでありまして、国がこの責任を放棄した、あるいは雇用の問題を首切り自由な、今みたいな3時間、4時間の細切れ労働、やりたい放題にしたら国も町も成り立たないということは、最初私が申し上げたこの子供の数字の中にもはっきり出てきております。ぜひこういうことにくみせず、しっかり市民や国民の声を聞いた市政を進めていただくことを強く求めて、討論を終わらせていただきます。

議長（佐藤高君） ほかに討論の方はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

認定第1号は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、認定第1号は原案どおり認定しました。

次に、認定第2号から認定第5号までの4件は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第5号までの4件は、原案どおり認定いたしました。

次に、認定第6号は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、認定第6号は原案どおり認定しました。

次に、認定第7号は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、認定第7号は原案どおり認定いたしました。

~~~~~

日程第20 発議第9号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

日程第21 発議第10号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

日程第22 発議第11号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める  
意見書の提出について

議長（佐藤高清君） この際、日程第20、発議第9号から日程第22、発議第11号まで、以上3件を一括議題とします。

本案3件は議員提案でありますので、提出者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。  
佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

発議第9号国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について、並びに発議第10号愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について。

この問題については、今、日本の国も教育の充実が最も重要な施策の一つであると、こういうように確信をいたしておるところであります。しかしながら、高校生の助成につきまし

ては、公立高校は無償化になったものの、私立高校には助成制度で十分な助成がされていないというところから、退学を余儀なくされたり、いろいろの問題も発生しておるわけであり  
ます。

そうした点で格差の是正ということ、そしてまた県に対しては、この学費と教育条件の公私格差を是正するための特別の措置を求めるものでございます。こうした点についての意見書をそれぞれ関係の機関に提出したいと思うわけであります。

また、発議第11号定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出については、改善をされたというものの、定数問題が今さらに求められる時代を迎えておるわけでございます。そのために、こうした定数改善計画の早期実施を求めて意見書を提出していきたいと思うわけであります。

以上、この3件につきましては、それぞれ関係機関に意見書として提出することを提案を申し上げるわけであります。よろしく御審議お願いいたします。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案3件は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案3件は、原案どおり可決いたしました。

地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~

日程第23 閉会中の継続審査について

議長（佐藤高清君） 日程第23、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、平成24年第3回弥富市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~

午後3時47分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 伊藤 勝 巳

同 議員 川瀬 知 之